





大禮記念

昭和漢文叢書




韓非子新釋
下卷
文學士 平澤東貫著


LIBRARY
MAY - 3 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

韓非子新釋 下卷目次

韓非子新釋　下卷目次終

韓非子新釋 下卷

文學士　平澤東貫　著

難一　第三十六

【叙説】趙襄子が晉陽の戰の後に論功行賞をやつた。其のやりかたに對する韓子の批評である。襄子は戰功そのものよりも臣節を失はざりし者を重く賞せんとしたが、是は功無き者を賞することになるので韓子の立場からは、どうしても排撃せねばならぬ所である。

襄子圍於晉陽中。出圍賞有功者五人。高赫爲賞首。張孟談曰。晉陽之事。赫無大功。今爲賞首。何也。襄子曰。晉陽之事。寡人國危。社稷殆矣。吾群臣無不有驕侮之意者。惟赫子不失君臣之禮。是以先之。仲尼聞之曰。善賞

哉。襄子賞二一人一、而爲二人臣一者莫三敢失二禮矣。

【訓讀】襄子晉陽中に圍まる。圍を出でゝ有功者五人を賞す。高赫賞首たり。張孟談曰く「晉陽の事、赫は大功無し、今賞首爲るは何ぞ」と。襄子曰く「晉陽の事、寡人の國危く、社稷殆し。吾が群臣驕侮の意有らざる者無し。惟だ赫子は君臣の禮を失はず。是を以て之を先にす」と。仲尼之を聞いて曰く「善賞なる哉。襄子一人を賞して、人臣たる者敢て禮を失ふ莫し」と。

【通釋】趙襄子は智伯に攻められ晉陽城中に圍まれたが、やがて敵を破り、圍を解くことが出來た時、功勞ある者五人を賞した。其時高赫が第一等の賞を得た。張孟談は之に就て異議を挾んで云ふには「晉陽の圍を破つた時に高赫は別段の大功も無かつたのに、今第一等の賞を與へたのは何故か」と。趙襄子は之に答へて「晉陽の役には我が國は危急に迫り、社稷も亡びんとした爲に、吾が群臣は皆余に對して驕り侮る心を挾まない者は無かつた。然るに獨り赫子のみは斯の如き際にも、良く余に對して君臣の禮を失はなかつた。是故に赫子を第一に賞したのである」と云つた。仲尼は此の事を聞き及んで、之を批評して云ふには「誠に善き行賞の仕方だ。襄子は僅か一人の高赫を賞した爲に、天下の大臣たる者をして敢て君に對して臣下の禮を失ふことなからしめた」と。

或曰。仲尼不知善賞矣。夫善賞罰者。百官不敢侵職。群臣不敢失禮。上設其法。而下無姦詐之心。如此則可謂善賞矣。使襄子於晉陽也。令不行禁不止。是襄子無國。晉陽無君也。尚誰與守哉。今襄子於晉陽也。知氏灌之。沈竈生鼃。而民無反心。是君臣親也。襄子有君臣相親之澤。操令行禁止之法。而猶有驕侮之臣。是襄子失罰也。爲人臣者。乘事而有功則賞。今赫僅不驕侮。而襄子賞之。是失賞也。明主賞不加於無功。罰不加於無罪。今襄子不誅驕侮之臣。而賞無功之赫。安在襄子之善賞也。故曰。仲尼不知善賞。

訓讀 或ひと曰く「仲尼は善賞を知らず。夫れ善く賞罰する者は、百官敢て職を侵さず。群臣敢て禮を失はず。上其法を設けて下に姦詐の心無し。此の如くなれば、則ち善賞と謂ふべし。襄子をして晉陽に於て令行はれず、禁止まざらしめば、是れ襄子に國無く、晉陽に君無きなり。尚ほ誰と與に守

らんや。今襄子の晉陽に於けるや、知氏之に灌ぎ、沈竈鼃を生ず。而も、民に反心無し。是れ君臣親むなり。襄子君臣相親むの澤有り。令して行はれ、禁じて止むの法を操り、而して猶ほ驕侮の臣有るは、是れ襄子罰を失へるなり。人臣たる者事に乘じて功有れば、卽ち賞す。今赫は僅に驕侮せず、而して襄子之を賞す。是れ賞を失ふなり。明主は賞は無功に加へず。罰は無罪に加へず。今襄子驕侮の臣を誅せず、而して無功の赫を賞す。安んぞ襄子の善賞に在らん。故に曰く、仲尼は善賞を知らず」と。

通釋 或人此の評語を批難して云ふやう「仲尼は善賞と云ふものを知らない。抑も善く賞罰を行ふ場合は、百官は皆其の職を侵さず、群臣も敢て君に對する禮を失はない。又、人主は上に法を定めて、臣下は下に之を遵守して敢て上を詐り、姦邪を爲す心が無い。斯の如くあつてこそ善く賞罰すると謂へるのである。若し襄子が晉陽城の包圍中に在る時、臣下が襄子を侮蔑して命令は遵奉されず、禁ずる所止まずとしたなら、最早襄子には國が無く、晉陽には君主が無いに等しい。斯く爲る上は尙ほ誰と共に晉陽城を守らうや。全く孤立に陷るより外は無い。今襄子が晉陽城に立て籠つた當時を見るに、知伯が城內に水を灌いで、水攻に爲し、竈まで水に浸つて蛙が生ずる程になつたが、民に離反の心の無かつたのは、全く君臣の間が親しかつたからである。斯の如く襄子には君臣相親むの恩澤がある上

に、令すれば行はれ、禁ずれば止むの法權を握りながら、猶ほ襄子に對して驕侮する臣下があつたのは、趙襄子が罰の行ひ方が誤つて居たからである。又人臣たる者が或る事を爲して功績があつた場合に賞すべきものであるのに、今高赫は僅か君に對して驕侮しなかつたからとて襄子が賞したが、是れでは襄子の賞の行ひ方をも誤つたものである。明君は無功の臣に賞を加へること無く、無罪の者に罰を加へることも無い。然るに今襄子は己れに對して驕慢なる臣下を誅罰もせず、又功勞の無い高赫を賞した。此れでは何の意義あつて何處に襄子が善賞したなどと言へることだらう。是をしも善賞と稱する仲尼は善賞の意義を知らぬものである」と。

敍説 此節は晉の平公の師曠に對する寛仁なる態度を批評す。

晉平公與群臣飮。飮酣。乃喟然歎曰。莫樂爲人君。惟其言而莫之違。師曠侍坐於前。援琴撞之。公披衽而避。琴壞於壁。公曰。太師誰撞。師曠曰。今者有小人言於側者。故撞之。公曰。寡人也。師曠曰。啞是非君人者之言也。左右請除之。公曰。釋之以爲寡人戒。

訓讀 晉の平公群臣と飮す。飮酣にして乃ち喟然として歎じて曰く「人君たるを樂ふべき莫し。惟だ其れ言つて之に違ふ莫し」と。師曠前に侍坐す。琴を援き之を撞く。公衽を披いて避く。琴壁を壞る。公曰く「太師誰をか撞く」と。師曠曰く「今、側に小人言する者有り。故に之を撞く」と。公曰く「寡人なり」と。師曠曰く「啞、是れ人に君たる者の言に非ざるなり」と。左右之を除かんと請ふ。公曰く「之を釋け、以て寡人の戒と爲さん」と。

通釋 晉の平公が群臣と酒宴を催し、宴酣なる時平公はためいきをついて感歎して云はるゝやう「人君たるは別に樂はしいことも無いが唯何事でも我が言ふことに違ふものはなく、思ふが儘になることだけである」と。時に樂官の師曠は公の前に侍座して居たが、公の此の言を聞いて、急に琴を操り擧げそれで公を突いた。平公は驚き、ひらりと身をかはして避けた。師曠は盲目で、先が見えぬので、力餘つて琴は壁に中つて壁を壞つた。平公は「太師は誰を撞いたのであるか」と聞くと、師曠は盲目を幸ひ公であることは知らない振を裝ひ云ふやう「今私の側で小人の言を弄する者があつたので其の者を戒めようとして撞いたのです」と。平公が「それは私が言つたのだ」と云ふと、師曠は初めて公の言であつたことを知つた樣に「嗚呼、君の御言葉で御座いましたか。今の言は人君たる者の發す

べき語ではありません」と云つた。左右の臣が壊れた壁を塗らうと申上げると、平公は「其儘にして置け。其れを以て寡人の戒と致さう」と。

語釈 喟然（ためいきをついて歎ずることの形容、論語先進篇に「夫子喟然歎曰、吾與點也」の句あり。）○師曠（晋の樂師にして能く音を審にして、吉凶を占うたと傳へらる。樂師は盲人にして樂に長じたるものを任ず。）○披衽而避（衽は衰際で衽を披くとはひらりと身をかはす時の勢を示す。）○太師（樂官の長を云ふ。）

或曰。平公失君道。師曠失臣道。夫非其行而誅其身。君之於臣也。非其行則陳其言。善諫不聽。則遠其身者。臣之於君也。今師曠非平公之行。不陳人臣之諫。而行人主之誅。舉琴而親其體。是逆上下之位。而失人臣之禮也。

訓読 或ひと曰く「平公は君道を失ひ、師曠は臣道を失ふ。夫れ其行を非として、其身を誅するは、君の臣に於けるなり。其行を非とすれば、則ち其言を陳し、善諫して聴かれざれば、則ち其身を遠くるは、臣の君に於けるなり。今師曠は平公の行を非とし、人臣の諫を陳べず。而して人主の誅

を行ひ、琴を擧げて其體に親づく。是れ上下の位に逆ひ、而して人臣の禮を失ふなり。

通釋 或ひといふ「平公は君たるの道を謬り、師曠は臣たるの道を誤つて居る。一體臣下の行を惡いとして、其身を誅罰するのは、君が臣に對してすべきことであり、君の行が謬つて居るとして、意見を陳べて善く諫めても、聽き入れられない場合は、止むなく其の身を引退くのは、臣が君に對する道である。而るに今師曠は平公の行を不可としながら、人臣の爲すべき善諫もせず、却つて人主の臣下に對して爲すべき誅を自ら君に行ひ、琴を擧て其君の體に迫つたのは、上下の位に逆つて人臣の禮を失つた者である。

夫爲人臣者。君有過則諫。諫不聽則輕爵祿以待之。此人臣之禮義也。今師曠非平公之過。擧琴而親其體。雖嚴父不加於子。而師曠行之於君。此大逆之術也。臣行大逆。平公喜而聽之。是失君道也。

訓讀 夫れ人臣たる者、君過有れば則ち諫む。諫めて聽かれざれば、則ち爵祿を輕んじ、以て之を待つ。此れ人臣の禮義なり。今師曠は平公の過を非とし、琴を擧げて其體に親づく。嚴父と雖も子

に加へず。而して師曠之を君に行ふ。此れ大逆の術なり。臣大逆を行ひ、平公喜んで之を聽く。是れ君道を失ふなり。

通釋　抑も人臣たる者は君に若し過のある時は之を善諫すべきである。諫めても聽き入れられない時は爵位俸祿を返上して、身を辭し、君の悔悟せらるゝを待つのが、人臣の禮儀である。而るに今師曠は平公の言を不可として、善諫もせずに琴を擧げて君の體に迫つた。嚴格な父が子に對してさへ加へない手荒な事を、師曠は臣として君に加へた。此れは誠に大逆無道の道である。斯の如く臣下が己れに對して、大逆を行つたのに、平公は喜んで其言を聽いたのは、正しく平公は君主の道を失つた者である。

故平公之迹不可行也。使人主過於聽而不悟其失。師曠之行亦不可行也。使姦臣襲極諫而飾弒君之道。不可謂兩明。此謂兩過。故曰。平公失君道。師曠亦失臣禮矣。

訓讀　故に平公の迹は行ふべからざるなり。人主をして聽に過ちて、其失を悟らざらしむ。師曠の

行も亦行ふべからざるなり。姦臣をして極諫に襲つて、君を弑するの道を飾らしむ。兩明と謂ふべからず。此を兩過と謂ふ。故に曰く、平公は君道を失ひ、師曠も亦臣禮を失ふ」と。

通釋 故に平公の行迹は君として行ふべきことでない。後の人君が臣下の言を過り聽いて其過失を悟らない事となるからである。又師曠の行迹も臣として行ふべきで無い。後の姦臣が極諫に託して、君を弑するの道の口實となす恐れがあるからである。即ち兩者とも賢明の行と謂はれない。兩者とも過ちと云ふべきである。故に平公は君たるの道を謬り、師曠はまた、臣下の禮を失つたものだといふのである」。

餘論 師曠が盲目なるに託して琴を以て平公を衝いたのは、如何に君に反省を促す方便とはいひ乍ら些と亂暴過ぎる。韓子ならずとも、大義名分の上からいつて非難の餘地は充分ある。師曠の心持ちも平公の人君らしい大度量も理解してやらねばならぬが、其弊害の及ぶ所を考ふる時、韓子が法家の立場より此の批評を下すのも無理はない。

敍説 齊の桓公が萬乘の主たる身を以て、民間の一匹夫に下り、五たび駕を枉げて見えん事を求めた故事に就て、韓子が論難を試みたものである。

齊桓公時有處士。曰小臣稷。桓公三往而弗得見。桓公曰。吾聞布衣之士。不輕爵祿。無以易萬乘之主。萬乘之主。不好仁義。亦無以下布衣之士。於是五往。乃得見之。

訓讀 齊の桓公の時處士有り。小臣稷と曰ふ。桓公三たび往いて、見るを得ず。桓公曰く「吾れ聞く布衣の士は、爵祿を輕んぜざれば、以て萬乘の主を易んずる無し。萬乘の主は仁義を好まざれば、亦以て布衣の士に下る無し」と。是に於て五たび往き、乃ち之を見るを得たり。

通釋 齊の桓公の時に、處士の小臣稷と云ふ人があつた。桓公は三度も訪問しても面會出來なかつたが、尙ほ面會せんとする意志を飜すことなく、自ら勵して「民間の士が大國の君を眼下に易んずる事の出來るのは、爵位俸祿を輕しとするからであるし、萬乘の主は仁義を好まなければまた一匹夫にへり下ることは出來ない。余は仁義を好むが故に、更に布衣の士にへり下るを辭しない」と云つて、斯くて五度往訪して始めて會ふことが出來た。

語釋 處士（官途に仕へざる者。） ○小臣稷（小臣は姓、稷は名。） ○布衣（庶人を云ふ。古は庶人耆老に及び始めて絹綵を著るも他は麻布を用ひる故斯く云ふ。）

或曰。桓公不知仁義。夫仁義者憂天下之害。趨一國之患。不避卑辱。謂之仁義。故伊尹以中國爲亂。道爲宰干湯。百里奚以秦爲亂。道爲虜干穆公。皆憂天下之害。趨一國之患。不辭卑辱。故謂之仁義。

訓讀　或ひと曰く「桓公は仁義を知らず。夫れ仁義は天下の害を憂ひ、一國の患に趨き、卑辱を避けず。之を仁義と謂ふ。故に伊尹は中國を以て亂と爲し、宰と爲るに道りて湯に干む。百里奚は秦を以て亂と爲し、虜と爲るによりて穆公に干む。皆天下の害を憂ひ、一國の患に趨き、卑辱を辭せず。故に之を仁義と謂ふ。

通釋　或人之を評して云ふに「桓公は自ら仁義を好んで、匹夫に下ると云ふが、實は仁義と云ふことを知らないのである。一體仁義とは天下の害を憂慮し、又は、一國の患禍を救はんとして、其身を卑辱の地に置くを厭はないのを謂ふのである。されば伊尹は中國が亂れて居ると爲して、自ら宰夫となつて湯王に仕官を求めて亂を救はんとし、又百里奚は秦を以て亂れて居ると爲して、自ら奴隷と爲つて、穆公に近づくを求めて、之を治めんとしたが、此の兩者は皆天下の害を患ひて、一國の禍

を救はんとして、或は宰夫或は奴隷などの卑辱の地に身を下して憚らなかつた。故に此等の人を以て仁義を行ふ人と謂ふのである。

今桓公以萬乘之勢。下匹夫之士。將與欲憂齊國。而小臣不行見。小臣之忘民也。忘民不可謂仁義。仁義者不失人臣之禮。不敗君臣之位者也。是故四封之內。執禽而朝。名曰臣。臣吏分職受事。名曰萌。今小臣在民萌之衆。而逆君上之欲。故不可謂仁義。仁義不在焉。桓公從而禮之。使小臣有智能而遁桓公。是隱也。宜刑。若無智能。而虛驕矜桓公。是誣也。宜戮。小臣之行。非刑則戮。桓公不能領臣主之理。而禮刑戮之人。是桓公以輕上侮君之俗。教於齊國也。非所以爲治也。故曰桓公不知仁義。

訓讀 今桓公は萬乘の勢を以て、匹夫の士に下る。將に與に齊國を憂へんと欲す。而して小臣見るを行はず。小臣の民を忘るゝなり。民を忘るゝは仁義と云ふべからず。仁義とは人臣の禮を失はず、

君臣の位を敗らざる者なり。是の故に四封の內、禽を執りて朝す。名けて臣と曰ふ。臣吏職を分ち事を受く。名づけて萠と曰ふ。今小臣は民萠の衆に在りて、君上の欲に逆ふ。故に仁義と謂ふ可からず。仁義在らざるに、桓公從つて之を禮す。小臣をして智能有りて桓公を遁れしめば、是れ隱るゝなり。宜しく刑すべし。若し智能無くして、虛しく桓公に驕矜せば、是れ誣ふるなり。宜しく戮すべし。小臣の行は刑に非れば則ち戮なり。桓公臣主の理を領する能はず。而して刑戮の人を禮す。是れ桓公上を輕んじ君を侮るの俗を以て、齊國に敎ふるなり。治を爲す所以に非るなり。故に曰く、桓公は仁義を知らず」と。

通釋 今桓公は身大國の君主の勢位に居りながら、一匹夫の士に頭を下げるのは、其士と與に齊國の政治を圖らんとするからである。而るに一布衣の小臣が之に面接しなかつたのは、小臣が民を治むるの志を忘れたからである。民の事を忘れたのでは、仁義と云ふ譯には行かない。仁義と云ふものは、人臣の禮を失はないで、君臣の位を亂さないものである。是の故に四境の內にて禽を贄として持ち、參內する者を名づけて臣と云ひ、臣吏が職を分擔して事を掌るを稱して萠と云ふのであるが、今此の小臣は民萠の群に在つて、君上の欲する所に逆ふのであるから、決して仁義と謂ふ事は出來ない。

斯の如く彼の行は仁義では無いのに、桓公は彼の處に趨いて敬禮を執つた。若し此の小臣が立派な智能を有して居りながら、桓公に用ひらるゝことを避けたとするならば、是れ其の才能を隱蔽して役立てないのであるから、其罪によつて處刑すべきである。若し眞に智能がないのに、虚勢を示して桓公に驕り高ぶつたのなら、才能の無いくせに有る樣に誣ひ僞つたのであるから、誅戮すべきである。斯の如く小臣の行は何れにしても罰せらるゝか、誅せらるゝかを免れない。然るに桓公は、君臣の道を領得しないで、此の當然刑戮すべき人を禮遇した。此れでは桓公は上を輕んじ、君を侮る風習を以て、齊國の人々に教へるやうなもので、國を治める道ではない。故に桓公は眞に仁義を知る者では無いと云ふのである」。

語釋 宰（宰夫、料理番。） ○虜（捕虜、古へは捕虜となつた者は奴婢として使役され賤業に服す。） ○執レ禽（古へ人に初めて見ゆる時手土産として禽鳥を持し謁を請ふのを禮とした。） ○萠（氓と同じく民のことである。）

餘論 此の韓非の論は、桓公の仁義を知らないのを論じたものであるが、此の評裏に含まるゝ韓非の意は正に隱士の排すべきを説くことにある。韓非の獨善の士、巖窟の士の惡むべきを說いたところは甚だ多い。何れも國家國君に取り無用の長物で、時として政敎に妨となると爲して、之を排するの

であるが、此の論に於ては特に仁義說を之に附して說く所は注意すべきである。仕へざるを以て不仁義と爲すの說は論語にも多く見え、陽貨篇に陽貨が「懷其寶而迷其邦可謂仁乎」と問へるに對して孔子が「不可」と答へたのや、微子篇に荷蓧丈人に對して子路をして「不仕無義、長幼之節不可廢也、君臣之義如之何其廢之、欲潔其身而亂大倫、君子之仕也行其義也。」と云はしたものなどは此の小臣稷に對する韓非の論と似たところがある。然し孔子の論の如きは決して何處までも仕へない隱君子を追求して責める態度は無く、却つて伯夷叔齊の如きは「仁を求めて仁を得たり」と稱揚して、仁者なりと許して居る。此の點韓非と大いに異なる所で、韓非に於ては如何なる美行善績があつても、其れが君に仕へて君主の用を爲さないものは之を排して治國に益無きものとするのである。

靡笄之役。韓獻子將斬人。郤獻子聞之。駕往救之。比至則已斬之矣。郤子因曰。胡不以徇。其僕曰。曩不將救之乎。郤子曰。吾敢不分謗乎。

訓讀 靡笄の役に韓獻子將に人を斬らんとす、郤獻子之を聞き駕し往いて之を救はんとす、至る比

ひ、則ち已に之を斬れり。郄子因つて曰く「胡ぞ以て徇へざる」と。其の僕曰く「曩に將に之を救はんとせずや」と。郄子曰く「吾れ敢て謗を分たざらんや」と。

通釋 靡笄山の戰爭に、晉の韓獻子が將に人を斬らうとした時、其の人は殺す程の罪でなかつたので、郄獻子が之を聞きつけ、馬車を驅つて往つて之を救はんとしたが、到着した時には已に之を斬つて了つて居た。其處で郄子は斬つて了つた以上仕方が無いと思つて「早く其の者の罪を軍中にふれ示すがよい」と云つた。此れを郄子の下僕が聞いて不審に思つて「前には此の者を救つてやる御考ではありませんでしたか、今之を軍中に徇へよと謂ふは何故ですか」と尋ねると、郄獻子は「たとひ其の人が罪が無くとも、已に殺して了つた以上仕方ない、其の無罪を斬つた不明の謗を君公御一人に歸したくない故、吾が身も其の謗を分擔しようとするのである」と答へた。

語釋 靡笄之役（靡笄は齊の山名、山東省、濟南府治にある、靡笄之役は晉の御克齊を此處に伐つたのである、此處の說話は左傳成公二年の條に見える。）○徇（人を刑せる場合其の罪名を衆に聲明して衆人の戒となす事。）

或曰。郄子言不可不察也。非分謗也。益謗也。韓子之所斬也。若罪人則不可救。救罪人。法之所以敗也。法敗則國亂。若非罪人而不可勸之以徇。勸

之以徇。「是重不辜也。重不辜。民所以起怨者也。民怨則國危。郤子之言。非危則亂。不可不察也。

訓讀　或ひと曰く「郤子の言は察せざるべからず。誹を分つに非るなり。誹を益すなり。韓子の斬る所、若し罪人なれば、則ち救ふべからず。罪人を救ふは法の敗るゝ所以なり。法敗るれば則ち國亂る。若し罪人に非ざれば、之に勸むるに徇を以てすべからず。之に勸むるに徇を以てするは、是れ不辜を重ぬるなり。不辜を重ぬるは民の怨を起す所以の者なり。民怨めば則ち國危し。郤子の言は危に非れば則ち亂なり、察せざるべからざるなり。

通釋　或人此の事を評していふ。「郤子の言は良く考察して見なければならぬ。彼は韓獻子と誹を分つのだと云つて居るが、實際は誹を分つのでは無く、却つて韓獻子の非難を益したものである。韓子の斬り殺した者が若し罪ある者であるならば、當然罰すべきで、之を救ふべきでない。罪人を赦すことは法の亂れる所以で、法が亂るれば隨つて國内も亂れる。若しまた罪人で無いならば、之を斬つて更に衆にふれ出すことを勸むべきでない。無罪を斬つた上に更に衆にとなへるのは、是れ罪無き者を二

重に責めることゝなる。かゝる亂暴なことをやるのは民に上を怨む心を起させる所以である。民が上を怨む樣では國は危きに陷る。されば郄子の言は、國を危ふくするか、さもなければ國を亂すものである。簡短に首肯することはできぬ。よく〳〵考察すべきである。

且韓子之所斬若罪人。郄子奚分焉。斬若非罪人、則已斬之矣。而郄子乃至。是韓子之謗已成。而郄子且後至也。夫郄子曰以徇、不足以分斬人之謗。而又生徇之謗。是何言分謗也。昔者紂爲炮烙。崇侯惡來又曰。斬涉者之脛也。奚分於紂之謗。

訓讀 且つ韓子の斬る所、若し罪人ならば、郄子奚ぞ分たん。斬るところ若し罪人に非れば、則ち已に之を斬りて、而して郄子乃ち至る。是れ韓子の謗已に成り、而して郄子且つ後れて至るなり。夫の郄子以て徇せよと曰ふは、以て人を斬るの謗を分つに足らず。而して又徇の謗を生ず。是れ何ぞ謗を分つと言はんや。昔紂は炮烙を爲る。崇侯惡來又曰く『涉者の脛を斬れ』と。奚んぞ紂の謗を分たんや。

通釋 且つ韓獻子の斬つた人が若し罪人であれば郄子は何も謗を分つに及ばない（謗が無い筈であるから）。若し罪人でなかつたなら既に斬つて了つた所へ、郄子が來たのであるから、韓子が不辜を斬るの謗は已に出來上つて居る所へ郄子が後れて來たので、如何とも爲し難いのであるのに、郄子は衆にとなへよと勸めた。此れでは無罪の人を斬つた謗を、連帶して受ける事の出來ないのみならば、無罪の者を殊更衆にとなへと云つた謗を新に增すのである。何うして謗を分つと云はれよう。昔殷の紂王は炮烙の刑と云ふ慘虐な罰を爲したが、佞臣の崇侯、惡來の徒が、冬の朝、水を徒渉する者の脛を斬れと勸めたが、是は寧ろ謗を益しこそすれ、決して紂の謗を分つことにはならない。郄子の場合も此れと同じ理である。

且民之望於上也甚矣。韓子弗得。且望郄子之得之也。今郄子俱弗得。則民絕望於上矣。故曰。郄子之言非分謗也。益謗也。且郄子之往救罪也。以韓子爲非也。不道其所以爲非。而勸之以徇。是使韓子不知其過也。夫下使民絕望於上。又使韓子不知其失。吾未得郄子之所以分謗者也。

訓讀　且つ民の上に望むや甚し。韓子得ざれば且に郄子の之を得るを望まんとす。今郄子も俱に得されば、則ち民は上に絕望す。故に曰く、郄子の言は謗を分つに非ざるなり。謗を益すなり。且つ郄子の往いて、罪を救ふや、韓子を以て非と爲す。其の非たる所以を道はずして、之に勸むるに徇を以てす。是れ韓子をして其の過を知らざらしむるなり。夫れ下民をして上に絕望せしめ、又韓子をして其失を知らざらしむ。吾れ未だ郄子の謗を分つ所以の者を得ざるなり」。

通釋　且つ民が上に向つて正しい處置を望むことは、甚だ切實である。韓子の爲す所が道を得なければ、せめて郄子が道に適つた事を爲して吳れゝばよいと望むのに、今郄子までも共に道に外れた事をすれば、民は上に對して絕望して、反亂も爲し兼ねまい。されば郄子の謂つた言は謗を分つどころか却つて謗を益すものである。且つ郄子が往つて罪せらるゝ者を救はんとしたのは、韓子の爲す所を非と認めたからである。然るに其の何故非なるかを申上げもせずに、却つて之を徇へよと勸めたのは、韓子をして己れの過を覺らせないのである。斯の如く下人民には上に對して絕望させ、韓子には過を覺らしめないところを見ると、郄子が謗を分つと云ふ譯が自分には受け取れない所である」。

語釋　炮烙（本と炮格と書き二義ある。一は此處の例の如く銅柱に膏を塗つて炭火の上に渡して罪人に其の上を踏ませ、火中に墜ちるのを紂が妲己と之を見て喜んだ、酷刑であり、他は喩老篇に紂爲二肉圃一設二炮格一とある例の如く、飲食奢侈の意味の場合である。即ち銅

格を爲つて火を下に布いて、肉を取つて格上に炮つて食べる事である。）　〇斬涉者之脛（尙書泰誓孔子傳によれば冬の朝、水を徒涉する者あり、其の脛よく寒さに甚へるを見ると云つて脛を斬つて視ることで、紂が炮烙の酷刑は熱さに堪ゆるを視る爲なりと思はせんと圖つたものである。）

桓公解管仲之束縛而相之。管仲曰。臣有寵矣。然而臣卑。公曰。使子立高國之上。管仲曰。臣貴矣。然而臣貧。公曰。使子有三歸之家。管仲曰。臣富矣。然而臣疏。於是立爲仲父。霄略曰。管仲以賤爲不可以治國。故請高國之上。以貧爲不可以治富。故請三歸。以疏爲不可以治親。故處仲父。管仲非貪。以便治也。

【訓讀】桓公、管仲の束縛を解いて之を相とす。管仲曰く「臣寵有り。然り而して臣卑し」と。公曰く「子をして高國の上に立たしめん」と。管仲曰く「臣貴し。然り而して臣貧し」と。公曰く「子をして三歸の家有らしめん」と。管仲曰く「臣富む。然り而して臣疏し」と。是に於て立てゝ仲父と爲す。霄略曰く「管仲は賤を以て、以て國を治むべからずと爲す。故に高國の上を請ふ。貧を以て、以て富

を治むべからずと爲す。故に三歸を請ふ。疏を以て、以て親を治むべからずと爲す。故に仲父に處る。管仲は貪に非ず。以て治に便にするなり」と。

通釋 齊の桓公が管仲の罪を許して、其の繩目を解いて重用して宰相としたが、管仲は或る時桓公に申上ぐるやう「私は君の御寵愛は充分得て居りますが、門地が卑しう御座います」と。桓公は「それならば足下を齊の上卿の高氏・國氏の上に立たせよう」と云つて其の通りにすると、管仲は更に「私の身分は貴くなつたが、貧しう御座います」と云ふと、桓公は「然らば足下に三歸の家の富を與へん」と云つて、其の通りに致すと、管仲はまた「私の富は充分になりましたが、尙ほ私と公家との關係は疏遠で御座います」と申上げたので、桓公は是に於て管仲を立てゝ仲父とした。霄略が之を評して曰ふには「管仲は賤しい身分では國を治めることが出來ないと思つたので、請うて高國兩氏の上に立つたのであり、又身から貧者であつては富者を治めることが出來ないと思つたので、請うて三歸の家を得、又其の身公室に疏遠では、君の親近者を治め正すことは出來ないと思つたので、請うて仲父の位に處つたのであつて、管仲は決して徒に富貴を貪つたのでなく、國の政治を行ふの便を圖つて爲したのである」と。

語釋　管仲之束縛（桓公が未だ位に立たないで小白と稱した時、鮑叔が其の傅となり、莒に居り桓公の兄弟の子糾は魯に居り管仲が其の傅となり、共に齊に入つて襄公の後を繼いで、位に立たんことを爭つた。その時管仲は莒の道を遮つて、小白を射て帶鉤に中てた。後小白位に立つに及んで管仲は束縛せられて魯より齊に護送されたが鮑叔は管仲と舊交があり、其賢を揚げて之を桓公に薦めたので、桓公もまたよく舊怨を捨てゝ、其の束縛を解いて宰相としたのである。）○三歸之家（此れと同じ說話外儲說左下篇の傳五にあろ、詳細は其處で見られよ。）

或曰。今使臧獲奉君令詔卿相。莫敢不聽。非卿相卑而臧獲尊也。主令所加。莫敢不從也。今使管仲之治不緣桓公。是無君也。國無君不可以爲治。若負桓公之威。下桓公之令。是臧獲之所以信也。奚待高國仲父之尊而後行哉。當世之行事都丞之下徵令者。不避尊貴。不就卑賤。故行之而法者。雖巷伯信乎卿相。行之而非法者。雖大吏詘乎民萌。今管仲不務尊主明法。而事增寵益爵。是非管仲貪欲富貴。必闇而不知術也。故曰。管仲有失行。霸略有過譽。

訓讀　或ひと曰く「今臧獲をして君令を奉じて、卿相に詔げしむれば、敢て聽かざる莫し。卿相卑く

して、臧獲尊きに非るなり。主令の加はる所、敢て從はさる莫きなり。今管仲の治をして桓公に緣らざらしめば、是れ君無きなり。國に君無きは以て治を爲すべからず。若し桓公の威を負ひて桓公の令を下さば、是れ臧獲の信ぜらるゝ所以なり。奚ぞ高國仲父の尊を待つて後行はれんや。當世の行事都丞の徵令を下す者、尊貴を避けず、卑賤に就かず。故に之を行つて法ある者は、巷伯と雖も卿相に信ぜらる。之を行つて法に非る者は、大吏と雖も民萌に詘す。今管仲は主を尊び法を明にするを務めず。而して寵を增し、爵を益すを事とす。是れ管仲富貴を貪欲するに非ずんば、必ず闇にして術を知らさるなり。故に曰く、管仲に失行有り、胥略に過譽あり」と。

通釋 或人之を評して謂ふ「今假りに奴婢をして君の命令を奉じて之を卿相に申し詔げさせたならば、誰しも其の命令を聽き入れない者は無い。此れは固より卿相が賤しくて奴婢が尊いのでは無い。惟だ君主の命令である場合敢て從はない譯に行かないのである。今管仲の政治が主君の桓公の威勢に緣らないで、自分勝手に爲すなれば君が無いのも同樣である。一國に君主が無い樣では、立派な國治はしかれない。若し桓公の勢位に緣つて、桓公からの命令を臣下に下すならば、奴婢が致しても信奉せられるのである。何も高國や仲父の如き尊貴を待つて後、行はれると云ふわけのものではない。現

時の事務を行ふ官や小都の屬吏は上よりの徴命を布告するに當つては、尊貴の者だからとて之を避け、卑賤の者だからと云つて之を遂行する事は無い。斯く尊卑を別たずに徴命を行使するので、其れが法に叶つて居るものなれば、宮中の宦官の如き者が行使しても、卿相に信奉されるが、若し非法を行はんとすれば、大官であつても庶民にさへ屈するものである。然るに今管仲は君主を尊崇して、國法を明にして、民をして信奉せしめることを務めずに、己れ一個の寵愛を深め、爵祿を益すことを事とするが、是れは自己の富貴を貪つたのでなければ、必ず闇愚にして治者の術に通じなかつたので、何れにしても決して譽むべき事でない。故に余は管仲の行は過つて居り、胥略が又之を治に便にしたのであると譽めたのも過りであると」云ふのである。

語釋 臧獲(奴婢。) ○行事都丞(行事は事務を行使する小官、都丞は小都邑の屬員。) ○巷伯(奄とも云ひ宮中の事を掌る宦官なり。)

餘論 此の説話は外儲左下傳五にも引かれて居るが、彼處では君上の寵光にも節度が無ければ上を侵し、君に偪るに至る故、人主の心すべき事だとして擧例し、桓公を相けて齊を覇たらしめた大功臣と云はれる管仲も人主を侵偪し、桓公功業を成せる聲名は却つて管仲に歸するに至る結果となつたのは桓公の寵恩に節度なきに因する事を示し、孔子の語に託して、管仲の上を侵偪するの罪を鳴らした

が、此の節では管仲の行爲は決して政治に便せるもので無く、却つて法治を敗るもので、何等譽むべき點なしと非難せるもので、前者とは非難の要點を異にする者である。韓非が管仲に對する態度は常に峻嚴に過ぎる嫌があるが、一自己の法治論ばかりで之を律するに急なる爲勢然らざるを得ないのである。孔子が論語に於て管仲は禮を知らず、儉ならず、決して仁者と許す程では無いが、兵車を用ひずして諸侯を九合し、天下を一匡した功は、仁の道に違つては居ないと賞した。如何にも仁者らしい態度に比ぶれば、韓子の論難が慘礉少恩と謂はれても致し方はあるまい。

韓宣王問於樛留。吾欲兩用公仲公叔。其可乎。樛留對曰。昔魏兩用樓翟。而亡西河。楚兩用昭景。而亡鄢郢。今君兩用公仲公叔。此必將爭事而外市。則國必憂矣。

訓讀 韓の宣王樛留に問ふ「吾れ公仲公叔を兩用せんと欲す。其れ可ならんや」と。樛留對へて曰く「昔魏は樓翟を兩用して西河を亡ひ、楚は昭景を兩用して鄢郢を亡へり。今君公仲公叔を兩用せば、此れ必ず將に事を爭つて外市せんとす。則ち國必ず憂あらん」と。

通釋 韓の宣王が樛留に問ふやう「吾れ今公仲と公叔とを二人ながら並び任用せんと思ふが宜しいだらうか」と。樛留對へるやう「昔し魏王は樓緩と翟黄とを並び用ひた爲に、西河の地を失つたし、楚王は昭氏と景氏とを並び用ひた爲に、鄢と郢との地を失ひました。今君も公仲と公叔を兩用したならば、彼等は必ず爭ひを起して、外國と交つて各々己が利を得んとして韓國を亂る事になるでせう」と。

語釋 外市（外國に賄賂を行使して、その力を利用すること市は「取り引き」といふ程の意。）

或曰。昔者齊桓公兩用管仲鮑叔。成湯兩用伊尹仲虺。夫兩用臣者國之憂。則是桓公不霸。成湯不王也。湣王一用淖齒而身死於東廟。主父一用李兌。減食而死。主誠有術。兩用不爲患。無術兩用。則爭事而外市。一則專制而刼弑。今留無術以規上。使其主去兩用一。是不有西河鄢郢之憂。則必有身死減食之患。是樛留未有善以知言也。

訓讀 或ひと曰く「昔齊の桓公は管仲鮑叔を兩用し、成湯は伊尹仲虺を兩用す。夫れ臣を兩用する者國の憂ならば、則ち是れ桓公は霸たらず、成湯は王たらざるなり。湣王は一に淖齒を用ひて身東廟に死し、主父は一に李兌を用ひて食を減じて死す。主誠に術有らば兩用するも患を爲さず。術無くして兩用すれば則ち事を爭うて外市す。一なれば則ち專制して刦弑す。今留は術の以て上を規する無く、其の主をして兩を去り、一を用ひしむ。是れ西河鄢郢の憂あらざれば、則ち必ず身死し食を減ずるの患有らん。是れ樛留未だ善く以て言を知る有らざるなり」と。

通釋 或ひと之を評して云ふやう「昔齊の桓公は管仲と鮑叔とを並び用ひたし、殷の湯王は伊尹と仲虺とを並び任用した。若し二人の臣を並び任用する事が國の害となるならば、桓公は諸侯に霸をとなへることは出來ないし、湯王も桀王を滅して王者と爲ることは出來ない筈である。而るに何れも兩用しながら霸王となることが出來たのであるから、必ずしも國の害となるものではない。之に反して、齊の湣王は專ら一人の淖齒を任用して、却つて筋を擢かれ、東廟に死し、又趙の主父は專ら一人の李兌を任用して、却つて李兌の爲に食を減され、餓死して了つたのである。之によつて見れば、人主が眞に術を執り行ひさへすれば、臣を兩用しても國の患害とならない。之に反して術を執らないで

兩用すれば爭を起して、互に外國に交つて外力を借り私利を圖り、國を危くするし、若しまた術なくして一人を專用すれば、權勢を專ら手中に收めて、遂に君を弑虐するに至るのである。今樛留は術を以て上を正すことをしないで、徒に其君に、兩用するを避けて一人を專用することを勸めたが、是れでは西河鄢郢を失つた魂楚の憂があるか、或は身死し滅食の戮を受けた湣王、主父の如き患あるか、どちらかを免がれないだらう。されば樛留はまだ善く君に對ふる言を知つて居るとは云はれない」と。

餘論 以上何れも故事を擧げ或は之に對する古人の評を揭げて案を設け、韓非が之に對して縱橫に評を下し論駁を加へ其の主義とする法權の確立と勢術の運用との肝要なる所以に歸納するに力め、盛んに兩刀論法を用ひ何人をも一讀首肯せしむるの筆力を備へて居る。

難二　第三十七

敍説　此の篇も前篇と同じく韓非が法術論の立場から故人の事跡言行に就て論評を下したもので全篇は七節より成る。第一節は齊の景公に對し宰相晏子が刑罰を輕減すべきことをほのめかしたのは術を知らないものだと論難せるものである。

景公過晏子曰。子宮小且近市。請徙子家豫章之圃。晏子再拜辭曰。且嬰家貧。待市食。而朝暮趨之。不可以遠。景公笑曰。子家習市。識貴賤乎。是時景公繁於刑。晏子對曰。踴貴而履賤。景公曰。何故。對曰刑多也。景公造然變色曰。寡人其暴乎。於是損刑五。

訓讀　景公晏子を過りて曰く「子の宮小にして且つ市に近し。請ふ子の家を豫章の圃に從さん」と。晏子再拜して辭して曰く「且つ嬰の家貧なり。市を待つて食ふ。而して朝暮之に趨く。以て遠さかる

べからず」と。景公笑つて曰く「子の家市に習ふ。貴賤を識るか」と。是の時景公刑に繁なり。晏子對へて曰く「踊は貴くして履は賤し」と。景公曰く「何の故ぞ」と。對へて曰く「刑多ければなり」と。景公造然として色を變じて曰く「寡人其れ暴なるか」と。是に於て刑を損すること五。

通釋　齊の景公が晏子の家に立寄つて曰はれるやう「足下の邸宅は餘り狹小であつて、其の上市場にも近く善い處でないから、豫章の御苑に徙して上げたいと思ふ」と。晏子は君の此の仰せを聞いて再拜して辭退して「私の家は貧困で、市場の物の供給を待つて生活して居るのですから、朝晩市場に出かける必要があるので、餘り市場から遠くへ住む譯には參りません」と申上げると、景公は笑つて曰はれるには「足下の家ではそんなに市場で品物を買ひ慣れて居るならば、物價の高下も知つて居るか」と。是の當時景公は刑罰を繁多にして居たので晏子は之を覺し諫めんとして「刖の刑に處せられた者の履く屨が價貴くて、普通の人の履く屨が價が廉いのです」と申上げると、景公は「其れは何うした譯か」と尋ねられたので、晏子は「處刑される人が多いので、踊の需要が多いからです」と對へたので、景公は驚き愀ひ、顏色を變へて「寡人の處罰は餘り暴虐に失するだらうか」と云つて、此の時刑法の個條五種を除き去つた。

語釋 且嬰家貧（上の且の字は王先愼は臣の誤ならんと云ふ。）○踴（刖刑を受けたる者の履く履である。）

或曰。晏子之貴踴。非其誠也。欲便辭以止多刑也。此不察治之患也。夫刑當無多。不當無少。無以不當聞。而以太多說。無術之患也。敗軍之誅。以千百數。猶北且不止。即治亂之刑如恐不勝。而姦尚不盡。今晏子不察其當否。而以太多爲說。不亦妄乎。夫惜草茅者耗禾穗。惠盜賊者傷良民。今緩刑罰。行寬惠。是利姦邪而害善人也。此非所以爲治也。

訓讀 或ひと曰く「晏子の踴を貴ぶは其誠に非るなり。便辭以て多刑を止めんと欲するなり。此れ治を察せざるの患なり。夫れ刑當れば多きこと無く、當らざれば少きこと無し。當らざるを以て聞すること無く、而して太だ多きを以て說く。術無きの患なり。敗軍の誅は千百を以て數ふるも、猶ほ北げ且つ止まらず。即ち亂を治むるの刑勝たざるを恐るゝが如し。而して姦尚ほ盡きず。今晏子其當否を察せずして太だ多きを以て說を爲す。亦妄ならずや、夫れ草茅を惜む者は禾穗を耗し、盜賊を惠む

者は良民を傷る。今刑罰を緩うし、寛惠を行ふは、是れ姦邪を利して、善人を害するなり。此れ治を爲す所以に非ざるなり。

〔通釋〕或人之を評していふ「晏子が刖者の屨が貴いと云つたのは、事實を云つたのではなく、姑く此の方便の辭を假りて、刑の多過ぎるのを止めんとしたのであつて、治道をよく察しないところから陷つた過である。抑も刑罰は罪狀に當箝つて居れば、如何に多い樣でも決して無駄に多過ぎるのではない。之に反して刑罰が罪狀に箝つて居ないならば、如何に少い樣でも、猶多いのである。今晏子は刑罰の當否を考へずに、惟だ刑が多過ぎますと君に說いたのは、法術に暗いところから陷つた過である。敗軍の場合には誅を加へること千百と云ふ多數に上つても、逃走して止まない。卽ち亂を治める時の刑は多きに勝へないのを恐れる程にしても、尙ほ姦邪は盡きないのである。然るに今晏子は刑の當否を察しないで、惟だ刑罰が多過ぎると說いたのは、如何にも事理に暗い妄說ではないか。一體草や茅の樣な害物を惜んで除かなかつたなら、大切な禾の穗を害して收獲を損耗するし、盜賊を憐み惠を加へて逃がしたなら、善良な民に害を與へると同じく、今罪ある者の刑罰を緩めて惠を加へたならば、惡人を利して善人を害するものであつて、決して國の平治を爲す道ではない。

【餘論】晏子の刑罰を減損せんとしたことの當否は其當時の事情を詳密に考へた上でなければ、俄に判定はできない。然し景公と問答に見はれただけの事實に本づいて判斷すれば韓子の論難に十分の道理を認めざるを得ない。

齊桓公飲酒醉遺其冠。恥之。三日不朝。管仲曰。此非有國之恥也。公胡其不雪之以政。公曰善。因發囷倉賜貧窮。論令圄出薄罪處三日而民歌之曰。公胡不復遺冠乎。

【訓讀】齊の桓公酒を飲み醉うて其冠を遺す。之を恥ぢ、三日朝せず。管仲曰く「此れ國を有つものゝ恥に非るなり。公胡ぞ其れ之を雪ぐに政を以てせざる」と。公曰く「善し」と。因つて囷倉を發し、貧窮に賜ひ、令圄を論じ、薄罪を出す。處ること三日にして民之を歌つて曰く「公胡ぞ復た冠を遺さざるや」と。

【通釋】齊の桓公は酒を飲み、醉の餘り冠を遺したので、之を恥ぢて三日も朝廷に出なかつた。管仲は之を諫めて曰ふには「此位の事は一國の君の恥とすべきことではない。君には之を恥と思召さば宜

しく善政を施して其不名譽を雪がれるがよい」と。桓公は「尤だ」と云つて、米倉を開いて貧窮者に頒つてやり、牢獄に繋がれて居る者の罪を取調べて輕罪の者を出獄させた。かくして三日も經つと、人民は之を喜んで、謳歌して「我君にはまた冠を遺して下されば宜しいに」と曰ふやうになつた。

語釋　囷倉（穀類を藏むる倉。囷は外圍の圓形を爲せるもの。）　○囹圄（牢獄。）

或曰。管仲雪桓公之耻於小人。而生桓公之耻於君子。使桓公發囷倉而賜貧窮。論囹圄而出薄罪。非義也。不可以雪耻。使之而義也。桓公宿義。須遺冠而後行之。則是桓公行義。非爲遺冠也。是雖雪遺冠之耻於小人。而亦遺宿義之耻於君子矣。且夫發囷倉而賜貧窮者。是賞無功也。論囹圄而出薄罪者。是不誅過也。夫賞無功則民偸幸而望於上。不誅過則民不懲而易爲非。此亂之本也。安可以雪耻哉。

訓讀　或ひと曰く「管仲桓公の耻を小人に雪ぎ、而して桓公の耻を君子に生ず。桓公をして囷倉

を發して、貧窮に賜ひ、令圄を論じて薄罪を出すをして、義に非らしめば、以て恥を雪ぐべからず。之をして義ならしめば、桓公義を宿め、遺冠を須ちて而して後之を行ふ。則ち是れ桓公義を行へるは、冠を遺すが爲に非るなり。是れ遺冠の恥を小人に雪ぐと雖も、而も亦宿義の恥を君子に遺す。且つ夫れ囷倉を發して貧窮に賜ふは、是れ功無きを賞するなり。令圄を論じて薄罪を出すは、是れ過を誅せざるなり。夫れ功無きを賞すれば則ち民偷幸して上に望み、過を誅せざれば則ち民懲りずして非を爲し易し。此れ亂の本なり。安んぞ以て恥を雪ぐべけんや」と。

通釋 或人之を評して云ふ「管仲は桓公の恥を小人の間には雪いだけれども、桓公をして君子に對して恥を生ぜしめたものである。桓公に米倉を開いて貧窮者に賜はしめ、また牢獄の人を取調べて輕罪人を釋放させたことが、義理に背いて居るならば、管仲は桓公に遺冠の恥を雪がしめる考でも、實際は不義を行ふ譯で、恥を雪ぐことは出來ない。若し此の囷倉を發き令圄を論ずることが義に合する事であるとしたら、桓公は其れまで義を行ふを怠つて居て、冠を遺すのを須つて然る後義を行つたのである。して見れば桓公が義を行つたのは冠を遺したから、之を雪ぐ爲に義を行つたのでは無く、怠つて居た義を遂行する爲である。此れでは冠を遺した恥を小人の間に雪ぐことが出來ても、其れまで

義を怠つて居たと云ふ恥を君子の間に遺すことになる。其上米倉を開いて貧窮者に與へると云ふことは、徒に功無き者に賞を與へることであり、又牢獄の人を取調べて輕罪者を放免する事は、罪過ある者を罰しない譯になる。斯の如く無功の者を賞すれば、民は僥倖を希つて上より之を得んとし、又過ある者を罰しなければ、民は懲りずにまた罪惡を犯すことになる。斯くては亂亡の基とこそなれ、到底恥を雪ぐことなどできるものでない」と。

餘論　桓公が自分の醜態を恥かしがつて、テレ隱しにやつた仁惠は、之をさう眞面目に論議すべきことでもあるまい。たゞ如何なる些事をでも治國の具として利用することを忘れなかつた名宰相管子の心遣ひを一面に見ると共に、又如何なる鎖談をも信賞必罰主義を高調する材料に利用せんとした韓子の面目を察すべきである。

昔者文王侵孟克莒擧酆。三擧事而紂惡之。文王乃懼。請入洛西之地。赤壤之國方千里。以請解炮烙之刑。天下皆說。仲尼聞之曰。仁哉文王。輕千里之國而請解炮烙之刑。智哉文王。出千里之地而得天下之心。

訓讀 昔者文王は、盂を侵し、莒に克ち、酆を擧ぐ。三たび事を擧げて紂之を惡む。文王乃ち懼れ、請うて洛西の地、赤壤の國方千里を入れ、以て炮烙の刑を解かんことを請ふ。天下皆說ぶ。仲尼之を聞いて曰く「仁なる哉文王。千里の國を輕んじ、而して炮烙の刑を解かんと請ふ。智なるかな文王。千里の地を出して、天下の心を得たり」と。

通釋 昔周の文王は盂を侵略し、莒に克ち、酆邑を取り、三度戰爭を興して、皆勝ちたる爲、殷の紂王に惡まれたので、文王は之を懼れ、洛水の西方の沃壤なる地、千里四方を紂王に獻じて、其代償として、紂王の暴虐なる炮烙の刑を廢止せられんことを請うたので、天下の人は皆之を感謝し喜んだ。孔子は之を聞いて賞讚して云ふやう「文王は誠に仁者なるかな千里の國を惜しいと思はず、民の苦を除かんとして、炮烙の酷刑を廢せんと請うた。文王は又智者なるかな千里の大地を拋ちて、却つて天下の人心を收めた」と。

語釋 侵レ盂（盂は邘國であつて周本紀には邘に作る。邘は盂に通用する故此處に盂としたのである。）○莒、酆（莒は毛詩に旅と謬る。孟子に引く詩には莒に作る、密の屬國である。酆は崇國の地であつて文王は武功既に擧り崇侯を伐つて邑を酆に築いたのであつた。）○赤壤之國（赤壤は赤土の肥沃なる地。）○炮烙（說明前にあり。）

或曰。仲尼以二文王一爲レ智也。不二亦過一乎。夫智者。知二過難之地一而辟レ之者也。是

以身不及於患也。使文王所以見惡於紂者。以其不得人心耶。則雖索人心以解惡可也。紂以其大得人心而惡之已。又輕地以收人心。是重見疑也。固其所以桎梏囚於羑里也。鄭長者有言。體道無爲無見也。此最宜於文王矣。不使人疑之也。仲尼以文王爲智。未及此論。

訓讀　或ひと曰く「仲尼文王を以て智と爲すや、亦過ならずや。夫れ智者は過難の地を知りて之を辟くる者なり。是を以て身患に及ばざるなり。文王の紂に惡まるゝ所以の者をして、其人心を得ざるを以てならしめんか、則ち人心を索めて以て惡を解くと雖も可なり。紂はその大いに人心を得るを以て、之を惡むのみ。又地を輕んじ、以て人心を收む。是れ重ねて疑はるゝなり。固より其桎梏して羑里に囚はるゝ所以なり。鄭の長者言へる有り。『道を體して、爲す無く、見す無し』と。此れ最も文王に宜し。人をして之を疑はしめざるなり。仲尼文王を以て智と爲すは、未だ此の論に及ばざるなり。」

通釋　或人此を評して曰く「仲尼が文王を以て智者と爲したのは如何にも過つて居るではないか。一體智者と云ふものは危難の場合をチヤント洞察して、之に罹らない様にウマク避ける者であるから、

常に禍を身に受けないものである。若し文王が紂王に惡まれたのは、民心を收め得なかつたからだと云ふならば、殊更民心を得んとして其憎しみを解くのも良いが、此の場合には紂王は文王が餘り人心を收め過ぎたので、之を恐れて惡んだのであるから、決して此れ以上民心を得る樣なことはすべきでないのに、文王は更に千里の地をも輕んじて、民心を收めることを爲した。此れでは益々紂王から反逆を疑はれるのも尤もである。これでは桎梏を受けて羑里に幽閉せられるのも固より止むを得ない。鄭の長者は『虛靜なる道を體得して、何事も爲すこと無く、己が智慮を見すな』と云つたが、此の言は文王に取つては最も適した訓言である。此の言の如くに無爲を守れば、人から疑はれる氣づかひが無い、然るに仲尼が文王を智者なりとして賞めてゐるのは、未だ此の鄭の長者の說く論點に氣付かないもので、淺薄な評である。

【語釋】桎梏（罪人を拘束する道具で桎は足かせ、梏は手かせ。）〇羑里（今の河南省湯陰縣の北九里に故址あり、殷の紂王周の文王を此處に拘禁す。）〇鄭長者（春秋の末鄭に賢人あり、著一篇、其の人德高く事に通ずるを以て鄭長者と號したと云はれる。今漢書藝文志に鄭長者一篇の目がある。）

【餘論】文王のやりかたが果して此の話の如くであつたなら韓子が文王の爲に明哲保身の道を說くも尤もな次第である。然し韓子自身が始皇の疑惑を解き得ずに死んだものだから後世から見れば釋迦に

說法の皮肉を感ずるが、韓子の立つた難局に立つたなら果して何人か能くその難を避け得たであらう。單に事の成敗を以て速斷することはできぬ。

晉平公問叔向曰。昔齊桓公九合諸侯。一匡天下。不識臣之力也。叔向對曰。管仲善制割。賓胥無能削縫。隰朋善純緣。衣成。君舉而服之。亦臣之力也。君何力之有。師曠伏琴而笑之。公曰。太師奚笑也。師曠對曰。臣笑叔向之對君也。凡爲人臣者。猶炮宰和五味而進之君。君弗食。孰敢強之也。臣請譬之。君者壤地也。臣者草木也。必壤地美然後草木碩大。亦君之力也。臣何力之有。

訓讀　晉の平公叔向に問うて曰く「昔齊の桓公諸侯を九合し、天下を一匡す。識らず臣の力なりや」と。叔向對へて曰く「管仲は善く制割し、賓胥無は能く削縫し、隰朋は善く純緣し・衣成りて君擧げて之を服す。亦臣の力なり。君何の力か之れ有らん」と。師曠、琴に伏して之を笑ふ。公曰く

か之れ有らん」と。

君は壤地なり。臣は草木なり。必ず壤地美にして、然る後草木碩大なり。亦君の力なり。臣に何の力

の五味を和して、之を君に進むるがごとし。君食はざれば孰か敢て之を强ひんや。臣請ふ之を譬へん。

「太師奚をか笑ふ」と。師曠對へて曰く「臣叔向の君に對ふるを笑ふ。凡そ人臣たる者は、猶ほ炮宰

通釋 晉の平公は或時叔向に問うて曰ふやう「昔齊の桓公が諸侯を糾合し天下を一統したのは、其の臣下の力でありませうか」と。叔向之に對へて曰ふやう「譬へば之を衣服を造る事を以て曰ふならば、管仲は善く布の寸法を割り出して裁斷し、賓胥無はよく手加減して裁縫し、隰朋がよく裝飾の縁つけをして、愈〻衣服が出來上つた物を、桓公はソツクリ之を身に着けたので、全く臣下の力で出來たので、桓公に何の働もあつたのでは無い」と。側に居た師曠が之を聞いて、琴の上に身を伏せて笑つたので、平公は「太師は何故其樣に笑ふか」と尋ねた。師曠は對へて云ふやう「私は只今叔向が君のお問に對へたのを笑つたのであります。凡そ人の臣下たる者は料理番が五味を鹽梅して、食物を調理して之を主君に差上げる樣な者で、君がそれでも召上らなければそれ迄で、其を無理に强ひ進めることは出來ない。今私が一つの譬を以て申上げる、主君は土壤の如きもので、臣下は此の

土壤の上に生長する草木の如きものであつて、必ず土壤が先づ肥沃であつて、始めて草木が長大充實するのです。斯の如き次第であるから、桓公の霸業も亦君の力であつて、臣に何等の力もありません」と。

語釋 制割（布の寸法を割り出し一一裁斷をすること。）○削縫（裁縫に當りて其の闕けたる所を彌縫し、其の惡き所を除去して手加減を加へる。）○純緣（純もまた緣に一最後に衣服の飾りの緣を付け仕上げること。）○炮宰（炮は庖と同じく炮宰は料理番なり。）○五味（普通に酸苦甘辛鹹を云ふ。）

或曰。叔向師曠之對。皆偏辭也。夫一匡天下。九合諸侯。美之大者也。非專君之力也。又非專臣之力也。昔者宮之奇在虞。僖負羈在曹。二臣之智。言中事。發中功。虞曹俱亡者何也。此有其臣而無其君者也。且蹇叔處虞而虞亡。處秦而秦霸。非蹇叔愚於虞而智於秦也。此有君與無君也。向曰臣之力也。不然矣。

訓讀 或ひと曰く「叔向、師曠の對は皆偏辭なり。夫れ天下を一匡し、諸侯を九合せるは美の大な

る者なり。專ら君の力に非るなり。又專ら臣の力に非るなり。昔者宮之奇虞に在り、僖負羈曹に在り。二臣の智、言へば事に當り、發すれば功に中るに、虞曹倶に亡ぶるは何ぞや。此れ其臣ありて其君無き者なり。且つ蹇叔は虞に處り、而して虞亡び、秦に處り、而して秦覇たり。蹇叔虞に愚にして、秦に智なるに非るなり。此れ君有ると君無きとなり。向の臣の力なりと曰ふは然らず。

通釋 或人之を評して云ふやう「叔向と師曠の對は皆各々一方に偏つたる論である。天下を一匡し、諸侯を九合したのは、大いに目覺しい功績ではあつたが、此れは專ら君一人の力でもなければ、又臣下のみの力でもない。昔宮之奇は虞國に臣となり、僖負羈は曹國に仕へて居つて、此の二人の臣は共に優れた智者であり、其論議する所はよく事理に中り、其謀を實施すれば、よく功績を擧げる事が出來たのに、虞國も曹國も共に亡びてしまつたのは何に因るかと云ふに、此れは立派な臣下のみあつても、優れた君主が無かつたからである。尚又蹇叔は虞に仕へた處が虞は亡び、秦に仕へた處が秦は覇を唱へたけれども、此れは何も蹇叔が虞に處る時は愚者であつて、秦に仕へた時に智者になつたのでは無い。唯だ明君が居つたのと、居らなかつたのに因るのである。之によつて見れば叔向が桓公の覇業を遂げたのは臣下の力だと云ふのは當らない。

語釋　蹇叔處レ虞（呂氏春秋に百里奚が虞に居りて虞亡び、秦に處りて秦霸たるの語ある爲に古來多く蹇叔を百里奚の誤となす、されど史記に秦の繆公蹇叔を宋に迎ふの語あれば必ずしも誤ではない。處レ虞の虞は本を干に作る荀子勸學篇楊倞註に干越猶レ言二呉越一とあり、干は呉と同じ、而して呉と虞とは古く同聲通用する故干は虞のことである。今虞に作るに從ふ。）

昔者桓公宮中二市。婦閭二百。被髮而御婦人。得管仲爲五伯長。失管仲得豎刁。而身死蟲流。出戸不葬。以爲非臣之力也。且不以管仲爲霸。以爲君之力也。且不以豎刁爲亂。昔晉文公慕於齊女而忘歸。舅犯極諫。故使得反晉國。故桓公以管仲合。文公以舅犯霸。師曠曰。君之力也。又不然矣。凡五霸所以能成功名於天下者。必君臣倶有力焉。故曰。叔向師曠之對。皆偏辭也。

訓讀　昔者桓公宮中に二市、婦閭二百あり。髮を被むりて婦人に御たりしも、管仲を得て五伯の長と爲る。管仲を失ひ豎刁を得て、身死し蟲流れ戸を出でゝ葬られず。以て臣の力に非ずと爲さば、且に管仲を以て霸と爲らざらんとす。以て君の力と爲さば、且に豎刁を以て亂を爲さざらんとす。昔、晉

の文公齊女を慕うて歸るを忘る。舅犯極諫す。故に晉國に反るを得しむ。故に桓公は管仲を以て合せ、文公は舅犯を以て覇たり。師曠、君の力なりと曰ふは又然らず。凡そ五覇の能く功名を天下に成す所以の者は、必ず君臣倶に力有り。故に曰く、叔向師曠の對へは皆偏辭なり」と。

〔通釋〕昔桓公は宮中に二個處の市場を設けて、其中に婦女の居る門閭二百あり。桓公は冠も被らずに、婦人の爲に車を御して、此處を遊行して居つて、管仲を得て之を相として、國政を委せて、五覇の長となつたが、一度び管仲死し、不肖の豎刁を得て之に任せた爲に、國は亂れ、桓公は身死して、尸蟲が涌き出し、戸外に這ひ出す程になる迄、葬禮も行はれない仕末となつてしまつた。若し國の治亂が臣の力に因らないとすれば、桓公が管仲を得たからと云つて、覇者となる筈はないし、又全く君の力だとすれば、豎刁を任用したからと云つて、國の亂れる筈が無いのである。又昔晉の文公は齊の婦人を慕つて國に歸るのを忘れたが、舅犯が極諫した爲に、晉國に歸ることが出來た。斯の如く齊の桓公は管仲の御陰で諸侯を九合する事が出來たし、晉の文公は舅犯の御陰で覇者となる事が出來たのである。然るに師曠は之を全く君の力であると云ふのは當らない。凡そ五覇が能く功名を天下に成し得たのは、何れも皆君と臣との力が與つて居るのである。叔向と師曠の對へは何れも一方に偏

つた不當な說であると云ふのである」と。

【語釋】婦閭二百（婦女を置く門閭で後世の娼家の如きものである。）○五覇（齊の桓公、宋の襄公、晉の文公、秦の穆公、楚莊王を春秋五覇と云ふ。）

【論】此の節は叔向と師曠との平公に對ふる所共何れも一方に偏して公正でないことを指適したもので、いかにもと首肯出來る常識的な平凡な論である。

【敍說】此の節に齊の桓公を非難攻擊したものである。前にも述べた通り管仲は嘗て公子糾と共に桓公に對して弓を引いた人、桓公に取つては憎い怨敵であつた。然るに後鮑叔の推薦により釋然として舊怨を捨てゝ之を許し、其人傑たるを認めて深く之を信任し、遂に仲父と呼んで敬愛し國家の事、大小と無く盡く之に一任した。桓公の管仲に對する此の態度は流石五覇第一の雄だけあつて其寛仁宏量は見上げたものであると謂ふのが千古の通論でもあり、桓公自身も此の點は心中大に得意として居つた所であらう。處が韓非は之を痛烈に論難し終に「桓公は闇主なり」と斷定して居る。

齊桓公之時。晉客至。有司請禮。桓公曰告仲父者三。而優笑曰。易哉爲君。一曰仲父。二曰仲父。桓公曰。吾聞君人者。勞於索人。佚於使人。吾得仲父

已難矣。得仲父之後。何爲不易乎哉。」

訓讀 齊の桓公の時、晉の客至る。有司禮を請ふ。桓公仲父に告げよと曰ふこと三たび。而るに優笑うて曰く「易い哉君たること、一にも仲父と曰ひ二にも仲父と曰ふ」と。桓公曰く「吾聞く、人に君たる者は、人を索むるに勞し、人を使ふに佚すと。吾仲父を得るは已に難かりき、仲父を得たる後、何すれぞ易からざらんや」と。

通釋 齊の桓公の時、晉國の使者が齊にやつて來た。そこで接待係の者が如何なる儀禮を以て待遇すべきかに就いて君の指圖を請うたら、桓公は其の事なら仲父に相談せよと曰はれた。次で又君の指圖を請ふと、やはり仲父に相談せよと曰はれ、斯くの如きこと三回に及んだ。すると側に居つた道化者が笑つて曰ふには「何と樂なことだらう君主の職務といふものは、一にも仲父、二にも仲父と曰つて一切仲父に任せて置けばよいのだから」と。桓公之に對して辯解して曰ふには「余はかう聞いて居る、人に君たる者は自分の輔佐たる可き人物を索めるには苦勞するが、其の代り、一旦適當な人物を索め得たら、之を使ふには樂である可きであると。余が仲父といふ輔佐役を得るには已に骨が折れた、その代り仲父を宰相に立てた後は樂をするのも當然ではないか」と。

語釋　優（王侯の殿中に居て歌謔（クワイギャク＝おどけ）をいつたり、滑稽な姿態を演じたりして人を笑はせる役を務める者。）　○易哉爲君（「君タルハ難シ」と云ふのが古來の諺である、それで「易哉」の語が一種の皮肉になるのである。）

○勞於索人、佚於使人（荀子王覇篇に「人ニ君タルモノ之ヲ索ムルニ勞シ而シテ之ヲ使フニ休ス」とあり、墨子にも之に似た語句が見えて居り刑名家以外の一般の學者の認めた議論だらう。）

餘論　以上が議論の資料たる史上の事實を述べたもの、次の或曰以下が韓非の評論である。

或曰。桓公之所應優。非君人者之言也。桓公以君人爲勞於索人。何索人爲勞哉。伊尹自以爲宰干湯。百里奚自以爲虜干穆公。虜所辱也。宰所羞也。蒙羞辱而接君上。賢者之憂世急也。然則君人者無逆賢而已矣。索賢不爲人主難。且官職所以任賢也。爵祿所以賞功也。設官職。陳爵祿。而士自至。君人者奚其勞哉。

訓讀　或ひと曰く、桓公の優に應ふる所は人に君たる者の言に非ざるなり。桓公は人に君たるを以て、人を索むるに勞すと爲す。何ぞ人を索むるに勞すと爲さん哉。伊尹は自ら以て宰と爲りて湯に干め、百里奚は自ら以て虜と爲りて穆公に干む。虜は辱とする所なり。宰は羞とする所なり。羞辱を蒙

りて而も君上に接するは、賢者の世を憂ふること急なればなり。然らば則ち人に君たる者は賢に逆ふ無き而已。賢を索むるは人主の難きことたらず。且官職は賢に任ずる所以なり。爵祿は功を賞する所以なり。官職を設け、爵祿を陳ねて而して士自ら至る。人に君たる者奚ぞ其れ勞せん哉。

通釋　或る人が曰ふに「桓公が道化者に應へた語は人に君たる者の言論として適當なものではない。桓公の考に依れば人君たる者は輔佐たる人物を索むるに苦勞す可きものだと云ふのであるが、人物を索めるに何で苦勞など要るものか。昔伊尹は自ら進んで料理人にまでなり下つて殷の湯王に任用されることを求め、百里奚は自分から進んで捕虜の身と爲つて秦の穆公の親任を求めた。捕虜となることは士人の恥辱とする所、料理人たることは君子の潔しとしない所である。斯く辱かしめを蒙むることも厭はず君主に接近しようとするのは賢者の此の世を憂へ之を救はうとする情が急切であるがためである。斯様に賢者は君主の方で索めずとも自ら進んで君主に用ひられようと、大に力めてゐるのであるから、君主たるものは賢者の進路を妨げさへしなければ、それでよいのである。賢者を捜しあてることは決して君主にとつて困難なことではない。

且、官職は賢者を任用し之を待遇する道具であるし、爵祿は功勞を賞する方法である。此の官職の

榮を設け、此の爵祿の利を示して置けば、人物は之に引かされて自ら來るのである。人君たる者何で苦勞など要るものか。

語釋 伊尹・百里奚(說難篇に說明した。) ○無逆賢而已矣(賢者に逆らふこと無く、賢者の意を遂げしめればそれでよいのである。一說に逆を、ムカフルと訓み、只君主が賢者を迎へないから賢者を得ないのだと解す。前說が妥當だ。)

餘論 人物を得ること決して困難に非ずと論ず。而して其の方法は名譽と利得とを以て誘ふに在りと云ふのである。之に對しては隨分異論が有らう。第一に眞の人物は果して名利に誘はれて集るかどうか、淸廉の士は卑俗な名利を厭うて却て逃れ去りはしないか。第二に利慾に由て集まれる者は利慾に由つて離叛する者だが之を如何にするか。第一に對して、韓非は斯樣に辯明するつもりだらう、卽ち名譽も利得も欲しくない樣な普通外れの人間などは極めて少數なもので、天下の大勢を觀る場合には考に入れなくてもよいと。第二に對しては別に方法があるから大丈夫と云ふのである。次の段は其の方法である。

使人又非所佚也。人主雖使人。必以度量準之。以刑名參之。事遇於法則

行不遇於法則止。功當其言則賞。不當則誅。以刑名收臣。以度量準下。此不可釋也。君人者焉佚哉。

訓讀 人を使ふは又佚する所に非ざるなり。人主人を使ふと雖も、必ず度量を以て之を準じ、刑名を以て之を參ず。事、法に遇へば則ち行ひ、法に遇はざれば則ち止む。功、其の言に當れば則ち賞し、當らざれば則ち誅す。刑名を以て臣を收め、度量を以て下を準す。此れ釋つ可からざるなり。人に君たる者焉ぞ佚せん哉。

通釋 人を使ふことも、又桓公の思ふ樣に樂なものでない。人主は大權に據つて人を使ひはするが、常に法度を示して臣下の行動を正し、刑名の術を用ひて臣下の言行を參照す可きである。即ち事、法度に適つて居れば、それを行ひ、法度に適はなければ之を止め、臣下の功が其の言ふ所と一致すれば賞し、一致しなければ之を罰するのである。斯樣に刑名の術を以て臣下を取締り、法度を示して群臣を正す。此の努めは君主の寸時も等閑にすることが得ないのである。人君たる者、どうして〳〵樂なもんか。

語釋　度量（法度の意味。）　○準（標準を示して正しく從はせること。）

餘論　人を索むるに苦勞しない代り、人を使ふには常に心の緩む隙も無く警戒しなければならぬ。是が法家のやりかたの缺點であり、少くとも人情誰しも快しとしない方法である。然し韓非の考に依れば、是は最も實際的で又間違ひの無い方法だと言ふのである。

索人不勞。使人不佚。而桓公曰勞於索人。佚於使人者不然。且桓公得管仲又不難。管仲不死其君。而歸桓公。鮑叔輕官讓能而任之。桓公得管仲又不難明矣。

訓讀　人を索むるに勞せず、人を使ふに佚せず。而るに、桓公、人を索むるに勞し、人を使ふに佚すと曰ふは然らず。且、桓公の管仲を得たるは又難からざりき。管仲は其の君に死せずして、桓公に歸し、鮑叔は官を輕んじ能に讓りて之に任ぜり。桓公の管仲を得たる、又難からざりしこと明かなり。

通釋　それで人を索むるには一向骨は折れず、人を使ふ場合にこそ、却々樂はできないものである。而るに桓公が人物を索むるに骨を折り人を使ふには樂をすべきものだ、と曰ふのは誤つて居る。

且、桓公が管仲を臣下とし得た經過を觀るに、實際困難ではなかつたのである。管仲は其の君公子糾の爲に殉死せずして、桓公に歸服したし、又叔鮑は自分の官位を捨てることを何とも思はずに、有能の士たる管仲に讓り、宰相の職を之に渡したのである。かく桓公の管仲を得た事實を考察して見ても、やはり困難でなかつたことは明かである。

餘論 上來一般論として論じたことを、更に桓公の場合の事實に照して論證しようとするのである。

已得管仲之後。奚遽易哉。管仲非周公旦。周公旦假爲天子七年。成王壯。授之以政。非爲天下計也。爲其職也。夫不奪子而行天下者。必不背死君而事其讎。背死君而事其讎者。必不難奪子而行天下。不難奪子而行天下者。必不難奪其君國矣。管仲公子糾之臣也。謀殺桓公而不能。其君死。而臣桓公。管仲之取舍。非周公旦可知也。若使管仲大賢也。且爲湯武。湯武桀紂之臣也。桀紂作亂。湯武奪之。今桓公以易居其上。是以桀紂之行。

居湯武之上、桓公危矣。若使管仲不肖人也。且爲田常。田常簡公之臣也。而弑其君。今桓公以易居其上。是以簡公之易居田常之上也。桓公又危矣。

訓讀　已に管仲を得たるの後、奚遽ぞ易からんや。管仲は周公旦に非ず。周公旦は假に天子たること七年、成王壯にして之に授くるに政を以てせり。天下の爲に計るに非ざるなり。其の職の爲にせるなり。夫、子より奪ひて天下に行はざる者は、必ず死君に背いて其の讎に事へず。死君に背いて其の讎に事ふる者は、必ず子より奪うて天下に行ふことを難らず。子より奪うて天下に行ふことを難らざる者は、必ず其の君の國を奪ふことを難らず。管仲は公子糾の臣なり。桓公を殺さんと謀りて能はず。其の君死して而して桓公に臣たり。管仲の取舍、周公旦に非ざること知る可きなり。若し管仲をして大賢ならしめんか、且に湯武たらんとす。湯武は桀紂の臣なり。桀紂亂を作して、湯武之を奪ふ。今、桓公易きを以て其の上に居る。是、桀紂の行を以て、湯武の上に居るなり。桓公危し。若し管仲をして不肖人ならしめんか、且に田常たらんとす。田常は簡公の臣なり。而るに其の君を弑す。今

桓公易きを以て其の上に居る。是、簡公の易きを以て田常の上に居るなり。桓公又危し。

通釋 已に管仲を得た後に於て、之に君たる者の務めは何で容易であるものか。管仲は周公旦の如き人物ではない。周公旦は、武王崩じて其の子の成王の幼かつた爲、假に天子の權を握つて國政を行ふこと七年、成王が壯年なるに及んで政權を成王に授け、政權に對する野心などは露程も有たなかつた。又天下の爲に考へて成王に授けたのでもない。(周公が天下に君臨すればもつと天下の爲に好かつたかも知れない。)只攝政たる職務の當然として此の擧に出でたのである。抑も幼弱の君より權力を奪うて政を天下に行ふことを、やらうと思へば得る地位に居ても、敢てしないだけの良心を有つた人格者は、死君に背いて其の讎に事へることは斷じて爲ないし、死君に背いて其の讎に事へる樣な鐵面皮の者は必ず幼君より權を奪うて天下に政を行ふことをも、やり兼ない者である。幼君より權を奪うて天下に政を行ふ事を敢てする程の奴は、必ず其の君の國を奪ふことをも亦やり兼ない者である。さて管仲は舊公子糾の臣であつて、嘗て桓公を殺さうと企てゝ失敗し、其の君たる公子糾が、桓公の要求に由つて殺されたのに、管仲はその桓公の臣となつた。して見れば管仲の進退は周公旦の如き公明なものでないことは明かである。そこで今若し假に管仲を大賢者だとするならば、殷の湯王、周の

武王の如き行動をするだらう。

湯王・武王は桀王・紂王の臣であつたが、桀・紂が虐政をやつて天下を亂した時、其の國を奪うて自ら君となつたのである。然るに今、桓公は「君たること容易だ」との考を有つて油斷をして管仲の上に居る。是は恰も桀紂の無謀な行をやりつゝ湯武の上に君臨してゐる樣なものである。何時、國を奪はれるかも知れない。桓公は危險千萬である。若し又管仲を德少い不肖人だと假定するならば、田常の樣な行動をなすであらう、田常は簡公の臣であるのに其の君を弑したのである。又桓公は容易の觀をなして安心して其の上に居る。是は簡公と同樣な向ふ見ずの安心を抱いて、田常の如き危險人物の上に居る樣なものである。桓公はやゝ、やはり危い。

語釋　奚遽（奚遽は何遽、庸詎などと同じく二字でナンゾと訓む。）　○周公旦假爲二天子一七年、成王壯授之以レ政（周公攝政の事情は史記周本紀に「武王崩ズ、太子誦代リテ立ツ、是ヲ成王ト爲ス、成王少シ、周初メテ天下ヲ定ム、周公諸侯ノ畔カンコトヲ恐ル、乃チ政ヲ攝行シテ國ニ當ル（中略）周公政ヲ行フコト七年、成王長ズ、周公政ヲ成王ニ反シ北面シテ臣ノ位ニ就ク」と述べて居る。）　○難（憚る、即ち躊躇し遠慮すること。）　○湯武・桀紂（湯武は殷の湯王と周の武王、桀紂は夏の桀王と殷の紂王のこと、夏の桀紂が德政を務めず百姓を苦しめたので湯王兵を率ゐて之を伐つて、桀王鳴條に走り、遂に放れて死んだ、そこで湯王は天子の位に即き夏に代つて天下を治めた。殷の紂王は淫虐無道で民の心を失つた時、武王天命を奉じて之を伐ち、遂に殷に代りて天子となつて、湯武放伐は支那の革命の濫觴である。）　○田常（田常簒奪のことは二柄篇でのべた。）

餘論　「管仲之取舍非周公旦」の下に原本には、「未可知也」とあり、そのまゝでは意味が通らぬので

張榜は「非周公旦亦以明矣。然其賢與不賢未可知也。」と云ふべきだと說き、王先愼は此の說を是として居る。成る程、斯樣にすれば意味が頗る明瞭となるが、盧文弨の曰ふ樣に「未」の字を除いたゞけでも意味はとれるので、今それに依つて置いたのである。

管仲非周公旦以明矣。然爲湯武與田常未可知也。爲湯武有桀紂之危。爲田常有簡公之亂也。已得仲父之後。桓公奚遽易哉。若使桓公之任管仲。必知不欺己也。是知不欺主之臣也。然雖知不欺主之臣。今桓公以任管仲之專。之借豎刁・易牙。蟲流出戸而不葬。桓公不知臣欺主與不欺主已明矣。而任臣如彼其專也。故曰。桓公闇主。

訓讀 管仲の周公旦に非ざること以に明かなり。然れども湯武たると田常たるとは未だ知る可からざるなり。湯武たらば、桀紂の危有らん。田常たらば、簡公の亂有らん。已に仲父を得たるの後、桓公奚遽ぞ易からん哉。若し桓公の管仲に任ずる、必ず己を欺かざるを知れりとせしめば、是主を欺か

ざるの臣を知るなり。然れども主を欺かざるの臣を知ると雖も、今桓公管仲に任じたるの專を以て、豎刁・易牙に借し、蟲流れて戸より出でゝ而も葬られず。桓公、臣の主を欺くと主を欺かざるとを知らざるは已に明かなり。而も臣に任ずること彼が如く其れ專なり。故に曰く桓公は闇主なりと。

通釋 管仲が周公旦の如き人格者でないことは前述の通り已に明かである。然し湯武の如き賢者であるか、田常の如き不肖者であるかは、未だ判らぬ。若し管仲が前者であるとすれば、桓公は桀紂の如く放伐に遭ふ危險有り、管仲若し後者であるならば、桓公は簡公の如く亂に死するの恐れ有る道理である。已に管仲を得た後だつて、桓公は如何して樂であるものか。

それとも、若し桓公が管仲を信任したのは已を欺かないことを見拔いてやつたに違ひ無いと假定するなら、桓公が主を欺かない臣を判別するの見識を有つて居つたことになる。然し、管仲の場合には主を欺かぬ臣下を判別し得たと假定しても、今桓公が管仲一人を信任したと同樣に豎刁・易牙にも氣をゆるして之を用ひ、其の爲に戸蟲生じて戸から這ひ出しても、葬られない樣な悲慘な終末を演じたことから考へると、桓公が臣の主を欺かない者とを見別ける見識の無かつたことは已に明かである。而も桓公は臣下を任用するに只盲目的に專任すること彼の程度に及んだ。かるが故に余は斷定する。桓公は

闇愚な君であると。

【語釋】以明矣（以は已に通じ、スデニと訓す。）○若使云々（使は假定の意味に用ひる。假に云々とするならの義。）

【餘論】韓非が嘗て曰つた「人主ノ患ハ人ヲ信ズルニ在リ。人ヲ信ズレバ則人ニ制セラル。」（備内篇）と。何と奇拔な思ひ切つた言ひ方だらう。然し韓非が刑名之術を主張する立脚地は常に此に存するものと見るべきである。已に人君たるものは「人を見たら泥棒と思ふ」可きだと主張する以上は、獨り管仲ばかりでなく、何人をでも信用してはならぬ次第だ。今、韓非が管仲と桓公との關係を論ずるに當つても「人を見たら泥棒と思へ」といふ持論を主張しようとする心理が多分に働いて居るから、管仲の心術を批評するにも自ら酷で、又もや公子糾の爲に殉死しないで、其の讐である所の桓公にオメ〱と事へた舊疵を引張りだし、おまけに周公旦の人格と比較對照して、管仲をしてグウの音も出ない樣にコキ下して了つたのである。然し前にも言つた通り、管仲の手腕の點に於て、又其の功業の偉大なる點に於て、韓非が之を崇敬してゐたことは勿論で、一面に於て崇敬して措かないにも拘らず、此の酷評を加へるのは、人君が臣下を信用するの弊を警告せんとする熱誠の迸りである。此の篇を讀むには、是だけの理解を有つて特に其の後半に罩められた筆力の程を玩味すべきである。

敍説 此の節李克の部下が會計報告の際、歳入が多かつたのを疑つて免職した事に對して、形名法術の立場より論難したものである。

李克治中山。苦徑令上計而入多。李克曰。語言辨。聽之說。不度於義。謂之窕言。無山林澤谷之利而入多者。謂之窕貨。君子不聽窕言。不受窕貨。子姑免矣。

訓讀 李克。中山を治む。苦徑の令計を上りて入多し。李克曰く「語言辨なれば之を聽きて說ぶも、義に度らざれば、之を窕言と謂ふ、山林澤谷の利無くして入ること多き者は、之を窕貨と謂ふ。君子は窕言を聽かず。窕貨を受けず。子姑く免ぜん」と。

通釋 李克が中山を治めて居たとき、管下の苦徑と云ふ地の縣令が、會計報告を上つたところが歳入が甚だ多かつたので、李克が云ふやう「言語巧に說いて之を聞く者に悅ばれても、其の言が義に照して中つて居ないものは、之を窕言と曰ひ、山林や澤谷から得らるゝ利潤が無いのに、而も收入の多いのを窕貨と云ふが、君子は此の窕言を聽き入れる事なく、窕貨を受けぬものだ。汝は今此處に計を

奉ずるに窕貨を以てしたから、姑く汝の官を免ずることにしよう」と。

語釋 計（歳計即ち歳末に年中の收支會計其他の報告を上司に差出すこと。）○窕言（空虚人を欺くの言。）○山林澤谷之利（山林より出づる木材、川澤より獲らるゝ水産物などの利益。）

或曰。李子設辭曰。夫語言辨。聽之說。不度於義者。謂之窕言。辨在言者。說在聽者。言非聽者也。則辨非說者也。所謂不度於義。非謂聽者。必謂所聽也。聽者非小人則君子也。小人無義。必不能度之義也。君子度之義。必不肯說也。夫曰言語辨。聽之說。不度於義者。必不誠之言也。

訓讀 或ひと曰く、李子辭を設けて曰く「夫れ語言の辨なる、之を聽きて說ぶも、義に度らざる者は、之を窕言と謂ふ」と。辨は言ふ者に在り、說ぶは聽く者に在り。言ふは聽く者に非るなり。則ち辨は說ぶ者に非るなり。謂はゆる「義に度らず」とは、聽く者を謂ふに非ず。必ず聽かるゝ所を謂ふなり。聽く者は小人に非れば則ち君子なり。小人には義無し。必ず之を義に度る能はざるなり。君子は之を義に度る、必ず肯て說ばざるなり。夫れ言語の辨なる、之を聽きて說ぶも、義に度らずと曰ふは、必ず

不誠の言なり。

【通釋】或人曰ふやう「李克は辭を設けて語言は巧にして、聽く者が之を悅んでも義に合はないものは、之を窕言と謂ふものだ」と云つたが、巧辯なのは言ふ人の方に在る、悅び滿足するのは聽く方の人に在り。語言する者は聽く者とは異ふから、巧辯者は悅ぶ人とは別人である。彼が謂はゆる義に度らずと云ふのは、聽者のことを云ふのではなくて、必ず聽かれる所の事實に就て謂ふのである。然るに、語言を聽く者は、必ず小人か君子か、何れかであるが、小人は自ら義を行して居ないから、辯者の言辭を己が義を以て照し度る事は出來ない。君子なれば之を義に度ることは出來るが、度れば決して此の巧辯を悅びはしない。されば、彼が言語が辯巧で聽く者之を悅ぶも、義に度らないと云つたのは、條理の立たない不誠の言である。

入多之爲二窕貨一也、未レ可二遠行一也。李子之姦、弗二蚤禁一、使レ至二於計一。是遂レ禍也。無三術以知而入多。入多者穰也。雖二倍入一將奈何。擧レ事愼二陰陽之和一、種レ樹節二四時之適一。無二早晩之失、寒溫之災一、則入多。不下以二小功一妨中大務上、不下以二私欲一害中人

事。丈夫盡於耕農。婦人力於織紝。則入多。務於畜養之理。察於土地之宜。六畜遂。五穀殖。則入多。明於權計。審於地形。舟車機械之利。用力少致功大。則入多。利商市關梁之行。能以所有致所無。客商歸之。外貨留之。儉於財用。節於衣食。宮室器械。周於資用。不事玩好。則入多。入多皆人爲也。若天事風雨時。寒溫適。土地不加大。而有豐年之功。則入多。人事天功。二物者皆入多。非山林澤谷之利也。夫無山林澤谷之利入多。因謂之窕貨者無術之言也。

訓讀 入多きを窕貨と爲すは、未だ遠行すべからず。李子の姦、蚤く禁ぜずして計に至らしむ、是れ禍を遂げしめしなり。術の以てその入多きを知る無し。入多きは穰なり。倍入と雖も將た奈何せん。事を擧げて陰陽の和に愼ひ、樹を種ゑて四時の適を節にし、早晩の失、寒溫の災無ければ、則ち入ること多し。小功を以て大務を妨げず。私欲を以て人事を害せず。丈夫は耕農に盡し、婦人は織紝に力

むれば、則ち入多し。畜養の理を務め、土地の宜しきを察し、六畜遂げ、五穀殖すれば、則ち入多し。權計を明にし、地形を審にして、舟車機械の利、力を用ふること少くして、功を致すこと大なれば、則ち入多し。商市關梁の行を利し、能く有る所を以て無き所に致す。客商之に歸し、外貨之に留まり、財用に儉し、衣食に節し、宮室器械資用に周し、玩好を事とせざれば、則ち入多し。入多きは皆人爲なり。若し天事において風雨時あり、寒溫適し、土地大を加へずして豐年の功有れば、則ち入多し。人事天功二物は皆入多し。山林澤谷の利のみに非るなり。夫れ山林澤谷の利無くして入多き、因りて之を寵貨と謂ふは無術の言なり。

通釋　單に收入が多いからと云つて、之を虛僞の財貨と爲すの說は、まだ廣く通じない說である。李克が姦邪を早く禁じないで、歲計を奉る迄放任して置いたのは、つまり過を遂げしめたことになり、其の收入の增加を察知するの術を知らなかつたからである。元來收入の多いのは五穀が豐穰なるが爲である。五穀豐穰であれば倍の收入があつても、何等妨はあるまい。農事を行ふに陰陽の和に順適して爲し、樹木を種ゑるに四時の適當な期節に合ふやうにして、早きに失したり、晚きに失したりせず。熱さ寒さの害を受けなかつたなら、必ず收入は多くなる。又、小利の爲に大功を妨ぐることなく、一

個人の私欲の爲に、他人の仕事を妨げず。兵役土木の事などに煩はされず。男子は耕作に精勤し、婦人は紡績機織に努めれば、自然に收入は多くなる。又、牧畜の事に力め、地味の宜しきを考察して、六畜が繁殖し五穀が豐熟すれば、隨つて收入は多くなる。又、權量の計算を明かにして、收支を密かにし、地形を明かに察して、舟車機械の利用によつて、勞力が少くて功績が多く擧がれば、收入は多くなる。又、市場や關門橋梁等の道路を便利にして、有無交易をはかれば、他國よりの旅商も集り、外國の貨財も入つて來る樣になり、其の上財用を儉約し、衣食も節約して住宅や諸具が必要だけ充分あり、娯樂などを事としなければ、自然收入は多くなる。以上の如くにして收入の多いのは皆人爲に依るものである。若し又天事に於て風雨時あり、寒暖が適當で、土地は餘計廣くなくとも、豐年の好果があれば、隨つて收入は多い。斯の如く人爲的に致しても、天然の功にしても、收入は多くなるのであつて、獨り山林澤谷の利ばかりで收入が多くなる譯では無い。されば李克が山林川澤の利が無くて收入の多いのは窕貨だと云ふのは、其の收入多き所以を知る術を知らない者の言である。

語釋　未㆑可㆓遠行㆒（一般に通用しない。）　○六畜（牛馬羊豕犬雞を云ふ。）　○五穀（諸說あれども普通稻黍稷麥菽と云ひ或は稻稷麥豆麻とも云ふ。）

餘論　韓非子に經濟策に關する議論の稀少なるは商子などに比して甚だ索寞の感無きを得ない。經

濟策の見る可きものは五十五篇中、此の一節有るのみ。此の節はかやうな意味に於いて重要なものである。

趙簡主圍衞之郛郭。犀楯犀櫓。立於矢石之所不及。鼓之而士不起。簡主投枹曰。烏乎吾之士數弊也。行人燭過免冑而對曰。亦有君之不能耳。士無弊者。臣聞之。昔者吾先君獻公幷國十七。服國三十八。戰十有二勝。是民之用也。獻公沒。惠公卽位。淫衍暴亂。身好玉女。秦人來侵。去絳十七里。亦是人之用也。惠公沒。文公受之。圍衞取鄴。城濮之戰。五敗荊人。取尊名於天下。亦是人之用也。亦有君不能耳。士無弊也。簡子乃去楯櫓。立矢石之所及。鼓之而士乘之。戰大勝。簡主曰。與吾得革車千乘。不如聞行人燭過之一言也。

訓讀 趙簡主衞の郛郭を圍む。犀楯犀櫓して矢石の及ばざる所に立つ。之に鼓して士起たず。簡主枹を投じて曰く「烏乎吾の士數弊せり」と。行人燭過冑を免ぎて對へて曰く「亦君の能はざる有るのみ。士に弊せる者無し。臣之を聞く、昔者吾が先君獻公、國を幷すこと十七。國を服すること三十八。戰ひて十有二勝しき。是の民を之れ用ふるなり。獻公沒し、惠公位に卽き、淫衍暴亂にして、身は玉女を好む。秦人來り侵す。絳を去る十七里なりき。亦是の人を之れ用ふるなり。惠公沒し文公之を受く。衞を圍み、鄴を取り、城濮の戰に、五たび荊人を敗り、尊名を天下に取りき。亦是の人を之れ用ふるなり。亦君の能はざる有るのみ、士は弊する無きなり」と。簡子乃ち楯櫓を去り、矢石の及ぶ所に立ち、之に鼓して士之に乘ず。戰大いに勝つ。簡主曰く「吾革車千乘を得るよりは、行人燭過の一言を聞くに如かざるなり」と。

通釋 趙簡主が衞の外郭を圍んだ時、犀皮を以て包んだ盾や大盾を立てかけて、矢丸の及ばない所に立つて軍鼓を打つて指揮したが、士卒は一向奮起して戰はんとしなかつたので、簡主は枹を投げて嘆じて曰ふやう「嗚乎仕方が無い吾が士卒は最早や疲れ縮んでしまつたわい」と。此の時傳令使の燭過が之を聞いて、冑を脱いで對へて曰ふやう「其れは違ひます。君の御指揮に缺くる所が有るのでご

ざいます。士卒は決して疲れて居りません。私の聞く所では、昔吾が晉の先君獻公は國を併合すること十七、國を威服せしむること三十八、戰に勝つこと十二度でしたが、「やはり同じ此の民を用ひたのであります。又、獻公が沒し、惠公が位に卽いて、淫亂にして暴虐で、美女を好んだので、秦兵が恣に侵略して來て、都の絳を去ること僅か十七里の處まで押し寄せたが、此の時も此の民を用ひたのである。又、惠公が沒して文公が承け繼いでからは、衞を圍んで鄴を取つたり、城濮の戰に五度も楚軍を敗つて尊い霸者の名を天下に得たが、此の時もまた此の同じ民を用ひたのでございます。此れによつて見れば、同じ民でも功を成すと否とは、君の使ひ方如何にあるので、今士卒の奮起しないのは、君の御指揮に至らぬ所がある爲であつて、士卒は昔の士卒と同じで別に疲れて居る譯でもありませぬ」と。簡子は之を聞いて、成程と思ひ、楯櫓を取り去つて、自ら矢石の來る所に立つて、軍鼓を打ち鳴らしたので、士卒之に乘じて戰つて遂に大勝を得た。其處で簡主が云ふには「自分は兵車千臺を得たよりも、行人燭過の此の一言の方がましであつた」と。

語釋 郛郭（郛は城外の大郭で郛郭は城の外郭を云ふ。） ○犀楯犀櫓（櫓は盾の大なる物、何れも犀皮にて包める堅固なる盾である。） ○玉女（美女を云ふ。）

或曰。行人未レ有二以說一也。乃道下惠公以二此人一是敗。文公以二此人一是霸上。未レ見レ所二

以用人也。簡子未可以速去楯櫓也。嚴親在囲。輕犯矢石。孝子之愛親也。孝子愛親。百數之一也。今以爲身處危。而人尚可戰。是以百族之子。愛於上。皆若孝子之愛親也。是行人之誣也。好利惡害。夫人之所有也。賞厚而信。人輕敵矣。刑重而必。人不北矣。長行徇上。數百不一人。喜利畏罪。人莫不然。將衆者。不出乎莫不然之數。而道百無一人之行。行人未知用衆之道也。

訓讀 或ひと曰く「行人未だ以て說く有らざるなり。乃ち惠公は此の人を以て是れ敗れ、文公は此の人を以て是れ覇たりと道ふ。未だ人を用ふる所以を見ざるなり。簡子は未だ以て速に楯櫓を去るべからざるなり。嚴親囲に在りて、輕く矢石を犯すは、孝子の親を愛するなり。孝子の親を愛するは、百數の一なり。今以爲へらく身は危に處り、而して人尙ほ戰ふべしと。是れ百族の子の上を愛するを以て、皆孝子の親を愛するが若くするなり。是れ行人の誣ふるなり。利を好み害を惡むは、夫れ人の

有する所なり。賞厚うして信なれば、人敵を輕んず。刑重うして必なれば、人北げず。長行して上に徇ふは、數百に一人あらず。利を喜び罪を畏るゝは、人然らざるなし。衆を將ゐる者、然らざる莫きの數に出でずして、而して百に一人無きの行を道ふ。行人未だ衆を用ふるの道を知らざるなり」。

通釋　或ひと之を評して曰く「行人はまだ衆を用ふる所以の道を説いて居ない。たゞ晉の惠公は此の民を用ひて敗れ、文公は此の民を用ひて覇者となつたと云ふ舊事を擧げたゞけで、民を使ひこなす方法には言及して居ない。簡子は燭過のこの言を聞いたゞけで速に楯櫓を取り除くべきではない。己の父が敵の圍中にある時は、我が身を輕んじ、矢石を犯しても、圍を衝いて之を救ひ出さんとするのは、孝子の親を愛するの情である。然し孝子が親を愛することかくの如き者は、百人に一人位の僅少なものである。而るに今身自ら矢石の及ぶ危險の地に立つた位のことで士卒が之が爲に奮起して危難を犯して戰ふだらうと期待するのは、是れ一般百姓の子弟等が君上を愛すること、孝子が親を愛すると同じからんことを欲するもので、行人が無理の言を云つたものである。元來利を好んで害を惡むのは、人の誰しも有する情で、賞與が重くして確實であれば、人は之を得んとして敵を恐れないで突進するし、刑罰が重くして赦すことが無ければ、人は之を恐れて逃げ退くことは無い。高い節義を懷いて君

上の爲に犧牲となる者は、數百人に一人も無いが、利益を喜び罪を畏るゝは、誰しも然らざるは無い。衆人を將ゐるに當つて、誰一人殘らず當てはまる賞罰に依らないで、數百人中一人も無い樣な希なる孝心を恃みとせよと謂ふの謬れるは明かである。それで此の行人獨過はまだ衆人を用ふるの道を知らない者である。

語釋 嚴親（嚴父のこと。）○長行（高潔なる行ひ、卽ち孝は人の高行の第一なる故此處は孝のことを云ひ、親を愛する如く上を愛することを指す。）

餘論 身を以つて率ゐることの必要なるは戰陣の間に於いて最も切實であらう。古來强將の下に弱卒無しといふは、一將の奮戰は能く萬卒を起たしむるものあるが爲めである。行人獨過の進言は此の道理を述べたもので、洵に當を得てゐる。然るに韓子之に反對するのは法治主義の當然の歸結ではあるが甚だ常識外れである。然し乍ら韓子の斯くの如き主張を爲す所以の動機を察するに、率先躬行の功を過信することの弊を矯めんとしたのであらう。率先躬行も場合に依りけりで、感激相許し、意氣相投ずる間に於いてのみ效を奏するのである。此の邊の呼吸を考へずに徒らに冒險をやつたら、物笑ひの種となるだけであらう。率先躬行も、自ら範を示すも、賞罰の威を失はぬことを條件とすべきである、韓子の意もこゝに在るのだと思ふ。

難三　第三十八

叙説　此の篇亦前篇と同じく管仲・子思・仲尼等古人の言行に就いて論難を加へたもので、八節より成る。

魯穆公問於子思曰。吾聞龐糲氏之子不孝。其行奚如。子思對曰。君子尊賢以崇德。擧善以勸民。若夫過行。是細人之所識也。臣不知也。子思出。子服厲伯入見。問龐糲氏子。子服厲伯對曰。其過三。皆君之所未嘗聞。自是之後。君貴子思而賤子服厲伯也。

訓讀　魯の穆公子思に問うて曰く「吾れ聞く龐糲氏の子不孝なりと。其の行奚如」と。子思對へて曰く「君子は賢を尊びて以て德を崇び、善を擧げて以て民を勸む。夫の過行の如きは、是れ細人の識る所なり。臣知らざるなり」と。子思出づ。子服厲伯入りて見ゆ。龐糲氏の子を問ふ。子服厲伯對へ

て曰く「其の過三あり。皆君の未だ嘗て聞かざる所なり」と。是れよりの後君子思を貴んで子服厲伯を賤む。

通釋 魯の穆公が子思に問うて曰ふやう「龐繝氏の子は不孝だと云ふ評判を聞いて居るが、其の實際の行狀は何うであらうか」と。子思は對へて曰ふやう「君子は賢者を尊び有德者を崇め、善人を擧用して民の善に勸めるものである。人の過失などは小人が認めることで、苟も君子たる者の關知する事ではない。私は一向存じません」と、子思が退出した。後へ子服厲伯が來て公に見えた。公はまた龐繝氏の子の行狀を問うた。子服厲伯は對へて曰ふやう「彼の過失は三つもあります。不孝だけではありません、それは皆君の御存知ないものです」と。此の兩人の對を聞いてから後、穆公は子思を重んじ貴び、子服厲伯を賤しみ輕んじた。

或曰。魯之公室三世劫於季氏。不亦宜哉。明君求善而賞之。求姦而誅之。其得之一也。故以善聞之者。以說善同於上者也。以姦聞之者。以惡姦同於上者也。此宜賞譽之所及也。不以姦聞。是異於上。而下比周於姦者也。

此宜毀罰之所及也。今子思不以過聞。而穆公貴之。厲伯以姦聞。而穆公賤之。人情皆喜貴而惡賤。故季氏之亂成而不上聞。此魯君之所以劫也。且此亡王之俗。取魯之民所以自美。而穆公獨貴之。不亦倒乎。

訓讀 或ひと曰く「魯の公室三世季氏に劫かさるゝも亦宜ならずや。明君は善を求めて之を賞し、姦を求めて之を誅す。其の之を得るは一なり。故に善を以て之を聞する者は、善を說ぶを以て上に同じうする者なり。姦を以て之を聞する者は、姦を惡むを以て上に同じうする者なり。此れ宜しく賞譽の及ぶ所なるべし。姦を以て聞せざるは、是れ上に異にして下姦に比周する者なり。此れ宜しく毀罰の及ぶ所なるべし。今子思は過を以て聞せずして穆公之を貴び、厲伯は姦を以て聞して穆公之を賤む。人情皆貴を喜んで賤を惡む。故に季氏の亂成りて上聞せず。此れ魯君の劫かさるゝ所以なり。且つ此れ亡王の俗にして、取魯の民自ら美とする所以なり。而して穆公獨り之を貴ぶ。亦倒ならずや。

通釋 或人之を評して曰ふ「魯の公室は三代も臣下の季氏に劫かされたが、それも尤な次第ではないか。一體明君と云ふ者は善人を求めて之を賞し、惡人を探して之を誅するもので、それはいづれも

治道の上に當を得て居ることは同一である。されば善人を求め得て、之を上聞する者は、善を喜ぶ心持で君と一致するものであり、又惡人を得て、之を上聞に達する者は、姦邪を惡む點で君主と同一の心持であるのであるから、善を告ぐる者、姦を告ぐる者には、宜しく共に賞譽を加ふべきである。若し姦邪を知つてゐても上聞しないならば、是れは君上の姦邪を惡む心と一致せずして、却つて下に在る惡人と結托する者であるから、宜しく其の罪を責め罰を加ふべきである。然るに今子思は人の過失を告げないのに、穆公は却つて之を貴び、厲伯は姦を君に告げたので、穆公は却つて之を疎んじた。人の情として誰しも貴ばれることは喜び、輕んぜられることは嫌ふ筈である。故に季子が臣下の分を亂る行をして居ても、それを告ければ却つて賤しまれるから、誰も上聞する者は無かつたのだ。爲に、遂に魯君は季氏に劫かされたのである。その上、人の過を言はぬといふことは、元來亡國の王の習俗であつて、鄒魯の民などが過つて自ら美德として居るのだが、穆公は之を貴んでるのは如何にも理に反いたことである」。

【語釋】三世（昭公・定公・哀公を云ふ。）○同二於上一（君主に與し同じ立場に立つ。）○取魯之民（取は鄒と同音、鄒魯之民は此處にて孔孟の儒者の徒を指す。）

【餘論】子思が龐橺氏の子の不孝の實情を君子は知る必要は無いと對へたと云つて、韓子は此處に自

己の主張する賞罰論を説いて居るが、恐らく此の子思の對へと云ふのは儒者の説の迂遠なるを表さんとして、殊更假設せるものと思はれる。儒教に於て自ら責めて人を咎めず、他人の過を表はさないのを徳とすることはあるが不孝の罪に至つては孔子も五刑の屬三千、罪不孝より大なるはなしと云つてる様に、決して寛容して居るものではないから、道を以て任ずる子思の言とは思はれない。姦を聞するを賞すること善を告ぐる者と同じくせよとの論は、旣に墨子も言つた事で、法家の立場としては殊に尤もな主張である。彼の商鞅の法に姦を告げた者は敵首を斬ると同賞にし、姦を匿す者は、降敵の罪と同罰にして居るなどは、正に此の論の趣旨と同一轍である。

文公出亡。獻公使寺人披攻之蒲城。披斬其袪。文公奔翟。惠公卽位。又使攻之惠竇。不得也。文公反國。披求見。公曰。蒲城之役。君令一宿而汝卽至。惠竇之難。君令三宿而汝一宿。何其速也。披對曰。君令不貳。除君之惡。唯恐不堪。蒲人翟人。余何有焉。今公卽位。其無蒲翟乎。且桓公置射鉤而相。

管仲。君乃見之。

訓読 文公出亡す。獻公寺人披をして之を蒲城に攻めしむ。披其の袪を斬る。文公翟に奔る。惠公位に卽く。又之を惠竇に攻めしむ。得ざるなり。文公國に反る。披見ゆるを求む。公曰く「蒲城の役に君一宿せしむ。而るに汝卽ち至れり。惠竇の難に君三宿せしむ。而るに汝一宿せり。何ぞ其の速かなるや」と。披對へて曰く「君の令は貳はず。君の惡を除くには、唯だ堪へざるを恐る。蒲人翟人余何か有らん。今公位に卽く。其れ蒲翟無からんや。且つ桓公射鉤を置きて管仲を相とす」と。君乃ち之を見る。

通釈 晉の文公が公子たりし頃、驪姫の亂を避けた時に、父の獻公は宦官の披をして之を蒲城に攻めさせた。披は文公に迫つて其の袂を斬つた。文公は逃れて翟に奔つた。獻公死して文公の兄惠公が位に卽くに及んで、また披をして文公を惠竇と云ふところで攻めさせた。が捕へることが出來なかつた。斯くて遂に文公は國に返り、位に卽いた。披は公に面謁せんことを求めた。所が文公は容易に許さずして「蒲城の役に獻公は途中一晩泊りの豫定で攻めさせたのに、汝は卽日攻めて來たではないか、又惠竇の禍難の時には、惠公は途中三晩泊りの豫定で攻めさせたのに、汝は僅か一宿したゞけで攻め

て來た。何故斯の如く我を攻むるに急であつたか」と詰つた。披が對へるやう「君の命令には違ふことは出來ず、君の冠を除くには全力を擧げ、唯だ我が力の及ばないことを恐れるばかりである。當時君は蒲の人であり、又翟の人であつたに過ぎない。私と君臣の關係も何も無かつたのであるから、私は君命を奉じて攻めたのである。而るに今は君には位に即かれた次第であるが、君が蒲翟の人であつた時と同樣に、君に讎を爲す人も無いでもなからう。且つ昔桓公は莒に於て鉤を射た管仲の舊怨を捨て、位に即いてから管仲を宰相にした例もある」と云つた。文公は成程一理ありとして引見した。

語釋　寺人（宦官）　○一宿（追撃する前夜に泊して後攻む。）　○射鉤（管仲は公子糾の傅となつてゐる時、小白即ち後の桓公が莒より齊に入り位に即かんとせるを遮つて小白を射て其の帶鉤に中てたこと。）

或曰。齊晉絶祀。不亦宜乎。桓公能用管仲之功。而忘射鉤之怨。文公能聽寺人之言。而棄斬袪之罪。桓公文公能容二子也。後世之君。明不及二公。後世之臣。賢不如二子。以不忠之臣。事不明之君。君不知則有燕操子罕田常之賊。知之則以管仲寺人自解。君必不誅。而自以爲有桓文之德。是

臣讎君而明不能燭。多假之資。自以爲賢而不戒。則雖無後嗣不亦可乎。且寺人之言也。直飾。君令而不貳者。則是貞於君也。死君後復生。臣不愧而後爲貞。今惠公朝卒而暮事文公。寺人之不貳何如。

訓讀　或ひと曰く「齊晉の祀を絶つは亦宜ならずや。桓公能く管仲の功を用ひて射鉤の怨を忘れ、文公能く寺人の言を聽いて、斬袪の罪を棄つ。桓公文公は能く二子を容るゝなり。後世の君は明二公に及ばず。後世の臣は賢二子に如かず。不忠の臣を以て、不明の君に事ふ。君知らざれば、則ち燕操・子罕・田常の賊有り。之を知れば則ち管仲寺人を以て自ら解く。君必ず誅せずして、而も自ら以て桓文の德有りと爲す。是れ臣君を讎として明燭す能はず。多く之に資を假して、自ら以て賢と爲して戒めず。則ち後嗣無しと雖も亦可ならずや。且つ寺人の言や直飾る。君令して貳せざるは、則ち是れ君に貞なるなり。死君後に復た生くとも臣愧ぢず、而して後貞と爲す。今惠公朝に卒し、暮に文公に事ふ。寺人の貳せざるや何如ん」と。

通釋　或人が之を評して曰ふ「齊や晉の國が一度は覇を唱へながら、遂に國亡びて祖廟の祀を絶つ

たのも尤もなことである。齊の桓公は能く管仲の手腕を用ひ帶鉤を射られた怨を忘れて優遇したし、晉の文公は能く宦官の言を聽き入れて、袂を斬つた罪をさし措いて之に面謁を許した。此の桓公や文公は何れも二臣を能くし寛大にした者である、而るに後世の君は此の二公ほど明君でなし、又後世の臣は此の二臣程の人物でない。卽ち不忠の臣を以て不明の君に仕へるのであるから、君が其の不忠に氣附かずに居る場合は、それらの臣は燕の公孫操や、宋の子罕、齊の田常の樣な賊となるし、若し君が臣下の不忠を知る時は臣は誅せられることを恐れ、管仲や此の宦者の例を引いて自ら辯解する爲に君は必ず之に欺かれて斯かる臣を誅罰しないで却つて自ら桓公文公に等しい寛容の德があると自惚れる。是れ臣は君を讎として居ても君は愚昧で之を照し知ることが出來ず、多くは却つて之に權力を與へて、我れこそ賢君なりと思ひ込んで警戒しないから、遂に臣に乘ぜられるのだ。國が亡び後嗣が絕えて了ふのも當然ではないか。且つ宦官の言は只だ體裁だけ飾つて云つたに過ぎない。抑も君命を畏こみて之に貳はなければ貞節と云ふが、此れも死んだ君が後に再び生きて來ても、之に對して愧づることのない樣に、死後まで命に違はないでこそ、始めて眞に貞節と云へるのである。然るに此の宦官披は惠公が死すると間もなく、其の敵である文公に仕へたのであるから、果して命に貳はないと

云はれるか何うか」と。

餘論 桓公が射鉤の怨を忘れて管仲を任用したことは、鮑叔が自ら退いて管仲を桓公に勸めたことゝ共に、當代の美談として何人も賞讃しておかないのに、韓子は後世を誤らしむるものと云つて、大鐵槌を加へて居る所は如何にも韓子らしい議論で、またしても慘礉少恩の毀りを招き易いところではあるが、寺人披を攻撃して「死君復た生きても臣下たる者愧かしからぬ樣あつてこそ貞と謂ふべし」と道破せるあたり、大義名分の大旆をかざして佞奸の臣をして、また一言無からしめる筆力は洵に痛快である。道義地を拂へる當時に於て此の言有るは以て韓子自ら守る所の如何をも想見すべきではないか。

人有下設二桓公隱一者上。曰。一難。二難。三難。何也。桓公不レ能レ射。以告二管仲一。管仲對曰。一難也。近レ優而遠レ士。二難也。去二其國一而數之レ海。三難也。君老而晩レ置二太子一。桓公曰。善。不レ擇レ日而廟二禮太子一。

訓讀 人桓公に隱を設くる者有り。曰く「一難、二難、三難とは何ぞ」と。桓公射る能はず、以て管仲に告ぐ。管仲對へて曰く「一難とは優を近づけて士を遠ざく。二難とは其の國を去りて數〻海に

之く。三難とは君老いて晩く太子を置くなり」と。桓公曰く「善し」と。日を擇はずして太子を廟禮せり。

通釋 或る時桓公に謎を設けた人があつた。「一難、二難、三難は何か」と。桓公は之を解き中てることが出來なかつたので、之を管仲に告げた。其處で管仲は對へて曰ふやう「一難とは君が俳優などを近づけて、賢士を遠ざけられること。二難とは君が國都を去つて、數〻少海に游觀せられること。又三難とは君が年老いてから晩く太子を立てられたことでございます」と。桓公は之を聞いて成程と云つて、吉日を待つ間も遲しと取急いで、急に祖廟に告げて、立太子の禮を行つた。

語釋 隱（隱語即ち謎なり。）　○射（解きあてること。）

或曰。管仲之射隱不得也。士之用不在近遠。而俳優侏儒。固人主之所與燕也。則近優而遠士。而以爲治。非其難者也。夫處勢不能用其有。而徒不去國。是以一人之力禁一國。以一人之力禁一國者。少能勝之。明能照遠姦而見隱微。必行之令。雖遠於海。內必無變。然則去國之海而不劫殺。非

其難者也。楚成王置商臣以爲太子。又欲置公子職。商臣作難。遂弒成王。公子宰周太子也。公子根有寵。遂以東周反。分而爲兩國。此皆非晩置太子之患也。夫分勢不二。庶孽卑。寵無藉。雖處耄老晩置太子可也。然則晩置太子。庶孽不亂。又非其難者也。物之所謂難者。必借人成勢。而勿使侵害己。可謂一難也。貴妾不使二后。二難也。愛孽不使危正適。專聽一臣而不敢偶君。此則可謂三難也。

訓讀　或ひと曰く「管仲の隱を射るは得ざるなり。士の用は近遠に在らず、而して俳優侏儒は固より人主の與に燕する所なり。則ち優を近けて士を遠け、而して以て治を爲すは、其の難き者に非るなり。夫れ勢に處りて其有を用ふる能はず、而して徒に國を去らず。是れ一人の力を以て一國を禁ずるなり。一人の力を以て一國を禁ずる者は、能く之に勝つこと少し。明能く遠姦を照して隱微を見、必ず之が令を行はゞ、海より遠しと雖も內に必ず變無し。然らば則ち國を去り海に之いて劫殺せられざ

るは其の難きものに非るなり。楚の成王商臣を置てゝ以て太子と爲す。又公子職を置てんと欲す。商臣難を作し、遂に成王を弑す。公子宰は周の太子なり。公子根寵あり。遂に東周を以て反す。分れて兩國と爲る。此れ皆晩く太子を置つるの患に非るなり。夫れ勢を分ちて二ならしめず、庶孽卑く寵を籍す無ければ、耆老に處り、晩く太子を置つと雖も可なり。然らば則ち晩く太子を置つるも庶孽亂れざるは、又其の難き者に非るなり。物の謂はゆる難とは、必ず人に借して勢を成し、而も己を侵害せしむる勿きは一難と謂ふべきなり。妾を貴ぶも后を二ならしめざるは二難なり。孽を愛するも正適を危うせしめず、專ら一臣に聽きて敢て君に偶せざるは、此れ則ち三難と謂ふべきなり」と。

通釋　或人之を評して曰ふやう「管仲が謎を解いたのは中つて居ない。抑ゝ士の用ひ方は空間的の遠近で輕重の差があるのでは無い。俳優侏儒などは固より人主が側近に置いて常に宴燕の相手をさせるものである。されば俳優を近づけ賢士を遠ざけたとて治績を擧ぐるに難事ではない。又人主が勢位を握つて居ても、之を活用することが出來ないで徒に外游を避け國都を離れぬのは、是れ一人の力で一國の姦を禁ぜんとする者である。一人の手で一國を禁制しようとすれば到底行き屆くことでは無い。之と反對に君の明察は能く遠隔の姦邪をも照し出し、隱れた小姦でも術を以て洞見する事が出來

て、必ず令を以て之を禁ずることであつたなら、君が海より遠方に遊んでも、國内に變亂は有り得ない。して見れば國都を離れて數〻海に遊行しても劫殺の禍なき樣にするは困難な事では無い。又楚の成王は商臣を立てゝ太子と爲しながら、又公子職を立てんとした。商臣は遂に亂を興して成王を弑した。又公子宰は周の太子であつたが、後に公子根が君の寵を得て、遂に東周を以て反し、分れて東西兩周となつた、此等は皆晩く太子を置いた患ではなくて、却つて早く太子を立てたが爲に外ならぬ。されば勢力を二つに分裂せしめず、嫡子以外の庶腹の子等は位を卑くし、君寵を假さなければ、君は老いぼれになつてから晩く太子を立てゝも良いのである。之によつて見ると、晩く太子を立てゝも庶子が亂を爲さない樣にするのは困難な事では無い。所謂難事と云ふものはからだ。人に勢威を借しながら、其れが爲に侵害されない樣にすることは、其の一つである。又妾を貴んで寵幸して居ても、正妃と相竝ばしめない事其の二つである。又妾腹の子を愛しても正嫡子の位を危くせず。又專ら一臣に重任しながらも、主君と對等に竝んで向ふを張る樣なことを無くするのは其の三つである」と。

葉公子高問政於仲尼。仲尼曰。政在悅近而來遠。哀公問政於仲尼。仲尼

曰。政在選賢。齊景公問政於仲尼。仲尼曰。政在節財。子貢問曰。三公問夫子政一也。夫子對之不同何也。仲尼曰。葉都大而國小。民有背心。故曰。政在悅近而來遠。魯哀公有大臣三人。外障距諸侯四隣之士。內比周以愚其君。使宗廟不掃除。社稷不血食者。必是三臣也。故曰。政在選賢。齊景公築雍門爲路寢。一朝而以百乘之家賜者三。故曰。政在節財。

訓讀　葉公子高政を仲尼に問ふ。仲尼曰く「政は近きを悅ばせて遠きを來すに在り」と。哀公政を仲尼に問ふ。仲尼曰く「政は賢を選ぶに在り」と。齊の景公政を仲尼に問ふ。仲尼曰く「政は財を節するに在り」と。子貢問うて曰く「三公夫子に政を問ふは一なり。夫子之に對ふるに同じからざるは何ぞ」と。仲尼曰く「葉は都大にして國小に、民に背心あり。故に曰く「政は近を悅ばせて遠きを來すに在り」と。魯の哀公に大臣三人有り、外諸侯四隣の士を障距し、內比周以て其の君を愚にし、宗廟掃除せられず。社稷血食せざらしむるは、必ず是の三臣なり。故に曰く「政は賢

を選ぶに在り」と。齊の景公は雍門を築き路寢を爲り、一朝にして百乘の家を以て賜ふ者三、故に曰く「政は財を節するに在り」と。

通釋　葉公の子高が政道を孔子に問うた。孔子は「政は近き者を悅服せしめ、遠方の者を歸服せしむることに在る」と答へた。又魯の哀公が政道を孔子に問うた。孔子は「政の要は賢者を選んで之を任用する事に在る」と答へた。又齊の景公が政を孔子に問うた。孔子は「政の要領は財用を節することにある」と答へた。其處で子貢は怪んで孔子に尋ねて云ふには「三公が先生に政道を尋ねた問は同一であるのに、先生の答への同一でなかつたのは何故で御座いますか」と。孔子は曰はれるやう「葉の國は都が大きくして、國土は狹いのに、民には離反の心があるから、近き者を悅ばせ、遠き者を手なづけて、民心を得よと云つたのだ。魯の哀公には大臣が三人あつて、此等の大臣は外は諸侯や四隣の士を距んで君に見えしめず。內は相共に結託して其の君を愚にして居て、國を亂し祖廟や、社稷の祭祀を廢するに至らしめる者は、必ず此の三家であるから、政は賢者を選ぶに在ると答へたのだ。齊の景公は雍門を築いて路寢の臺を造り、また一朝にして百乘の采地を大夫に賜ふこと、三家に及んだ程の不始末であるから、政は財用を節することに在ると告げたのだ」と。

語釋　悅近而來遠（論語子路篇には近者說、遠者來とあり。）　○大臣三人（魯の孟孫、叔孫、季孫氏を云ふ。）　○血食（享祭を云ふ、古は血を取りて祭りし故斯く云ふ。）　○雍門路寢（雍門は齊の西門、路寢は臺の名。）

或曰。仲尼之對。亡國之言也。恐民有倍心而說之。悅近而來遠。則是教民懷惠。惠之爲政。無功者受賞而有罪者免。此法之所以敗也。法敗而政亂。以亂政治敗民。未見其可也。且民有倍心者。君上之明。有所不及也。不紹葉公之明。而使之悅近而來遠。是舍吾勢之所能禁。而使與天下行惠以爭民。非能持勢者也。夫堯之賢。六王之冠也。舜一徙而成邑。而堯無天下矣。有人無術以禁下。恃爲舜而不失其民。不亦無術乎。明君見小姦於微。故民無大謀。行小誅於細。故民無大亂。此謂圖難者於其所易也。爲大者於其所細也。今有功者必賞。賞者不德君。力之所致也。有罪者必誅。誅者

不怨上。罪之所生也。民知誅賞皆起於身也。故疾功利於業而不受賜於君。太上下智有之。此言太上之下民無說也。安取懷惠之民。上君之民無利害。說以說近來遠。亦可舍已。

訓讀 或ひと曰く「仲尼の對は亡國の言なり。民に倍心あるを恐れて之に說き、近きを悅ばして遠きを來すは、則ち是れ民をして惠に懷かしむるなり。惠の政たる、功無き者は賞を受けて罪有るものは免る。此れ法の敗るゝ所以なり。未だ其可を見ざるなり。且民に倍心有るは君上の明及ばざる所有ればなり。葉公の明を紹がずして之をして近きを悅ばし遠きを來さしむ。是吾が勢の能く禁ずる所を舍てゝ天下と惠を行ひ以て民を爭はしむ。能く勢を持する者に非るなり。夫れ堯の賢は六王の冠なり。舜一たび徙りて邑を成し、而して堯天下無し。人有り術の以て下を禁ずる無く、舜爲るを恃んで其民を失はざらんとす。亦術無からずや。明君は小姦を微に見る、故に民に大謀無し。小誅を細に行ふ。故に民に大亂無し。此を難を圖る者、其易き所に於てし。大を爲す者、其細なる所に於てすと謂ふ。今功有る者は必ず賞すれば、賞者は君を德とせず。力の致す所なればなり。罪有る者は必ず誅すれば、

誅者は上を怨まず。罪の生ずる所なればなり。民は誅賞皆身に起るを知るなり。故に功利を業に疾くして、賜を君に受けず。太上は下之有るを智る。此れ太上の下民は說ぶ無きを言ふ。安んぞ惠に懷くの民を取らん。上君の民は利害無し。說くに近を說ばし遠きを來すを以てす。亦舍つべきのみ。

通釋　或人此の事を評して曰ふ「仲尼の三公の政を問へるに對へた言は亡國に至らしむる言である。民が君主に反く心の有ることを恐れて、葉公に近きを悅ばし遠を來すと說いたのは、是れ人民を恩惠を以て懷かしめるものである。恩惠を主とする政治に於ては、功勞無き者も賞を受け、罪過ある者も罰を免れる。これは法の亂れる原因である。法が亂るれば政は隨つて亂れる。亂政を以て離反の心ある民を治めても、立派に治まる筈が無い。且つ民に離反心のあるのは、君上の明察の及ばない所があるからである。而るに葉公の明察を紹ぎ増さうとはしないで近きを悅ばせ遠きを來さしめるのは、これ吾が勢の能く禁じ得る所を捨てゝ天下と共に惠を行ひ民をして爭奪せしめるに至らしむるものであつて能く勢位を運用するものでは無い。夫れ堯の賢は六王に冠たるものであつたが、舜が一度居を徙すと其處に民が咸集つて邑を成し流石の聖堯も天下を舜に讓らざるを得なくなつた。此處に人あり下の姦邪を禁ずる術なくしてたゞ舜の如く惠仁なるを恃んで其の民を失ふまいとするは無術の沙

汰ではあるまいか、明君は小姦を隱微の間に見るから、民が大謀反を企てる事がない。又細過の中に小誅を加へて了ふから民が大亂を起すことが無い。これが老子の所謂難きを圖るには其の易きに於てし大を爲さんとする者は其の細なる所に於てするものである。今功ある者を必ず賞すれば、賞を受けた者は當然の報を得たと思つて、別に君を有難がらない。又罪ある者を必ず誅すれば、誅せられる者は己が罪から來たのだから仕方がないと思つて上を怨まない。斯の如く賞罰を信にすれば民は誅賞は皆我身の行から生ずる事を知るから、民は各其の業務に就て功利を擧げんと勤め、徒に恩賜を仰がうとはしない。故に老子は太上は下之あるを知ると云つて居るが、太古至治の民は、上に君ある事を知るのみで、君德あるを知らず。故に心に悅ぶことが無いと云ふ意味である。かく悅ぶことがなければ惠に懷くの民を取らうとしても出來ない。上君の民には利害心が無いから、近きを說ばし遠きを來す說は不用である。

語釋　紹レ明（明察を絕やさず、益々明らかならしむること。）　○六王（堯・舜・禹・湯・文・武王。）　○圖レ難者（老子經第六十三章にあり本文は圖二難於其易一、爲二大於其細一云々とあり事の始をつゝしむべき事を說く。）　○太上下智レ有レ之（老子經第十七章にあり、人君に四階級あり、最上は無爲の君、次は仁義の君、次は法治の君、次は凡愚の君とす、太上は其の無爲の君なり、太上の世に於ては下自ら治りて、帝力我に於て何かあらんと耕息を樂しんで民悠々自適するのである。）

哀公有レ臣。外障距。內比周。以愚二其君一而說レ之以レ選レ賢。此非二功伐之論一也。選二

其心之所謂賢者也。使哀公知三子外障距內比周也。則三子不一日立矣。哀公不知選賢。選其心之所謂賢。故三子得任事。燕王噲賢子之而非孫卿。故身死爲僇。夫差智太宰嚭而愚子胥。故滅於越。魯君不必知賢。而說以選賢。是使哀公有夫差燕噲之患也。明君不自舉臣。臣相進也。不自賢功。功相徇也。論之於任。試之於事。課之於功。故群臣公正而無私。不隱賢。不進不肖。然則人主奚勞於選賢。景公以百乘之家賜。而說以節財。是使景公無術。以享厚樂。而獨儉於上。未免於貧也。有君以千里養其口腹。則雖桀紂不侈焉。齊國方三千里。而桓公以其半自養。是侈於桀紂也。然而能爲五霸冠者。知侈儉之地也。

訓讀　哀公に臣有り。外は障距し、內は比周し、以て其の君を愚にす、而して之に說くに賢を選ぶ

を以てす。此れ功伐の論に非るなり。其の心の所謂賢者を選ぶなり。哀公をして三子の外は障距し、内は比周するを知らしめば、則ち三子は一日も立たず。哀公賢を選ぶを知らず。其の心の所謂賢を選ぶ。故に三子事に任ずるを得たり。燕王噲は子之を賢として孫卿を非とす。故に身死し僇と爲る。夫差は太宰嚭を智として子胥を愚とす。故に越に滅ぶ。魯君必ず賢を知らず。而して說くに賢を選ぶを以てす。是れ哀公をして夫差燕噲の患有らしむるなり。明君は自ら臣を擧げず。臣相進むなり。自ら功を賢とせず。功相徇ふなり。之を任に論じ、之を事に試み、之を功に課す。故に群臣公正にして私無し。賢を隱さず。不肖を進めず。然らば則ち人主奚んぞ賢を選ぶに勞せん。景公百乘の家を以て賜ふ。而して說くに財を節するを以てす。是れ景公をして術の以て厚樂を享くる無く。而して獨り上に儉ならしむるなり。未だ貧を免れざるなり。君有り千里を以て其の口腹を養はゞ、則ち桀紂と雖も焉より侈らず。齊國方三千里、而して桓公其の半を以て自ら養ふ。是れ桀紂より侈るなり。然り而して能く五霸の冠と爲るは侈儉の地を知ればなり。

通釋 魯の哀公に權臣が三人あつたが、外は士民を遮つて君に近つけず。内には結托して主君を愚にして居る。仲尼は哀公に賢士を選ぶべしと說いた。併しそれは實際の功業ある士を選べと論じたの

ではなくて、哀公が己の心の中にて賢者と思ふ者を選べと云つたのである。若し哀公が三季氏の外は士を障距し、內は相結托して居ることを知つたなら、三子はもと〳〵一日も魯の朝に立つことは出來なかつた筈だ。然るに哀公は眞の賢者を選ぶ事を知らず。たゞ賢者だと思ふ者を選んだので、彼の三臣は政に任じて、自由勝手にする事が出來たのである。彼の燕王噲は子之を賢者として用ひ、荀子を賢者として用ひなかつたから、其の身殺されて辱を遺した。又吳王夫差は太宰嚭を智者だと考へ、伍子胥を愚者と思つて其の諫を用ひなかつたから、越の爲に滅ぼされたのである。それだから、魯の哀公は必ずしも眞に賢者を知る程の明君でないのに、仲尼は之に賢を選べと說いたのは、哀公に夫差や子噲の如き禍を受けしめるものである。一體、明君と云ふものは、自ら選んで臣下を登用しない。臣下が法により功を立てゝ自ら進むものである。又明君は自ら臣下の功を度つて賢とするものではない。臣下が法により功を立つるに從ふものである。斯くて之に任務を定め、之を事業の上に試み、其の功績を驗べて始めて賢不肖を決する。斯くすれば群臣は公正で私心がなし、賢を隱すこともなければ不肖者を誣ひて進めることもなくなる。されば人主は賢を選ぶに何等勞する事がないであらう。齊の景公は百乘の邑を以て臣下に下賜したからと云つて仲尼は財を節することを說いたが、是れ景公に

術を以て國を治め厚樂を享くることを敎へずして獨り節儉する事を強ひたもので、畢竟國を貧弱にするを免れない。此に一人の君があつて、千里四方の國の收入を以て一身の衣食に供したならば古への桀紂以上の奢侈な譯である。然るに齊國は三千里四方の國であるが、桓公は其の半を以て自ら口腹を養ふのであるから、勿論また桀紂よりも奢つて居る譯である。斯の如き奢をしても、尙ほ能く五霸の長となる事の出來たのは、能く奢侈と節儉との理を辨へて居たからである。

語釋 孫卿（荀子のこと、荀卿とも、孫卿子とも云ふ。）

爲君不能禁下。而自禁者謂之劫。不能飭下。而自飭者謂之亂。不節下而自節者謂之貧。明君使人無私。以詐而食者禁。力盡於事。歸利於上者必聞。聞者必賞。汚穢爲私者必知。知者必誅。然故忠臣盡忠於公。民士竭力於家。百官精尅於上。侈倍景公。非國之患也。然則說之以節財非其急者也。夫對三公。一言而三公可以無患。知下之謂也。知下明則禁於微。禁於

微則姦無積。姦無積則無比周。無比周則公私分。公私分則朋黨散。朋黨散則無外障距内比周之患。知下明則見清沐。見清沐則賞誅明。賞誅明。則國不貧。故曰。一對而三公無患。知下之謂也。

訓讀 君と爲りて、下を禁ずる能はずして、自ら禁ずる者は、之を劫と謂ふ。下を飭むる能はずして、自ら飭むる者は、之を亂と謂ふ。下を節せずして、自ら節する者は、之を貧と謂ふ。明君は人をして私無からしめ、詐を以て食む者は禁ず。力を事に盡し、利を上に歸する者は必ず聞す。聞する者は必ず賞す。汚穢私を爲す者は必ず知らる。知らるゝ者は必ず誅す。然るが故に忠臣は忠を公に盡し、民士は力を家に竭し、百官は上に精尅す。侈景公に倍するも國の患に非るなり。然らば則ち之に說くに財を節するを以てするは其の急なる者に非るなり。夫れ三公に對ふ一言にして、三公以て患無かるべきは下を知るの謂なり。下を知る明なれば、則ち微に禁ず。微に禁ずれば、則ち姦積む無し。姦積むなければ則ち比周無なし。比周無ければ則ち公私分る。公私分るれば則ち朋黨散ず。朋黨散ずれば則ち外に障距し内に比周するの患無し。下を知る明なれば則ち清沐を見る。清沐を見れば則ち賞誅明

かに、賞誅明かなれば則ち國貧ならず。故に曰く、一對にして三公患無きものは下を知るの謂なり。

通釋 人君となつて下民を禁制する事が出來ないで、自ら我身を禁節しなければならないのを劫と云ひ、民を正すことが出來ないで、自ら我身を飾むるのを亂と云ひ、下を節することが出來ないで自ら節するのを貧と云ふのである。明君は人に私を爲さしめず。儒俠無用の事を以て生活する者は禁じ、事業に精勵し其の利を上に歸せしむる者は必ず上聞に達せさせ、上聞に達したものは必ず賞する。又汚穢の行を爲し、私利を營む者は必ず上申せしめ、必ず之を誅罰する。明君は斯の如き方法を講ずるから忠臣は忠誠を君に盡し、士民は力を家業に竭し、百官は清廉にして能く上に奉ずる。斯くて明君は景公に倍する程の奢侈をしても、國の貧になる患はないのである。それだから、仲尼の對は必ずしも當務の言では無い。そこで三公に對へるのに一言にして三公の患を除くに足りる事は下を知るといふ事である。下民を知る事明かであれば、姦は微細の内に禁ずる事が出來、微細の中に禁止すれば邪惡も積大しない。姦邪が積大しなければ、下相共に結托する事は無い。結托しなければ公私の分は亂れない。公私の分が明かであれば朋黨も散ずる、朋黨が散ずれば、外は士民を遮り君に見えしめない樣なことなく、内相共に結托して君明を蔽ふ事も無くなる。又下を明に知れば、下の實情が清明に見ら

れる。下が清明に見らるれば、隨つて賞罰も明かになる。賞罰が明かになれば、國の貧窮する事は無くなる。されば一つの對を以て三公に恚なからしめるものは、唯下を知るといふことに在るのである」。

語釋　飭（正し治めること。）○精尅（精は清に通じ、清廉克己よく奉仕するを云ふ。）○清沐（清らかに雍蔽せられる事の無いことを云ふ。）

餘論　孔子が葉公に對へた近きを悅ばせ遠きを來せとの說は仁政を布けと云ふ事であるが仁政が治に無益であるとするのは韓子の持論であつて此處にも縱橫に之を說破して居る。併し遂に語るに陷るの譬の如く自から矛盾を暴露せしめて居る。卽ち上君の民は利害心が無いから仁政を施すも喜ばず全く無用なりと結論して居るが、利害心の無い民が何故賞を喜び罰を避くると考へられようか。また最後の孔子が景公に對へた言を駮した語は法治論の極端なる弊をよく云ひ表はしたものと云へよう。賞罰を明かにし民利を上に收め下民に儉を强ひて、君は其の餘財を享樂すべしとなす點は最も非文明的な君主專制を强調するもので德義上よりは勿論政治論としても殆ど暴論と云ふべきである。

鈸說　此の節は子產の故事を擧げ最後に法に任じ人に任ずれば君主は無爲にして治を擧げ得べしとし、老子の意を轉用して自說を飾つたものである。

鄭ノ子產晨ニ出デ、過ギ東匠之閭ヲ。聞クニ婦人之哭スルヲ也。撫シテ其ノ御之手ヲ而聽ク之ヲ。有リテ閒遣ラク吏ヲハシ

執而問之。則手絞其夫者也。異日其御問曰。夫子何以知之。子產曰。其聲懼。凡人於其親愛也。始病而憂。臨死而懼。已死而哀。今夫哭已死。不哀而懼。是以知其有姦也。

訓讀 鄭の子產晨に出でゝ東匠の閭を過ぎ婦人の哭するを聞くや、其の御の手を撫して之を聽く。間らく有りて吏を遣はし、執へて之を問はしむれば、則ち手づから其の夫を絞する者なり。異日其の御問うて曰く「夫子何を以て之を知る」と。子產曰く「其の聲懼る。凡そ人の其親愛するものに於けるや、始病んで憂ひ、死に臨んで懼れ、已に死して哀しむ。今それ已に死せるを哭し、哀しまずして懼る、是を以て其姦有るを知る」と。

通釋 鄭の子產が早朝に家を出で、東匠の閭門を過ぎた時、一婦人が哭泣して居る聲を聞きつけた。御者の手を抑へ車を留めさせて之を聽いた。やゝあつて吏を遣はし婦人を執へて訊問させた所、果して手づから其の夫を絞殺した者であつた。他日子產の御者が子產に向つて「先生は彼の婦人が惡事を爲した事を聲を聽いたゞけで何うして御判りになりましたか」と問うと。子產が云ふやう「あの婦人

の泣き聲が恐れの情を含んであつたからだ。凡そ人は日頃親愛して居る者に對しては始め病氣のときには憂ひ、死に臨んでは懼れ、已に死んでしまへば哀しむものである。今彼婦人は已に死んだ者を哭泣するのに、聲が哀しむ情を帶びないで、たゞ懼れる氣持が表れて居た。それで何か惡いことをしたに違ひないと知つたのである」と。

或曰。子產之治。不亦多事乎。姦必待耳目之所及。而後知之。則鄭國之得姦者寡矣。不任典成之吏。不察參伍之政。不明度量。恃盡聰明。勞智慮。而以知姦。不亦無術乎。且夫物衆而智寡。寡不勝衆。智不以足徧知物。故因物以治物。下衆而上寡。寡不勝衆。君不足以徧知臣也。故因人以知人。是以形體不勞而事治。智慮不用而姦得。故宋人語曰。一雀過羿。羿必得之則羿誣矣。以天下爲之羅。則雀不失矣。夫知姦亦有大羅。不失其一而已矣。不脩其理。而以己之胸察。爲之弓矢。則子產誣矣。老子曰。以智治國。國

之賊也。其子產之謂歟。

訓讀 或ひと曰く「子產の治も亦多事ならずや。姦必ず耳目の及ぶ所を待ち而して後之を知らば、則ち鄭國の姦を得る者寡し。典成の吏に任せず、參伍の政を察せず、度量を明かにせず、聰明を盡し智慮を勞するを恃み、而して以て姦を知るは亦た無術ならずや。且つ夫れ物は衆くして智は寡し。寡は衆に勝たず。智は以て徧く物を知るに足らず。故に物に因りて以て物を治む。下衆くして上寡し。寡は衆に勝たず。君は以て徧く臣を知るに足らず。故に人に因りて以て人を知る。是を以て形體勞せずして事治り、智慮用ひずして姦得らる。故に宋人の語に曰く『一雀羿を過ぎ、羿必ず之を得んとせば則ち羿誣ふ』と。天下を以て之が羅と爲せば則ち雀失はず。夫れ姦を知るも亦大羅有り、其の一を失はざるのみ。其の理を脩めず。而して己の胸察を以て之が弓矢と爲せば、則ち子產も誣ふ。老子曰く『智を以て國を治むるは國の賊なり』と。其れ子產の謂か」。

通釋 或人のいふやう「子產の政治も多事な話だ。必ず己が耳目の及ぶ範圍で姦邪を知つて之を擧げんとしたならば、鄭國內で姦を見出し得る事は甚だ少いであらう。司法の役人に任せず、參伍の政を審に察せず、法度の定めを明にせず、たゞ己が耳目を極力聰明にし、智慮を盡して姦を知ると

いふならば誠に無術者と云ふ外は無い。その上物は數多くて一人の智慮は極めて寡い。寡は衆に及ばないのだから、智慮を以てしては徧く物を知ることの出來る筈が無い。されば事物に因つて事物を知り治めるのである。民は衆くして君は寡い。寡は衆に勝たないから、君は徧く臣下の事を知るに足らない。故に人を用ひて人を知るのである。斯く事により人により治むれば君は自ら骨を折らなくとも事物はよく治り、自ら智慮を勞せずとも姦は知られるのである。されば昔宋人の語に『一匹の雀が羿の前を過ぎたとして必ず射落して逃すまいとすれば、如何に名射手の羿でも無理であるが、天下を以て網とすれば、雀は一匹殘さず獲られる』とあるが、姦を知るにも大羅とも云ふべき多くの法がある。之によれば一つの惡事も逃さない事が出來る。此の道理を知らないで己一個の推察を以て探し中んとすれば如何に名宰相の子產でも到底無理なことである。老子が『智を以て國を治むる者は國の賊だ』と云つたが此れは子產の如き者を謂つたのであらう」。

【語釋】典成之吏(典成は典刑と同じく刑法を司る吏を云ふ。)　○參伍之政(管子小匡篇によれば五家を單位として二千家を鄕とし吏を置き治めしむるを伍といひ、又鄕を三分して兵制を立つることを參といひ、之を合せて參伍と云ふ。)　○老子(第六十五章の語なり。)

秦昭王問於左右曰。今時韓魏孰與始彊。左右對曰。弱於始也。今之如耳

魏齊。孰與曩之孟嘗芒卯。對曰。不及也。王曰。孟嘗芒卯。率彊韓魏。猶無奈寡人何也。左右對曰。甚然。中期伏瑟對曰。王之料天下過矣。夫六晉之時。知氏最彊。滅范中行。而從韓魏之兵以伐趙。灌以晉水。城之未沈者三板。知伯出。魏宣子御。韓康子爲驂乘。知伯曰。始吾不知水可以滅人之國。吾乃今知之。汾水可以灌安邑。絳水可以灌平陽。魏宣子肘韓康子。康子踐宣子之足。肘足接乎車上。而知氏分於晉陽之下。今足下雖彊。未若知氏。韓魏雖弱。未至如在晉陽之下也。此天下方用肘足之時。願王勿易之也。

訓讀 秦の昭王左右に問うて曰く「今時の韓魏は始の彊に孰與ぞ」と。左右對へて曰く「始より、弱し」と。「今の如耳魏齊は曩の孟嘗芒卯に孰與ぞ」と。對へて曰く「及ばざるなり」と、王曰く「孟嘗芒卯は彊き韓魏を率ゐて猶ほ寡人を奈何ともする無きなり」と。左右對へて曰く「甚だ然り」と。中期瑟に伏して對へて曰く「王の天下を料るは過てり。夫れ六晉の時知氏最も彊し、范中行を滅し、

而して韓魏の兵を從へ以て趙を伐つ。灌ぐに晉水を以てす。城の未だ沈まざる者三板。知伯出づ。魏宣子御たり。韓康子驂乘たり。知伯曰く「始め吾れ水の以て人の國を滅すべきを知らず。吾れ乃ち今之を知る。汾水は以て安邑に灌ぐべく、絳水は以て平陽に灌ぐべし」と。魏宣子韓康子を肘す。康子宣子の足を踐む。肘足車上に接して知氏晉陽の下に分たる。今足下彊と雖も未だ知氏に若かず。韓魏弱しと雖も未だ晉陽の下に在るが如きに至らざるなり。此れ天下方に肘足を用ふるの時なり。願はくは王之を易るなかれ」と。

通釋　秦の昭王が左右の近臣に「現在の韓や魏は以前の彊さと較て何うだらうか」と問うと、左右の臣は「只今の方が弱い」と對へた。すると王はまた「今の韓の相如耳や魏の相魏齊は以前の韓の孟嘗や魏の將芒卯と較べて何れが偉いか」と問うと、「今の左右の臣は孟嘗や芒卯には及びません」と對へた。王はそこで大いに得意になつて「以前孟嘗芒卯が彊い時代の韓魏の兵を以てしても、猶ほ此方に對して何等害を加へることが出來なかつたから、今の如耳魏齊と弱い韓魏とではもう何にも出來まい」と云ふと、左右の臣は皆「誠に其の通りで御座います」と對へた。獨り樂師の中期は琴を推し除けて對へて云ふには「王の天下の形勢の考へ方は誤つて居る。かの晉に六卿分立した時は知氏が最も

強かつた。范氏中行氏を滅し更に韓魏の兵を從へて趙を伐ち晉水を決つて城に灌いだ。城の水に浸らない所は六尺ばかりであつた。知伯が陣外へ出た時魏宣子は其の御者となり、韓康子は添乘となつた。知伯が「私は始め水で人の國を滅すことが出來ようとは思はなかつたが、今にしてやつとそれを知つた。汾水は魏の都の安邑に灌ぐことが出來るし、絳水は韓の都の平陽に灌ぐ事が出來る」と云ふや、宣子は韓康子の肘を突き、康子は韓宣子の足を踐んだ。斯くて宣子と康子の肘と足が車上に於て相接して共に知氏を恐れた。そこで魏宣子と韓康子とが共力して知氏に當つた。知氏は遂に韓魏の爲に晉陽城下に敗られ其の國は分割されて了つた。今君は彊大ではあるがまだ當時の知氏程では無いし、韓魏は弱くなつたと云つても未だ晉陽城下に在つた時程では無い。今は天下の諸侯が宣子康子が肘足を以て結んだやうに相謀つて君を窺ふ時である。願はくば君には之を侮りなさるな」と。

語釋 六晉（晉の六卿即ち趙襄子・韓康子・魏宣子・知氏・范氏・中行氏を云ふ。）

或曰。昭王之問也有失。左右中期之對也有過。凡明主之治國也。任其勢。勢不可害。則雖彊天下無奈何也。而況孟嘗・芒卯・韓・魏能奈我何。其勢可

害也。則不肖如耳魏齊及韓魏猶能害之。然則害與不侵。在自恃而已矣。奚問乎。自恃其不可侵。則彊與弱。奚其擇焉。夫不能自恃。而問其奈何也。其不侵也幸矣。申子曰。失之數。而求之信。則疑矣。其昭王之謂也。知伯無度從韓康魏宣。而圖以水灌滅人國。此知伯之所以國亡而身死。頭爲飮杯之故也。今昭王乃問孰與始彊。其畏有水人之患乎。雖有左右。非韓魏之二子也。安有肘足之事。而中期曰勿易。此虛言也。且中期之所官。琴瑟也。絃不調弄不明。中期之任也。此中期所以事昭王者也。中期善承其任。未慊昭王也。而爲所不知。豈不妄哉。左右對之曰弱於始與不及則可矣。其曰甚然則諛也。申子曰。治不踰官。雖知不言。今中期不知而尙言之。故曰。昭王之問有失。左右中期之對皆有過也。

訓讀 或ひと曰く「昭王の問や失有り。左右中期の對や過あり。凡そ明主の國を治むるや其の勢に任ず。勢害すべからざれば、則ち彊天下と雖も奈何ともする無きなり。而るを況んや孟嘗・芒卯・韓・魏能く我を奈何せん。其の勢害すべくんば則ち不肖の如耳魏齊及び韓魏猶ほ能く之を害す。然らば則ち害と不侵とは自ら恃むに在るのみ。奚ぞ問はん。自ら其の侵すべからざるを恃まば、則ち彊と弱と奚ぞ其れ擇ばん。夫れ自ら恃む能はず。而して其奈何すべきを問ふ。其の侵されざるや幸なり。申子曰く「之を數に失つて、之を信に求むれば、則ち疑ふ」と。其れ昭王の謂か。知伯度無く、韓康魏宣を從へ、而して水を以て人の國を灌滅せんことを圖る。此れ知伯の國亡びて身死し、頭飲杯と爲るの故なり。今昭王乃ち始の彊に孰與と問ふ。其れ人に水するの患有るを畏れんや。左右有りと雖も韓魏の二子に非るなり。安んぞ紂足の事あらん。而して中期易どる勿れと曰ふは、此れ虛言なり。且つ中期の官とする所は琴瑟なり。絃調はず、弄明かならざるは中期の任なり。此れ中期昭王に事ふる所以の者なり。中期善く其の任を承く。未だ昭王に慊らず。而して知らざる所を爲す。豈に妄ならずや。左右之に對へて始より弱しと及ばずと曰ふは則ち可なり。其の甚だ然りと曰ふは則ち諛へるなり。申子曰く「治官を踰えず。知ると雖も言はず」と。今中期知らずして、尙ほ之を言ふ。故に曰く「昭王の問失

あり左右中期の對皆過あり」と。

通釋 或人云ふやう「昭王の問も間違つて居り、左右の臣及び中期の對も間違つて居る。凡そ明主が國を治むるには其の勢に任ずるものである。勢が害すべからざる時には、天下の彊國が集つて攻めても何うする事も出來ないものである。況して孟嘗や芒卯魏韓などが我を如何ともすることが出來る筈が無い。若し吾が勢にして害すべき者ならば、如耳魏齊の如き者でも猶ほ能く之を害する事になる。されば害を受けると侵されないとは自ら勢を持して之を恃むと否とに在るのだ。何も人に問ふには及ばない。自ら其の侵すべからざる勢を恃まば、敵が彊からうが弱からうが擇ぶところでは無い。若し自ら勢を恃むことが出來ないで、敵の强弱如何を問ふやうな有様では、侵されるのが當然で、侵されないのは寧ろ僥倖である。申不害は『術數に由らないで、他人の言を以て信を求むれば、疑惑を免れない』と云つてるが、昭王の樣な者の事を謂つたのである。知伯は法度を以て制せず、韓康子や魏宣子を從へて、水を灌いで、人の國を亡ぼさうとしたから、國も亡び自らも殺され、頭は趙襄子の酒杯とさるゝに至つたのである。今昭王は今の韓魏は始の强さと何れかと尋ねたゞけで水攻などいふ畏がある譯ではなく、又左右の臣も韓康子や魏宣子の如き者でないから、決して肘足相接して陰謀

する如き事は無いのに、中期は侮つてはならぬと云つたのは、人を欺く言である。且つ中期の役目は、琴瑟を鼓する事であるから、絃の調子が悪いとか、樂曲の明かでないとかいふことは、中期の責任であつて、それが昭王に仕ふる道である。而も中期は其の任務を承けながら昭王に充分の滿足を與へ得ないで、自分に關係の無い事を爲して王を諫めたりするのは譖妄な事ではないか。又左右の臣が昭公に對へて『弱し及ばず』と言つたのは良いが、至極其の通りですなどと言つたのは諛つたものである。申不害の言に治は己れの官職を超えず、若し己の職分外の事であれば、知つて居ても言はぬと有るが、今中期は職分外で何も知らないのに差出口をきいたのである。其れ故昭公の問も左右の臣や中期の對も過であると謂ふのである」と。

餘論 此の節の主旨は最後の申子の語たる治不踰官、雖知不言、を説かんが爲で、此の主旨の爲に中期の故事を述べて之に就て詳論したものである。

管子曰。見其可說之有證。見其不可惡之有形。賞罰信於所見。雖所不見其敢爲之乎。見其可說之無證。見其不可惡之無形。賞罰不信於所見。而

求所不見之外。不可得也。

【訓讀】管子曰く「其の可を見れば之を說ぶこと證あり。其不可を見れば之を惡むこと形有り。賞罰見る所に信ならば、見ざる所と雖も其れ敢て之を爲さんや。其の可を見れども之を說ぶこと證なく、其の不可を見れども之を惡むこと形無く、賞罰見る所に信ならず。而して見ざる所の外に求むとも得べからざるなり」と。

【通釋】管子の云ふやう「君が臣の行の可なるを見て之を悅べば、其證として恩賞があり、臣下の不可なる行を見て之を惡めば其の形として刑罰がある。斯の如く賞罰が目擊する所に信ならば、其の見えない所にても僞つて爲すことはなくなる。之に反して臣下の行の可なるを見ても賞なく、不可なる行を見ても罰無く、賞罰が目擊したところに不信であるならば、臣に耳目の及ばない處に於て自ら善行を爲すを求めても不可能なことである」と。

【語釋】證（此れは管子脩權篇の文にして證は徵の字に作り外の字は化の字に作る。）

或曰。廣庭嚴居。衆人之所肅也。宴室獨處。曾史之所慢也。觀人之所肅。非得

情也。且君上者臣下之所爲飾也。好惡在所見。臣下之飾姦物以愚其君必也。明不能燭遠姦見隱微而待之。以觀飾行定賞罰。不亦弊乎。

訓讀 或ひと曰く「廣庭嚴居は衆人の肅する所なり。晏室獨處は曾史の慢にする所なり。人の肅する所を觀るは、情を得るに非るなり。且つ君上は臣下の飾を爲す所なり。好惡見る所に在れば、臣下の姦物を飾り、以て其君を愚にするや必せり。明、遠姦を燭し・隱微を見て、之を待つ能はず。以て飾行を觀賞罰を定む。亦弊ならずや」と。

通釋 或人之を評して言ふ「朝廷や祖廟の如き廣く莊嚴なる所は何人も謹む所であつて、闇室や獨居の處は曾子史魚の如き謹嚴家さへも惰る場所であるから、人が謹んで居る時ばかりを見たのでは眞相を知り得ない、まして臣下と云ふものは、君上の前に出る時は虚飾を爲すものである。君上がたゞ眼前に見る所によつて好惡賞罰を決するならば、臣下は姦邪を飾つて其の君を欺き愚にするは必定である。君の明が遠方の姦邪をも照し出し、隱微の事をも見極めて之に對せずして、唯だ目の前の虚飾した行によつて臣下の賞罰を決定するのは、明を蔽はるゝ道ではないか」と。

【餘論】此の節は前の鄭の子產出でゝ婦人の哭を聞くの條と同一主旨を論じたるもので、論旨簡明首肯するに足る。

管子曰。言於室。滿於室。言於堂。滿於堂。是謂天下王。

【訓讀】管子曰く「室に言へば、室に滿ち、堂に言へば、堂に滿つ。是を天下の王と謂ふ」と。

【通釋】管子の言に「燕居の室に居つて言へば、室內の者皆聞かざる者無く、公會の堂上に於て言へば、堂內の者は皆聞かざる者なき如く、公明正大なる者を天下の王と云ふ」と。

【語釋】管子（今の管子牧民篇に此語竄せらる。）

或曰。管仲之所謂言室滿室。言堂滿堂者。非特謂遊戲飲食之言也。必謂大物也。人主之大物。非法則術也。法者編著之圖籍。設之官府。而布之於百姓者也。術者藏之於胸中。以偶衆端。而潛御群臣者也。故法莫如顯。而術不欲見。是以明主言法。則境內卑賤。莫不聞知也。不獨滿於堂。用術則

親愛近習。莫之得聞也不得滿堂。而管子猶曰。言室滿室。言堂滿堂。非法術之言也。

訓讀 或ひと曰く「管仲の謂はゆる室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つ」とは、特に遊戲飮食の言を謂ふに非るなり。必ず大物を謂ふなり。人主の大物は法に非れば則ち術なり、法は之を圖籍に編著し、之を官府に設けて之を百姓に布く者なり。術は之を胸中に藏し、以て衆端を偶して潜に群臣を御する者なり。故に法は顯に如くは莫く、而して術は見すを欲せず。是を以て明主法を言へば、則ち境内の卑賤も、聞知せざる莫きなり。獨り堂に滿つるのみならず、術を用ふれば則ち親愛近習も、之を聞くを得る莫きなり。堂に滿るを得ず、而して管子は猶曰く「室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つ」と。法術の言に非るなり。

通釋 或人之を評して曰ふ「管仲が所謂室に言へば室に滿ち堂に言へば堂に滿つ」と云ふのは、飮食遊戲の場合などに就て言つたのでは無い。必ず國家の大事に就て言つたのである。人君の大事と云へば法でなければ術を指すものである。法と云ふものは之を文書に編述して官府に備へつけ、一般百

姓に發布するものである。術と云ふものは之を人主の胸中に藏して、多くの端緒を照し合せて潜に群臣を御するものである。されば法は明かな程良いし、術は人に知らせてはならないものだ。斯かる次第であるから、明主が法を言ふときには、國内の者は如何なる卑賤の徒も之を聞知しない者は無い。卽ちたゞに堂内に滿つる位に止まらぬ。又た明主が術を用ふる時は極めて親愛して居る近習にも聞かせない。卽ち堂内だけにも滿すことは出來るものでは無い。明主は斯の如くすべきであるのに、管子は室に言へば室に滿ち、堂に言へば堂に滿つなど云つてるのは、法術の言では無いのである。

餘論　此の節はよく韓非の法術の定義とも言ふべきものを云ひ表して居る。特に注意すべきである。

難四　第三十九

叙説 此の篇は前三篇と同じく難と題して居る。其の異る所は、難の外に更に解を附して提案を支持する點である。四節より成つて居る。第一節は、案に於て孫子が君を凌ぎ過を改めないのは、身を亡すの本なりと論じ、難に於ては、孫子の不臣は衞君の闇愚により、君を伐つ者すら必ず亡ぶる者ではない事を云ひ、解に於ては孫子が人君でないのに、人君の態度を示すのは、敗亡の道であると論じたものである。

衞孫文子聘於魯。公登亦登。叔孫穆子趨進曰。諸侯之會。寡君未嘗後衞君也。今子不後寡君一等。寡君未知所過也。子其少安。孫子無辭。亦無悛容。穆子退而告人曰。孫子必亡。臣而不後君。過而不悛。亡之本也。

訓読 衞の孫文子魯に聘す。公登れば亦登る、叔孫穆子趨り進んで曰く「諸侯の會に、寡君未だ嘗

て衞君に後れず。今子寡君に後るゝこと一等せず。寡君未だ過つ所を知らざるなり。子それ少しく安んぜよ」と。孫子辭無し。亦悛容無し。穆子退きて人に告げて曰く「孫子は必ず亡びん。臣にして君に後れず、過ちて悛めず、亡の本なり」と。

通釋 衞の大夫の孫文子が魯に來聘した。堂の階段を登るに、魯君が登れば己も亦竝んで登つた。魯の大夫の叔孫穆子が、趨り出で進んで孫文子に向つて曰ふやう。「諸侯の會合に、吾が君は未だ決して衞の君に後れて階を登られた事はない。常に相竝んで登られた。而るに貴下は衞の君ではなく、大夫の身分でありながら、吾君に一段後れて登ることをせず同列に登られる。吾が君には何の過失も無いのに、甚だ失禮ではないか、貴下には少しく徐行なされるがよい」と注意したが、孫文子は辯解の辭も無く、また別に改める容子も無かつた。穆子は退いて人に告げて曰ふには、「孫子は必ず亡びるであらう。臣下の身分でありながら、階を登るに君に後れることをせず、過失があつても之を改めない。これは滅亡の本であると。

或曰。天子失レ道。諸侯伐レ之。故有二湯武一。諸侯失レ道。大夫伐レ之。故有二齊晉一。臣而

伐君者必亡。則是湯武不王。晉齊不立也。孫子君於衞。而後不臣於魯。臣之君也。君有失也。故臣有得也。不命亡於有失之君。而命亡於有得之臣。不察。魯不得誅衞大夫。而衞君之明。不知不悛之臣。孫子雖有此二也。臣以亡。其所以失。所以得君也。或曰。臣主之施。分也。臣能奪君者。以得相踦也。故非其分而取者。衆之所奪也。辭其分而取者。民之所予也。是以桀紂嶓山之女。紂求比干之心。而天下離。湯身易名。武身受害。而海內服。趙咺走山。田外僕。而齊晉從。則湯武之所以王。齊晉之所以立。非必以其君也。彼得之而後以君處之也。今未有其所以得。而行其所以處。是倒義而逆德也。倒義則事之所以敗也。逆德則怨之所以聚也。敗亡之不察何也。

訓讀 或ひと曰く「天子道を失へば諸侯之を伐つ。故に湯武有り。諸侯道を失へば大夫之を伐つ、

故に齊晉有り。臣にして君を伐つ者は必ず亡ぶ。則ち之れ湯武王たらず、晉齊立たざるなり。孫子衞に君として而して後魯に臣たらず。臣の君たるや君失有ればなり。故に臣得るあるなり。亡を失有るの君に命ぜず。而して亡を得る有るの臣に命ず。魯は衞の大夫を誅するを得ず。而して衞君の明は悛めざるの臣を知らず。孫子此二有りと雖も巨以て亡びん。其失ふ所以は君に得る所以なるを察せざるなり。或ひと曰く「臣主の施は分なり。臣能く君を奪ふ者は相踦するを得るを以てなり。故に其の分に非ずして取る者は衆の奪ふ所なり。其分を辭して取る者は民の予ふる所なり。是を以て桀は嶓山の女を索め、紂は比干の心を求め、而して天下離る。湯は身名を易へ、武は身害を受け而して海内服す。趙咺山に走り、田外僕たり。而して齊晉從ふ。則ち湯武の王たる所以、齊晉の立つ所以は必ずしも其の君を以てするに非るなり。彼れ之を得、而して後君を以て之に處るなり。今其得る所以有らずして其處る所以を行ふ。是れ義を倒にして、德に逆ふなり。義を倒にするは則ち事の敗るゝ所以なり。德に逆ふは則ち怨の聚る所以なり。敗亡の察せざるは何ぞや。

通釋　或人の曰ふやう「天子が道を失ふと、諸侯が之を伐つ。それで殷の湯王周の武王の如き者があるのだ。又た諸侯が道を失ふと、大夫が之を伐つ。それで齊の田氏や晉の六卿の如き國を奪つた者

があるのだ。臣下の身分で君を伐つ者は必ず亡ぶるならば、湯王武王は王となれず田氏六卿は君位に立てない筈である。今孫文子が自國に於て既に君の地位を僣して居るから、魯に來ても臣下の地位に就かなかつたのだ。ところで斯の如く君の地位を僣するに至るのは君が其の政柄を失ふからである。然るに穆子が政柄を失つた君の亡びることを云はないで、却て之を得た臣下に亡びると云つたのは誤つて居る。畢竟穆子は魯は衞の大夫を誅する事が出來ず。又た衞君は此の過て改めない不孫の臣を知らずに居るため、孫文子は不臣と不改の二失があつても亡びずして、却つて此の二失が國柄を得る所以であることを知らんのである」と。或人の曰ふやう「君たり臣たるは各々その分限がある。臣にして能く君の位を奪ふのは君臣の釣合が取れて、兩立して居ないからである。故に君たる者が、其の之を取るべき分限でないのに之を貪り取る時は、衆心離反して奪はれてしまふ。又た臣下が取つてよいものでも、一旦辭退して後取るときは、民は歸服して之を與へるのだ。斯かる道理であるから、昔夏の桀王は嶓山の女を求め、殷の紂王は比干の胸を割いた爲に天下は離反した。此れはその分に非ずして取つたが爲である。又湯王は夏の法に違ふからとして自ら名を易へ、武王は自ら紂王の罵詈を受けた。そこで海内の民之に歸服した。趙宣子は趙穿が靈公を弑するや山に走り、齊の田成子は出奔して

外僕となつた。而かも遂に齊晉の服從を得たのは、皆其分を辭じて後取つたものである。湯王武王が王者となり、齊晉が君となつたのは、必ずしも其君の位を奪つたのではなく、彼等は當然得べき分をとつて而る後君として之に處つたまでゞある。今孫文子は其の當然得べき分を得ないで、君位に處る道を行つたのは、これ義に背き、また德に逆つたものである。義に反くことは事の敗るゝ原因であり、德に逆ふのは怨を聚める原因である。孫文子が此の必ず敗亡する道であることを察知しなかつたのは、何と愚ではないか」と。

語釋　相踦（互に片足で立つこと、互に均衡を以て並立しないこと。）　○易ㇾ名（湯の名は履、桀の名は履癸なる故、之を避くるの夏の法により名を易へたるなり。）

敍說　此の節は魯の陽虎が三桓を攻めて勝たず、齊に奔り、齊の景公之を禮遇せるに就ての是非を論じたものである。

魯ノ陽虎欲ㇾ攻ㇾ三桓ヲ。不ㇾ剋シテ而奔ㇾ齊ニ。齊ノ景公禮ㇾ之ヲ。鮑文子諫メテ曰ク。不可ナリ。陽虎ハ有ㇾ寵於季氏ニ。而欲ㇾ伐ㇾ於季孫ヲ。貪ㇾ其ノ富ヲ也。今君ハ富ム於季孫ヨリ。而齊ハ大ナリ於魯ヨリ。陽虎ノ所ㇾ以盡スㇾ詐ヲ也。景公乃チ因フ陽虎ヲ。

訓讀 魯の陽虎、三桓を攻んと欲す。尅たずして齊に奔る。齊の景公之を禮す。鮑文子諫めて曰く「不可なり。陽虎は季氏に寵有り。而して季孫を伐んと欲するは、其富を貪るなり。今君は季孫より富む。而して齊は魯より大なり。陽虎の詐を盡す所以なり」と。景公乃ち陽虎を囚ふ。

通釋 魯の陽虎が孟孫・叔孫・季孫の三桓を攻めんとしたが、勝たずして齊に奔つた。齊の景公は之を禮遇したので、鮑文子が諫むるやう「禮遇するのは宜しくない。陽虎はもと〳〵季氏に寵愛されて居たのに、之を伐つて代らんとしたのは、季孫氏の富を貪らんとしたのである。今君は季孫氏よりも富み、齊國は魯よりも大國である。此れが、陽虎の詐謀を盡して君に仕へ、貪らうとするのである」と。景公は成程と思ひ早速陽虎を囚へた。

或曰。千金之家。其子不仁。人之急利甚也。桓公五伯之上也。爭國而殺其兄。其利大也。臣主之間。非兄弟之親也。劫殺之功。制萬乘而享大利。則群臣孰非陽虎也。事以微巧成。以疎拙敗。群臣之未起難也。其備未具也。群臣皆有陽虎之心。而君上不知。是微而巧也。陽虎貪於天下以欲攻上。是

踈而拙也。必使景公加誅於拙虎。是鮑文子之說反也。臣之忠詐。在君所行也。君明而嚴。則群臣忠。君懦而闇。則群臣詐。知微之謂明。無救赦之謂嚴。不知齊之巧臣。而誅魯之成亂。不亦妄乎。

訓讀 或ひと曰く「千金の家は其子不仁なり。人の利に急なる甚しきなり。桓公は五伯の上なり。國を爭つて其兄を殺すは、其利大なればなり。臣主の間は兄弟の親に非るなり。刧殺の功萬乘を制して、大利を享くれば、則ち群臣孰れか陽虎に非ざらん。事は微巧を以て成り、踈拙を以て敗る。群臣の未だ難を起さざるや、其備未だ具はらざるなり。群臣皆陽虎の心有り。而して君上知らざるは是れ微にして巧なるなり。陽虎天下を貪り以て上を攻んと欲せるは、是れ踈にして拙なるなり。必ず景公をして誅を拙虎に加へしむるは、是れ鮑文子の說反するなり。臣の忠詐は君の行ふ所に在るなり。君明にして嚴なれば則ち群臣忠に、君懦にして闇なれば則ち群臣詐る。微を知る之を明と謂ふ。救赦無き之を嚴と謂ふ。齊の巧臣を知らずして魯の成亂を誅す。亦妄ならずや」と。

通釋 或人之を評して曰ふやう「千金を蓄へる富裕の家では、其の子までが無慈悲で物吝だと諺に

云ふが、此れは利を獲るに急だからである。齊の桓公は五覇の長である。彼は國君の位を爭つて其兄の子糾を殺した。此れも大利を得る爲に爲したのである。君臣の間は兄弟の樣な親愛がある譯ではない。君主を劫して效を奏して、能く大國を自由にして、大利を得ることが出來るならば、群臣は誰しも陽虎と同じことをするのだ。凡そ事物は精微巧妙にすれば成功し、疎末拙劣にやれば失敗するものである。齊の群臣がまだ亂を興すに至らなかつたのは、其の準備が足らなかつたからである。群臣には皆陽虎と同じ心があるのに、君主が之を知らないのは、微妙で上手であるからである。陽虎が天下の大を貪つて上を攻めんとしたのは、其のやり方が疎漏であつて拙劣である。鮑文子が景公に對して、此の拙劣な陽虎に誅を加へしめんと說いたのは道理に反いて居る。臣下が君に忠を盡すのと君を僞瞞するのとは、君の行ふ所如何にあるもので、君が明察で嚴格であれば群臣は忠實であるし、君が懦弱で闇愚であれば群臣は詐るものである。隱微を見拔くのを指して明と謂ひ、罪過ある者を赦さないのを嚴と謂ふのである。斯く考へて見れば齊に巧に姦を爲さんとする群臣のある事を知らないで、魯の國で下手に亂をなさんとして失敗した一陽虎を誅しようとするのは、誤では無いか」。

或曰、仁貪不レ同レ心。故公子目夷辭レ宋、而楚商臣殺レ父。鄭去疾予レ弟、而魯桓

殺兄。五伯兼幷。而以桓律人。則是皆無貞廉也。且君明而嚴。則群臣忠。陽虎爲亂於魯。不成而走入齊。而不誅。是承爲亂也。君明則知誅陽虎之可以濟亂也。此見微之情也。語曰。諸侯以國爲親。君嚴則陽虎之罪不可失。此無救赦之實也。則誅陽虎所以使群臣忠也。未知齊之巧臣。而廢明亂之罰。責於未然。而不誅昭昭之罪。此則妄矣。今誅魯之罪亂。以威群臣之有姦心者。而可以得季孟叔孫之親。鮑文之說。何以爲反。

訓讀　或ひと曰く「仁貪は心を同うせず。故に公子目夷は宋を辭し、而して楚の商臣は父を殺す。鄭の去疾は弟に予へて魯桓は兄を殺す。五伯兼併す。而して桓を以て人を律すれば、則ち是れ皆貞廉無きなり。且つ君明にして嚴なれば則ち群臣忠なり。陽虎亂を魯に爲し、成らずして走りて齊に入る。而して誅せざれば是れ亂を爲すを承るなり。君明なれば則ち陽虎を誅するの以て亂を濟むべきを知るなり。此れ微を見るの情なり。語に曰く「諸侯は國を以て親と爲す」と。君嚴なれば則ち陽虎の罪失

ふべからず。此れ救赦無きの實なり。則ち陽虎を誅するは群臣をして忠ならしむる所以なり。齊の巧臣を知らずして、而して明亂の罰を廢し。未然に責めて昭昭の罪を誅せず。此れ則ち妄なり。今魯の罪亂を誅して以て群臣の姦心有る者を威す。而して以て季孟叔孫の親を得べし。鮑文の說何を以て反すと爲さん」。

通釋 或人更に之を解いて云ふ。「人の心は同じでなし、仁慈な者と貪慾な者とある。例へば宋の公子目夷は庶兄であつた。太子と宋君が勸めて位に立てんとしたが、辭退して宋を去つた。然るに、楚の太子商臣は己を廢せんとした父を弑した。鄭の去疾は弟の公子堅に位を讓つた。然るに魯の桓公は其の兄の隱公を弑した。五覇は皆他國を兼併して成つたのであるが、齊の桓公が兄を殺して國を取つた事からして、人は皆斯くの如しと、一律に言ふなら、世に貞廉の人は無くなることになる。併し實際は貞廉な人もあるのである。且つ君が明察で嚴正であれば、自然に群臣は忠を盡すやうになる。陽虎は亂を魯に爲して成功せずに齊に走つたものだ。然るに之を誅殺しなかつたなら、是れ魯の亂を齊が承け繼ぐに等しいことになる。君が明察であつたなら、陽虎を誅する事は亂を防ぐに足る事を知るのであつて、是れが卽ち事物を隱微の中に察するの實情である。古語に諸侯は他國との親交を大切に

すると云つてあるが、若し君が嚴なれば、陽虎の罪は魯國に對する手前からも、決して見逃すべきでない。此れが罪過を決して赦さないと云ふ實情である。則ち一陽虎を誅することは群臣を戒めて忠ならしむる道である。未だ齊の國內の巧に亂を爲す臣を知らない上に、明かに亂を爲した陽虎の罪を赦し、まだ實現しない罪を探し求めて之を責め、既に明々白々な罪過を誅罰しないのは誤つたことである。今魯國の亂臣を誅して、群臣の姦心ある者を畏れさした上に、季孫孟孫叔孫三家から親好される事を考へて見れば、鮑文が景公に說いた事は何等理に反するものでは無い」。

敍說 此の節は鄭伯が高渠彌を立てゝ卿となさんとしたのを、昭公が惡んで諫めた爲に、終に昭公は高伯に弒せられた事に就いて、是非を論じたものである。

鄭伯將以高渠彌爲卿。昭公惡之。固諫。不聽。及昭公即位。懼其殺己也。辛卯弒昭公而立子亹也。君子曰。昭公知所惡矣。公子圉曰。高伯其爲戮乎。報惡已甚矣。

訓讀 鄭伯將に高渠彌を以て卿を爲さんとす。昭公之を惡み固く諫むれども聽かず。昭公位に即く

に及び、其己を殺さんを懼るゝや、辛卯昭公を弑して子亹を立つ。君子曰く「昭公は惡む所を知る」と。公子圉曰く、「高伯は其れ戮と爲らんか、惡に報ずる已甚し」と。

通釋 鄭伯莊公が高渠彌を以て卿と爲さんとした時に、莊公の子たる昭公は之を惡み嫌つて固く父を諫めて止めさせんとしたが、莊公は之を聽き入れずに卿とした。其後昭公が位に即くに及んで、高渠彌は昭公に殺されはしまいかと懼れて、辛卯の日遂に昭公を弑して了つて、其の弟の亹を位に立たしめた。君子は之を評して曰ふ、「昭公はよく惡むべき人を知つて之を惡んだ」と。又た魯の大夫の公子圉は之を評して曰ふやう。「高伯は恐らく誅戮を免れまい、惡まれたことに報ゆることが甚しく度を過ぎて居るから」と。

或曰。公子圉之言也不亦反乎。昭公之及於難者。報惡晩也。然則高伯之晩於死者報惡甚也。明君不懸怒。懸怒則臣懼罪。輕擧以行計。則人主危矣。故靈臺之飲。衞侯怒而不誅。故褚師作難。食黿之羹。鄭君怒而不誅。故子公殺君。君子之擧知所惡非甚之也。曰知之若是其明也而不行誅焉。

以及於死。故曰。知所惡。以見其無權也。人君非獨不足於見難而已。或不足於斷制。今昭公見惡。稽罪而不誅。使渠彌含憎懼死。以徼幸。故不免於殺。是昭公之報惡不甚也。

訓讀 或ひと曰く、公子圉の言や亦た反せずや。昭公の難に及ぶは惡に報ずる晩きなり。然らば則ち高伯の死に晩きは惡を報ずる甚しきなり。明君は怒を懸けず、怒を懸ければ則ち臣罪を懼れ、輕擧以て計を行ふ。則ち人主危し。故に靈臺の飲、衞侯怒りて誅せず。故に褚師難を作す。黿の羹を食ふ。鄭君怒つて誅せず。故に子公君も殺す。君子の擧げて惡む所を知るとは之を甚しとするに非るなり。曰く之を知る是の若く其れ明かなり。而して誅を行はず以て死に及ぶ。故に曰く惡む所を知ると。以て其權無きを見す、人君は獨り難を見るに足らざるのみに非ず。或は斷制に足らず。今昭公惡を見し、罪を稽めて誅せず。渠彌をして憎を含み死を懼れ以て徼幸せしむ。故に殺を免れず。是れ昭公の惡に報ゆる甚しからざるなり。

通釋 或人之に對して曰ふやう、「公子圉の言は如何にも理に外れて居るでは無いか。何故ならば昭

公が弑虐の難を受けたのは、己が惡む者に報ゆることが晩きに失したからである。反對に高伯が晩くまで死を免れ得たのは、己の惡むところに報ゆること甚しく又た早く報いたからである。明君は臣下に對して怒を久しく懸けて置くことは無い。臣下に對して怒を懸け示せば、臣は其の罪せられん事を懼れて、遂に不心得にも謀反を企てる事となつて、人主の地位は危くなる。さればこそ、昔日衞侯は靈臺の宴に諸師の無禮を怒りながら、誅を加へなかつた爲に、諸師が却つて亂を作した。又た鄭君は子公がスツポンの吸物に指を入れて嘗めたのを怒つたが、之を誅罰しなかつた爲に、子公は終に鄭君を殺してしまつた。之によつて見れば君子が昭公は惡む所を知ると評したのは、其の惡むところ甚しく之に報いたと云ふのではなく、惡むべき事を明かに知つて居ながら、誅罰を行はないで却つて之が爲に自分が死するに至つたと謂ふのである。されば君子が昭公は惡むところを知ると稱したのは、其の君權の無きを示したものである。人君には獨り後日の禍を洞見出來ない者があるばかりでなく、或は之を察しても之を制斷して了ふことの出來ない者がある。今昭公は渠彌に對して惡しみを示しながら、罪を留めて誅罰を加へなかつた爲に、却つて渠彌をして怨を含み死を懼れ萬一を僥倖せしめたのだ。さてこそ昭公は殺戮さるゝを免れなかつた。是れは正に昭公が惡に報ゆることが甚しく急でな

かつたからである。

語釋 靈臺之飮(左傳哀公二十五年に詳說あり。) ○子公殺君(左傳宣公四年に此の事を載す就て見るべし。)

或曰。報惡甚者。大誅報小罪。大誅報小罪也者。獄之患也。獄之患。故非在所以誅也。以讎之衆也。是以晉厲公滅三郤。而欒中行爲難。鄭子都殺伯咺而食鼎起禍。吳王誅子胥而越勾踐成霸。則衞侯之逐。鄭靈之弑。不以褚師之不死而子公之不誅也。以未可以怒。而有怒之色。未可誅。而有誅之心。怒其當罪。而誅不逆人心。雖懸奚害。夫未立有罪。卽位之後。宿罪而誅。齊胡之所以滅也。君行之臣。猶有後患。況爲臣而行之君乎。誅已不當。而以盡爲心。是與天下爲讎也。則雖戮不亦可乎。

訓讀 或ひと曰く「惡に報ずる甚しとは大誅もて小罪に報ゆるなり。大誅もて小罪に報ゆるは獄の患なり。獄の患は故と誅する所以に在るに非るなり。讎の衆きを以てなり。是を以て晉の厲公三郤を

滅して欒中行難を爲し、鄭の子都伯咺を殺して食鼎禍を起し、吳王子胥を誅して、越の勾踐覇を成す。則ち衞公の逐はれ、鄭靈の弑せらるゝは、褚師の死せず、而して子公の誅せられざるを以てならざるなり。未だ以て怒る可からずして怒の色有り。未だ誅すべからずして誅の心有るを以てなり。其罪すべきを怒り而して誅し、人心に逆はざれば懸くと雖も奚ぞ害あらん。夫れ未だ立たざるに罪有り。卽位の後罪を宿して誅す。齊胡の滅する所以なり。君之を臣に行ふも、猶ほ後患有り。況や臣と爲りて之を君に行ふをや。誅已に當らずして盡を以て心と爲す。是れ天下と讎を爲すなり。則ち戮せらるゝと雖も亦可ならずや。

通釋 或人又た之を解いて曰ふ、己が惡むところに報ゆる甚しとは、大誅を以て小罪に報ゆる事である。大誅を以て小罪に報ゆる事は、訟獄の患である。獄の患と云ふものは、故と人を誅罰すると云ふ事にあるのでない、誅罪が不當であると、人々が不安を懷く結果、我を讎とする者の多くなる事に在るのである。この故に晉の厲公は、三郤を滅したが欒書、中行偃の二人が亂を起し、又た鄭の子都は伯咺を殺したが、食鼎が禍を起した。又た吳王夫差は伍子胥を誅して、越王勾踐は覇を爲した。衞侯が國を逐はれ、鄭君が弑せられたのは、褚師を殺さず子公を誅しなかつたからでは無くて、未だ

怒るべきでないのに怒の色を見はし、未だ誅す可きでないのに誅するの心があつたからである。若し當然罪すべき者を怒り、之に誅を加へ、それが人の心に逆はなければ、怒を懸け示しても何の妨も無い。未だ位に卽かない前に罪があつた者に對し、卽位の後其宿罪を正して、誅戮を加へんとするが如きは、齊の胡公が大夫騶馬繻を虐待して遂に之が爲に弑せられて滅びたのと同じ道理である。君が之を臣下に行つてすら後患があるのに、況して臣にして之を君に行ふは尙更のことである。誅罰が理に當らず。たゞ惡む者を滅盡するを以て心となす時には、天下中の人を讎と爲すものであるから弑戮せられたも當然ではないか。


語釋　三郤（郤至、郤錡、郤犨、を云ふ欒中行の亂は左傳成公十七年に見ゆ。）

敍說　此篇は難篇の最後の節であるが、別段總括的のものでなく、唯だ前の諸節と同じ語法行文を以て、衞の靈公に對し一侏儒が君明を壅蔽する者ありと諷したのを靈公が悟つて寵臣を退け賢臣を擧げたことに就て論じたものである。

衞靈之時。彌子瑕有寵於衞國。侏儒有見公者曰。臣之夢踐矣。公曰。奚夢。

夢見竈者爲見公也。公怒曰。吾聞見人主者夢見日。奚爲見寡人而夢見竈乎。侏儒曰。夫日兼照天下。一物不能當也。人君兼照一國。一人不能壅也。故將見人主而夢日也。夫竈一人煬焉。則後人無從見矣。或者一人煬君邪。則臣雖夢竈。不亦可乎。公曰善。遂去雍鉏。退彌子瑕而用司空狗。

訓讀 衛靈の時彌子瑕衛國に寵有り。侏儒公に見ゆる者有り。曰く、「臣の夢踐あり」と、公曰く、「奚の夢ぞ」と、「夢に竈を見るは公を見んが爲なり」と、公怒つて曰く、「吾れ聞く人主を見る者は夢に日を見ると、奚爲れぞ寡人を見るに、夢に竈を見るや」と、侏儒曰く、「夫れ日は天下を兼照し、一物當る能はざるなり。人君は一國を兼照し、一人壅ぐ能はざるなり。故に將に人主を見んとして日を夢むなり。夫れ竈は一人煬すれば、則ち後人從つて見るなし。或は一人君を煬するか。則ち臣竈を夢むと雖も亦可ならずや」と。公曰く、「善し」と。遂に雍鉏を去り、彌子瑕を退けて司空狗を用ふ。

通釋 衛の靈公の時に、彌子瑕が寵を得て國政を專らにして居たが、或る時一人の小藝人が公に面謁して曰ふに、「私は夢を見ましたが、全く事實と合つて居ります」と。公は「其れは何んな夢か」と

尋ねると、侏儒は、「竈の夢を見ましたが、これは君に御目にかゝる兆でした」と對へると、公は怒つて曰ふやう、「人君を見る者は夢に日を見ると聞いて居るのに、汝は何故拙者に見ゆるに竈などを夢見たか」と。侏儒は此に於て、君を諫めんとして曰ふには、「一體日と云ふ者は天下を平等に照して、如何なる物でも日光を獨占することは出來ないものだ。此れと同じく人君は一國の萬民を兼照すもので、一人で其の明を塞ぐことは出來ないものである。斯の如く日と人主は同じく兼照する所から、人主を見んとする時は日を夢みるのである。さて竈と云ふものは一人がその前に立つて煬けば、其の後の人は光を見る事さへ出來ないものだ。殊によつたら、今一人の人が君の前に煬いて、君の明を塞いで居るものがあるのではなからうか、若しさうならば、私が夢に竈を見たのも不思議ではありますまい」と申上げたので、靈公は成程尤だと云つて、遂に雍鉏を去り、彌子瑕をも退けて、司空狗を重く用ひた。

語釋　踐（夢が事實となること。）　○煬（火を焚くこと。一說に火にあたること。）

或曰。侏儒善假於夢以見主道矣。然靈公不知侏儒之言也。去雍鉏退彌

子瑕。而用司空狗者。是去所愛而用所賢也。鄭子都賢慶建而壅焉。燕子噲賢子之而壅焉。夫去所愛而用所賢。未免使一人煬己也。不肖者煬主。不足以害明。今不加知。而使賢者煬己。則必危矣。或曰。屈到嗜芰。文王嗜菖蒲菹。非正味也。而二賢尙之。所味不必美。晉靈公說參無恤。燕子噲賢子之。非正士也。而二君尊之。所賢不必賢也。非賢而用之。與愛而用之同。實。誠賢而舉之。與用所愛異狀。故楚莊舉叔孫而霸。商辛用費仲而滅。此皆用所賢而事相反也。燕噲雖舉所賢。而同於用所愛。衞奚距然哉。則侏儒之未見也。君壅而不知其壅也。已見之後。而知其壅也。故退壅臣。是加知之也。曰。不加知而使賢者煬己。則必危矣。而今以加知矣。則雖煬己。必不危矣。

訓讀　或ひと曰く、侏儒善く夢に假り以て主に道を見す。然れども靈公は侏儒の言を知らざるなり。雍鉏を去り、彌子瑕を退け而して司空狗を用ふるは、是れ愛する所を去つて賢とする所を用ふるなり。鄭の子都慶建を賢として壅せられ、燕の子噲子之を賢として壅せらる。夫れ愛する所を去つて、賢とする所を用ふ。未だ一人をして己に煬せしむるを免れざるなり。不肖者主に煬すれば以て明を害するに足らず。今知を加へずして賢者をして己に煬せしむれば則ち必ず危し。或ひと曰く、屈到は菱を嗜み、文王は菖蒲の葅を嗜む。正味に非るなり。而して二賢之を尙ぶ。味ふ所必ずしも美ならず。晉の靈公は參無恤を說び、燕の子噲は子之を賢とす。正士に非るなり。而して二君之を尊ぶ。賢とする所必ずしも賢ならざるなり。賢に非ずして之を用ふるは、愛して之を用ふると實を同うす。誠に賢にして之を擧ぐるは愛する所を用ふると狀を異にす。故に楚莊は叔孫を擧げて霸たり。商辛は費仲を用ひて滅ぶ。此れ皆賢とする所を用ひて、而も事相反するなり。燕噲は賢とする所を擧ぐと雖も、而も愛する所を用ふるに同じ。衞は奚距然らんや。則ち侏儒の未だ見えざるや君壅せられて其壅を知らざるなり。已に見ゆるの後にして其壅を知るなり。故に壅臣を退く、是れ之を知るを加ふるなり。知るを加へずして而して賢者をして己を煬せしむれば、則ち必ず危しと曰へども、而も今以に知を加ふ。

則ち己に煬すと雖も必ず危からず。

通釋 或人之を評して曰ふ、侏儒は善く夢に假托して人主に道を示したが、靈公は此の小藝人が申上げた言葉の意を充分解しなかつた。何故ならば靈公が雍鉏を去り、彌子瑕を退けて司空狗を用ひたのは、是れ卽ち其の親愛する所の者を去つて、賢人と思つた人を用ひたのであるが、己が賢と思ふ者も必ずしも眞の賢人でないことがある。卽ち昔鄭の子都は慶建を賢人と思つて用ひたが爲に之に壅蔽せられ、燕王の子噲は子之を賢者と思ひ込んで壅蔽せられた。此によつて見ると愛する所の者を去つて賢者と思ふ者を用ひても、未だ一人をして己の前に煬かしめることを免れない。不肖の者なら、人主に煬いたところで、まだその明を害する程のことはないが、人主の智が格別增しもせずして賢者に煬かれたなら、その壅蔽せられることは免れないことだ」と。更に或人が之を解いて曰ふには、「楚の屈到は芰を嗜み、周の文王は菖蒲の根の酢漬を嗜んだ。共に正當の食物ではないが二賢は之を尙んだ。之で見ると、人が美味とする物でも必ずしもそれは美味とは限らない。晉の靈公は參無恤と云ふ者を悅び、燕王噲は子之を賢としたが、何れも姦臣で正士ではない。而るに此の二君は之を尊んだところを見ると、人の賢とするところもまた必ずしも賢では無い。賢者でもないのに、之を用ふるは愛

して之を用ふると實狀が同一だが、眞實賢なる者を擧げるのは、愛する所の者を擧げるのと事態が違ふ。昔楚の莊王は、孫叔敖を擧げて覇者となり。殷の紂王は、費仲を用ひて滅亡した。此は皆各々賢とする所を用ひたのに、結果は相反したのである。燕王噲は自ら賢と思ふ子之を用ひたが、眞賢でなかつたので單に親愛する者を用ひたと同一結果になつた。然るに衞に至つてはその擧用した司空狗は眞の賢者であるのだから、燕噲と同じではない。卽ち侏儒が未だ君に見えて諷刺しない内は、君は壅蔽されながらも自ら壅せられて居る事を氣づかなかつたのであるが、侏儒が見えて後は、其の壅せられてる事を知つて壅臣を退けたのである。されば衞君は之によつて智を加ふることになつたのである。智を加へないで、たゞ賢者に已を煬せしめたならば危險であるが、今は已に知を加へたのであるから、司空狗に煬せしめた所で危いことは決して無い譯である」と。

難勢　第四十

敍說　國を治めるに勢位が大切か、賢智が重要か、此の篇は勢位と賢智との優劣に就いて論じたものである。順序として先づ勢位が優つて居ると曰ふ愼子の說を擧げ、次に愼子の說を難じて賢智こそ最も重ず可きだと曰ふ或る人の說を擧げ、最後に韓非が此の兩說を批判し、法治主義の立場から論斷を下したのである。

愼子曰。飛龍乘雲。騰蛇遊霧。雲罷霧霽。而龍蛇與螾螘同矣。則失其所乘也。賢人而詘於不肖者。則權輕位卑也。不肖而能服賢者。則權重位尊也。堯爲匹夫。不能治三人。而桀爲天子。能亂天下。吾以此知勢位之足恃。而賢智之不足慕也。夫弩弱而矢高者。激於風也。身不肖而令行者。得助於衆也。堯教於隸屬。而民不聽。至於南面而王天下。令則行。禁則止。由此觀

之。賢智未足以服衆。而勢位足以詘賢者也。

訓讀　慎子曰く、「飛龍は雲に乘じ、騰蛇は霧に遊ぶ。雲罷み霧霽れて、龍蛇も螾蟻と同じ。卽ち其の乘ずる所を失へばなり。賢人にして而も不肖者に詘するは則ち權輕く位卑しければなり。不肖にして而も能く賢者を服するは則ち權重く位尊ければなり。堯も匹夫たれば三人を治むる能はず。而るに桀も天子たれば能く天下を亂す。吾此を以て勢位の恃むに足り、而して賢智の慕ふに足らざるを知るなり。それ弩弱くして而も矢の高きは風に激すればなり。身不肖にして而も令の行はるゝは助を衆に得ればなり。堯・隷屬に敎へて民聽かず、南面して天下に王たるに至つては、令すれば則ち行はれ、禁ずれば卽ち止む。此に由つて之を觀れば、賢者は未だ以て衆を服するに足らず、而して勢位は以て賢者を詘するに足るなり」と。

通釋　慎子が曰ふやう、「飛龍は雲に乘じ、騰蛇は霧に遊び、何れも靈妙な行動をなすが、一旦雲散じ霧霽れて了ふと、さすがの飛龍も騰蛇も蚓や蟻と同じく何等の靈能をも現はすことが得ない。是は其の乘ずる所の雲霧を失うたからである。人間社會に於ても同樣で、賢人でありながら不肖者に屈するのは、其の權力も輕く、位も卑しいからであり、不肖者でありながら賢者を屈服させることの得る

のは、權力重く位が尊いからである。卽ち堯の如き聖人でも匹夫の位に居つては、たつた三人をも治めることが能ない。而るに桀の如き不肖人でも天子の地位に立てば天下を亂すことが得るのである。自分は是等の事由により、勢位の力こそ恃むに足るものであり、人間の賢智といふものは一向尙ぶに足らぬものであることを知るのである。

抑〻弩が弱いのに拘はらず、其の射る所の矢の高く飛ぶのは風に挑ね揚げられるからである。其の身が不肖であるのに、其の命令の勵行されるのは衆人の助を得て權威づけられて居る爲である。堯が從僕の地位に處つて、敎を施しても民は聽き容れないが南面して天下に君臨することになると、命令すれば如何なる事でも行はれ、禁ずれば如何なる事でも直に止むのである。斯樣な點から考へると人間の賢德や智力は凡衆を服するに足らず、之に反して勢位こそは賢者をも屈服せしめることが得るものである」と。

語釋 愼子（名は到、趙の人、孟子と略ゝ同時代の學者で、齊の宣王の客として優遇されたことあり。愼子十二篇を著したといふことだが今は僅に五篇しか殘つて居ない。其の說は黄老無爲の說を法理に應用し、君主は無爲靜退を旨とし、法度を正し、賞罰を明かにし人民をして之に順從させればよいといふので韓非の學說の一部は確に愼到の流を汲んだものである。）○騰蛇（空中を飛行する靈妙な蛇、卽ち龍の類。）○螾螘（蚓蟻に同じ。）○詘（屈に同じ。）○敎於隸屬（下賤な隸屬を相手に敎を施す意味と解する說もあるが、民不聽の句との續き工合が惡い。身隸屬に在つて敎を施すと解する說に從つて置く。）○足以詘賢者（詘の字、原文には缶の字になつてゐるが韓非子平議の說により訂正した。）

餘論　以上が愼子の論である。固より法家者流に屬する人の意見で、韓非の大に共鳴する所である。次に擧げる或る人の反駁は儒家の意見と見ればよい。

應愼子曰。飛龍乘雲。騰蛇遊霧。吾不以龍蛇爲不託於雲霧之勢也。雖然。夫釋賢而專任勢。足以爲治乎。則吾未得見也。夫有雲霧之勢。而能乘遊之者。龍蛇之材美也。今雲盛而螾弗能乘也。霧醲而螘不能遊也。夫有盛雲醲霧之勢。而不能乘遊者。螾螘之材薄也。今桀紂南面而王天下。以天子之威。爲之雲霧。而天下不免乎大亂者。桀紂之材薄也。

訓讀　愼子に應へて曰く、「飛龍雲に乘じ、騰蛇霧に遊ぶは、吾龍蛇を以て雲霧の勢に託せずと爲さざるなり。然りと雖も、夫れ賢を釋てゝ專ら勢に任ずるは、以て治を爲すに足る乎。則ち吾未だ見るを得ざるなり。夫れ雲霧の勢有り、而して能く之に乘遊するは、龍蛇の材、美なればなり。今、雲盛なるも而も螾は乘ること能はざるなり。霧醲かなるも、而も螘は遊ぶこと能はざるなり。夫れ盛雲

醲霧の勢有るも、而も乘遊すること能はざるは、螾螘の材薄ければなり。今、桀紂南面して天下に王たり。天子の威を以て、之が雲霧となして、而も天下大亂を免れざるは、桀紂の材薄ければなり。

通釋 或る人：愼子の說に反對して曰ふには、「成る程、飛龍は雲に乘し、騰蛇は霧に遊ぶのである。それで、龍蛇が雲霧の勢に身を寄せ、雲霧の勢に依つて初めて靈能を發揮するものであることは余は認めないのではない。けれども、抑〻人間の賢智を釋てゝ用ひず、專ら勢にのみ賴るやりかたで果して政治を爲し得るだらうか。余は未だ、さやうな事例を見出すことが得ないのである。抑〻雲霧の勢が有る場合に、之に乘遊することが能るのは龍蛇の才能が優れて居るからである。今、雲が盛に起つても蚓はそれに乘ることは能ないし、霧が醲く立ち罩めても蟻は之に遊ぶことは能ないのである。盛雲醲霧の勢が有つても之に乘遊することが能ないのは蚓や蟻の才能が賤劣であるからである。今、桀紂は南面の玉座に就き天下に君臨し、天子の權威を利用すること、恰も龍蛇の雲霧を利用するが如くにしても、やはり天下の大に亂れることを免れなかつたのは、桀紂の才能が足らぬからである。

且夫以堯之勢治天下也。其勢何以異桀之勢亂天下者也。夫勢者非能

必使賢者用己。而不肖者不用己也。賢者用之。則天下治。不肖者用之。則天下亂。人之情性。賢者寡。而不肖者衆。而以威勢之利。濟亂世之不肖人。則是以勢亂天下者多。以勢治天下者寡矣。夫勢者便治。而利亂者也。故周書曰「毋爲虎傅翼。將飛入邑。擇人而食之。」夫乘不肖人於勢。是爲虎傅翼也。

訓讀 且夫れ堯の勢を以て天下を治むるや、其の勢、何を以て桀の勢もて天下を亂す者に異ならんや。それ勢は能く必ず賢者をして己を用ひしめ、而して不肖者をして己を用ひざら使むるに非ざるなり。賢者之を用ふれば、則ち天下治まり、不肖者之を用ふれば、則ち天下亂る。人の情性、賢者寡くして、不肖者衆し。而るに威勢の利を以て、世を亂すの不肖人を濟くれば、則ち是れ勢を以て天下を亂す者多く、勢を以て天下を治むる者寡し。夫れ勢は治に便にして、亂に利なる者なり。故に周書に曰はく、「虎の爲に翼を傅くること毋かれ。將に飛んで邑に入り、人を擇んで之を食はんとす」と。夫

れ不肖人を勢に乘ぜしむるは、是虎の爲に翼を傅くるなり。

通釋　且、堯が其の天子たるの勢を利用して天下を治めた、其の勢は、桀が用ひて以て天下を亂した所の勢と何等異なる所は無いのである。抑々勢といふ者は、それ自らに於て、必ず賢者をして己を用ひしめて、不肖者をして己を用ひざらしめる能力を有するのではない。賢不肖、如何なる人にも用ひられるのである。それで偶然賢者が勢を用ふれば天下は治まるし、不肖者が之を用ふれば、天下は亂れるのである。然るに人間の性質として賢者は少數で不肖者が多いのである。それで威勢の利を以て誰彼の區別なく世の人を濟けるならば、徒に、世を亂す不肖人を助けることゝなり、當然、勢を惡用して天下を亂す者が多く、勢を善用して天下を平かにする者は少いといふ結果になるのである。抑々勢といふ者は世を平治するにも便利なものだが、又世を亂すにも調法なものである。故に周書にかう書いてある、「虎に翼を付けてやつてはならぬ、さなきだに恐ろしい虎に翼を付けたら、虎は人里に飛んで來て心のまゝに人を取つて食ふであらう、」と。抑々不肖人を勢威ある地位に置くことは、恰も虎に翼を付けてやる樣なものである。

語釋　周書（是は逸周書寤儆篇のこと。）　○傅（付と通用。）

【餘論】此の一段の初の方は原文が少し之と異なつて居り、意味が取りにくいので、衆說紛々たる有樣である。今諸說を參考し、鄙意を以て右の樣に變更して解說したのであるが原文は下の通りである。

「且其人、以堯之勢以治天下也其勢何以異桀之勢也亂天下者也。」

又、以威勢之利。濟亂世之不肖人。といふ句は前後の文と意味の連續妥當でない。或は衍文が有るのかも知れぬ。然し本文は其の儘にして、少し無理ではあるが上の樣に解釋して置く。

桀紂爲高臺深池。以盡民力。爲炮烙。以傷民性。桀紂得成肆行者。南面之威。爲之翼也。使桀紂爲匹夫。未始行一。而身在刑戮矣。勢者養虎狼之心。而成暴亂之事者也。此天下之大患也。勢之於治亂。本末有位也。而語專言勢之足以治天下者。則其智之所至者淺矣。

【訓讀】桀紂は高臺深地を爲りて、以て民力を盡し、炮烙を爲りて以て民性を傷へり。桀紂の肆行を成すを得たるは、南面の威、之が翼を爲したればなり。桀紂をして匹夫たらしめば、未だ始より一を

も行はざるに、身刑戮に在りしならん。勢は虎狼の心を養ひ、而して暴亂の事を爲す者なり。此れ天下の大患なり。勢の治亂に於ける、本末だ位有らざるなり。而るに語りて專ら勢の以て天下を治むるに足ると言ふは、則ち其の智の至る所の者淺し。

〔通釋〕夏の桀王や殷の紂王は、或は高臺を築き或は深い池を鑿ちて一身の悅樂に耽り、其の費用を辨ぜんが爲に稅を重くして民力を枯渇せしめた。殊に紂王は炮烙といふ慘酷な刑罰を設けて徒に民の生命を傷うた。桀紂が斯程まで其の亂暴な行を逞しうすることが得たのは帝王たるの威力を助としたからである。若し假に桀紂をして匹夫の地位に居らしめたなら一の亂行を爲し遂げない中に、はや其の身は刑戮に處せられたであらう。此の點から見れば勢は惡人の兇心を助長し、そして其の暴行を助成する者である。卽ち天下の大害物である。それで勢の治亂に對する關係は本來一定したものではないのである。而るに論者が勢の天下を治むるに役立つ點だけを專一に主張するのは、其の智見の及ぶ所が淺い爲である。

〔語釋〕炮烙（銅柱に油を注ぎ之を炭火の上に置き罪人をして其の下を行かせると足が滑つて火の中に墮ちて焚死する。之を炮烙の刑といふ。殷の紂王が暴政を行うた時、百姓は怨み、諸侯も叛く形勢となつたので、こんな殘酷な刑を以て之を抑へようとしたのである。）

○得成肆行（成の字を乘に作り、肆の字を四に作れる本もあるが、今之を取らない。王先愼は得乘勢肆行に作るべきだと云つてゐるが勢の字をこゝに入れて次の句と意味が重複して甚だまづくなる。）　○本末有位（位は一定の分といふこと、末は

原文に末に作つてあるが意味が取りにくいので未に作るべしといふ說に從ふ。)

夫良馬固車。使臧獲御之。則爲人笑。王良御之。而日取千里。車馬非異也。或至乎千里。或爲人笑。則巧拙相去遠矣。今以國位爲車。以勢爲馬。以號令爲轡。以刑罰爲鞭筴。使堯舜御之。則天下治。桀紂御之。則天下亂。則賢不肖相去遠矣。夫欲追速致遠。不知任王良。欲進利除害。不知任賢能。此則不知類之患也。夫堯舜亦治民之王良也。

訓讀　夫れ良馬固車も臧獲をして之を御せしめば則ち人の笑と爲らん。王良之を御すれば日に千里を取る。車馬異なるに非ざるなり。或は千里に至り、或は人の笑と爲るは則ち巧拙の相去ること遠ければなり。今、國位を以て車と爲し、勢を以て馬と爲し、號令を以て轡と爲し、刑罰を以て鞭筴と爲し、堯舜をして之を御せしむれば、則ち天下治まり、桀紂之を御すれば則ち天下亂る。則ち賢不肖の相去ること遠ければなり。夫れ速かなるを追ひ遠きを致さんと欲して、王良に任ずるを知り、利を進

め害を除かんと欲して、賢能に任ずるを知らず。此れ則ち類を知らざるの患なり。夫れ堯舜も亦民を治むるの王良なり。

〔通釋〕例へば馬車を驅るにしても、如何な良馬と上等な車とがあつたとて、御法を心得ぬ奴婢をして之を御せしめたら、車は一向走らず、徒に世の物笑とならう。然るに王良の如き名手が之を御すれば一日に千里も走るのである。車と馬とは異ふわけではないのに、或は一日に千里の遠きに到達し、或は徒に物笑となるのは、御者の巧拙が格段に異ふからである。今、國に王たるの地位を車とし、王の權勢を馬とし、號令を轡とし、刑罰を鞭策とし、そして堯舜をして之を御せしめれば天下は善く治まるが、桀紂が之を御すれば天下は亂れるのである。此れ則ち賢不肖の格段に相違するが爲である。それ馬車を驅り、速に遠きに至らんと欲する場合に王良の如き名手に任ずべきことを知り乍ら、國家の利を進め害を除かんと欲して賢能の人を任用すべきを知らぬのは、一を知つて直に二を知る所の類推力を缺いた爲の弊害である。抑ゝ堯舜の政道に於けるも亦、王良の御術に於けるが如く、古今に稀な名人と云ふ可べきである。

〔語釋〕臧獲（下男を臧といひ、下女を獲といふ。臧獲は奴婢の賤稱、又臧轂ともいふ。）○王良（晉の趙簡子（孔子と同時代）の御者で、御術の名手として造父と並び稱せらる、造父は周の穆王の御者である。）○今以國

位爲車……以號令爲轡（群書治要には國位の位字無く、又轡字の下に銜字を加へて有る、さうすれば、句も整ひ、意味も取り易い、參考とするに足る。）○轡（手綱（タヅナ）のこと、タツワとよむは誤り。）○不知類（二七頁參照。）

餘論 以上が或る論客の愼子に對する反駁である。勢は盲目的なもので之を善く働かせるか、惡く働かせるかは全く人の力である。勢よりも寧ろ人に重きを置く可きだといふ點が其の主眼である。以下韓非が此の兩說を批判し己の法治主義の立場を明かにしようとするのである。

復應之曰。其人以勢爲足恃以治官。客曰必待賢乃治。則不然矣。夫勢者名一而變無數者也。勢必於自然。則無爲言於勢矣。吾所爲言勢者。言人之所設也。今曰「堯舜得勢而治。桀紂得勢而亂。」吾非以堯桀爲不然也。雖然非一人之所得設也。夫堯舜生而在上位。雖有十桀紂不能亂者。則勢治也。桀紂亦生而在上位。雖有十堯舜而亦不能治者。則勢亂也。故曰。勢治者則不可亂。而勢亂者則不可治也。此自然之勢也。非人之所得設也。

若吾所言。謂人之所得設勢也而已矣。賢何事焉。何以明其然也。

訓読 復之に應へて曰く「其の人は勢を以て恃んで以て官を治むるに足ると爲すに、客の必ず賢を待ちて乃ち治まると曰ふは則ち然らず。夫れ勢は名一にして變無數なる者なり。勢必ず自然に於てせば、則ち勢を言ふを爲す無し。吾が勢を言ふを爲す所の者は、人の設くる所を言ふなり。今曰く「堯舜勢を得て治まり、桀紂勢を得て亂る」と。吾以て然らずと爲すに非ざるなり。然りと雖も一人の設くるを得る所に非ざるなり。夫れ堯舜生れながらにして、上位に在らば、十桀紂有りと雖も亂す能はざる者は則ち勢治まればなり。桀紂も亦生れながらにして上位に在らば、十堯舜有りと雖も、而も亦治むる能はざる者は則ち勢亂るればなり。故に曰はく、勢治まる者は則ち亂す可からず。而して勢亂るゝ者は則ち治む可からざるなりと。此れ自然の勢なり。人の設くるを得る所に非ざるなり。吾が言ふ所の若きは、人の設くるを得る所の勢を謂ふのみ。賢何ぞ事とせん。何を以て其の然るを明かにするや。

通釋 右の愼子に對する論難に對して更に一言論難を試みよう。愼子は、「勢といふ者は之を恃んで群臣百官を統治するに足るものだ、」と曰ふのに、客は之に對して、（勢の力も無視できないとしても）、

必ず賢者の力に依つてこそ初めて國は治まるのだ、といふが、此の論は正當ではない。(第一此の議論に於いては、勢といふ語の意義を正確判明にして置かねばならぬが)、抑〻此の勢といふ語は、語は同じでも種々の異なれる意味に用ひられるのである。勢といふ場合に、必ず、人力を絶した自然の勢を意味するならば、こゝに勢を論議することは無意義である。余の勢を論ずる時の意義は、人間の作り設けた勢をいふのである。今、論者は曰ふ「堯舜が勢を得れば天下治まり、桀紂が勢を得れば天下亂れる」と。余も堯舜・桀紂の例を否定するのではない。けれども、こゝに云ふ勢とは、一人の力を以て設け得る所の勢ではないのである。それ堯舜の樣な聖人が生れながら帝位に居つたら、たとひ十人の桀紂が居つても、其の國を亂すことが能ない。是は其の時の時勢が治まることに決して居るからである。又桀紂も亦生れながら帝位に居つたとしたら、民に十人の堯舜が有つたとて、やはり其の國を治めることは能ない。是は其の時の勢が亂れることに決して居るからである。故に古より「勢治まることになつて居る場合は亂すことはできないし、勢亂れることになつて居る場合には、治めることはできない」と曰はれて居る。此れは卽ち自然の勢である。人間の設け得る所の勢ではないのである。處が余の論ずる所の勢とは、人間の設け得る所の勢を指して謂ふに過ぎない。此の人爲的の

勢が確立して居るならば賢者は何の必要が有らう。然らば如何なる根據を以て之を證明するか、といふに左の通りである。

語釋 復應之（論駁の論駁であるから復といつたのである、そして主格が明示してないが韓非自身の論である。）○其人（愼子を指す。）○客（愼子に應ずる論客。）○夫勢者、名一而變無數者也（勢といふ名は同じでも數へきれぬ程の多くの異つた意味に用ひられるといふ義。）○無爲言於勢矣（無爲は謂はれ無し、即ち無意義又は無益のこと。）○一人之所得設（一人の一の字は無くもがなと思ふ、[illegible]も「疑フラクハ衍」といつてある。）○故曰勢治者（故曰は勢治云々の古語なるを示す。）○人之所得設勢也而已矣（設字は[illegible]の說により加へた、原文には無い。）

餘論 議論をするのに、其の用ふる語が同じでも、甲乙其の意味する内容を異にして居ることがよくある。甚しい場合には同一人の議論の中にも、或る一語の意味が、前後精密に一致してゐないのに自分では氣がつかぬことさへある。それでは全然議論が成り立たぬ。青年學生などが未だ理解十分ならざる思想問題等に就いて、口角泡を飛ばして討論し、果てし無く、論じ合つて居る時などは、大抵此の用語の不精密、不統一に災されて、むだ骨を折つて居るのである。今、愼子が勢を禮讃し、客が之を反駁して居るに方つて、言ふ所の勢とは帝王の權力を指すのは勿論である。然るに客が例を堯舜に取り、「堯舜之を御すれば則天下治まり、桀紂之を御すれば則ち天下亂る。」と云つて居る時には不知不識の中に勢といふ語に堯桀の乘じた「時の勢」といふ意味を加味させて居るのだ。（と少くとも

韓子はさう解釋した)。それでは最初に論じようとした題目以外のことになり、的外れの議論となる。そこで韓子は先づ用語不統一の過誤を警戒し、こゝに云ふ「勢」の意味を明確に定めてかゝらうといふわけである。

客曰。「人有鬻矛與楯者。譽其楯之堅。「物莫能陷也。」俄而又譽其矛曰。「吾矛之利。物無不陷也。」人應之曰。「以子之矛。陷子之楯。何如。」其人弗能應也。」以爲不可陷之楯。與無不陷之矛。爲名不可兩立也。夫賢之爲勢不可禁。而勢之爲道也。無不禁。以不可禁之勢。與無不禁之道。此矛楯之說也。夫賢勢之不相容亦明矣。

訓讀　客曰く、「人、矛と楯とを鬻ぐ者有り。其の楯の堅なるを譽む、『物能く陷く莫きなり』と。俄にして又其の矛を譽めて曰く、『吾が矛の利なる、物陷かざる無きなり』と。人之に應じて曰く、『子の矛を以て、子の楯を陷かば何如』と。其の人應ふる能はざるなり」と。陷く可からずと爲すの楯と、

陷かざる無きの矛とを以て名と爲すは、兩立す可からざるなり。夫れ賢の勢たる禁ず可からず。而して勢の道たるや、禁ぜざる無し。禁ず可からざるの勢と、禁ぜざる無きの道とを以てす。此れ矛楯の說なり。夫れ賢勢の相容れざること亦明かなり。

通釋 或る人の話にかうある。「矛と楯とを賣る者が居つた。其の者が自分の楯の堅固なことを譽めて、『之を貫き得るものは此の世に無い』と曰つたかと思ふと直に又、其の矛を譽めて曰ふには、『吾が矛の銳利なことは、どんな物でも貫き得ぬことはない』と。之を聞いた或る人が、其の人に『そんなら、君の矛を以て君の楯を突いたらどうなるか』と質問したら、其の人は何とも應へることが能なかつた」と。何物を以ても貫くことが能ない楯と、何物をも貫けぬといふことの無い矛とを並べて看板に揭げても、それは兩立できない。さて聖賢の力といふものは何物を以てするも禁遏することが能ぬ性質のものであり、又國家の立てた權勢の作用は何物をも禁壓しようとして禁壓できぬことはないのを理想とする。此の何物を以てするも禁壓することが能ない力と、何物をも禁壓せずには置かぬ道とを、兩ながら立てようとするなら、此れは矛楯の說で、どちらか一方倒れなければならぬ、抑〻此の賢と勢とは究極に於て相容れぬものであることは亦明かである。（然るに客が賢と勢とを兩立せしめ、

曖昧不徹底の中に兩者を調和せんとしてゐるのは誤である。

【語釋】客曰（この「客」は愼子に應へる客ではなく、第三者の或る人である。）○人有鬻矛與楯者（難一之三にも出た語。六七頁を見よ。）○以爲不可陷之楯（爲は衍字かと思はれる。）○夫賢之爲勢……勢之爲道（上の勢は勢力即ちチカラのこと、下の勢は地位に伴ふ權勢の意、道は作用といふ程の意味に解すればよい。）

【餘論】復た兩刀論法を持ち出したが、難篇に於ける樣に旨く成功して居らぬ。論敵が絶對の權勢と萬能の賢徳とを兩立させようとして居るのでなければ此の兩刀論法の斬れ味は顯はれぬ。然るに論敵たる客は寧ろ勢の絶對性を否定し、但賢徳の力も無視することが能ないと極めて穩やかな主張をして居るに過ぎないから始末が惡い。それで此の兩刀論法が客にとつて餘り痛くない甚だ無意義なものであるからといふので、愼子の權勢萬能論と客の賢徳萬能論との兩立できぬことをいつたものだと解する人もある。然し、客は賢徳萬能論を主張してゐないから困る。且、鋒を專ら論敵に向けずに寧ろ身方である愼子をも敵と一緒に傷けなければならぬ樣な無用有害な論議を韓子がやつて居ることになるから、どうも合點がいかぬ。

又翼毳の如きは「賢の勢たる」の賢を、「自ら賢徳を賣り物にして居る僞賢者を指す」と見て、此の條の意味を通じさせようとしてゐるが、それでは益〻用語の混亂不統一を承認することゝなつて面白

くない。

そこで通篇の理路から考へても、用語例を尊重する上からいつても、通釋の如くに解する外は無い。或は、「客曰」の下に脱文があるのではないか。即ち、「客」を愼子に應へる客とし、こゝに客の言をあげて置いて、それを兩刀論法で、やりこめる樣に出來て居つたのかも知れぬ。さうすると「客」の字の用例も通篇統一して具合がよい。それから「賢の勢たる……勢の道たる」の勢字の用法も甚だ紛らはしい。場合によつては、かやうな用法も大目に見てよいことも有らうが勢の字義を明確に定めてかゝらねばならぬと自ら斷つて置き乍ら、直にかやうな用字法をやるとは、平生周密な筆づかひをする韓子に似合はしからぬ粗漏である。脱文の疑ひに加へて、後人加筆の疑念まで加つて來るが、疑へば限りが無い。餘談は是位にして本篇の主要部分たる次の段に移らう。

且夫堯舜桀紂。千世而一出。是比肩隨踵而生也。世之治者。不絶於中。吾所以爲言勢者中也。中者上不及堯舜。而下亦不爲桀紂。抱法處勢則治。背法去勢則亂。今廢勢背法而待堯舜。堯舜至乃治。是千世亂而一治也。抱法

處勢而待桀紂。桀紂至乃亂。是千世治而一亂也。且夫治千而亂一。與治一而亂千也。是猶乘驥駬而分馳也。相去亦遠矣。

訓讀　且夫、堯舜桀紂は千世にして一たび出づるも、是れ比肩隨踵して生るゝなり。世の治むる者は中に絕たず。吾が勢を言ふを爲す所以の者は中なり。中は上、堯舜に及ばず、而して下亦桀紂たらず。法を抱き、勢に處れば則ち治まり、法に背き、勢を去れば則ち亂る。今勢を廢て、法に背いて堯舜を待つに、堯舜至れば乃ち治まる。是れ千世亂れて一たび治まるなり。法を抱き勢に處りて桀紂を待つに、桀紂至れば乃ち亂る。是れ千世治まりて一たび亂るゝなり。且夫、治千にして亂一なると、治一にして亂千なるとは、是れ猶驥駬に乘じて分馳するがごときなり。相去ること亦遠し。

通釋　且それ堯舜の如き聖君も桀紂の如き暴君も極めて希な例であつて千世に一度出現したとしても肩を比べ踵を接して續々生れ出でたものと考へて宜しい位である。然るに君主として此の世を治むる者は、いつも中等卽ち普通の人物である。余の勢の必要を主張するのは此の中等の君主を豫想してのことであり。中は固より堯舜の如き聖君には及ばぬが、然し下桀紂の如き暴君でもない。斯かる君

主が法を守り勢威を用ふれば國治まり、法に背き勢威を捨て去れば國亂れるのは勿論である。今、客の論の如く勢を棄て法に背き專ら德治の理想を實現しようとして千世一出の堯舜の出現を待つとする。幸に堯舜出現すれば治まるが、然らざる限り常に亂れなければならぬ。是れ千世亂れた揚句やつと一度治まり得るやりかたである。是と反對に法を守り勢威を用ひて千世一出の桀紂を待つとする。不幸にして桀紂出現すれば亂れるが然らざる限りは常に太平を樂み得る方法である。抑〻千世治まつて僅に一たび亂れるのと、千世亂れて僅に一たび治まるのとを比較したら其の利害得失の差は如何であらう。是れ恰も駿馬に策つて反對の方向に馳せ去るやうなもので、其の相距ること甚だ遠いわけである。

語釋　比肩隨踵云々（肩をならべ、踵に隨ひ、先德相接して續々と生ずること、即ち千世に一たび出現しても特に少いと思ふべきでない、かなり頻繁に生じたと見なすべきだといふ意味。）　○驥騏（驥も騏も一日に千里を走るといふ名馬の稱。）

餘論　勢威も法制も堯舜には不必要、而も桀紂に遭つては勢威刑制は只國を亂すの具となるばかりではないかといふ議論をそのまゝ正しいとするも、堯舜桀紂の如き極端な君主は千古稀な例で殆ど空前にして絕後と見てよいことを考に入れると、其の論は机上の空論で實際には意義なきものではない

か、世を治めんとすれば世相の實際に基かねばならぬといふ韓子の主張、此の點は何人をも首肯せしめる所、此の一段より篇末に至るまでは此の篇の主要部で、彼の勝ち誇れる論調を觀取すべきである。但勢威と法制とが堯舜には不必要だとは韓子は認めて居るのではない。たゞたとひ一歩讓つて不必要だとするも云々だと、かう論じたものと見ねばならぬ。さうでないと次の一段に言ふ所と矛盾する。

夫棄隱栝之法。去度量之數。使奚仲爲車。不能成一輪。無慶賞之勸。刑罰之威。釋勢委法。堯舜戶說而人辯之。不能治三家。夫勢之足用亦明矣。而曰必待賢。則亦不然矣。

訓讀 夫れ隱栝の法を棄て、度量の數を去らば、奚仲をして車を爲ら使むるも、一輪を成す能はじ。慶賞の勸、刑罰の威無く、勢を釋て法を委てば、堯舜戶ごとに說き而して人ごとに之を辯ずるも、三家を治むる能はさらん。それ勢の用ふるに足ること亦明かなり。而るに必ず賢を待てと曰ふは、則ち亦然らず。

通釋 それ邪曲の木を揉め直す器具を棄て、尺度をも用ひないでは、たとひ奚仲の如き名工に車を

爲らせても車輪一つをも造り上げることは能なからう。それと同樣に慶賞の奬勵も刑罰の威壓もなく、勢を釋て法を委てゝは、堯舜の如き聖君が戸毎に說き人ごとに辯じ廻つて骨を折つても、たつた三軒をも治めることが能なからう。して見れば、勢の用ふるに甲斐あることは亦明かである。而るに論者が必ず賢德が必要と云ふのは誤である。

語釋 隱栝（曲木を正す道具、即ち「ためぎ」。詳しく言へば曲を矯めるのを檃（隱の本字）と云ひ、方を正すを栝と云ふのである。） ○奚仲（夏の禹王の車服大夫であつた番殺といふ人の字である。）

餘論 此の段に述ぶる所は韓子の持論ではあるが、今こゝに持ち出す必要の無いところ、卒然として之を讀めば前段と連續せぬ。前段に照して理路の整合を求めるには前述の樣に意味を補足しなければならぬ。寧ろ此の一段を除いた方が理路が引き緊まるのであるが、今は勉めて原文を生かして解釋して置く。

且夫百日不食。以待粱肉。餓者不活。今待堯舜之賢。乃治當世之民。是猶待粱肉而救餓之說也。夫曰良馬固車、臧獲御之。則爲人笑。王良御之。則日取乎千里。吾不以爲然。夫待越人之善海游者。以救中國之溺人。越人

善游矣、而溺者不濟矣。夫待古之王良、以馭今之馬、亦猶越人救溺之說也。不可亦明矣。夫良馬固車、五十里而一置。使中手御之、追速致遠、可以及也。而千里可日致也。何必待古之王良乎。

訓讀　且つ夫れ百日食はずして、以て粱肉を待たば餓うる者は活きじ。今堯舜の賢を待ちて乃ち當世の民を治むるは、是れ猶粱肉を待ちて餓を救ふの說なり。夫れ、「良馬固車、臧獲之を御すれば則ち人の笑と爲り、王良之を御すれば、則ち日に千里を取る」と曰ふは、吾以て然りと爲さず。夫れ越人の海游を善くする者を待ちて、以て中國の溺人を救はゞ、越人善く游ぐも、而も溺るゝ者は濟はれじ。夫れ古の王良を待ちて、以て今の馬を馭するは、亦猶越人の溺を救ふの說のごときなり。不可なること亦明かなり。夫れ良馬固車、五十里にして一置し、中手をして之を御せしめば、速かなるを追ひ、遠きを致すに、以て及ぶ可きなり。而して千里も日に致す可きなり。何ぞ必ずしも古の王良を待たんや。

通釋　且つそれ、餓ゑて食を求める者が上等米や肉の御馳走でなければ食はぬなどと氣位の高いこ

とを言つて、百日も何も食はずに御馳走を待つて居つたら餓ゑて死んで了ふであらう。今、堯舜の如き賢者の出現を待つて、當世の民を治めようとするのは、上等の御馳走の到るを待つて、餓に迫つた人を救はうとすると同樣な間違つた議論である。「良馬固車も、御術を心得ぬ奴婢が之を御すれば、徒に人の笑となり、王良の如き名人が之を御すれば一日に千里を走る」と云つて客は名人の必要を說くが、自分はさうは思はぬ。抑も、越國の游泳術の上手な者を呼んで、中國の今溺れんとする人を救はうとしたら、越人如何に泳ぎが上手でも溺るゝ者は救はれぬだらう。それ古の王良の如き名人の出現を待ちて、今の馬を御しようとするのは、是亦恰も越人を賴んで來て溺者を救はうとする議論と同じである。到底不可能な議論であることは亦明白である。それよりも、良馬固車を用意し、五十里毎に宿驛を設け、普通の御者をして之を御せしめ、驛傳交替して急がせれば、速かに遠路を馳せることができ、豫定の日までに千里の遠きに至ることも難事ではない。何で古の王良を待つ必要が有らう。(法度刑罰を設けて、中主をして國を治めしむるは此の精神である。)

語釋　○粱(粱は好粟、即ち上等の穀物。)　○置(宿驛に馬を用意しおくこと。)　○千里可日致也(「日致」について蒲坂氏は曰く「日ヲ計ツテ致スナリ、所謂、駑馬モ十タビ駕スレバ則チ亦之ニ及ブナリ」と。今此說に從ふ。)

且御非使王良也。則必使臧獲敗之。治非使堯舜也。則必使桀紂亂之。此

味非飴蜜也。必苦菜亭歴也。此則積辯累辭。離理失術。兩末之議也。奚可以難夫道理之言乎哉。客議未及此論也。

訓讀　且御王良に使むるに非ずんば、則ち必ず臧獲に使めて之を敗り、治堯舜に使むるに非ずんば、則ち必ず桀紂に使めて之を亂す。此れ味飴蜜に非ずんば、必ず苦菜亭歴なり。此れ則ち積辯累辭、理を離れ、術を失へる、兩末の議なり。奚ぞ以て夫の道理の言を難ず可けんや。客の議は未だ此の論に及ばざるなり。

通釋　且つ御法を語る場合に、王良が御するのでなければ、必ず奴婢が之を御して仕損ずるものと考へ、政治を論ずる場合には、堯舜が君臨して國を治めるのでなければ、必ず桀紂が權勢を握つて國を亂すものと考へる客の論は、此れ恰も味を論じて、飴や蜜の如き極めて甘いものを食ふか、然らざれば、必ず苦菜亭歴の如き極端に苦いものを食はねばならぬと考へ、其の他の調味を全く考へない樣なものである。此れ徒らに辯舌を弄し、益々道理に違ひ、又實行の目的にも適はぬ極端論である。こんなことでは如何して道理ある愼子の議論を非難することができよう。客の議論は未だ此の點にも思

ひ到らぬものである。

語釋 苦菜亭歷（苦菜と亭歷、兩草名、其味甚だにがいもの。）○兩末之議（兩極端の議論。）○客議未及此論也（兩極端の場合を例に引いて來ることは愼んで之を避く可きであるのに、客は此の點に思ひ及ばぬ、即ち議論内容は姑くとしても、議論の形式たる論辯法そのものに誤謬がある、未だ「ものになつて」居らぬと、力強く痛擊して結んだのである。）

餘論 難勢の一篇、古來韓子の傑作の一に數へ、或は韓非子中の壓卷なりとする學者さへあるが、余は之を傑作とは認めない。寧ろ韓子の作としては拙い方に屬すると考へる。勿論、巧妙な譬喩、斬新な構想、犀利な論鋒などは處々に散見するけれど之を全篇として見る時は、徒に道具立てばかり多くて全體としての統一齊整の美を缺いて居ると思ふ。其の他、理路の不緊密、用語の不精練なども處々に見えることは前にも言つた通りである。然るにも拘はらず本書中の主要篇たるを失はぬ所以は特色ある思想内容を含んで居るからである。即ち千世一出の堯舜を當てにして政治を論ずるよりも、何れの世にも存する凡庸の君をして、より善き政治を行はしめる方策を考ふべきだと主張して居る點、是が韓非の法治主義を主張する心持をよく現はして居るのである。

　思ふに韓子はかう考へた。「國家社會の究竟の理想は如何にある可きか、此の問題に就いて考へることも必要に違ひ無い。然し現實の國家社會をして、その理想へ一歩でも近づかしめるには如何にすべ

きであるかの問題の方が更に大切で痛切なことである。自分の法治論は此の痛切な要求に應ずるものである。徒に堯舜を夢想することに依つて現實の濁世は少しも善くならぬ。」と。

問辯　第四十一

【叙説】此の篇は冒頭に「辯安にか生ずる」の問ひを掲げ之が回答として、辯即學者の論辯、處士横議の禍の由つて起る所の原因を究明し、人主を警醒せんとしたものである。

或問曰。辯安生乎。對曰。生於上之不明也。問者曰。上之不明因生辯也何哉。對曰。明主之國。令者言最貴者也。法者事最適者也。言無二貴。事不兩適。故言行而不軌於法令者必禁。若其無法令而可以接詐應變。生利揣事者。上必采其言而責其實。言當則有大利。不當則有重罪。是以愚者畏罪而不敢言。智者無以訟。是所以無辯之故也。亂世則不然。主上有令。而民以文學非之。官府有法。民以私行矯之。人主顧漸其法令而尊學者之智行。此世之所以多文學也。

【訓讀】或ひと問うて曰く「辯安んか生ずる」と。對へて曰く、「上の不明に生ずるなり」と。問ふ者曰く、「上の不明因つて辯を生ずるは何ぞや」と。對へて曰く、「明主の國、令は言の最も貴き者なり。法は事の最も適する者なり。言に二貴無く、事は兩適せず。故に言行れて法令に軌せざる者は必ず禁ず。若し其れ法令無くして以て詐に接し變に應じ、利を生じ事を揣るべき者は、上必ず其言を采りて其實を責む。言當れば則ち大利有り、當らざれば則ち重罪あり。是を以て愚者は罪を畏れて敢て言はず、智者は以て訟ふる無し。是れ辯無き所以の故なり。亂世は則ち然らず。主上令有り、而して民文學を以て之を非る。官府法有り、民私行を以て之を矯む。人主顧て其法令を漸して學者の智行を尊ぶ。此れ世の文學を多とする所以なり。

【通釋】或人が問ふやう、「世の中に學者の横議の生ずるのは何故だらうか」と。我之に對へて、「其れは君主の不明によつて生ずるのである」と云ふと、或人が更に問ふやう、「それならば何故君主が不明ならば學者の辯が生ずるのであるか」と。我之に對して答ふるやう、「明君の治める國に於ては君主の命令は言の中で最も貴い者であり、國の法に隨ふことは行爲の中で最も妥當なことである。されば言は命令以上に貴いものはなく、行事は法律以外に他に適すべきものがない、從つて法律命令に順はな

い言行は必ず禁止せねばならぬ。若し法令明文なき場合に於て、其の言が敵國の詐に當り、國家の變に應じ、或は利益を生じ、事業を圖るに足るものであれば、主君は必ず其の言を採用して其の實功を責め、成績が果して其の言の如くであれば、大なる賞を與へ、其の言の如くでなければ重罪を課する。是が爲に愚者は罪を恐れて敢てうつかり言はないし、智者は敢て私の意を以て訟へることをしない。此れが爲に明主の國には濫りに辯說を振り廻す人士が無いのである。然るに亂世に於ては然うで無く、主上が上より命令を發すると、士民は文學の智を以て之を誹謗し、又た官府が法を布くと民は自分勝手な振舞をして之を曲げて了ふ。人君は其の法令を沒却して顧みず。反つて學者の智行を尊ぶが故に世人は文學を尊び重んじ、從つて辯が多くなる譯である。

語釋　軌（順ふと解すべし。）　○揣（はかる計畫すること。）　○顧（反てと讀み解す。）　○漸（諸種の解あれども設と解するがよい。）

夫言行者以功用爲之的彀者也。夫砥礪殺矢而以妄發。其端未嘗不中秋毫也。然而不可謂善射者。無常儀的也。設五寸之的、引十步之遠、非羿逢蒙不能必中者、有常也。故有常則羿逢蒙以五寸的爲巧。無常則以妄

發之中秋毫爲拙。今聽言觀行。不以功用爲之的彀。言雖至察。行雖至堅。則妄發之說也。是以亂世之聽言也。以難知爲察。以博文爲辯。其觀行也。以離群爲賢。以犯上爲抗。人主者說辯察之言。尊賢抗之行。故夫作法術之人。立取舍之行。別辭爭之論。而莫爲之正。是以儒服帶劍者衆。而耕戰之士寡。堅白無厚之詞章。而憲令之法息。故曰上不明則辯生焉。

訓讀 夫れ言行は功用を以て之が的彀と爲す者なり。夫れ殺矢を砥礪して以て妄發す。其端未だ嘗て秋毫に中らずんばあらざるなり。然り而して善射と謂ふべからざるは、常の儀的無ければなり。五寸の的を設け、十歩の遠きに引く、羿逢蒙に非ざれば必中する能はざる者は、常有ればなり。故に常有れば則ち羿逢蒙は五寸の的を以て巧と爲す。常無ければ則ち妄發の秋毫に中るを以て拙と爲す。今言を聽き行を觀るに、功用を以て之が的彀と爲さざれば、言至察と雖も、行至堅と雖も則ち妄發の說なり。是を以て亂世の言を聽くや難知を以て察と爲し、博文を以て辯と爲す。其行を觀るや離群を

以て賢と爲し、犯上を以て抗と爲す。人主たる者、辯察の言を說び、賢抗の行を尊ぶ。故に夫の法術を作すの人、取舍の行を立て、辭爭の論を別ち、而して之が正を爲す莫し。是を以て儒服帶劍の者衆くして耕戰の士寡し。堅白無厚の詞章はれて憲令の法息む、故に曰く、上明ならざれば則ち辯生ずと。

通釋 夫れ言語行爲は、素と功用を擧ぐるを以てねらひ所とし的となすものである。抑鋭い矢を砥ぎすまし、妄に放つたとして假令其の矢端が秋毫の如き細微な物に命中しても未だ名射手と云へないのは一定の標準が無いからである。されば五寸程もある的を設け、十歩位の近い距離から弓を引くとするに羿や逢蒙でなければ、必ず的中すると云ふ譯に行かないのは、一定の的があるからである。故に一定の儀的を射るとすれば、羿や逢蒙が五寸の大なる的に中つても巧だとするし、一定の儀的がなく出鱈目に放つたとすれば秋毫の末に手で中つても、下手だとするのである。今臣下の言を聽き行を觀る場合にも功用を以て標準としなければ、言は如何に明察でも、行ふ所は如何に堅固でも、妄發が中る譬の如く賞むべきものではない。扨て亂世に於ては人の言を聽くに、容易に知り難い事を述る事を以て明察とし、博く達して居ることを以て辯とする。又その行爲を見るに、一般群衆よりかけ離れたことをする者を賢者と爲し、君上を犯すを以て立派なこととする。人主は辯察の言を悅び、賢高

の行を尊んで居る、故に、夫の法術家は人君の爲に取舍すべき區別を立て、空論を指摘しても人君は之によつて正すことをしない。是が爲に儒者や劍俠の徒のみ多くして、農耕攻戰の人士は寡いのだ。堅白說とか無厚說とかの無用の言論文章が世に顯れて憲令が行はれなくなる。故に上が不明であれば、學者の論辯が生ずると曰ふのである」と。

語釋　的彀（弓のまと、矢を射るねらひ。）　○砥ニ礪殺矢ニ（此の說話は既に外儲說左上に見ゆ。）　○抗（高きこと。）

問田　第四十二

敍説　此の篇は、首に徐渠が田鳩に問ふの語を載せたので問田と名づけた。先づ人君の臣を重く用ひんとするには、先づ小官に試みて後登庸すべきことを述べ、更に堂谿公と韓非子との問答を載せ、法術は正に國利民福を來すべきの手段にして、時に之を行つて患禍を身に受くることあるも止むなきことなりとの彼の大抱負を表せる篇である。

徐渠問田鳩曰。臣聞智士不襲下而遇君。聖人不見功而接上。今陽成義渠明將也。而措於卒伍。公孫亶回聖相也。而關於州部。何哉。田鳩曰。此無他故異物。主有度上行術之故也。且足下獨不聞楚將宋觚而失其政。魏相馮離而亡其國。二君者驅於聲詞。眩乎辯說。不試於卒伍。不關乎州部。有失政亡國之患。由是觀之。夫無卒伍之試州部之關。豈明主之備哉。

訓讀 徐渠田鳩に問うて曰く臣聞く智士は下を襲ねずして君に遇せられ、聖人は功を見さずして上に接すと。今陽成義渠は明將なり。而して卒伍に措る。公孫亶回は聖相なり。而して州部に關るは何ぞやと。田鳩曰く此れ他故異物無し。主に度有り、上術を行ふの故なり。且つ足下獨り楚は宋觚を將として其政を失ひ、魏は馮離を相として其國を亡すを聞かずや。二君は聲詞に驅られ、辯說に眩み、卒伍に試みず、州部に關らず、失政亡國の患有り。是に由りて之を觀れば、夫の卒伍の試、州部の關無き、豈明主の備ならんや。

通釋 徐渠が田鳩に尋ぬるやう、「私の聞くところでは、智ある人士は卑い役から踏み登らずに、君上に知遇せられ聖人は見功を示さずとも、君上に親近せられて重用せられると云ふことだが、今楚の將の陽成義渠は名將でありながら、其の始には卒伍から身を起したし、公孫亶回は聖相であるが、始め地方の吏を經由して居るのは何う云ふ譯であるか」と。田鳩は之に答へるやう、「此は別に異つた理由がある譯では無い。其の主君が法度があつて、術を行つたが爲である。且つ貴下は彼の楚の國で宋觚を將軍として其の國政を亂した事や、魏の國では馮離を宰相として其の國を亡して了つた事を聞かれたであらう。楚と魏の二君は其の聲聞に迷はされ、辯說に眩まされ、先づ卑い卒伍の役に試みせず、地

方官吏をも經させないで、いきなり重用して政を亂し遂に國を亡す禍を招いたのである。是の事によつて觀ると、人を採用するに初めは卒伍や州部の卑官に試みないのは、明主としての用心が足らぬのである。

語釋 不襲下（下役を經てから進ましめないこと。） ○州部（地方の小吏。）

堂谿公謂韓子曰。臣聞服禮辭讓。全之術也。修行退智。遂之道也。今先生立法術。設度數。臣竊以爲危於身而殆於軀。何以効之。所聞先生術曰。楚不用吳起而削亂。秦行商君而富彊。二子之言已當矣。然而吳起支解。而商君車裂者。不逢世遇主之患也。逢遇不可必也。患禍不可斥也。夫舍乎全遂之道。而肆危殆之行。竊爲先生無取焉。韓子曰。臣明先生之言也。夫治天下之柄。齊民萌之度。甚未易處也。然所以廢先生之敎。而行賤臣之所取者。竊以爲立法術設度數。所以利民萌便衆庶之道也。故不憚亂主

闇上之患禍。必思以齊民萠之資利者。仁智之行也。憚亂主闇上之患禍。而避乎死亡之害。知明而不見民萠之資利者。貪鄙之爲也。臣不忍嚮貪鄙之爲。不敢傷仁智之行。先生有幸臣之意。然有大傷臣之實。

訓讀

堂谿公韓子に謂つて曰く「臣聞く服禮辭讓は全の術なり。行を修め智を退るは遂の道なり。今先生法術を立て度數を設く。臣竊に以爲らく身を危くして軀を殆くすと。何を以て之を效す。聞くところの先生の術に曰く、楚は呉起を用ひずして削亂し、秦は商君を行ひて富彊なり」と。二子の言已に當る。然り而して呉起は支解せられ、而して商君は車裂せらる。世に逢ひ主に遇はざるの患なり。逢遇は必すべからざるなり。患禍は斥すべからざるなり。夫れ全遂の道を舍てゝ、危殆の行を肆にするは、竊に先生の爲に取る無し」と。韓子曰く「臣先生の言を明さむ。夫れ天下の柄を治め、民萠の度を齊しくするは、甚だ未だ處し易からざるなり。然れども先生の敎を廢して賤臣の取る所を行ふ所以の者は、竊に以爲らく、法術を立て度數を設くるは、民萠を利し衆庶に便にする所以の道なり。故に亂主闇上の患禍を憚らず。必ず以て民萠の資利を齊うするを思ふは、仁智の行なり。亂主闇上の患禍を

憚りて死亡の害を避け、知明にして而して民萠の資利を見ざるは貪鄙の爲なり。臣貪鄙の爲に嚮ふに忍びず。敢て仁智の行を傷らず。先生に臣に幸するの意有り。然れども大いに臣を傷ふの實有り。

通釋 堂谿公が韓非に向つて曰ふには「私の聞くところでは『禮儀を行ひ謙讓の德を守るは、身を全うするの術であり、行を修めて智慧を表はさないのは、生を遂ぐるの道である』と。然るに今先生は法術、術數を主張なさるのは、私は竊に一身を危くし不安にするの道ではないかと案じて居る。何を以て斯く言ふかと曰ふに、先生の術を聞いた中に『楚は呉起を用ひない爲に其の地が削弱せられ、其の國が亂れたし、秦は商鞅の法を用ひた爲めに富彊になつた』と仰せられるが、呉起商子の言は誠に實功を擧げて居る。然るに呉起は手足を切り離され、商君は車の轍を以て轢き裂かれて死んだ。此れは世に遇はず明主に遇はなかつた禍である。ところが明君に逢ふといふことは確實ではなく、隨つて禍は免れ難い。夫れだのに安全な道を捨てゝ、殊更法術を主張し、危殆の行をせらるゝのは先生の爲に不利益であつて、餘り感心なことではない」と。韓子は之に答へて曰ふやう「私は先生の言に對して明かに辯じませう。一體天下の政を治め、人民の度を整へることはなか／＼容易なことでは無い。而も先生の教に背いて私の奉ずる道を行ふ譯は他でも無い。愚考するところでは法術を立てゝ術數を設

くるは、人民を利して民衆の便を圖る道であるのだ。其れ故に亂君や闇愚の君の患禍を受ける事も憚らずして必ず民衆の資財利益を均しくするを思ふのは、仁者智者の行である。又反對に亂君や闇愚の君から得る患禍を憚り恐れて、死亡の害を逃け、其の智は明かでありながら、民衆の資利を顧みない者は貧者鄙者の行爲である。私は此の厭ふべき貧鄙の行爲に進むに忍びないから、仁智の行を廢さないのである。先生が私に對し幸福を與へらるゝ御考であることは充分承知して居るが、然し實際は却つて私を誤らしめることになるから、先生の說には直ぐ從ふ譯に行かないのである」と。

餘論 此の篇の韓子の論には注意すべきものがある。卽ち彼は從來多く仁智を排して、法術の必要なる所以を說いて居たが、此の篇に於ては、法術の目的は民萠を利するにありとし、この民萠の資利を齊しうするものが仁者の行であるとなす點である。之に依つて見れば、彼の所謂刑名法術は目的ではなく、仁智の行を達する手段である。卽ち彼の法治論も畢竟仁智を遂行するの方法に過ぎない。卽ち彼が常に排論する仁なるものは姑息的な仁であつて、儒教の迂遠にして實際に適しない仁を排したまでゝ、彼は孔子が管仲に許したる如き仁の遂行は、寧ろ常に胸中の理想として抱いて居たことが知られる。たゞ當面法術論を以て人を說得するに急にして、其の眞底の仁智遂行の說は詳論するの暇無かつたのである。

定法　第四十三

叙説　此の篇は韓子の學說の先驅を爲した申不害・商鞅兩者の學說を比較對照して、其の特色を明かにし、其の長所短所を論證し、そして最後に自分は此の兩者の長所を集めて大成し、更に進んで一新生面を開く者であると云ふ自負心をほのめかしたのである。韓子の學統を考へ、又は其の自ら任ずる所以を揣らんとする時に見逃すことのできない一篇である。

問者曰。申不害・公孫鞅。此二家之言。孰急於國。應之曰。是不可程也。人不食十日則死。大寒之隆。不衣亦死。謂之衣食孰急於人。則是不可一無也。皆養生之具也。今申不害言術。而公孫鞅爲法。術者因任而授官。循名而責實。操殺生之柄。課群臣之能者也。此人主之所執也。法者憲令著於官府。刑罰必於民心。賞存乎愼法。而罰加乎姦令者也。此臣之所師也。君無

術則弊於上。臣無法則亂於下。此不可一無。皆帝王之具也。

【訓讀】問ふ者曰く「申不害と公孫鞅と、此の二家の言、孰れか國に急なる」と。之に應へて曰く「是れ程る可からざるなり。人、食はざること十日なれば則ち死す。大寒の隆なるに衣ざれば亦死す。之を衣食孰れか人に急なると謂はゞ、則ち是れ一も無かる可からざるなり。皆生を養ふの具なり。今申不害は術を言ひ、而して公孫鞅は法を爲す。術とは任に因つて官を授け、名に循ひて實を責め、殺生の柄を操りて、群臣の能を課する者なり。此れ人主の執る所なり。法とは憲令官府に著はし、刑罰民心に必し、賞は法を愼むに存し、而して罰は令を姦すに加ふる者なり。此れ臣の師とする所なり。君術無ければ則ち上に弊はれ、臣法無ければ則ち下に亂る。此れ一も無かる可からず。皆帝王の具なり。」

【通釋】質問する者あり曰く「申不害と公孫鞅と、此の二家の學說を比較するに、どちらが國家にとつて急務であるか」と。余之に應へて曰く「此の兩者の優劣は、測り定めることができない。例へば人もし十日間、食を攝らなければ死ぬが、また大寒の最中に衣服を着なければ、やはり死ぬ。此の場合衣と食と、どちらが人間に必要かと謂うたら、どちらも無くてならぬもので、皆生命を保存するに必要なものであると曰ふ外無からう。今申・商兩家の說く所を見るに申不害は術の必要を說き、公孫

鞅は法の勵行を主張した。術とは臣下の能力に應じて官職を授け、臣下の自ら標榜する所に就て、其の實績を求め、生殺與奪の權柄を握つて群臣の能を試驗する。(隨つて群臣が各々振つて其の得意とする才能を國家の爲に捧げる樣にせしめる)手段である。そして此の術は人君獨り自ら之を執り、人知れず之を運用す可きものなのである。法とは律令をば、官署に於て明確に發表し、刑罰の嚴正なことを民心に徹底させ、法を愼む者には必ず恩賞を與へ、令を姦す者には必ず罰を加へるやりかたである。そして此れは一般人臣たる者の軌範として守るべき所である。若し君が術を用ひなければ、上に君威が擁蔽せられる患があり、臣下に此の法を缺く時は秩序紊亂の弊が起る。此の法と術とは、何れの一つも缺く可からざる者で、皆帝王が國を治める爲の道具である。

語釋 申不害(韓非より約百年以前に、韓の昭侯に仕へた名宰相。) ○公孫鞅(商鞅のこと、前に和氏篇に於て説明した。) ○程(量ること、論定すること、前に孤憤篇にも出た。) ○弊(蔽と通用。)

餘論 韓子の謂はゆる法と術との意味を最も明瞭に説明したのはこゝである。術とは「刑名の術」であり、法とは法律制度そのものであることは勿論であるが、こゝでは法律制度を尊重する精神を指して亦法といつて居るのである。又術の君主獨り人知れず用ふる所なるに對して、法は出來るだけ多數の人に明示して勵行さす可きものなるを示した點に注目す可きである。

問者曰。徒術而無法。徒法而無術。其不可何哉。對曰。申不害韓昭侯之佐也。韓者晉之別國也。晉之故法未息。而韓之新法又生。先君之令未收。而後君之令又下。申不害不擅其法。不一其憲令。則姦多。故利在故法前令。則道之。利在新法後令。則道之。利在故新相反。前後相悖。則申不害雖十使昭侯用術。而姦臣猶有所譎其辭矣。故託萬乘之勁韓十七年。而不至於霸王者。雖用術於上。法不勤飾於官之患也。

訓讀　問ふ者曰く「徒術のみにして、法無く、徒法のみにして術無ければ、其の不可なるは何ぞや。」對へて曰く、申不害は韓の昭侯の佐なり。韓は晉の別國なり。晉の故法未だ息まず。而して韓の新法又生じ、先君の令未だ收められず、而して後君の令又下る。申不害其の法を擅にせず。其の憲令を一にせず。則ち姦多し。故に利、故法前令に在れば、則ち之に道り、利、新法後令に在れば則ち之に道る。利、故新相反し、前後相悖るに在れば、則ち申不害十たび昭侯をして術を用ひ使むと雖も、而も

姦臣猶ほ其の辭を譎る所有り。故に萬乘の勁韓に託すること十七年にして、覇王に至らさる者は、術を上に用ふと雖も、法、官を勤飾せざるの患なり。

通釋 問ふ者また曰く「たゞ術のみで法を缺いた場合、又は唯法のみ有つて術を併び用ひない場合は、どうして不可いのであるか」と。之に答へて曰く「申不害は韓の昭侯の宰相であつた。此の韓は晉が分裂して出來た國である。それで晉の舊法が未だ效力を失はないのに、韓の新法が又生じ、前の君主の法令が未だ廢止されないのに、後の君主の法令又下るといふ有樣で、新舊法律が錯雜して居つた。此の時に方つて、申不害が法律命令を整齊統一しなかつたので、法網を潛つて惡事を爲す者が多かつたといふのは、舊法令に從ふ方が利益な場合には、それに從ひ、新法令に依る方が都合がよい時には、そちらに從ふといふ具合で、新法舊法相反し、前令後令相悖つて居る點が狡猾な連中に都合が好いのであつた。それで申不害がいくら昭侯をして刑名の術を用ひさせても、姦臣共は言を左右に託して胡麻化した。この故に申不害が萬乘の強國たる韓に身を寄せ昭侯の知遇を得、思ふ存分其の經綸を行ふこと十七年の久しきに及んだに拘はらず。韓をして天下の覇王たる地位に至らしめ得なかつたのは、君主に於いて術●を實行したけれども、法●を以て官吏を肅正しなかつた爲である。

語釋　晉之別國（韓は趙・魏と共に晉の世卿であつたが遂に三家が晉を滅し、之を分割して各自國を立てたから別國といふ。）　○擅（專に同じ。）　○道（由ること、從ふこと。）　○利在新故相反云々（この利在の二字は一本には無い、それで、無いのが本當だといふ說もあるが、今この二字を生かして解釋して置く。）　○譎（詐の意。）　○萬乘之勁韓（萬乘はもと天子の所有すべき兵力であつたが當時の大諸侯は皆萬乘の勢力を有して居つた。韓は戰國の七雄の一つとして此の勢力を有してゐた、勁はつよいこと。）　○十七年（原本には七十年となつて居るが十七年の誤であることは明かであるから十七としておく、然し申不害の宰相であつたのは十五年間であつたので十七年としても二年の差がある。然し史實に近い。）　○飾（（チヨク）と通用したもの、正しく戒める意。）

餘論　問者に答へて先づ、術のみで法を缺いた場合の弊害を史實に徵して說明したのである。次に法のみで術を用ひない場合の弊を說くのである。

公孫鞅之治秦也設告坐而責其實。連什伍而同其罪。賞厚而信。刑重而必。是以其民用力勞而不休。逐敵危而不卻。故其國富而兵強。然而無術以知姦。則以其富強也資人臣而已矣。及孝公・商君死。惠王卽位。秦法未敗也。而張儀以秦殉韓・魏。惠王死。武王卽位。甘茂以秦殉周。武王死。昭襄王卽位。穰侯越韓・魏而東攻齊五年。而秦不益尺寸之地。乃城其陶邑之封。

應侯攻韓八年。城其汝南之封。自是以來。諸用秦者皆應・穰之類也。故戰勝則大臣尊。益地則私封立。主無術以知姦也。商君雖十飾其法。人臣反用其資。故乘強秦之資數十年。而不至於帝王者。法雖勤飾於官。主無術於上之患也。

訓讀 公孫鞅の秦を治むるや、告坐を設けて其の實を責め、什伍を連ねて其の罪を同じうす。賞は厚くして信に、刑は重くして必す。是を以て其の民、力を用ふるに勞すれども休まず。敵を逐ふに危ふけれども卻かず。故に其の國富みて兵强し。然れども術の以て姦を知るもの無ければ、則ち、其の富强を以て人臣に資するのみ。孝公・商君死し、惠王位に卽くに及び、秦の法未だ敗れざるなり。而して張儀、秦を以て韓・魏に殉し、惠王死し、武王、位に卽くや、甘茂、秦を以て周に殉せり。武王死し、昭襄王位に卽くや、穰侯、韓・魏を越えて東のかた齊を攻むること五年、而して秦は尺寸の地を益さず。乃ち其の陶邑の封に城く。應侯、韓を攻むること八年、其の汝南の封に城く。是より以來、諸く秦に用ひらるゝ者は皆應・穰の類なり。故に戰勝てば則ち大臣尊く、地を益せば則ち私

封立つ。主、術の以て姦を知るもの無ければなり。商君十たび其の法を飾すち雖も、人臣反つて其の資を用ふ。故に強秦の資に乗ずること數十年にして、而も帝王に至らざるものは、法、官に勤飾すと雖も、主、上に術無きの患なり。」

通釋　公孫鞅の秦を治めた方法は、告坐の法を設けて、人民が互に其の罪狀を僞り無く申立てる樣に責め、五軒組、十軒組等の組合を組織して、組合員をして犯罪に就いて連帶責任を負はしめ、賞は厚くして間違ひ無く、罰は重くして何人に對しても容赦無く加へた。かくの如く、刑賞の威力が徹底した爲に、其の民は平時、職業に勵んで勞れても休まず。戰時、敵を逐ひ戰ふ場合には危險に會うても退却せざる樣になり。その結果、國は富み、兵は強くなつた。然し乍ら、姦惡を察知する手段たる術といふものを用ひなかつたものだから、切角の其の富強も徒らに人臣に利用されるばかりであつた。即ち、孝公も商君も相次で世を去り、惠王位に即くに及んでも、商君の定めた秦國の法は未だ敗れず依然として存して居つた。而るに時の宰相張儀は秦の利益を犧牲にして韓・魏の爲を計り、惠王死し武王位に即いた時代には、甘茂といふ宰相は秦を周の犧牲となした。武王死し、昭襄王の世となると、時の宰相穰侯魏冉は、韓・魏の領土を越えて遠く東方へ兵を出し、齊を攻めること五年に及んだが、

而も秦は尺寸の領土を擴張し得ず。そして穰侯は陶邑といふ己が領地に城を築いたのであつた。又、應侯范雎は秦國の兵を以て韓を攻むること八年の久しきに亙り、大に國力を耗して、徒に己れが汝南の領地に築城したのである。是より以來、諸の秦に用ひられた大官は何れも、國力を耗して私利を謀ること、應侯や穰侯の如き類である。こんなわけで戰ひ勝てばとて國威は揚らずに、大臣が尊くなり、土地を侵略しても、國の富とはならず、たゞ臣下の領土が增すだけのことである。是れ君主が臣下の姦計を知る手段たる術を用ひなかつたからである。こんな有樣で商君が幾たび其の法律を正しても、人臣は反つて其れを己れの爲に利用するのであつた。それで商君は强い秦の國力に乘じて、政を爲すこと數十年に及んで、而も秦をして天下に帝王たらしめるまでに成功しなかつたのは、官吏に法を勵行せしめたけれども、上、君主に術を用ひさせなかつた爲の弊害である。

語釋　設ニ告坐一、連ニ什伍一（商君の刑法については和氏篇に於いて說いた。）○資ニ人臣一（人臣は主として大臣をさす、大臣が私利を計るのを資益すること。）○殉（身を以て物に從ふを殉と曰ふので犧牲に供すること。）○穰侯（秦の宰相魏冉は昭襄王の十六年に、穰邑に封ぜられ、次いで陶邑をも與へられた。）○應侯（魏人范雎秦に入つて、昭襄王に遠交近攻の策を說いて用ひられ宰相となり、應邑に封ぜられた。）○汝南之封（應城は汝南に屬するから應城のことをいつたのである。）○乘ニ强秦之資一數十年（商鞅は孝公の元年に秦に入り、孝公に見えんことを求め孝公の三年に、法令改革の意見を採用されてより大いに信任を得、孝公二十四年に孝公卒するに及んで、車裂の刑に罹うたが、其の間秦の政をなすこと二十餘年であつた、之を數十年といつたのである。）○法雖レ勤ニ飾於官一（雖の字一本に不に作る、今之をとらず。）

【餘論】以上で徒術のみで法無き場合の弊を、徒法のみで術無き場合の害とを史的事實に照して論證したのである。是に於て當然起るべき問題は、商君の法と、申不害の術とを兼ね用ひたら、鬼に鐵棒、完全無缺か如何かといふことである。次の段はそれを論じてゐる。

問者曰。主用申子之術。而官行商君之法。可乎。對曰。申子未盡於術也。商君未盡於法也。申子言。治不踰官。雖知弗言。治不踰官。謂之守職可也。知而弗言是謂過也。人主以一國目視。故視莫明焉。以一國耳聽。故聽莫聰焉。今知而弗言。則人主尚安假借矣。商君之法曰。斬一首者爵一級。欲爲官者爲五十石之官。斬二首者爵二級。欲爲官者。爲百石之官。官爵之遷與斬首之功相稱也。今有法。曰斬首者令爲醫匠。則屋不成而病不已。夫匠者手巧也。而醫者齊藥也。而以斬首之功爲之。則不當其能。今治官者智能也。今斬首者勇力也。以勇力之所加而治智能之官。是以斬首之功爲

醫匠也。故曰、二子之於法術、皆未盡善也。

訓讀 問ふ者曰く「主、申子の術を用ひ、而して官、商君の法を行はゞ可ならんか」と。對へて曰く「申子は未だ術を盡さゞるなり。商君は未だ法を盡さゞるなり。申子は言ふ『治は官を踰えず。知ると雖も言はず』と。治、官を踰えざるは之を職を守ると謂うて可なり。知つて而も言はざるは是を過と謂ふなり。人主は一國の目を以て視る。故に視ること焉より明なるは莫し。一國の耳を以て聽く。故に聽くこと焉より聰なるは莫し。今知つて而も言はずんば、則ち人主尙安くに假借せんや。商君の法に曰はく『一首を斬る者は爵一級、官爲らんと欲する者は五十石の官と爲さん。二首を斬る者は爵二級、官爲らんと欲する者は百石の官と爲さん』と。官爵の遷ることゝ斬首の功と相稱ふなり。今法有り。首を斬る者は醫匠たらしめんと曰はゞ、則ち屋は成らず。而して病は已えざらん。夫れ匠は手巧なり。而して醫は齊藥なり。而るに斬首の功を以て之と爲さば、則ち其の能に當らず。今官を治むるは智能なり。今首を斬るは勇力なり。勇力の加はる所を以てして智能の官を治めしむ。是れ斬首の功を以て醫匠と爲すなり。故に曰く『二子の法術に於けるは、皆未だ善を盡さゞるなり』と。」

通釋 そこで質問者が更に曰ふには「然らば、君主は申子の術を用ひ、そして官吏は商君の法を行

つたら、それで可いのであるか」と。余之に對へて曰はく「否、さうではない。申子の術は未だ完全なものではないし商君の法も亦無缺とは言ひ難い。申子の說に『官吏が職務に服するには、自分の職責以外の事は爲す可からず、職責以外の事は假令知つて居つても言うてはならぬ』といふことがある。此の職責以外の事を爲さぬといふことは、善く職務を守る者と謂つて可い。然し一歩進んで職務以外の事は、たとひ知つて居つても一切言はぬといふに至つては極端で、これは過れる說と謂ふ可きである。何となれば、人君は衆人の智を集めてこそ聰明なることを得るのである。即ち人君が全國民の目を以て視るが故に、此上無く明かに視ることができ、全國民の耳を以て聽くが故に、此の上無く耳敏く聽くことができるのである。然るに今、人臣が知て居ても言はぬといふことにしたら、人君は何に依つて國中のとを明かに視聽することが得ようか。それで申子の此の說は人君の聰明を妨げるの弊を伴ふものである。又商君の法にはかういふことがある。『戰爭に於て敵の首一個を斬り取つた者には爵一級を授け、若し官吏になりたいと希望するなら五十石取の官とし、敵首を二個斬り取つた者には爵二級を授け、若し官途を望むなら百石取りの官とする』と。是は官爵の進級は敵首を獲るの功と正比例を爲すわけである。是は甚だ不合理なことで、譬へば今法を定めて敵首を斬り取つた者をば醫者となすべし、大工

となすべしと曰ふことにしたら如何だらう。大工は家屋を造れず、醫者は病氣の治療が得ないといふ困つた結果になるだらう。抑〻大工は手の技を主とする仕事であり、醫者は藥劑調合の技能を要する業である。而るに斬首の武功があつたからとて大工となし或は醫者となす時は、其の技能に適しない、即ち柄に不似合ひな仕事をさせるわけである。今官吏の職務は智能に由り、敵首を獲るは勇力に由るものである。然るに勇力に由つて得る所の功勞の多少に依つて智能を要する官を治めさせるのは、是れ恰も斬首の功に依つて醫者となし大工となすと同樣、馬鹿氣たことである。

以上の理由により、余は斷じて曰ふ、「申商二子の法術に於けるは何れも未だ完全なものではない」と。」

語釋 安假借（假借はかりること、人君が一國の人の耳目をかりて我が耳目として下情に通ずるものだが、臣下が言上しなければ何をかり、何を道具として下情に通じ姦邪を知ることができようかの意。）　○斬一首者爵一級（敵首を一つとれば爵一級だけ陞進することから、首を數へる時一級二級といふことになつたのである。「斬首虜數十級」などいふ句はよく戰の記述に見える。）　○遷（遷敍、即ち陞進のこと。）　○齊藥（周禮に「食醫ハ王ノ六食・六飲・六膳・百羞・百醬・八珍ノ齊ヲ和スルコトヲ掌ル」「疾醫ハ五（藥）ヲ以テ其病ヲ養フ」とあるに依れば藥は藥品、齊は食養、滋養物の類と見るべきだらう。）

餘論 韓子は申商二子の功績を敬慕し、其の學說に大に共鳴して居つたが、申子が法を缺き、商君が術を缺いて居つた點を遺憾とし、且つ商君の法、申不害の術そのものも未だ十全に非ずとなし、自

ら兩者の長を併せ、進んで自家獨創の考を加へ、法家學說の大成者を以て自ら任じて居つたことは此の篇を讀んでよく判る。此の韓子の自負心はもつとも至極のことで、誰しも承認する所である。實際管仲以來の法家者流の學者を見わたしても、法家の本領たる刑名法術の精神を、韓子ほど正確判明に、致密精到に述べた者はない。正に此の點韓子は第一人者である。

說疑　第四十四

解説　疑の字は擬の字にした方が可いといふ說もある。擬はなぞらうと訓ずる。篇末にある四擬といふ文字から、かくいふのである。一篇の主旨は專ら當時の權臣が君を弑し、國を傾くる次第を述べたもので、篇末に聖王明君は疑物を適合して、以て其臣に閼はれずと說くが故に說疑と名付けたのである。

凡治之大者。非謂其賞罰之當也。賞無功之人。罰不辜之民。非所謂明也。賞有功罰有罪而不失其當。乃在於人者也。非能生功止過者也。是故禁姦之法。太上禁其心。其次禁其言。其次禁其事。今世皆曰。尊主安國者。必以仁義智能。而不知卑主危國者之必以仁義智能也。故有道之主。遠仁義。去智能。服之以法。是以譽廣而名成。民治而國安。知用民之法也。凡術

也者。主之所以執也。法也者官之所以師也。然使郎中日聞道於郎門之外。以至於境內。日見法。又非其難者也。

訓讀　凡そ治の大なるは、其賞罰の當れるを謂ふにあらざるなり。無功の人を賞し、不辜の民を罰するは所謂明にあらざるなり。有功を賞し有罪を罰して其當を失はざるは、乃ち人に在る者なり。能く功を生じ過を止むる者にあらざるなり。是の故に姦を禁ずるの法、太上は其心を禁じ、其次は其言を禁じ、其次は其事を禁ず、今、世皆曰く、「主を尊び國を安んずる者は必ず仁義智能を以てす」と、而も主を卑しく、國を危くする者の必ず仁義智能を以てするを知らざるなり。故に有道の主は仁義を遠け、智能を去り之を服するに法を以てす。是を以て譽廣うして名成り、民治まつて國安し、民を用ふるの法を知ればなり。凡そ術なる者は主の執る所以なり。法なる者は官の師とする所以なり。然れども郎中をして日に道を郎門の外に聞き、以て境內に至るまで日に法を見しむるは、又其難き者に非らざるなり。

通釋　凡そ治國の大なる者は唯、其賞罰が當つて居るといふだけのものではない。功なき人を賞し、

罪なき人を罰するものは勿論明主とは云へない。けれども、功ある者を賞し、罪ある者を罰して、其當を失はないといふだけでは、已に功あり罪あつて後に之を賞罰するのであつて、未然に能く事功を生じ、過惡を止むるのでないから最良とは云へない。是の故に姦を禁ず、法の最上は、民の姦心を禁ずる事であり、其次は民の姦言を禁ずる事であり。最下は民の姦行を禁ずる事である。今世の人は皆下の如く考へて居る。卽ち「君主を尊くし國を安きに置く者は、仁義智能を措いて他にない」と。然かく考へる人は、君主を卑しむ國を危くする姦臣は、常に仁義智能を手段として、其私をなして居ることを知らないのである。故に有道の君は仁義の敎を遠ざけ、智能を去り、民に服するに法を以てする。故に譽廣く名成り、民治まつて國家が安泰となるのだ。これは民の用い方を知つて居るものである。凡そ術は君自ら執る所のものであつて、法は百官の據り行ふ所のものである。ところで、近臣の郎中をして日々、吏及民に關する道路の言を廊門の外に聞かしめ、國境の內に至るまで日々法を見しむることは、難事とはいへない。唯その臣を撰ぶ事が難かしいのである。

本編末文は、誤脫等あるが如くで、意味は充分には取れない。

語釋　非謂其賞罰之當也（能く功を生じ過を止むる者を大となすのである。）　○賞有功罰有罪而不失其當乃在於人者也非能生功止過

者也（賞罰當を失はざるは、現にその人に功あり罪あるが故に之を賞罰するといふ風に事後に之を行ふのであつて、事前によく功を生じ過惡を止むるものではないのである。）　○禁其心（民の姦心を禁ずるが故に、民に覬望の心がなくなる。）　○禁其言（禮を以て民の心を制するが故に、民恥ありて惡事を云はぬ。）　○禁其事（賞罰を嚴重に行ふが故に民之を畏れて敢て惡事を行はぬ。）　○成（原本には威に作るも今纂聞の說により改む。）　○郎中（近臣をいふ。）　○郎門（廊門の事。）　○道（吏及び民に關する道路の言を云ふ。）

昔者有扈氏有失度。讙兜氏有孤男。三苗有成駒。桀有侯侈。紂有崇侯虎。晉有優施。此六人者亡國之臣也。言是如非、言非如是。內險以賊。其外小謹、以徵其善。稱道往古、使良事沮。善禪其主、以集精微。亂之以其所好。此夫郎中左右之類者也。往世之主有得人而身安國存者。有得人而身危、國亡者。得人之名一也。而利害相千萬也。故人主左右不可不慎也。爲人主者。誠明於臣之所言、則別賢不肖如黑白矣。

訓讀　昔、有扈氏に失度あり。讙兜氏に孤男あり。三苗に成駒あり。桀に侯侈あり。紂に崇侯虎あり。晉に優施あり。此亡人は亡國の臣なり、是を言ふこと非の如く、非を言ふこと是の如くす。內は

險にして以て賊。其外は小謹、以て其善を徵はし。往古を稱道し。良事をして沮しめ。善く其主を禪にし、以て精微を集め、之を亂すに其の好む所を以てす。此れ夫の郎中左右の類なる者なり。往世の主。人を得て身安く國存する者あり。人を得て身危く國亡ぶる者あり。人を得るの名は一なり。而して利害相千萬す。故に人主の左右は愼まざる可からざるなり。人主たる者、誠に臣の言ふ所を明にすれば、則ち賢不肖を別つこと黑白の如くならん。

通釋 昔、有扈氏の臣に失度、讙兜氏の臣に孤男、三苗の臣に成駒、桀の臣に侯侈、紂の臣に崇侯虎、晉の臣に優施なるものがあつた。此の六人は皆國を亡ぼした臣下である。彼等は是を非の如く言ひ、非を是の如く言ひ、內心は陰險で害惡の心を有し、其外貌は小心謹直の風をして已れをいかにも善人なるが如く示し、古への事など述べ立てゝ嘉謀を妨げ、其主を已の自由にして、精微な計略を成して、表面有道者の如くし、人主の好む所に從つて其心を惑はすのである。これらは皆かの郎中左右の類の者である。古代の君主の中にはよき臣下を得て、其身安く國家よく存立したものもあり。之に反して惡しき臣下を得て其身危く國も亦滅亡したものもある。人を得るといふ名は同一であるけれども、その利害の相違は千里萬里である。故に人主が左右の臣をえらぶ時には極めて愼重でなければ

ならぬ。人主たる者が誠によく臣下の言ふ事を明かにすれば、臣下の賢不肖を見分けることは黒と白とを見分けると同樣である。

語釋　有扈氏有失度（路史の夏后紀に戸氏恭信ならず、相の失度五行を威侮すとあり、戸は扈と通ず。有扈氏は夏と同じく姒姓の國、啓の庶兄の封ぜられた處である。）○讙兜氏有孤男（讙兜は堯の佞臣。路史の國名紀に驩兜嬖臣孤攻の杵を專らにせるを以て國亡ぶとあるが之を指すのであらう。）○三苗有成駒（苗族の國號、其の分れて三つとなつたが故に三苗といふ、成駒の事明かならず。）○桀有侯侈（或は推哆に作り、推侈に作る。）○紂有崇侯虎（呂氏春秋に殷紂崇侯、惡來に染まると見ゆ。）○晉有優施（一本には優の上に孤字あり、國語の晉語に公の優を施といふ。注に施は其名なりと見ゆ。）○內險以賊（內は內心をいふ、賊の字は次の其外までかけ、飾の字の誤りとする說あるも今從はず。）○小謹（小心謹直をいふ。）○徵其善（己の善を徵證すること。）○使良事沮（善良の事を止めしむること。）○禪（擅に通ず。）○集精微（天下の精微を類集し、討論して有道者の若くするのである。）○亂之以其所好（人主の好む所によつて其心を亂す。）○臣（韓子自ら云ふ。）

若夫許由。續牙。晉伯陽。秦顚頡。衞僑如。狐不稽。重明。董不識。卞隨。務光。伯夷。叔齊。此十二人者。皆上見利不喜。下臨難不恐。或與之天下而不取。有卑辱之名。則不樂食穀之利。夫見利不喜。上雖厚賞。無以勸之。臨難不恐。上雖嚴刑。無以威之。此之謂不令之民也。此十二人者。或伏死於窟穴。或

槁死於草木。或饑餓於山谷。或沈溺於水泉。有民如此。先古聖王皆不能臣。當今之時。將安用之。

訓讀 若し夫れ許由、讀牙、晉の伯陽、秦の顚頡、衞の僑女、狐不稽、重明、董不識、卞隨、務光、伯夷、叔齊、此の十二人は皆上は利を見て喜ばず、下は難に臨みて恐れず、或は之に天下を與ふるも取らず、卑辱の名あれば則ち食穀の利を樂まず。夫れ利を見て喜ばざれば上、厚賞すと雖も以て之を勸むることなく、難に臨みて恐れざれば、上、嚴刑すと雖も以て之を威すことなし。此れを之れ不令の民と謂ふなり。此の十二人は、或は窟穴に伏死し、或は草木に槁死し、或は山谷に饑餓し、或は水泉に沈溺す。民ある此し如きは、先古の聖王も皆臣とすること能はず。今の時に當り將た安んぞ之を用ひんや。

通釋 かの許由、續牙、晉の伯陽、秦の顚頡、衞の僑如、狐不稽、重明、董不識、卞隨、務光、伯夷、叔齊、これらの十二人は皆上、利益を見るも喜ばず。下危難に臨んでも恐れず。或は之に天下を與ふる者あるも之を取らず。卑屈恥辱の名を得る事であれば食祿がいくら多くてもこれに就く事を願

はない。かくの如く利益を見ても之を喜ばないから、厚賞も之を勵すことも出來ず。又危難に臨んでも恐れないから嚴刑も之を威すことが出來ない。かやうなものを上の命令に遵はぬ民といふのである。これらの十二人は或は窟穴の中に倒れ死し、或は草木の間に枯槁して死し、或は山谷の間に餓死し、或は水流に溺死した連中である。こんな人民があつても、古の聖王すら皆臣となすことが出來なかつたのであるから、今日の世に於ても之を用ふる事が出來ない。

語釋　許由(說林篇下に見ゆ。)　○續牙(舜の友なりといふ。)　○晉伯陽(晉の字衍なりとし、堯舜時代の人といふ說あり。)　○秦顚頡、衞僑如、狐不稽、重明、董不識(一々の考證は煩はしければ略さず、皆古の逸士なり。)　○卞隨、務光(務光の事は說林篇上に見ゆ、殷の湯王、卞隨、務光に天下を讓らんとしたが二人逃れて入水したとの話あり。)　○伯叔夷齊(周の武王伯夷、叔齊を登用せんとしたが二人周の粟を食むを厭ひ、首陽山にのがれて餓死した事は有名な話しである。)　○食穀(食祿の事。)　○不令之民(上の命令に遵はぬ民。)

若夫關龍逄。王子比干。隨季梁。陳泄冶。楚申胥。吳子胥。此六人者。皆疾爭彊諫。以勝其君。言聽事行。則如師徒之勢。一言而不聽。一事而不行。則陵其主以語。從之以威。雖身死家破。要領不屬。手足異處。不難爲也。如此臣者。先古聖王皆不能忍也。當今之時。將安用之。

訓讀　若し夫れ關龍逢、王子比干、隨の季梁、陳の泄冶、楚の申胥、吳の子胥、此の六人は皆疾爭彊諫して以て其君に勝ち、言聽かれ事行るれば、則ち師徒の勢の如く、一言にして聽かれず、一事にして行はれずんば、則ち其主を陵ぐに語を以てし、之に從ふに威を以てす。身死し家破れ、要領屬かず、手足處を異にすと雖も、爲すを難からざるなり。此の如きの臣は先古聖王も皆忍ぶこと能はざるなり。今の時に當りて將に安んぞ之を用ひん。

通釋　かの關龍逢、王子比干、隨の季梁、陳の泄冶、楚の申胥、吳の子胥の六人は、皆その君に對し疾く爭ひ強く諫めて君を屈服せしめ、その言ふ事が聽かれ、事が實際に行はるれば、君を見ること師が弟子を視るが如き勢を示し、もし一言でも聽かれなかつたり、一事でも行はれなかつたりしたならば、言葉を以て之を侮辱し、續いて威嚇を加へるのである。假令之が爲めに刑をうけて、身死し、家破れ、首を斬られ、腰を斬られ、手足を切られても之を爲してはゞからないものである。かくの如き臣は古來の聖王と雖も忍容する事の出來なかつた所であるが、今日に於ても到底用ふる所のない臣下である。

語釋　關龍逢（桀王の臣、史記に見ゆ。）○王子比干（紂王の庶兄、史記に見ゆ。）○隨季梁（隨は國名、季梁は賢臣の名、左傳桓公六年に見ゆ。）○陳泄冶（陳の靈公の臣なり、左傳宣

公九年に見ゆ。）　○楚申胥（楚の賢臣。）　○吳子胥（夫差の臣、人のよく知る所にして前に屢〻出づ。）　○師徒之勢（臣の君に對する事、師の弟子に對するが如き勢なるをいふ。）　○陵（陵侮するなり。）　○要領不屬（要は腰、領は首である、即ち首を斷るをいふ。）　○手足異處（手足を斷るをいふ。）　○忍（忍容すること。）

若夫齊田恒。宋子罕。魯季孫意如。晉僑如。衛子南勁。鄭太宰欣。楚白公。周單荼。燕子之。此九人者之爲其臣也。皆朋黨比周。以事其君。隱正道而行私曲。上偪君。下亂治。援外以撓內。親下以謀上。不難爲也。如此臣者。唯聖王智主能禁之。若夫昏亂之君。能見之乎。

訓讀　若し夫れ齊の田恒、宋の子罕、魯の季孫意如、晉の僑如、衛の子南勁、鄭の太宰欣、楚の白公、周の單荼、燕の子之、此の九人の者の其臣たるや、皆朋黨比周して以て其君に事へ、正道を隱して私曲を行ひ、上は君に偪り、下は治を亂り、外を援きて以て內を撓め、下に親しみて以て上を謀り、爲すを難からざるなり。此の如きの臣は、唯、聖王智主のみ能く之を禁ず、夫の昏亂の君の若きは能く之を見んや。

通釋　かの齊の田恒、宋の子罕、魯の季孫意如、晉の僑如、衞の子南勁、鄭の太宰欣、楚の白公、周の單茶、燕の子之、これら九人のものは、相結托して黨派を結び、君に事ふるに正道を隱して曲つた事を行ひ、上は其君に迫り下は其國を亂し、外國の威を借りて以て君の權力を撓め、下、人民に親しんで以て上、君主を謀る等の事をなすを何とも思はない。これらの臣は唯聖明の君、智能ある人主にして始めて之を禁ずる事が出來るのであつて、昏亂の君などはどうして之れが姦行を見分る事が出來ようか。

語釋　齊田恒（原本には田齊恒に作るも今之を正す、前に姦劫篇に見えたり。）　○宋子罕（前に見えたり。）　○魯季孫意如（魯の公族季孫氏、名は意如、其君の昭公を逐つた人。）　○晉僑如（晉の字を衍字とする衆説の一致する所、然らば魯の叔孫宣伯の事であらう。）　○衞子南勁（衞の將軍文字の後胤である。魏の力で諸侯となつた。）　○鄭太宰欣（下文に太宰欣取鄭と見ゆ。）　○楚白公（前に見えた。）　○周單茶（下文に單氏取周と見ゆ。）　○燕子之（前に見えた。）　○援外國撓內（他國の威を借りて以て自國の君主の杵を撓むをいふ。）　○親（一本には侵に作る。）

若夫后稷。皐陶。伊尹。周公旦。太公望。管仲。隰朋。百里奚。蹇叔。舅犯。趙衰。范蠡。大夫種。逢同。華登。此十五人者。其爲臣也。皆夙興夜寢。卑身賤體。竦心白意。明刑辟治官職。以事其君。進善言通道法。而不敢矜其善。有成功立

事。而不敢伐其勞。不難破家以便國。殺身以安主。以其主爲高天泰山之尊。而以其身爲壑谷鬴洧之卑。主有明名廣譽於國。而身不難受壑谷鬴洧之卑。如此臣者。雖當昏亂之主。尙可致功。況於顯明之主乎。此謂霸王之佐也。

訓讀　夫の后稷、皐陶、伊尹、周公旦、太公望、管仲、隰朋、百里奚、蹇叔、舅犯、趙衰、范蠡、大夫種、逢同、華登の若き、此の十五人は其の臣たるや、皆夙に興き夜に寢ね、身を卑くし體を賤しめ、心を竦しみ意を白かにし、刑辟を明にし、官職を治めて以て其君に事へ、善言を進め、道法に通じて、敢て其善に矜らず、功を成し事を立つるありて敢て其勞に伐らず、家を破りて以て國に便し、身を殺して以て主を安んずるを難からず。其主を以て高天泰山の尊と爲し、而して其身を以て壑谷鬴洧の卑と爲す。主は國に明名廣譽あつて、身は壑谷鬴洧の卑を受くるを難からず。此の如きの臣は昏亂の主に當ると雖も、尙ほ功を致す可し。況んや顯明の主に於てをや。此を霸王の佐と謂ふなり。

通釋　かの后稷、皐陶、伊尹、周公旦、太公望、管仲、隰朋、百里奚、蹇叔、舅犯、趙衰、范蠡、

大夫種、逢同、華登の十五人の臣たるを見るに、皆朝は早く起き、夜は晩く寢ね、身を卑くし、體を賤しくし、心を敬しみ意を明にし、刑罪を明にしてよく己れの官職を治め、以て其君に事へて善言を進め、道術法令を說いてよく君上に通達して敢て其善にほこらず。功を成し事を立てゝ、敢て己れの勞をほこる事をせず。家を犧牲にして國の便利をはかり、己れの身を殺して主を安んずる事を當然の事と考へ、其主を以て天の高く泰山の高きが如き尊いものとなし、其身を以て壑谷の鬴水、洧水の如く卑きものとなして居る。又君主をして國に名を顯はし譽を廣むることあらしめて、己れは壑谷の鬴水、洧水の如き卑しき境遇にあつても何とも思はない。この樣な臣であれば、昏亂の主に當つても、尙功を致す事が出來るであらうから、まして顯明の主に當つては、充分なる功を致す事が出來るに違ひない。こんな人を霸者王者の輔佐といふのである。

語釋 后稷（周の先祖、名は辨といふ。）○皐陶（舜の法官である。）○伊尹（湯の宰相。）○周公旦（周の成王の叔父。）○太公望（周の文王の師である。）○管仲、隰朋（齊の桓公の臣。）○百里奚、蹇叔（共に秦の穆公の臣。）○舅犯、趙衰（共に晉文公の臣。）范蠡、大夫種、逢同（三子共に越の大夫。）○華登（宋の司馬、華費遂の子、華氏亂を宋におこして敗れし故、登、吳に奔つて大夫となつた。）○竦心白意（竦は敬、白は明の意である、心を敬しみ、意を明にするをいふ。）○鬴洧（共に水の名である。）○卑（一本には害に作る以下同じ。）

若夫周滑伯。鄭王孫申。陳公孫寧。儀行父。荊芊尹。申亥。隨少師。越種干。吳王孫雒。晉陽成泄。齊豎刁。易牙。此十二人者之爲其臣也。皆思小利而忘法義。進則揜蔽賢良。以陰闇其主。退則撓亂百官而爲禍難。皆輔其君。共其欲。苟得一說於主。雖破國殺衆不難爲也。有臣如此。雖當聖王尚恐奪之而況昏亂之君。其能無失乎。有臣如此者。皆身死國亡。爲天下笑。

訓讀 夫の周の滑伯、鄭の王孫申、陳の公孫寧、儀行父、荊の芊尹、申亥、隨の少師、越の種干、吳の王孫雒、晉の陽成泄、齊の豎刁、易牙の若き、此の十二人の者の其臣たるや、皆小利を思ひて法義を忘れ、進みては則ち賢良を揜蔽し、以て其主を陰闇にし、退きては則ち百官を撓亂して禍難を爲す。皆其君を輔けて其欲を共にし、苟も一たび主に說ばるゝを得ば、國を破り衆を殺すと雖も、爲すを難からざるなり。臣有る此の如きは、聖王に當ると雖も、尙ほ之を奪はれんことを恐る。而るを況んや昏亂の君をや。其れ能く失ふこと無からんや。臣ある此の如き者は、皆身死し國亡び天下の笑と

なる。

通釋 かの周の滑伯、鄭の王孫申、陳の公孫寧、儀行父、荊の芊尹、申亥、隨の少師、越の種干、吳の王孫雒、晉の陽成泄、齊の豎刁、易牙の十二人の臣たるを見るに、皆小利を得んことを思つて法義を忘れ、進んでは賢良の士を蔽うて進めず、よつてその主を浮雲の日を蔽ふが如く陰闇にしてしまひ、退いては百官を若めみだして禍難をなし、皆其君主を誘つて其の私欲を共にし、苟も君主の悅びを買ふを得るならば、國を破り衆民を殺しても、之をなすをはゞからぬのである。かくの如き臣を有すれば、君が聖明である場合でも尙其の志の奪はれんことを恐るゝ位であるから、まして昏亂の君であつてはどうしてその志を失ふ事なきを保證し得ようか。かやうな臣下をもつ君主は、自分の身が死し、國が亡んで天下の笑となることは免れぬことといはねばなるまい。

語釋 周滑伯（周の威公の臣。） ○鄭王孫申（鄭の子陽の黨。） ○陳公孫寧、儀行父（共に陳の卿なり。） ○荊芊尹、申亥（楚の大夫申無字の子なり。） ○隨少師（隨の大夫。） ○越種干（越の大夫種の事か。） ○吳王孫雒（吳の佞臣太宰嚭の一黨なり。） ○晉陽成泄（智伯の臣なり。） ○齊豎刁、易牙（前に見えたり。） ○揜蔽（蔽ふて進めぬ事。）

故周威公身殺。國分爲二。鄭子陽身殺。國分爲三。陳靈公身死於夏徵舒

氏。荊靈王死於乾谿之上。隨亡於荊。吳幷於越。智伯滅於晉陽之下。桓公身死。七日不收。故曰。諂諛之臣。唯聖王知之。而亂主近之。故至身死國亡。

訓讀 故に周の威公は身殺され、國分れて二と爲り。鄭の子陽は身殺され國分れて三と爲り。陳の靈公は身、夏徵舒氏に死し、荊の靈王は乾谿の上に死し、隨は荊に亡び。吳は越に幷せられ、智伯は晉陽の下に滅び、桓公は身死して七日收められず。故に曰く「諂諛の臣は唯だ聖王之を知る」と。而るに亂主は之を近づく。故に身死し國亡ぶるに至る。

通釋 故に周の威公は自分の身は殺されて、其國は二つに分裂され、鄭の子陽は身殺されて、國は三つに分裂し、陳の靈公は身、夏徵舒氏の爲めに殺され、荊の靈王は乾谿の上に死し、隨は荊楚の爲めに亡ぼされ、吳は越に併合せられ、智伯は晉陽の城下で滅され、齊の桓公は歿して後七日の間も葬られなかつた。故に「諂諛の臣はたゞ聖王だけが之を知ることが出來る」といはれるのである。之に反して亂主は之を知らざるが故に、へつらひの臣を近づけ、爲めに遂には其の身死し國亡ぶるに至るのだ。

語釋 周威公（威公は西周の桓公の子である、趙と韓とが西周と分つて二となした。） ○鄭子陽（鄭相駟子陽だといふ、駟は名、字は子陽、史によるに繻公其相子陽を殺したが子陽の黨共に繻公を殺したことが見える。） ○陳靈公（共公の子である。） ○夏徵舒（夏姫の子、靈公、孔寧、儀行父と夏姫に通ず、徵舒、靈公を弑す。） ○荊靈王（靈王無道、棄疾國に入りて亂を爲し、三軍之に叛く、王、乾谿に自殺す。） ○智伯滅於晉陽之下（十過篇に見ゆ。） ○七日不收（七日の上に六十の字を脱す、史記に桓公の尸、牀上に在る事、六十七日と見ゆ。）

聖王明君則不然。內舉不避親。外舉不避讎。是在焉從而舉之。非在焉從而罰之。是以賢良遂進而姦邪並退。故一舉而能服諸侯。其在記曰。堯有丹朱。而舜有商均。啓有五觀。商有太甲。武王有管蔡。五王之所誅者。皆父兄子弟之親也。而所殺亡其身。殘破其家者何也。以其害國傷民。敗法圮類也。觀其所舉。或在山林藪澤巖穴之間。或在囹圄縲紲纆索之中。或在割烹芻牧飯牛之事。然而明主不羞其卑賤也。以其能可以明法便國利民。從而舉之。身安名尊。亂主則不然。不知其臣之意行。而任之以國。故小

之名卑地削。大之國亡身死。不明於用臣也。

訓讀　聖王明君は則ち然らず。內、擧ぐるに親を避けず。外、擧ぐるに讎を避けず。是焉に在れば從ひて之を擧げ、非焉に在れば從ひて之を罰す。是を以て賢良遂げ進みて、姦邪並び退く。故に一擧して能く諸侯を服す。其れ記に在り、曰く、「堯に丹朱ありて、舜に商均あり。啓に五觀あり、商に太甲あり、武王に管蔡あり」と。五王の誅する所の者は、皆父兄子弟の親なり。而るに其身を殺亡し、其家を殘破する所の者は何ぞや。其の國を害し、民を傷り、法を敗り、類を圮れるを以てなり。其の擧ぐる所を觀るに、或は山林藪澤巖穴の間に在り、或は囹圄緤紲纆索の中に在り、或は割烹芻牧飯牛の事に在り、然り而して明主は其卑賤を羞ぢざるなり。其の能く以て法を明にし、國に便し、民を利す可きを以て、從ひて之を擧げ、身安く名尊し。亂主は則ち然らず。其臣の意行を知らずして、之に任ずるに國を以てす。故に之を小にしては、名卑く地削られ、之を大にしては、國亡び身死す。臣を用ふるに明ならざればなり。

通釋　聖明の君主は此と異なる、卽人を擧用するのに內、親戚姻族を避けず、外、仇讎とても登庸するを避けない。苟くも是なれば其儘之を擧用し、非あれば之を罰するが故に、賢良の士は進んで

擧用せられ、姦邪の者は屏退してしまふ。かくの如くであれば、一たび事を擧げ行へば、能く諸侯を服せしむる事が出來る。故に古の記錄にこの事を載せて「堯の子に丹朱あり、舜の子に商均あり。禹の子である啓の子に五觀あり、商に太甲あり、武王に管叔蔡叔あり」と言つて居る。これら五王に誅せられた人々は皆父兄子弟の親ある所の者である。而して其身を殺亡し、其家を殘つたのは、何が故であるかといへば、彼等が國を害し人民を傷め、法を敗り族類を毀損したからである。一方此等の君主の擧用した所を見るに、或は山林、藪澤、巖穴等に隱れたる隱士から擧用し、或は牢獄の囚徒中から擧用し、或は料理人、牧畜者牛飼ひなどから擧用したものもある。けれども明主はその卑賤な者を擧用したことを恥ぢずして、此等の人は能く法度を明にし、國の爲め、民の爲めに利便を圖るべき人物だから之を擧用して、臣としたのである。故に、己れは身安く名尊きを得るに至つたのだ。昏亂の君は之と異なり、臣下の意思行跡を知らないで、然かも之に國政を任ずるが故にその禍たるや小にしては名を汚し、土地は削られ、大にしては國を亡ぼし、己れの身は死するに至るのだ。これは臣を用ふるの明が無いからである。

語釋　擧（擧用するをいふ。）　○親（親姻をいふ。）　○五觀（啓の子兄弟五人あり、故に五觀といふ。）　○太甲（湯王の孫、太丁の子なり、湯の法に遵はず、伊尹、正す能はずして之を相に放つ。）

○管蔡（管叔、蔡叔の二人、文王の子にして武王の弟なり。） ○圯類（圯は毀なり、類は族類をいふ。） ○在山林藪澤巖穴之間（太公望、傅說の類を指す。） ○在囹圄緤紲纆索之中（囹圄は牢獄なり、緤は繩に作るべし、緤紲纆索は人を縛る繩をいふ。管仲、箕子を指す。） ○在割烹芻牧飯牛之事（伊尹、百里奚甯戚を指す。）

夫無數以度其臣者。必以衆人之口斷之。衆之所譽。從而悅之。衆之所非。從而憎之。故爲人臣者。破家殘賥。内構黨與。外接巷族。以爲譽。從陰約結。以相固也。虛相與爵祿以相勸也。且與我者將利之。不與我者將害之。衆貪其利劫其威。彼誠喜則能利己。忌怒則能害己。衆歸而民留之。以譽盈於國。發聞於主。主不能理其情。因以爲賢。

訓讀 夫れ數の以て其臣を度ること無き者は、必ず衆人の口を以て之れを斷ず。衆の譽むる所は、從ひて之を悅び衆の非る所は從ひて之を憎む。故に人臣たる者、家を破り賥を殘ひて、内、黨與を構へ、外、巷族に接し、以て譽を爲し、從陰約結して以て相固くし、虛しく爵祿を相與へ、以て相勸むるなり。且つ我に與する者は、將に之を利せんとし、我に與せざる者は、將に之を害せんとす。衆其

利を貪り、其威に刼かされ、彼れ誠に喜べば則ち能く己を利し、忌み怒れば則ち能く己れを害せんと。衆歸して民之に留まる。以て譽國に盈ち、主に發聞す、主、其情を理むること能はず、因りて以て賢と爲す。

通釋 術數を以て自ら臣の意行を料ることの出來ない君は、必ず衆人の言によつて之を測り定むるを常とし、衆の譽むる所はそのまゝ之を好み、衆の非る所はそのまゝ之を憎むものである。故にその臣下は家産を破つて賄賂を行ひ、內は黨與を結び外は巨族と交はつて名譽を求め、合從して私交をなし互に約束結託して勢力を固め、他日自分が權を握つた時には厚祿を與ふるなどと約束をして其心を誘ふ。且つその上に自分の味方となる者には利益を與へ、自分の味方とならぬ者には害を加へるといふ氣勢を仄かすから、衆は自分の利益となることを貪らんが爲、又其威勢におびやかされて「彼が誠に喜べば自分に利益を與へて呉れ、忌み怒つたならば自分に害を加へるであらう」と考へ、皆この姦臣に歸してその手中に入つてしまふ。かくして姦臣は其虛名虛譽が一國中に廣まり、人主の耳にまで達するに至る。もうさうなれば人主は其實情を究め知る事も出來なくなり、衆人に從つて彼を賢人とせざるを得なくなるのである。

語釋 數(術なり。) ○殘賕(賕は財貨である、家產を傾けて賄賂を行ふ事をいふ。) ○巷族(巨族の事。) ○從陰約結(合從して私交をなし、約束、結託する事。) ○虛相與爵祿(他日、權勢が自分の手に歸した時には、かくかくの爵祿を與へようと當にもならぬ約束をする事。) ○利(自己の利益。) ○發聞(上聞に同じ。) ○情(臣下の實情。)

彼又使譎詐之士。外假爲諸侯之寵使。假之以輿馬。信之以瑞節。鎭之以辭令。資之以幣帛。使諸侯而淫說其主。微挾私而公議。所爲使者。異國之主也。所爲談者。左右之人也。主說其言而辯其辭。以此人者天下之賢士也。內外左右。其諷一而語同。大者不難卑身擠位以下之。小者高爵重祿以利之。

訓讀 彼、又、譎詐の士をして、外、假りに諸侯の寵使爲らしめ、之に假すに輿馬を以てし、之を信にするに瑞節を以てし、之を鎭するに辭令を以てし、之に資するに幣帛を以てし、諸侯に使りて、其主に淫說せしめ、微に私を挾みて公議す。爲めに使する所の者は異國の主なり。爲めに談ずる所の者は左右の人なり。主、其言を說んで其辭を辯とし、以らく此の人は天下の賢士なりと。內外左右、

其諷一にして語同じ。大は、身を卑くし、位を揖へ以て之に下るを難らず。小は、爵を高くし祿を重くして、以て之を利す。

通釋 彼の姦臣は又不正の士をして、諸侯の使者外國より來つて己れを貴寵するといふ御芝居をさせる。その者に行列の馬車を授けて堂々たる所を示させ、信任ある使者なることを表はす爲に（わりふ）を與へ、辭令を以て之を重くし、之に資給するに幣帛のみやげものを以てし、詐つて他の諸侯を假用して、自國の主を說き惑はす。この贋使者は內に私を抱いて外にあらはさずに議する所は堂々として少しも私心なき樣に振舞ふ。勿論芝居ではあるけれども使節たる者は、外國の君主の旨を受けて來たことになつて居り、其の使者の爲めに言上する者は側近の者である。君主はこのからくりを知らないで、使者の所說を悅び、其の言論を能辯だと感服して、遂に自分の左右の臣（姦臣を指す）は天下の賢士だと考へることになる。何故ならば、內外左右の者の云ふ所皆異口同音で、稱揚するからである。是に於て大にしては人主が己れの身を卑くし、己れの位をおさへて臣に下るを敢てし、小にしてはその姦臣の爵を高くし祿を重くして彼に利益を與へることを敢てするに至るのである。

語釋 瑞節（瑞は玉を以て作り、節は竹を以て作り、共に證據となすもので、今日の信任狀と同樣の效力あるものである。）○鎭之以辭令（鎭は重くする事である、辭令を設けて重々しくする事、）○資之以幣

帛（之に資給するに幣帛の手土産を以てする也。）　○仗諸侯而淫說其主（原本には使に作るも改む、他の諸侯を利用して其主を說いて惑はすのである。）　○其諷一而語同（異口同音に相稱するをいふ。）
○搙（もと辱に作るも今改む、「おさふ」とよむ。）

夫姦人之爵祿重。而黨與彌衆。又有姦邪之意。則姦臣愈反而說之曰。古之所謂聖君明王者、非長幼弱世及以次序也。以其構黨與聚巷族。偪上殺君而求其利也。彼曰。何知其然也。因曰。舜偪堯。禹偪舜。湯放桀。武王伐紂。此四王者。人臣弑其君者也。而天下譽之。察四王之情。貪得之意也。度其行。暴亂之兵也。然四王自廣措也。而天下稱大焉。自顯名也。而天下稱明焉。則威足以臨天下。利足以蓋世。天下從之。又曰。以今時之所聞。田成子取齊。司城子罕取宋。太宰欣取鄭。單氏取周。易牙之取衛。韓魏趙三子分晉。此六人。臣之弑其君者也。姦臣聞此。蹷然擧耳以爲是也。故內構

黨與。外接巷族。觀時發事。一舉而取國家。且夫內以黨與劫弑其君。外以諸侯之權。矯易其國。隱正道。持私曲。上禁君。下撓治者。不可勝數也。是何也。則不明於擇臣也。記曰。周宣王以來。亡國數十。其臣弑君而取國者衆矣。然則難之從內起。與從外作者相半也。能一盡其民力。破國殺身者。尙皆賢主也。若夫轉法易位。全衆傳國。最其病也。

訓讀 夫れ姦人の爵祿重くして、黨與彌々衆く、又姦邪の意有れば、則ち姦臣愈々反りて、之に說いて曰く、「古の所謂聖君明王は、幼弱を長じて、世及、次序を以てせるに非ざるなり。其の黨與を構へ、巷族を聚め、上に偪り、君を殺して其利を求めしを以てせるなり」と。彼れ曰く、「何ぞ其れ然るを知るや」と。因りて曰く、「舜は堯に偪り、禹は舜に偪り、湯は桀を放ち、武王は紂を伐つ。此の四王は、人臣の其君を弑せる者なり。而るに天下之を譽む。四王の情を察するに、得を貪るの意なり。其行を度るに暴亂の兵なり。然れども四王自ら措を廣くするや、天下大を稱し、自ら名を顯はすや、

天下明を稱す。則ち威は以て天下に臨むに足り、利は以て世を蓋ふに足りて、天下之に從ふ」と。又曰く、「今時の聞く所を以てするに、田成子は齊を取り、司城子罕は宋を取り、太宰欣は鄭を取り、單氏は周を取り、易牙は衞を取り、韓魏趙の三子は晉を分てり。此六人は臣の其君を弑せる者なり」と。姦臣此を聞き蹷然として耳を擧げて以て是と爲すなり。故に內は黨與を構へ、外は巷族に接し、時を覩て事を發し、一擧して國家を取る。且つ夫れ內は黨與を以て其君を刦弑し、外は諸侯の權を以て其國を矯易し、正道を隱し、私曲を持し、上は君を禁じ、下は治を撓る者、勝げて數ふ可らざるなり。是れ何ぞや。則ち臣を擇ぶに明ならざればなり。記に曰く、「周の宣王以來、亡國數十、其臣の君を弑して國を取る者衆し」と。然らば則ち難の內從り起ると、外より作るとは相半ばするなり。能く一に其民力を盡くして國を破り、身を殺す者は、尙ほ皆賢主なり。若し夫れ法を轉じ、位を易へ、衆を全くして、國を傳ふるは、最も其病なり。

通釋　扨て姦人の爵祿が高貴になれば、これを取卷いて黨派を組むことが益々多くなり、又姦人に姦邪をなすの意思があるも、其黨人は益々反覆、姦人に說くであらう。「古の所謂聖明の君主といはるゝ者は、幼弱より長じて、父から子に、兄から弟へと順序を追うて相續して行つたものではなかつた。

彼等は黨與を結び巨族を糾合して、それによつて上に迫り其君を殺して、其利を求めたが故にその位を得たのである」と。姦人は、「何うしてそんな事實を知ることが出來るか」と問ふであらう。すると、「舜は堯に迫り、禹は舜に迫り、湯王は桀王を放逐し、武王は紂王を伐つた。これら四王はその身、人臣にして其君を弑した者である。而るに天下の人は皆之を譽めて居る。今この四王の實情を考へて見るに、皆慾を貪るの心から發したもので、其行を批評して見れば、暴亂の戰といふべきである。

然しながら四王はその土地を廣むると、天下は之を大なりと稱し、その名を顯はすと、天下は之を明智と稱した。其威は以て天下に君臨するに足り、其利は世を蓋ふに足る程で、天下の者皆之に從つた」と。答へる。姦黨の者又語をついで「今世聞く所を以てするも、田成子は齊を取り、司城子罕は宋を取り、太宰欣は鄭を取り、單氏は周を取り、易牙は衞を取り、韓魏趙の三子は晉を分割した。これら六人は臣にして其君を弑した者である。」と說きつける。姦人は此を聞くとをどり上り、耳を立て、成程さうだと云ふのである。かくして内に黨與を結び外は巨族と交はり、時機を覬つて事を起し、一擧にして國家を奪ふであらう。且つ内に於ては黨與の力により其君をおびやかして遂に之を弑し。外に於ては他の諸侯の權を借りて其國に驕り高ぶり、其國を侮つて、正道を蔽ひ隱くし、私曲を行ひ、

上は君を抑制し下は治道を攪亂する者殆んど勝げて數ふるに堪へぬ程である。是れ何が故かといへば臣下を擇ぶ明がないからである。記錄には、「周の宣王以來國の亡んだものが數十ある。その中には臣にして君を弑して國を奪つた者が澤山ある」と曰つて居る、これによつて考へると、國の危難は內から起るのと、外から起るのとは相半するものであることが分る。又考へて見るに、君主が專ら民力を盡くしたが、而かも禍が外より起つて國亡び身死するに至つた者は、尙賢主と云ふべきである。之に反して姦臣の爲めに制度の變革を餘儀なくされ、臣主位置を易へて、其國土民衆を之に傳ふるに至るのは最も痛恨すべき事である。

語釋　世及(世原本には也に作るも今正す、父子相繼ぐを世といひ、弟、兄に嗣ぐを及といふ。)　○廣措(措は籍に作るべく、擴籍である、土地を廣むるをいふ。)　○蓋世(解老篇に見ゆ。)　○六人(八人に作るべし。)　○壓然(疾く起つの貌。)　○接(もと攝に作るも今改む。)　○驕易(驕、一本嬌に作る、易はあなどるなり。)　○禁(抑制するをいふ。)　○病(痛嘆すべき事なり。)

爲人主者。誠明於臣之所言。則雖罼弋馳騁。撞鐘舞女。國猶且存也。不明於臣之所言。雖節儉勤勞。布衣惡食。猶自亡也。趙之先君敬侯。不修德行。而好縱欲。適身體之所安。耳目之所樂。冬日罼弋。夏浮淫。爲長夜數日不

廢御觴。不能飲者。以筩灌其口。進退不肅。應對不恭者斬於前。故居處飲食。如此其不節也。制刑殺戮。如此其無度也。然敬侯享國數十年。兵不頓於敵國。地不虧於四鄰。內無群臣百官之亂。外無諸侯隣國之患。明於所以任臣也。

訓讀 人主たる者、誠に臣の言ふ所に明ならば、則ち畢弋馳騁し、鐘を撞ち女を舞はすと雖も、國猶ほ且つ存せん。臣の言ふ所に明ならずんば、節儉勤勞、布衣惡食すと雖も、猶ほ自ら亡びん。趙の先君敬侯は德行を修めずして、欲を縱にするを好み、身體の安き所、耳目の樂む所に適し、冬日は畢弋し夏は浮淫し、長夜を爲して數日觴を御するを廢せず。飲むこと能はざる者には、筩を以て其口に灌ぎ、進退肅まず、應對恭しからざる者は、前に斬らる。故に居處飲食、此の如く其れ節ならざるなり。制刑殺戮、此の如く其れ度なきなり。然れども敬侯國を享くること數十年、兵、敵國に頓れず、地、四鄰に虧けず。內には群臣百官の亂なく、外には諸侯隣國の患なかりしは、臣に任ずる所以に明なればなり。

【通釋】人主たる者が誠に臣下の言ふ所の是非を分つの明があれば、縱令自分が田獵女樂の娛樂に耽つても其國は立派に存立する事が出來る。もし其の明が無かつたならば、自分がいくら節儉勤勞し粗衣惡食しても其國は亡びる外はないのである。趙の先代、敬侯は己れの德行を修めず情慾を逞うするを好み、身體の安逸、耳目の樂を縱になし、冬は田獵に出掛け夏は水に浮んで魚を取るを樂しみ、長夜の飮をなして、數日も杯を離す事なく、飮む事の出來ぬ者には、竹筒で以て無理に酒を其口に灌ぎ入れ、臣下にして進退の行儀のよくない者、應對の禮を失する者は立ちどころに之を斬つた。叙上の如くその起居飮食は不節制であり、刑罰殺戮は無茶苦茶であつた。かくの如き君主であれば當然國は存立しないであらうのに、彼の國は國家を享有する事數十年の久しきに亘り、敵國の爲めに敗れた事なく、又土地が敵國の爲めに侵奪を受けた事なく、內には群臣百官の橫暴を振ふ事なく、外には諸侯隣國より攻められる心配のなかつたのは、能く臣下を任用する道を知つて居たが爲である。

【語釋】畢弋馳騁(畢は禽獸を捕ふる網、弋は糸をつけて射る矢、馳騁は馬車を乘り廻はす事、すべて田獵の事を指す。)○撞鐘舞女(撞鐘は金屬の樂器を撞く事、舞女は婦人に舞はしむる也、要するに女樂の事をいふ。)○敬侯(烈侯の子、名は章。)○適(自適するをいふ。)○浮淫(水に浮んで魚を取るを樂しむなり。)○前(面前をいふ、立どころにの意なり。)○頓(敗軍の事。)○地不於虧四鄰(土地が敵國の爲めに侵奪されぬ事。)

燕君子噲召公奭之後也。地方數千里。持戟數十萬。不安子女之樂。不聽鐘石之聲。內不堙汚池臺榭。外不畢弋田獵。又親操耒耨以修畎畝。子噲之苦身以憂民如此。其甚也。雖古之所謂聖王明君者。其勤身而憂世。不甚於此矣。然而子噲身死國亡。奪於子之而天下笑之。此其何故也。不明乎所以任臣也。故曰。人臣有五姦而主不知也。爲人臣者。有侈用財貨賂以取譽者。有務慶賞賜予以移衆者。有務朋黨徇智尊士以擅逞者。有務解免赦罪獄以事威者。有務奉下直曲。怪言偉服瑰稱。以眩民耳目者。此五者明君之所疑也。而聖主之所禁也。去此五者。則譟詐之人。不敢北面談立。文言多。實行寡。而不當法者。不敢誣情以談說。是以群臣居則修身。動則任力。非上之令。不敢擅作疾言誣事。此聖王之所以牧臣下也。

訓讀　燕の君子噲は召公奭の後なり。地方數千里、戟を持するもの數十萬。子女の樂みに安ぜず、鐘石の聲を聽かず、內は汚池臺榭に堙せず、外は畢弋田獵せず。又親ら耒耨を操り以て畎畝を修む。子噲の、身を苦しめて以て民を憂ふること、此の如く其れ甚し。古の所謂聖王明君なる者と雖も、其の身を勸めて世を憂ふること、此よりも甚しからず。然り而して子噲身死し國亡び、子之に奪はれて、天下之を笑ふ。此れ其れ何の故ぞや。臣に任ずる所以に明かならざればなり。故に曰く、「人臣に五姦ありて、主、知らざるなり」と。人臣たる者、用財貨賂を侈くして、以て譽を取る者有り、慶賞賜予を勸めて以て衆を移す者有り、朋黨を務め、智に徇ひ、士を尊び、以て擅逞する者有り、務めて罪獄を解免赦して以て威を事とする者有り、務めて下の直曲を奉じ、怪言偉服瑰稱して以て民の耳目を眩ずる者有り。此の五者は、明君の疑ふ所にして、聖主の禁ずる所なり。此五者を去れば、則ち躁詐の人、敢て北面して談立せず、文言多く、實行寡くして法に當らざる者は、敢て情を誣ひて以て談說せず。是を以て群臣居れば則ち身を修め、動けば則ち力に任し、上の令に非らされば、敢て擅作疾言して事を誣ひず、此れ聖王の臣下を牧する所以なり。

通釋　燕の君子噲は周の召公奭といふ賢者の後胤である。その領土は數千里の廣きに亙り、戟をと

る兵は數十萬の多きを數へる。その上好色の樂に耽る事なく、音樂を好まず、内に在つては庭園建築等の豪奢をきはめず、外に出ては、田獵などの娛樂をなさず、親ら鍬鋤を手にとつて田畑を耕すなどの事をもした。子噲が己れの身を苦しめて民を憂ふる事は斯の如くで、古の所謂聖明の君とても、自ら勤勞して世を憂ふる事は、子噲より甚だしいものはないといつても差支ない位で、その努力は非常なものであつた。けれどもかくの如き子噲ですら遂に子之の爲めに身殺され國亡ぼされてしまつて天下の笑となつたのは、何故であるかといへば、彼に臣下を任用するの明がなかつたからである。故に「人臣に五つの姦曲の事あるも闇主は之を知らない」といふ言葉があるのである。その五姦といふのは、先づ務めて財貨を散じ多く賄賂を使つて、左右近習の權心を得、かくして君に對して自分の譽を取るのがその一であり、廣く私恩小惠を施して以て衆人の心を動かし、己れに歸せしむるのがその二であり、朋黨を結んで智を務め、士人を尊んで互に譽め合ひ、かくして私曲を擅にし、私意を快くして跋扈するのがその三であり、恩を獄囚に施して其罪を赦免し、よつて自ら威福をなすのがその四であり、民が直として譽め、曲として毀る所をそのまゝ遵行して民に媚をうり、殊更に奇異なる言をなし、奇異なる服裝を着し大言を吐いて民の耳目を眩惑さすのがその五である。この五つの者は明

君でさへも猶賢者であるかと疑ふ所であるが、聖君は必ず禁壓する所のものである。この五姦の者を除去してしまへば險躁の少人は王の前に立つて敢て自己の意見を陳ぶることがなくなり、飾つた言葉を多く用ひて、實行が寡く且つ法にかなはぬ徒輩が、情實を詐り誣ひて、談說する事も無くなる。かくの如くなれば群臣は平常は己れの身を修め、一度事に處しては其力を盡くし、上の命令を承けなければ、敢て擅なる行をしたり、無責任なる言葉を述べて誣ふるやうな事をしなくなる。これが聖王の臣下を御する所以の道である。

語釋　召公奭（召公奭は周と同姓、燕の祖なり。）○子女之樂（子女は美女をいふ、好色戲樂の事。）○鐘石（何れも樂器。）○堙（淫の誤ならんとの事。）○侈用財貨賂（用財貨賂を多くして左右の懽心を得、以て君に向つて己れを譽めしむるなり。）○徇（從なり。）○擅呈（擅は專、逞は快なり、跋扈するをいふ。）○奉下直曲（直曲は毀譽である、下の直曲を奉ずとは、民の毀譽する所を奉行して下に媚ぶるをいふ。）○瑰、偉（共に奇異なる事。）○不敢北面談立（北面は臣下の座位なり、敢て王前に陳べざるをいふ。）○文言（文飾した言。）

彼聖主明君。不適疑物以闚其臣也。見疑物而無反者天下鮮矣。故曰。孽有擬適之子。配有擬妻之妾。廷有擬相之臣。臣有擬主之寵。此四者。國之所危也。故曰。內寵並后。外寵貳政。枝子配適。大臣擬主。亂之道也。周記曰。

無尊妾而卑妻。無孽適子而尊小枝。無尊嬖臣而匹上卿。無尊大臣以擬其主也。四擬者破。則上無意。下無怪也。四擬不破。則損身滅國矣。

訓讀 彼の聖主明君は、疑物を適して以て其臣に鬪はれず、疑物を見て、反するなき者は、天下鮮し。故に曰く「孽に適に擬するの子有り、配に妻に擬するの妾あり、廷に相に擬するの臣あり、臣に主に擬するの寵あり。此四つの者は國の危き所なり」と。故に曰く、「內寵、后に竝び、外寵、政を貳にし、枝子、適に配し、大臣、主に擬するは、亂の道なり」と。周記に曰く、「妾を尊くして妻を卑くするなかれ、適子を孽として小枝を尊くするなかれ、嬖臣を尊くして上卿に匹するなかれ、大臣を尊くして以て其主に擬するなかれ」と。四擬の者破るれば、則ち上、意ふことなく、下、怪しむことなきなり。四擬破れざれば、則ち身を損じ、國を滅す。

通釋 彼の聖明の君主は疑似の者を竝べて臣下をして望むまじき事を望ましめない。疑似のものを見ても心を變じない誠信の人は世に少いものである。故に古語にも「庶子の中にも嫡子に紛らはしい子があり、配偶者の中にも妻に紛らはしい妾があり、朝廷に宰相に紛らはしい臣があり、群臣の中に

君主に紛らはしい權をもつ者がある。この四つの疑似の者は國を危からしむる者である」と言つて居る。又古語に「內寵の妾が后妃に竝び、外寵の嬖臣が執政に竝び、庶子が嫡子と格を同じくし、大臣が權を專にして君主に僭擬するのは亂の原因である」と見えて居る。だから周記には之を戒めて「妾を尊んで妻を卑しんではならぬ、庶子を尊んで嫡子と同等に扱つてはならぬ、愛するところの臣下を尊んで上卿の大臣と同等にしてはならぬ、大臣を尊んで君主になぞらへてはならぬ」と敎へて居る。誠にこの四つの疑似物がなくなつてしまへば上・下各々疑つたり怪んだりすることが無くなる。之に反する時には主その身に禍を受け、遂には國家滅亡するに至るのである。

語釋　不適疑物以闚其臣也（此の句不明なれども今は姑く舊義の說に從つて適を對偶の意味とし疑似の物を並べて臣下をして敢て覬覦の心を起さしめぬことに解して置く。）　○反（心を變ずる事。）　○孽（庶子なり。）　○適（嫡子。）　○配（配偶者。）　○廷（朝廷。）　○內寵（妾を指す。）　○外寵（嬖臣を指す。）　○枝子（庶子。）　○周記（この語は穀梁傳僖公九年の所に見ゆ。）　○小枝（嫡子にあらざる者。）　○上無意、下無怪也（上下疑ふ事なく、各々法を守つて敢てすきを窺ふ事をしない。）

詭使　第四十五

叙説　詭とは事の上下遠近顚倒するをいふ。此篇は下の欲する所と上の治を爲す所と相反するを論じたものなるが故に詭使と名付けたのである。

聖人之所以爲治道者三。一曰利。二曰威。三曰名。夫利者所以得民也。威者所以行令也。名者上下之所同道也。非此三者。雖有不急矣。今利非無有也。而民不化上。威非不存也。而下不聽從。官非無法也。而治不當名。三者非不存也。而世一治一亂者何也。夫上之所貴常與其所以爲治相反也。夫立名號所以爲尊也。今有賤名輕實者。世謂之高。設爵位所以爲賤貴之基也。而簡上不求見者。世謂之賢。威利所以行令也。而無利輕威者。世謂之重。法令所以爲治也。而不從法令。爲私善者。世謂之忠。官爵所以

勸民也。而好名義不進仕者。世謂之烈士。刑罰所以擅威也。而輕法不避刑戮死亡之罪者。世謂之勇。夫民之急名也甚其求利也。如此則士之饑餓乏絶者。焉得無巖居苦身以爭名於天下哉。

訓讀　聖人の治道を爲す所以の者三。一に曰く利、二に曰く威、三に曰く名。夫れ利は民を得る所以なり。威は令を行ふ所以なり。名は上下の同じく道る所なり。此の三者に非らざれば有りと雖も急ならず。今、利有るなきに非ざるも、而かも民上に化せず。威、存せざるに非ざるも、而かも下聽從せず。官、法なきに非ざるも、而かも治名に當らず。三者存せざるに非ざるも、而かも世一治一亂するは何ぞや。夫れ上の貴ぶ所、常に其の治を爲す所以と相反するなり。夫れ名號を立つるは尊きを爲す所以なり。今、名を賤しみ實を輕んずる者有り、世之れを高しと謂ふ。爵位を設くるは賤貴の基を爲す所以なり。而るに上を簡かにし見ゆるを求めざる者、世之れを賢と謂ふ。威利は令を行ふ所以なり。而るに利を無にし威を輕んずる者、世之を重といふ。法令は治を爲す所以なり、而るに法令に從はずして私善を爲す者、世之を忠と謂ふ。官爵は民を勸むる所以なり、而るに名義を好み進仕せざ

る者、世之を烈士と謂ふ。刑罰は威を擅にする所以なり、而るに法を輕んじ刑戮死亡の罪を避けざる者、世之れを勇と謂ふ。夫れ民の名に急なるや、其の利を求むるより甚し。此の如くなれば、則ち士の饑餓乏絶する者、焉んぞ巖居して身を苦しめ以て名を天下に爭ふこと無きを得んや。

通釋 聖人の國家を治むる道は三つある。一は利、二は威、三は名である、利は民心を得る所以であり、威は命令を行ふ所以であり、名は上下共に離るべからざる所以のものである。この三者以外のものは假令あつても急務ではない。然るに今、利を與へるに拘らず人民は上の德に化せず。威嚴はあるに拘らず下民は上の命に聽從せず。官に法あるに拘らず實際の政治は名に當らず。其賞罰する所法令と相反する。利、威、名の三つの者存せざるにあらず而かも世の一治一亂を免かれざるは何故であるか。上の貴ぶ所、常に世を治むべき道と相反して居るからである。抑〻名號を設くる目的は尊榮を表するに在る。然るに今、名を賤しみ實を輕んずる者があれば世人は之を高士といふ。爵位を設くるのは、貴賤階級を立つるのが目的である。而るに上を忽にして見ゆるを欲しない者があれば世人は之を賢士といふ。威と利とは命令に從はしむべきものである。然るに賞譽の利を望まず、刑罰の威を輕んずる者があれば、世人は之を重厚の人といふ。法令は政治をなす機關である、然るに法令に從はな

いで、己が善とする所を行ふ者があれば、世人は之を忠といふ。官爵は人を勸むる所以である、然るに高潔の名を欲して仕官しないものがあれば、世人は之を烈士といふ。刑罰は君主の威を擅にする所以である、然るに、國法を輕んじ刑戮死亡の罪をも厭はない者があれば、世人は之を勇といふ。一體、民の名譽に汲々たるは利を求むるよりも甚だしいものだ。此の如くこれは士の饑餓して財用乏絶する者は、山林巖穴の間に居り、身を苦しめながらも超世的名譽を天下に求めようとするに至るは、誠に當然である。

語釋　簡（忽略にするをいふ。）　○無利輕威者世謂之重（利を蔑みし賞譽を悦ばず威を輕んじて罰を畏れざる人を世人之を重厚の人といふ。）

故世之所以不治者。非下之罪。上失其道也。常貴其所以亂。而賤其所以治。是故下之所欲。常與上之所以爲治相詭也。今下而聽其上。上之所急也。而惇愨純信。用心壹者。則謂之窶。守法固。聽令審。則謂之愚。敬上畏罪。則謂之怯。言時節。行中適。則謂之不肖。無二心私學。聽吏從教者。則謂之

陋。難致謂之正。難予謂之廉。難禁謂之齊。有令不聽從謂之勇。無利於上。謂之愿。寬惠行德。謂之仁。重厚自尊。謂之長者。私學成群。謂之師徒。閒靜安居。謂之有思。損仁逐利。謂之疾。險躁佻反覆。謂之智。先爲人而後自爲。類名號言。汎愛天下。謂之聖。言大不稱。而不可用。行而乖於世者。謂之大人。賤爵祿不撓上者。謂之傑。下之漸行如此。入則亂民。出則不便也。上宜禁其故。滅其迹而不止也。又從而尊之。是敎下亂上。以爲治也。

訓讀　故に世の治まらざる所以の者は下の罪に非ず。上其の道を失へばなり。常に其の亂るゝ所以を貴びて其の治まる所以を賤む。是故に下の欲する所常に上の治を爲す所以と相詭す。今下にして其の上に聽くは上の急にする所なり。而して惇愨純信、心を用ふること壹なる者は則ち之を窶と謂ひ、法を守ること固く、令を聞くこと審なれば則ち之を愚と謂ひ、上を敬ひ罪を畏るれば則ち之を怯と謂ひ、言節に時し、行、適に中れば則ち之れを不肖と謂ひ、二心私學なく吏に聽き敎に從ふ者、則ち

之を陋と謂ひ、致し難き之を正と謂ひ、予へ難き之を廉と謂ひ、禁じ難き之を齊と謂ひ、令有れども聽從せざる之を勇と謂ひ、上に利する無き之を原と謂ひ、寬惠にして德を行ふ之を仁と謂ひ、重厚にして自ら尊くする之を長者と謂ひ、私學して群を成す之を師徒と謂ひ、閒靜安居する之を有思と謂ひ、仁を損じ利を逐ふ之れを疾しと謂ひ、險躁佻反覆する之を智と謂ひ、人の爲めにするを先にして自ら爲めにするを後にし、名號を類して言ひ、天下を汎愛する、之を聖と謂ひ、言大にして稱はずして用ゆ可からず、行ひて世に乖く者之を大人と謂ひ、爵祿を賤しみ上に撓まざる者之を傑と謂ふ。下の漸行すること此の如し。入れば則ち民を亂り、出づれば則ち便ならざるなり。上宜しく其故を禁じ、其跡を滅すべくして而も止めず。又從ひて之を尊ぶ。是れ下に上を亂すを敎へて以て治を爲すなり。

通釋　故に世の治まらない所以の者は下の罪ではない。上の者其方法を失ふが爲めである。上の者が常に世の亂るべき仕方を貴んで、治まるべき仕方を賤しむが故に、世が治まらなくなるのである。この故に下の欲する所は常に上の治を爲す所以と相反するといつて差支がない。今、下のものが上の命令に聽從するは、上としては急務とする所であるが、而かも下の惇厚、質誠、純粹、信實で他念なきものを意氣地なしといひ、法令を固く守り命令を聽くこと審なる人を愚人といひ、上を敬ひ罪を

畏るゝ人を臆病といひ、言行時に適ひ節に中るものを不肖といひ、上に對して二心なく法律以外の私の學を務めず官吏の令を聽いて其教に從ふ者を固陋だといひ、人主徵すも就かない人を方正といひ、上の賞を受けないで獨り名聲を貪る人を清廉といひ、罰を以て禁じにくい者を齊莊（はゞかり畏るべき）の人といひ、法令に聽從しない人を剛勇といひ、上に對し利益を求むる心なき人を謹直といひ、寬大慈惠で和德を行へば之を仁といひ、勿體ぶつて自ら尊大にする者を長者といひ、法令以外の事を學んで羣を成し黨を結べば之を師弟といひ、閒靜にして自適の境に居るものを道德のよく備れる人といひ、他人を損じてまでも利を得んとする者を敏捷といひ、腹黑く輕躁多言、輕佻浮薄で反覆常なき人を智者といひ、人の爲めにするを先きにして己れの爲めにするを後にし、名號を似せて君子を裝ひ、汎く天下を愛するを聖といひ、言大きくしてその行ふところに稱はず世閒に違ふ者を大人といひ、爵祿を賤んで上に屈しない者を傑物といふ。下、人民の流俗、漸次に陵遲すること以上の如くである。これらの輩は平生、鄉に居るときは民俗を亂し、仕へさせては何も役にも立たぬ。上に在る者はよろしくかゝる習慣行爲を禁絕すべきであるのに、これを止めざるのみならず反つて之を尊んで居る。これは下に上の法度を亂すを敎へておいて、それで國を治めようとするものであつて矛盾も甚だしいと

いはねばならぬ。

【語釋】惇愨純信（惇は厚きこと、愨は質誠なること、純は雜ならざること。）○蹇（涸といふに同じ、意氣地なきをいふ。）○私學（官學たる法律以外の學をいふ。）○難致（人主徴するも仕官しないのをいふ。）○難致（上の賞を受けないで僞り名を貪るをいふ。）○難禁謂之齊（禁じ難しとは跋扈して法制を以て禁制し難きをいふ、齊とは心をとること齊莊なるをいふ。）○愿（謹愿なるをいふ。）○有忠（忠は道德純備すること、有は有德、有仁の有の如く意味なし。）○疾（事に敏疾なるなり。）○損仁逐利謂之疾險。躁佻反覆謂之智（盧君には上の如く險にて句を切り、疾險は節險の誤ならんといふが纂聞の疾にて句を切り險以下を一句と見るに從ふ。險は陰險、躁は輕躁多言、佻は輕佻浮薄のこと、この三字、一字衍なるか一字脫せるかであらう。）○類名號（號は普通一般の物の名稱、名は特殊の名稱、名と號とを比して各〻事に順ふを期するをいふ。）○漸行（時世移り變じて流俗漸次に陵遲するをいふ。）○禁其故（故は一本には欲に作る、故とはあとにてならはしといふ意。）

【餘論】世の中には皮相的な觀察を下して、自分の觀察を誤つて居ないと自認し、それによつて主義方針を立てるが故にとんでもない結果に陷る者が決して少くない、こゝに擧げたのもその一例であつて、少しく世情を洞察する能力のある者なれば、この間の消息を看破するが故に正否曲直を顚倒する事がない。この一節も法家一流の犀利な觀察眼を示した所である。

凡上所治者、刑罰也。今有私行義者尊。社稷之所以立者、安靜也。而躁險讒諛者任。四封之內、所以聽從者、信與德也。而陂知傾覆者使。令之所以

行。威之所以立者。恭儉也。不聽上而巖居非世者顯。倉廩之所以實者。耕農之本務也。而綦組錦繡刻畫爲末作者富。名之所以成。城池之所以廣者。戰士也。今死士之孤。饑餓乞於道。而優笑酒徒之屬。乘車衣絲。賞祿所以盡民力易下死也。今戰勝攻取之士。勞而賞不霑。而卜筮視手理。狐蠱爲順辭於前者日賜。

訓讀 凡そ上の治むる所の者は刑罰なり。今私に義を行ふ者あれば尊ばる。社稷の立つ所以の者は安靜なり。而るに躁險讒諛の者任ぜらる。四封の內、聽從する所以の者は信と德となり。而るに彼知傾覆の者使はる。令の行はるゝ所以、威の立つ所以の者は恭儉なり。上に聽かずして巖居して世を非しる者顯はる。倉廩實つる所以の者は耕農の本務なり。而るに綦組錦繡刻畫して末作を爲す者富む。名の成る所以、城池の廣まる所以の者は戰士なり。今死士の孤、饑餓して道に乞ひ、而して優笑酒徒の屬、車に乘り絲を衣る。賞祿は民力を盡くし、下の死に易ふる所以なり。今戰勝攻取の士、勞する

も賞に霑はずして、卜筮、手理を視、孤蟲の順辭を前に爲す者、日に賜はる。

通釋 凡そ上の國を治むる手段は刑罰である。然るに今私に己れの義を行ふ者があれば尊ばれる。社稷の存立する所以は安定靜默の人あるが故である。然るに多言、危險にして人を讒し上に諂ふ者が政事に任ぜられる。國內に於て人民が上に聽從する所以の者は、信義と恩惠ある人、上にあるが爲めである。而るに惡智慧があつて國家を傾覆せんとする者が上に使はれて居る。命令が行はれ威權の立つ所以は恭儉の人あるが故である。而るに上の命を聽かないで山林巖穴の間に住居して世を譏る者が名が顯はれる。米穀の倉廩に充つる所以は耕作の本業をよくつとむるからである。而るにあやある組紐、綾錦の縫取、彫刻物などの末業をなすものは富んで居る。國家の名をあげ、城池を廣める所以のものは戰士である。而るに戰死者の孤兒は貧窮して乞食となり、之に反して俳優、酒客の徒は車に乘り、絹布を着て贅澤をして居る。賞祿を設けるのは人民をして其力を盡さしめて其の生命と交換して與へる所以のものである。然るに今、敵を破り城を陷れたる兵士は勞苦するも恩賞を受くるに及ばないで、卜筮者、手の筋を見る者、神巫などの君の前に諛言を呈する者は日々賜を受くるのである。

語釋 安靜(安定靜默の人をいふ。) ○四封之內(四封は四境なり、四封の內とは國內をいふ。) ○陂知傾覆者(陂は平ならざること、知は智なり、偏りし智慧を以て國家を傾覆せんとする者。) ○

恭儉(恭儉の人をいふ。上の命を謹み、上の命を畏るゝ人なり。) ○綦組(文采ある組ひも。) ○衣絲(絲とは絹絲の衣服。) ○易(代ふるなり。) ○貲不訾(貲の及ばない事。) ○祝手理(手の筋を見るもの。) ○狐蠱(媚蠱惑すること狐の如きをいふ。神巫の類なり。) ○爲順辭於前(人の意に逆ふの說辭を君前になす者。)

上握度量。所以擅生殺之柄也。今守度奉量之士。欲以忠嬰上。而不得見。巧言利辭行姦軌。以倖偷世者數御。據法直言。名刑相當。循繩墨。誅姦人。所以爲上治也。而愈疏遠。諂施順意。從欲以危世者近習。悉租稅。專民力。所以備難充倉府也。而士卒之逃事。伏匿附託有威之門。以避徭賦。而上不得者萬數。

訓讀 上、度量を握るは生殺の柄を擅にする所以なり。今、度を守り量を奉ずるの士、忠を以て上に嬰れんと欲するも見ゆるを得ず。巧言利辭、姦軌を行ひ、以て世に倖偷する者數々御らせらる。法に據りて直言し、名刑相當り、繩墨に循ひ、姦人を誅するは、上の爲めに治むる所以なり。而るに愈々疏遠にせらる。諂施して意に順ひ、欲を從にして以て世を危うする者は近習せらる。租稅を悉

くし、民力を專にするは、難に備へ倉府に充つる所以なり。而るに士卒の事を逃れ、有威の門に伏匿し、附託し、以て徭賦を避けて而も上得ざる者萬數あり。

通釋 上の法度を握るのは、人を活殺するの權を自由にする所以である。然るに今この法度を遵奉するの士が忠義を以て君に接近せんとしても謁見することも出來ない。巧言詼辭を以て姦計を行ひ世に僥倖を冀望する者は、數々親近せられて君側に侍坐する。法に本づいて直言し、言行一致し、規律に從つて姦人の罪を正すは、上の爲めに國を治むる所以であるのに、かくの如くすれば愈々疎じ遠けられる。反之諂諛多言で君の意に順ひ、己れの欲を縱にして世を危くする者は親近せられる。十分に租税を取り立て民力を發展せしむるは、萬一に備へて國庫を充す所以である。而るに士卒の公事を逃れ、威勢ある人の家に匿れて其身を附託し、軍役を免れて居るのにこれを捕ふることが出來ないのが萬の數を以て數へる程多い。

語釋 度量（法度をいふ。） ○嬰（觸れること。） ○姦軌（外にあらはるゝを姦といひ、内に藏するを軌といふ。） ○諂施（施は誕、多言をいふ。） ○徭賦（軍役をいふ。）

夫陳善田利宅者。所以戰士卒也。而斷頭裂腹播骨乎平原曠野者。無宅、

容身。身死田奪。而女妹有色。大臣左右無功者。擇宅而受。擇田而食。賞利一從上出。所以擅制下也。而戰介之士不得職。而閒居之士尊顯。上以此爲教。名安得無卑。位安得無危。夫卑名危位者。必下之不從法令。有二心務私學。反逆世者也。而不禁其行。不破其群以散其黨。又從而尊之。用事者過矣。

訓讀 夫れ善田利宅を陳ぬる者は、士卒を戰はす所以なり。而るに平源贖野に斷頭、裂腹、播骨する者は、宅の身を容るゝなく、身死し田奪はる。而も女妹色あるもの、大臣左右功なき者は宅を擇んで受け、田を擇んで食ふ。賞利一に上從り出づるは、擅に下を制する所以なり。而るに戰介の士、職を得ずして閒居の士尊顯せらる。上此を以て教と爲す。名安んぞ卑きなきを得んや。位安んぞ危きなきを得んや。夫れ名を卑くし、位を危くする者は、必ず下の法令に從はず。二心あつて私學を務め、世に反逆する者なり。而るに其行を禁ぜず。其群を破りて以て其黨を散ぜず。又從ひて之を尊ぶ。

事を用ふる者過てり。

【通釋】夫れ上等の田畑、立派な邸宅を陳ねて、功ある者に授くるは士卒を戰はす所以である。而るに平源曠野に頭は斷たれ腹は裂かれ骨は散らされて、無殘な最后を遂げた者は自ら容るゝべき居宅なく、これありしものも身死するとともに沒收される。然るに家に美色の女性ある者、竝に大臣左右の者は、功勞も無いのに己れの望むまゝの邸宅、田地をえらんで生活することが出來る。恩賞利益が一に上から出ることは、思ふやうに下を制することの出來る所以である。而るに甲冑の士は一官をも得ないで、閒居無事の士が尊顯せられる。上が此の如き事實を以て天下に示すが故に世俗が名爵を卑しとし、官位を危しとするは尤ものことである。夫れ名を卑くし位を危くする者は、必ず下に在つて法令に從はず。上に二心を懷いて私に法令以外の事を學ぶを務め、世に反逆する者である。然るにその行を禁止せず。又其徒黨を解散しないのみか反つて之を尊重するのは、當路の者の過である。

【語釋】播骨（播は散らすこと。）　○女妹有色（己れの女子又は妹の美色あるもの。）　○戰介之士（甲冑の士をいふ。）　○卑名危位者（原本には危の字なし、今之を補ふ。）

上之所以立廉恥者屬下也。今士大夫不羞汚泥醜辱而宦女妹私義之

門。不待次而宦。賞賜所以爲重也。而戰鬭有功之士貧賤。而便辟優徒超級。名號誠信所以通威也。而主揜障。近習女謁並行。百官主爵遷人。用事者過矣。大臣官人。比周不法。行威利在下。則主卑而大臣重矣。夫立法令者以廢私也。法令行而私道廢矣。私者所以亂法也。而士有二心私學。巖居窞處。託伏深慮。大者非世。細者惑下。上不禁。又從而尊之以名。化之以實。是無功而顯。無勞而富也。如此則士之有二心私學者。焉得無深慮勉知詐。與誹謗法令。以求索與世相反者也。

訓讀 上の廉恥を立つる所以の者は下を屬ますなり。今士大夫、汚泥醜辱を羞ぢずして、女妹を私義の門に宦し、次を待たずして宦す。賞賜は重きを爲す所以なり。而して戰鬭有功の士は貧賤にして、便辟優徒は級を超ゆ。名號誠信は威を通ずる所以なり。而るに主は揜障せられ、近習女謁並び行はれ、百官爵を主りて人を遷す。事を用ふる者過てり。大臣人を官にし、比周して法ならず。威利を行ふ

こと下に在らば、則ち主卑くして大臣重し。夫れ法令を立つるは、以て私を廢するなり。法令行はれて私道廢す。私は法を亂る所以なり。而るに士に二心私學あり。巖居窨處して、深慮に託伏し、大なる者は世を非り、細なる者は下を惑はす。上禁ぜず、又從つて之を尊ぶに名を以てし、之を化するに實を以てす。是れ功なくして顯はれ、勞なくして富むなり。此の如くんば、則ち士の二心私學ある者、焉んぞ深く慮りて知詐を勉め、與に法令を誹謗し、以て世と相反するを求索する者なきを得んや。

通釋 上の廉潔にして恥を知るべき教を立つる所以は下を勵まさんが爲である。而るに今の士大夫はけがらはしき行、醜辱すべき行をして羞ぢず、己れの女や妹を私の恩義ある權門の家に奉公させ、そのお蔭によつて次第順序を經ないで好い地位に昇る。賞賜は重きに從つて施すべき所以のものである。而るに從軍有功の士は貧賤であつて、佞臣や俳優は等級を越えて昇進する。格式の誠信なのは上の威を下に通ずる所以である。而るに人主は近臣におほひさまたげられ、近習の取持、宮女の請謁並び行はれ、百官は爵位を主つて隨意に人を遷任する。是れは當局者の過である。大臣人に官を授け結托して法度なく、威と利を行ふ權、臣下に在れば人主卑しくして大臣尊くなる。夫れ法令を設くるのは私を止むるのが目的である。法令がよく行はれゝば私の行ひは止んでしまふ。私は元來法を亂

す所のものである。而るに士に二心あつて法律以外の私の學をつとめ、巖窟に隱れてその言ふ所を深く慮ることあるかの如く見せかけ、大にしては國政をそしり、小にしては下民を惑はすのを、上に在る者が禁じないのみか之を尊んで名譽の稱號を與へ、又俸祿を支給して之に實利を與へる。これは彼等が功の無いくせに名譽を得、勞苦することなくして富を得たのである。こんな具合では士の二心あつて私學を持し學ぶ者は深く慮つて惡智慧を練り、法令を難非して現在の世態に反對することをたくらむにちがひない。

語釋 屬（一本には屬に作る、從ふべし。）○宦二女妹私義之門一、不レ待レ次而宦（次は文に作るもあれどこゝには次の方を取る、美色の女、妹を權門に仕へしめ、これと私義を結び、其父兄は正當の順序を經ないで高官に昇る。）○便辟優徒超レ級（便辟はへつらふ者、優徒は役者、級を超ゆるは次を越ゆること。）○捔障（かほひ、さまたぐ。）○巖居窞處（巖窟に隱れること。）○化レ之以實（化は佐の誤りであらう、利祿を與ふること。）○與（一本にはこの字なし。）

凡亂レ上反レ世者。常士有二二心私學一者也。故本言曰。所二以治一者法也。所二以亂一者私也。法立則莫レ得レ爲レ私矣。故曰。道レ私者亂。道レ法者治。上無二其道一。則智者有二私辭一。賢者有二私意一。上有二私惠一。下有二私欲一。聖智成レ群。造レ言作レ辭。以非二法令一、

於上。上不禁塞。又從而尊之。是教下不聽上不從法也。是以賢者顯名而居。姦人賴賞而富。賢者顯名而居。姦人賴賞而富。是以上不勝下也。

訓讀　凡そ上を亂り世に反く者は常に士の二心私學ある者なり。故に本言に曰く「治まる所以の者は法なり。亂るゝ所以のものは私なり。法立てば則ち私を爲すを得る莫し」と。故に曰く「私に道る者は亂れ、法に道る者は治まる」と。上其道なければ則ち智者に私辭あり。賢者に私意あり。上に私惠あり。下に私欲あり。聖智群を成し、言を造り辭を作し以て法令を上に非る。上禁塞せず又從ひて之を尊ぶ。是れ下に上に聽かず法に從はざるを教ふるなり。是を以て賢者名を顯して居り、姦人賞を賴みて富む。賢者名を顯はして居り、姦人賞を賴みて富む。是を以て上、下に勝たざるなり。

通釋　凡そ上を亂り世に逆ふ者は皆以上あげた二心私學の徒である。故に本言といふ書物に「國を治むる所の者は法であり、亂るゝ所の者は私であつて、法令が確實に行はるれば私を行ふ餘地がない」と言つてある。故に古語にも「私に出る者は亂れ、法に出る者は治まる」と言つて居る。上に其道たる法度がなかつたなら、下民に於て智者には私の議論があり賢者には私の意思がある。上には私の恩

惠があり、下には私の欲望あり。聖者智者群を成し黨を結んで言を造り辭を作つて上の法令を非る。然るに上の者これを禁塞しないのみか反つて之を尊ぶ。これは下に對し上の命を聽かず、上の法に從はないことを教ふるのである。是が爲に賢者は名譽を顯はして仕へずに居り、姦人は賞によりて富む。かく賢者は名譽を顯はして仕へずに居り、姦人は賞によりて富むが故に、上は下民を制する事が出來なくなるのである。

語釋 本言（韓非の見た古書の名である。） ○居（仕へないこと。）

餘論 韓子は亂を致すの道は、所謂賢者處士と稱する者が法律以外の學を唱へ法治主義に反對するから起るものと考へ、極力之を排斥した。彼が排斥する所には、彼の理想とする法治主義を破壞或は妨害するによつてであつて、その他に深き意味があるわけでない。

六反　第四十六

解説 此篇は公私の名實相反する者六つを掲げ、虚名を賤しみ實行を貴ぶべきことを論じたもので、最初に毀譽相反するものを擧ぐること各六、「謂之六反」といふによつて篇名としたものである。

畏死遠難。降北之民也。而世尊之曰貴生之士。學道立方。離法之民也。而世尊之曰文學之士。遊居厚養。牟食之民也。而世尊之曰有能之士。語曲牟知。僞詐之民也。而世尊之曰辯智之士。行劍攻殺。暴憿之民也。而世尊之曰鎌勇之士。活賊匿姦。當死之民也。而世尊之曰任譽之士。此六民者世之所譽也。赴險殉誠。死節之民也。而世少之曰失計之民也。寡聞從令。全法之民也。而世少之曰樸陋之民也。力作而食。生利之民也。而世少之。曰寡能之民也。嘉厚純粹。整穀之民也。而世少之曰愚戇之民也。重命畏

事。尊上之民也。而世少之曰怯懾之民也。挫賊遏姦。明上之民也。而世少之。曰諂讒之民也。此六民者世之所毀也。姦僞無益之民六。而世譽之如彼。耕戰有益之民六。而世毀之如此。此之謂六反。布衣循私利而譽之。世主聽虛聲而禮之。禮之所在。利必加焉。百姓循私害而訾之。世主壅於俗賤之。賤之所在害必加焉。故名賞在乎私惡當罪之民。而毀害在乎公善宜賞之士。索國之富强。不可得也。

訓讀　死を畏れ難に遠かるは、降北の民なり。而して世之を尊びて生を貴ぶの士と曰ふ。道を學び方を立つるは、法を離るゝの民なり。而して世之を尊びて文學の士と曰ふ。遊居して厚く養ふは、食を牟ぼるの民なり。而して世之を尊びて能あるの士と曰ふ。語曲にして知を牟むるは、僞詐の民なり。而して世之を尊びて辯智の士と曰ふ。劍を行ひて攻殺するは、暴憿の民なり。而して世之を尊びて磏勇の士と曰ふ。賊を活かし姦を匿くすは、死に當るの民なり。而して世之を尊びて任譽の士と曰ふ。

此の六民は世の譽むる所なり。險に赴き誠に殉ずるは、節に死するの民なり。而して世之を少として計を失ふの民と曰ふ。聞くこと寡く令に從ふは、法を全くするの民なり。而して世之を少として樸陋の民と曰ふ。力作して食ふは、利を生ずるの民なり。而して世之を少として寡能の民と曰ふ。嘉厚純粹なるは整穀の民なり。而して世之を少として愚戇の民と曰ふ。命を重んじ事を畏るゝは、上を尊ぶの民なり。而して世之を少として怯懾の民と曰ふ。賊を挫き姦を遏むるは、上を明にするの民なり。而して世之を少として讇讒の民と曰ふ。此の六民は世の毀る所なり。姦僞無益の民六にして、世之を譽むること彼の如く、耕戰有益の民六にして、世之を毀ること此の如し。此れを之れ六反と謂ふ。布衣、私利に循ひて之を譽むれば、世主虛聲を聽いて之を禮す。禮の在る所、利必ず焉に加はる。百姓私害に循ひて之を訾れば、世主僞に壅がれて之を賤しむ。賤の在る所、害必ず焉に加はる。故に名賞は私惡當に罪すべきの民に在りて、毀害は公善宜しく賞すべきの士に在り。國の富强を索むるも得べからざるなり。

【通釋】死を畏れ患難を避くるは戰はずして降り、若しくは戰敗れて逃ぐる人民である。然るに世人は之を尊んで生命を貴ぶ人だといふ。古の道を學び私の方術を立つるは法を無みする人民である。

然るに世人之を尊んで文學の士といふ。躬ら業を事とせずして諸侯などの養を受けて厚く自ら奉ずる者は、所謂穀潰しの人民である。然るに世人は之を尊んで才能ある人だといふ。その語る所委曲にして知あるが如く、つとめ飾るは詐僞の人民である。然るに世人は之を尊んで辯智の巧なる人だといふ。劍を振つて人を劫かす者はあらあらしい人民である。然るに世人は之を尊んで、はげみ勇める人だといふ。盜賊を救ひ罪人を隱匿するは罪死に當るの人民である。然るに世人は之を尊んで任俠名譽の人だといふ。これら六種の人物は皆世人の譽むる所のものである。

君上の事なれば身を以て險に赴き誠信の道に殉ずる者は、節義に死する民である。然るに世人は之を足らずとして無謀の民といふ。學問智識寡くて專ら命令に之れ從ふ者は法を干さゞるの民である。然るに世人は之を足らずとして無智の民といふ。耕作を勤めて生活して行く者は生產的の民である。然るに世人は之を足らずとして才能寡き人民といふ。實着單純なる者は善良の民である。然るに世人は之を賤しんで愚かで幼稚な民だといふ。上の命を重んで公事を畏るゝ者は上を尊ぶの民である。然るに 世人は之を賤しんで臆病な民だといふ。賊を挫き姦を止むる者は上の意を明にし壅塞を絕つ民である。然るに世人は之を賤しんで諂つて人の惡をいふ民だといふ。この六つの民は世人の毀る所

のものである。姦曲詐僞であつて國家に益なきの民六つあり、而して世人は之を譽むること前述の如く、之に反して耕作を事とし戰役に服し國家に有益なる人民六つあり、而して世人之をそしる事後に述べた如くである。此の六つを吾人は名けて六反といふのである。

民間にある無官の者は、私の利にしたがつて人を譽むるものだ。然るに世主はその虚名を聽いて、之を信じ之を尊敬禮遇する。禮遇する所に利益の及ぶは勿論の話しである。民間のものが私の害にしたがつて之を毀れば、世主は世俗の爲めに蔽はれて之を賤しむ。賤蔑する者に官惡の及ぶは之れ又云ふを待たざる所である。是故に名譽を得、褒賞を得るは私惡死に當るべき民が之に與り、不名譽、害毒は公の善をつくして充分賞すべきの價値ある人が反つて之を受ける樣なわけである。かくの如く賞罰が反對しては、國家の富彊を求めようとしても到底その目的を達することが出來ない。

語釋　游居厚養、牟レ食之民也（躬ら本事を事とせずして諸侯などの養を受けて厚く自ら奉ずるは徒食者即ち俗に云ふ穀潰しだとの意。牟は元來草の根を食ふ虫の名であるそれで之を訓じて「むさぼる」といふのである。）○語曲牟レ知、僞詐之民也（この牟の字は前句のとは多少意味を異にし務の意で語る所委曲にして知あるが如くつとむるのである。）○暴憿（憿は驕と通じ勇捷なるをいふ。）○磏勇（磏は一本には礪に作る、はげむといふ意である。）○任譽（任俠名譽をいふ。）○而世少レ之曰ニ失レ計之民一也（少之とは不足とする事で、失計とは計算を失ふの義、即ち至貴の身を以て輕々しく名に死し、得る所は以て失ふ所を償ふに足らず、計算に合はず。）○整穀之民（整は正、穀は愨と通じ實の意で正實なる民をいふ。）○愚戇（戇は直心即ち幼稚なるをいふ。）○讇（古文の諂である、好んで人の惡をいふこと。）○六反（公私名實相反するをいふ即ち譽むべからざる

を害め、毀る可からざるを毀るが故に之を反といふ。）　○布衣（無官の者をいふ。）

古者有諺。曰、爲政猶沐也。雖有棄髮、必爲之。愛棄髮之費、而忘長髮之利。不知權者也。夫彈痤者痛。飲藥者苦。爲苦憊之故、不彈痤飲藥、則身不活。病不已矣。今上下之接。無子父之澤。而欲以行義禁下、則交必有郄矣。且父母之於子也。產男則相賀。產女則殺之。此俱出父母之懷衽。然男子受賀。女子殺之者。慮其後便、計之長利也。故父母之於子也。猶用計算之心以相待也。而況無父子之澤乎。

訓讀 古に諺有り曰く「政を爲すは猶ほ沐するが如し。髮を棄つるありと雖も必ず之を爲す。髮を棄つるの費を愛んで、髮を長ずるの利を忘るゝは、權を知らざる者なり。夫れ痤を彈する者は痛み、藥を飲む者は苦し、苦憊の爲の故に、痤を彈じ藥を飲まざれば、則ち身活きず病已えず。今上下の接は子父の澤なし。而るに行義を以て下を禁ぜんと欲せば、則ち交〻必ず郄あらん。且つ父母の

子に於けるや、男を産めば則ち相賀し、女を産めば則ち之を殺す。此れ倶を父母の懷衽に出づ、然れども男子は賀を受け、女子は之を殺す者は、其の後便を慮り、之れが長利を計ればなり。故に父母の子に於けるや、猶ほ計算の心を用ひて、以て相待つなり。而るを況んや父子の澤なきをや。

通釋　古の諺に曰く「政を爲すのは丁度頭髮を洗ふ様なものである」と、頭髮を洗ふと拔け毛が出來るものであるが、之をも厭はず髮を洗ふは、拔ける髮は僅かで發育する毛が多いからである。毛の拔けるのを惜んで髮を洗はず、髮を洗へば反つて發育すべき毛が澤山出來るのを知らない人は、權道を知らない人である。かの腫物を鍼で刺せば痛み、藥を飮めば苦い。然し苦痛を厭つて治療をなさず、藥を飮まなければ身は活きず病は平癒しない。今君臣上下の關係には父子の恩愛が無い、然るに德行道義を以て下を抑へんとすれば兩者の關係に必ず隙を生ずるであらう。且つ父母がその子供に對するを見るに、男が生れゝば芽出度しとて喜び、女が生れゝばあまり喜ばず、その待遇も男よりは劣る。男女倶に父母の懷衽から出たのであるのに、男子は喜び女子はその待遇をわるくするは、其從來の便を考へ永久の利を計るが故である。かやうに父母の子に對するすら、猶利害の心を以て之に處して行くのであるから、まして父母の恩愛なき君臣の間に於ては、利害の心を以てするは當然の事である。

語釋 沐（髮を洗ふを云ふ。）○棄髮（毛の拔くるをいふ。）○彈痤（痤は癰の如き腫物をいふ、彈とは鍼を以て刺す事。）○鄙（隊に同じ。）○殺（殺すに非ずして、その待遇を一段さぐるを云ふ。）

餘論 古の諺を引いて政を喩へたものである。即ち政を爲す者は刑戮を用ひて民を棄つる事があるが、是は之によつて良民を保護せんとするものである。又君臣の間といふものは利害を以て結び付けねばならぬことを主張する、これは儒家の教とは大いに趣を殊にする所である。

今學者之說人主也。皆去求利之心。出相愛之道。是求人主之過於父母之親也。此不熟於論思詐而誣也。故明主不受也。聖人之治也。審於法禁。法禁明著。則官治。必於賞罰。賞罰不阿。則民用。官治則國富。國富則兵彊。而覇王之業成矣。覇王者人主之大利也。人主挾大利以聽治。故其任官者當能。其賞罰無私。使士民明焉。盡力致死。則功伐可立。而爵祿可致。爵祿致而富貴之業成矣。富貴者人臣之大利也。人臣挾大利以從事。故其行危至死。其力盡而不望。此謂君不仁臣不忠則可以覇王也。

【訓讀】今、學者の人主に說くや皆利を求むるの心を去りて相愛するの道に出でしめんとす。是れ人主の父母の親に過ぐるを求むるなり。此れ論思に熟せず詐りて誣ふるなり。故に明主は受けざるなり。聖人の治や法禁を審にす。法禁明著なれば則ち官治まる。賞罰を必す。賞罰阿らざれば則ち民用ひらる。官治まれば則ち國富む。國富めば則ち兵彊くして覇王の業成る。覇王は人主の大利なり。人主大利を挾みて以て治を聽く。故に其の官に任ずる者能に當る。其賞罰私なければ士民をして焉に明ならしむ。力を盡くし死を致さば則ち巧伐立つ可くして爵祿致す可し。爵祿致して富貴の業成る。富貴は人臣の大利なり。人臣大利を挾んで以て事に從ふ。故に其行危くして死を至し、其力盡きて而も望みず。此れを君仁ならず臣忠ならざれば則ち以て覇王たる可しと謂ふ。

【通釋】當今の學者が人主に說く所を見るに皆己れの利を求むるの心を去りて人々相愛するの道に出でしめんとして居る。是は人主の臣下を親愛する心をして父母の子に對する親愛よりも深からしめんとするもので論議思慮に精熟せざるが爲めに起り詐りをのべて理を枉ぐる話であるから明君はその言に從はないのである。聖人が世を治むる方法は法令禁制を精密にするにある。法令禁制が明かなれば官紀が振肅する。又聖人が世を治むるには賞罰を確立する。賞罰が曲らない時には人は能く公用に從

ふ。官紀正肅なれば、國は豐かになる。國が豐かになれば兵が彊くなる。かくて霸王の業が成就するのである。霸王の業は人主にとつては大利である。人主この大利をかゝへて政治をなすが故にその官職には適任者を得ることが出來る。又其賞罰が共に公明であつて私がなければ人民をして功過の賞罰を致す所以を悟らしむることが出來る。士民が力を盡し死を致して働けば勳功を立つることが出來爵祿を得る事が出來る。かく爵祿を得れば富貴の業が成就する。富貴は人臣に取つて大利である。人臣が大利を抱いて事に從ふが故に其行が高く勵しく死に至るまでその力を盡して後怨むことが無い。此れを人君は私恩を施さず、臣下は私義を立てざれば、霸王の業が成ると謂ふのである。

語釋　論思（論恩に作る本もあるが非、法術者の論議思慮をいふ。）　○官治（一本には治を法に作る。）　○其行危至死（危は高くして厲しき也。至は致に作るものもある。）　○君不仁臣不臣、云々（外儲說右下に、「治強は法より生じ、弱亂は阿より生ず、君、此に明なれば則ち賞罰を正せども、而も不仁に非ざるなり。爵祿は力より生じ誅罰は罪より生ず、臣此に明かなれば則ち死力を盡せども而も君に忠なるに非ざるなり君不仁に通じ、臣不忠に通ずれば則ち以て王たる可し」とあり之を參看すればその意明瞭である。）

餘論　前に引き續いて君臣は利を以て結び付くべきものなることを強調してゐるのである。

夫姦必知則備。必誅則止。不知則肆。不誅則行。夫陳輕貨於幽隱、雖曾史、

可疑也。懸百金於市。雖大盜不取也。不知則曾史可疑於幽隱。必知則大盜不取懸金於市。故明主之治國也。衆其守而重其罪。使民以法禁而不以廉止。母之愛子也倍父。父令之行於子也十母。吏之於民無愛。令之行於民也萬父母。父母積愛而令窮。吏威嚴而民聽從。嚴愛之筴亦可決矣。且父母之所以求於子也。動作則欲其安利也。行身則欲其遠罪也。君上之於民也。有難則用其死。安平則盡其力。親以厚愛。關子於安利而不聽。君以無愛利。求民之死力。而令行。明主知之。故不養恩愛之心。而增威嚴之勢。故母厚愛處。子多敗。推愛也。父薄愛敎笞。子多成。用嚴也。

訓讀 夫れ姦必ず知れば則ち備ふ。必ず誅すれば則ち止む。知らされば則ち肆なり。誅せされば則ち行はる。夫れ輕貨を幽隱に陳らねば曾史と雖も疑ふ可きなり。百金を市に懸くれば大盜と雖も取ら

ざるなり。知られざれば則ち曾史も幽隱に疑ふ可く必ず知らるれば則ち大盜も懸金を市に取らず。故に明主の國を治むるや、其守を衆くして其罪を重くす。民をして法を以て禁じて廉を以て止まさらしむ。母の子を愛するや父に倍し、父の令の子に行はるゝや母に十す。吏の民に於けるや愛なし。令の民に行はるゝや父母に萬す。父母積愛して令窮し、吏威嚴にして民聽從す。嚴と愛との筴亦決すべし。且つ父母の子に求むる所以や、動作は則ち其の安利を欲し身を行ふは則ち其の罪に遠からんを欲するなり。君上の民に於けるや難あれば則ち其死を用ひ、安平なれば則ち其力を盡さしむ。親は厚愛を以て子を安利に關るゝも而も聽かれず。君は愛利なきを以て民の死力を求むるも而も令行はる。明主は之を知る。故に恩愛の心を養はずして威嚴の勢を増す。故に母は厚く愛處し、子敗多きは愛を推せばなり。父は薄く愛して敎笞し、子、成多きは嚴を用ふるなり。

通釋 夫れ人主が臣下の惡事を洩なく知れば之に備ふることが出來るし、惡事あれば必ず之を誅する時は姦が止むことになる。反之臣下の惡事を知らなければ彼等は益々擅になり、姦人を誅さない時には惡事が益行はるゝに至る。携帶し易い財貨を人の目に附かぬ所に置けば曾參、史魚の如き高潔の士と雖も必ず之を盜まざるを保し難い。然るに百金を市場の如き人多き所に懸けて置けば大盜と

雖も尙之を憚つて取らない。人に知らるゝ恐なければ曾子、史魚も盜まないとは保證し得ず、必ず知れると定まつて居れば大盜も市に懸けた百金を取らぬ。故に明主が國を治むるには其の監守を多くして惡事を知るを容易にし、事を犯せばその刑罰を重くする、かく法禁を勵行して、廉恥などいふ賴りにならぬものを恃みとしない。母の子を愛する情は父の子を愛する情に一倍する。ところが父の命令は母の命令に比し十倍も行はれる。吏に至つては人民に對して少しも愛情がない然るにその命令は父母の命令に比し萬倍も行はれる。父母は愛餘りあるが爲めに命令窮して行はれず。吏は威嚴あるが故に民はその命令に聽き從ふのである。これで見ると愛は結局嚴に若かざることが分る。且つ父母は子に對してはその起居動作は安穩で利益があつて、行跡は罪惡に遠からんことを欲するものである。反之、君の其民に望む所は國難あれば死を捧げて國に盡さしめ、平時に於ては上の爲めに身力を盡さしめるにある。かく親は厚き愛を以て子を幸福に導かんとするけれども子はその命令に從はず。君は愛情なくして民の死力をつくして國の爲にせんことを求めるがその命令が親の命令に比して斷然よく行はれる。明主は能くこの理を知るが故に自ら恩愛の心を養はずして威嚴の勢を增進するのである。故に母は子を愛育するに拘らずその子に失敗の多いのは母が忍びざる心を推し及ぼしすぎるからであ

る。父の子に於けるは愛薄きが故に之を教訓鞭苦する結果その子に成功する者が多い。つまり父が嚴を用ふるによるのである。

通釋 曾史（魯の曾參、衞の史魚共に高潔の士である、史魚は一に史鰌ともいふ。） ○以法禁而不以廉止（一本には止を恥に作る、民をして法を畏れて取らざらしめ、廉によりて取らざるを勸せず。法は我に在る者を恃むなり、廉は彼に在る者を恃むなり。） ○嚴愛之筴亦可決矣（愛は遙嚴に若かず。） ○母厚愛處（處の上下に脱文あらん。） ○推愛（婦人の忍びざる心を何事にも推し及ぼす。）

餘論 法禁の必要なる所以を述べ恩愛の威嚴に若かざるを云ひ終に嚴は善に導き愛は不善に導く可きを論定して居る。

今家人之治産也。相忍以饑寒。相彊以苦勞。雖當軍旅之難。饑饉之患。溫衣美食者必是家也。相憐以衣食。相惠以佚樂。天饑歲荒。嫁妻賣子者必是家也。故法之爲道。前苦而長利。仁之爲道。偷樂而後窮。聖人權其輕重。出其大利。故用法之相忍。而棄仁人之相憐也。學者之言皆曰輕刑。此亂亡之術也。凡賞罰之必者勸禁也。賞厚則所欲之得也疾。罰重則所惡之

禁也急。夫欲利者必惡害。害者利之反也。反於所欲焉得無惡。欲治者必惡亂。亂者治之反也。是故欲治甚者。其賞必厚矣。其惡亂甚者其罰必重矣。今取於輕刑者。其惡亂不甚也。其欲治又不甚也。其欲治又不甚也者。此非獨無術也。又其無行。是故決賢不肖愚智之分。在賞罰之輕重。

訓讀

今家人の産を治むるや相忍ぶに饑寒を以てし相彊るに苦勞を以てす。軍旅の難、饑饉の患に當ると雖も、溫衣美食する者は必ず是の家なり。相憐むに衣食を以てし、相惠むに佚樂を以てす。天饑ゑ歳荒るれば妻を嫁し子を賣る者は必ず是の家なり。故に法の道たる前に苦みて長く利あり、仁の道たる偷樂して後に窮す。聖人は其輕重を權りて其大利に出づ。故に法の相忍ぶを用ひて仁人の相憐れむを棄つるなり。學者の言に皆曰く、「刑を輕くせよ」と、此れ亂亡の術なり。凡そ賞罰の必するは勸と禁となり。賞厚ければ則ち欲する所の得らるゝや疾し。罰重ければ則ち惡む所の禁ぜらるゝや急なり。夫れ利を欲する者は必ず害を惡む。害は利の反なり。欲する所に反す焉んぞ惡むなきを得んや。治を欲する者は必ず亂を惡む。亂は治の反なり。是故に治を欲すること甚しき者は其賞必ず厚し。

其の亂を惡むこと甚しき者は其の罰必ず重し。今刑を輕くするを取る者は其の亂を惡むこと甚しからざるなり。其の治を欲すること又甚しからざるなり。其の治を欲する又甚しからざる者は此れ獨り術なきのみに非ざるなり。又其の行なきなり。是故に賢不肖愚智の分を決するは賞罰の輕重に在り。

通釋 今、家族がその生活を營むに當り互に饑寒を忍び合ひ共に苦勞をつとむるとする、一旦兵亂の難に遇ひ饑饉の患に出遇ふとも溫き衣類を着し美味を食する事が出來るのはこの樣な家族である。反之、相共に憐んで衣食を施し佚樂を事とする家族があるとする、かやうな家は凶歲饑饉の時に必ず妻を他に嫁し子を賣るに至るのである、故に法の道は前には苦痛なれども永久に利ある者である。仁の道は一時は安樂であつても後には困苦を來たすものである。聖人は法と仁との輕重を比較して其利の大きい方を取るのだ、かくして法の刻薄なるを取つて仁人の相憐れむを棄つるのである。凡そ學者は皆「刑を輕くせよ」と曰ふのだが开は騷亂滅亡の術であつて、とんでもない事である。凡て賞罰を確實にする所以のものは善を勸めると惡を禁ずるとの二つのためである。賞が厚ければ民之を得んとして喜んで事を爲す故人君の欲する所は速かになし得らるべく、罰が重ければ民之を畏れて惡事は直ちに止む。夫れ利を欲する者は必ず害を惡むものである。害は利の逆である。人の欲する利に反す

る害であるから、どうして惡まずにおかれない。又治まる事を欲する者は必ず亂を惡む。亂は治の逆である。故に治を欲すること甚だしきものは其賞を必ず厚くし、非常に亂を惡む者は必ずその罪を重くするわけである。然るに今輕刑を善しとする學者の如き者は亂を惡むこと甚しからず又治を欲することも甚だしくないものである。治を欲すること甚だしくない者は單に無術の痴者であるばかりでなく、又乃ち公義の行なき不都合千萬なものである。この故に賢不肖智愚の別はその賞罰の輕重に因つて決定することが出來るのだ。

語釋　相忍以饑寒、相彊以苦勞云々（平生の小苦を忍びて一朝の大患を免るゝを云ふ。）　○相憐以衣食、相惠佚樂云々（平生快樂し、一旦凶荒に遇へば一族離散の大厄を免れざるをいふ。）

且夫重刑者。非爲罪人也。明主之法揆也。治賊非治所揆也。治所揆也者。是治死人也。刑盜非治所刑也。治所刑也者。是治胥靡也。故曰重一姦之罪。而止境內之邪。是所以爲治也。重罰者盜賊也。而悼懼者良民也。欲治者奚疑於重刑。若夫厚賞者非獨賞功也。又勸一國。受賞者甘利。未賞者

慕業。是報一人之功。而勸境內之衆也。欲治者。何疑於厚賞。今不知治者皆曰重刑傷民。輕刑可以止姦。何必於重哉。此不察於治者也。夫以重止者。未必以輕止也。以輕止者。必以重止矣。是以上設重刑而姦盡止。姦盡止。則此奚傷於民哉。所謂重刑者。姦之所利者細。上之所加焉者大也。民不以小利蒙大罪。故姦必止者也。所謂輕刑者。姦之所利者大。上之所加焉者小也。民慕其利而傲其罪。故姦不止也。故先聖有言曰。不躓於山而躓於垤。山者大。故人順之。垤微小。故人易之也。今輕刑罰民必易之。犯而不誅。是驅國而棄之也。犯而誅之。是爲民設陷也。是故輕罪者民之垤也。是以輕罪之爲民道也。非亂國也。則是設民陷也。此則可謂傷民矣。

訓讀　且つ夫れ重刑は人を罪せんが爲めに非ざるなり。明主の法は揆なり。賊を治むるは揆る所を

治むるに非ざるなり。揆る所を治る者は是れ死人を治むるなり。盗を刑するは刑する所を治るに非ざるなり。刑する所を治むる者は是れ胥靡を治むるなり。故に曰く「一姦の罪を重くして境内の邪を止む」と、是れ治を爲す所以なり。重く罰せらるゝ者は盗賊なり。而しれ悼懼する者は良民なり。治を欲する者奚んぞ重刑を疑はんや。若し夫れ厚賞は獨り功を賞するのみに非ざるなり。又一國に勸むるなり。賞を受くる者は利を甘しとし、未だ賞せられざる者は業を慕ふ。是れ一人の功に報じて境内の衆を勸むるなり。治を欲する者何ぞ厚賞を疑はんや。今、治を知らざる者皆曰ふ、重刑は民を傷む。輕刑は以て姦を止む可し。何ぞ必ずしも重きに於てせんやと。此れ治を察せざる者なり。夫れ重を以て止む者は未だ必ずしも輕を以て止まず。輕を以て止む者は必ず重きを以て止む。是を以て上、重刑を設くれば姦盡く止む。姦盡く止まば則ち此れ奚ぞ民を傷らんや。所謂重刑とは姦の利する所の者細にして上の加ふる所の者大なるなり。民小利を以て大罪を蒙らず。故に姦必ず止むなり。所謂輕刑とは姦の利する所の者大にして、上の加ふる所のもの小なるなり。民其利を慕ひて其罪を傲る故に姦止まざるなり。故に先聖言へる有り。曰く、「山に躓かずして垤に躓く」と。山は大なり故に人之を順む。垤は微小なり。故に人之を易どる。今刑罰を輕くせば民必ず之を易らん。犯して誅せざれば是

れ國を驅りて之を棄つるなり。犯して之を誅すれば是れ民の爲めに陷を設くるなり。是故に罪を輕くする者は民の垤なり。是を以て輕罪の民の道たるや國を亂すに非ざれば則ち是れ民の陷を設くるなり。此れ則ち民を傷ると謂ふ可し。

通釋 且つ夫れ重刑は罪人の爲めにするのではない、世をして法を犯し刑に陷るなからしめんが爲めである。明主の法は道理を以て事物を度りその宜しきを制するものである。君が賊を處分するのは法を犯せるその一人を罰するのではない。これによつて天下の人全體に警戒を與ふるのである。その犯す所の一人を罰するだけでは是は死者を罰するだけに終つて了ふ。盜を刑するのも一人の刑を犯した者を處分するのではなくして天下の人に警戒を與ふるのである。唯一人を刑するのであるならばこれは刑徒の人を處分するのみであつて刑本來の目的たる衆惡を未然に防ぐ事が出來ない。故に一姦人の罪を重くして國內の姦邪を止むるのは世を治めて行く方法である。何となれば重罰を受くる者は盜賊であるが之を恐懼して惡事をしなくなるのは良民だからである。かく考へて來ると治を欲する者はどうしても重刑の是非を疑ふ事が出來ぬ、世を治むるにはどうしても重刑を課さねばならぬ。又厚く賞するのは獨りその功ある者のみを賞するのではない。兼ねて一國の民に善事を爲すを奬勵する所以で

ある。即ち賞を受けた者はその利得を喜び未だ賞せられない者はその功業を慕つて將來自分も賞を受けようと努める。かくの如きは一人の功業に報ゆる事がやがて國内の衆民を奬勵することになるのである。世を治めんとする者はどうして厚賞の是非を疑ふ事が出來ようか。所が世の政治の道を知らない人々は皆說をなして「重刑は民を害する。刑は輕くしても姦邪を止むることは充分出來る。どうして刑を重くする必要があらうか」といふがこれは政治の道理を辨へざる愚論である。かの重刑を恐れて惡事を止める程の者は輕刑を以てしては惡事を止めるとは限らない。反對に輕刑で以て惡事を止める程のものは、重刑を課するとすれば必ず惡事を止めるに相違ない。この故に重刑を設くる時は姦邪は盡く止んでしまふ。姦邪が盡く止めば民の幸福である。何んで民の害とならうか。所謂重刑は大刑を以て小罪を罰することであるから民が罪を犯して利する所は細小にして刑を受けて害となる所が大なるものである。民は小利を得んが爲めに敢て大罪を犯さないから惡事は必ず止んでしまふ。反之、輕刑は大罪に對して小刑を課するが故に姦人の利する所は大にして上の加ふる害は小なるものである。それ故民は罪を犯しても大利を得んことを慕ひてそれによつて課せらるゝ小罰をあなどるから惡事は決して止まないのである。故に古の聖人が「大きな山には躓き倒れずに反つて小さな蟻塚に躓き倒れ

る」と言つて居る。この意味は山は大きいから人は之に注意するが蟻塚は小さいから之をあなどるといふのである。今刑罰を輕くすれば民は必ず之を侮どるであらう。かくて法を犯しても之を誅することをしなかつたなら、人は平氣で罪を犯し、國全體を罪人にするやうなことにもならう。そうかと言つて之を誅することになると民に對して陷穽を設くるのと同じことにもなるであらう。この故に罪を輕くするのは、民をして油斷の餘り犯罪に陷らすのであるから例へて見れば民の蟻塚の樣なものである。だから罪を輕くして民を治むる道とするのは國を亂だすのでなければ民の爲めに陷穽を設けるのでこれこそ本當に民を害するものと言ふべきである。

語釋　明主之法揆也（揆は度なり、道理を以て事物を揆り量りてその宜しきを制すること。）○所揆（上の執る所の道揆を破るをいふ、所揆は一本には所殺に作る、又通ず。）○胥靡（刑徒をいふ。）○垤（蟻塚をいふ。）○設陷（陷は陷穽にして、獸を陷れ之を捕ふるもの。）

餘論　韓子の刑罰の目的は單なる應報のみでなくしてそれを手段として世道人心を善化せんとするもので今日の所謂目的刑主義と一部相似たる所あるは興味あることであるし。刑は刑無きを期する儒家の精神と根本に於いて相通ずるものあるを看るべきである。

今、學者皆道書筴之頌語。不察當世之實事。曰。上不愛民。賦斂常重。財用

不足而下怨上。故天下大亂。此以爲足其財用以加愛焉。雖輕刑罰可以治也。此言不然矣。凡人之取重罰。固已足之後也。雖財用足而厚愛之。然而輕刑猶之亂也。夫富家之愛子。財貨足用。財貨足用則輕用。輕用則侈泰。親愛之則不忍。不忍則驕恣。侈泰則家貧。驕恣則行暴。此則財用足。而愛厚輕刑之患也。凡人之生也。財用足則隳於用力。上治懦則肆於爲非。財用足而力作者神農也。上治懦而行脩者曾史也。夫民之不及神農曾史亦已明矣。

訓讀　今の學者皆書筴の頌語を道ひ當世の實事を察せずして曰く、「上民を愛せず。賦斂常に重く、財用足らずして下上を怨む。故に天下大いに亂る」と。此れ以爲らく其財用を足らしめて以て愛を加へば刑罰を輕くすと雖も以て治む可きなりと。此の言は然らず。凡そ人の重罰を取るは固と已に足りし後なり。財用足りて厚く之を愛すと雖も然も刑を輕くせば猶之れ亂るなり。夫れ富家の愛子は財貨

用ふるに足る。財貨用ふるに足れば則ち輕しくして用ふ。輕〻しく用ふれば則ち侈泰なり。之を親愛せば則ち忍びず。忍びざれば則ち驕恣なり。侈泰なれば則ち家貧しく驕恣なれば則ち行暴なり。此れ財用足ると雖も而も愛厚く利を輕ずるの患なり。凡そ人の生や財用足れば則ち力を用ふるに懸り、上の治懦ければ則ち非を爲すに肆なり。財用足りて而も力作する者は神農なり。上治懦くして而かも行脩まる者は曾史なり。夫れ民の神農、曾史に及ばざること亦已に明かなり。

通釋 今の學者は皆書籍の中の先王の盛徳を稱揚したる語を道說して當世の實際を考へず「人の上たる者が人民を愛せず、租稅が常に重くして財用足らざるが故に下は上を怨む。この故に天下が大いに亂れるのである」と曰ふこの言葉は民に財用を足らしめ其上に愛を加ふれば假令刑罰は之を輕くするも天下を治める事が出來ると云ふ意味であらうがこの議論は誤である。凡そ人が重罰を課せらるゝに至るのは固と已に財用足りし後の事で必ずしも貧賤の爲めではない。民をして財用足らしめその上之を厚く愛するとも刑罰を輕減すれば騷亂は免れないのである。

夫の富家の愛子は家が豐なれば財貨は用ふるに充分である。かやうに財貨に不足が無いから、その子は惜氣もなく之を用ひ、これを濫費するが故に奢侈贅澤となる。又愛子であるから之を親愛し苛責

などするに忍びない。かく大事に之を育てる故我儘放恣となる。奢侈贅澤をつゞければ富家と雖も段々貧乏になり、我儘放恣なればその行は粗暴となる。これは財用が十分で而も愛が厚く當今の學者がいふが如き狀態なれどそれでも家の亂れるのは刑を輕くせるが爲めである。天下も一家と同じことである。凡そ人のこの世に生活をするのに財用充分であれば力を用ひ働くことを怠り上の政が柔弱であれば民は肆に惡事を爲すものである。財用充分であつても尙ほ働く者は神農であり、上の政治が柔弱であつて、而かも自ら行を修むる人は曾參、史魚の如き人である。今日普通の人間が神農や曾、史に遠く及ばないことは已に明かな事であるから、學者のいふ如く仁政を行はうとするのは當今の實際から考へて無理な事である。

語釋　書筴之欲語（筴も策と同じく簡書である、先王の盛德を其子孫臣民が稱揚したる語。）○不忍（歩責をなすに忍びざるなるなり。）○輕刑之患（刑の字一本には利の字に作れどもこゝにては刑の字に改む。）○治懦（一本には懦治に作れども今之れを正して治懦となす。）○神農（炎帝神農氏、初めて耜鍬を作りて農業を教へたる人。）

餘論　人間の逸を好み驕りたかぶる性質を觀察し、儒者のいふが如き仁政は理想社會に於てはいざ知らず現實の社會にては到底行ふ能はざるを陳べて居る。

老聃有言曰。知足不辱。知止不殆。夫以殆辱之故而不求於足之外者老

聃也。今以為足民而可以治。是以民為皆如老聃也。故桀貴在天子。而不足於尊。富有四海之内。而不足於寶。君人者雖足民。不能足使為天子。而桀未必以天子為足也。則雖足民。何可以為治也。故明主之治國也。適其時事。以致財物。論其税賦。以均貧富。厚其爵祿。以盡賢能。重其刑罰。以禁姦邪。使民以力得富。以事致貴。以過受罪。以功致賞。而不念慈惠之賜。此帝王之政也。

訓讀 老聃言へるあり曰く「足るを知れば辱められず、止るを知れば殆からず」と。夫れ殆辱の故を以て足るの外に求めざる者は老聃なり。今、民を足らしめて以て治むべしと以為へるは是れ民を以て皆老聃の如しと為すなり。故に桀貴きこと天子に在りて而も尊に足れりとせず。富は四海の內を有ちて而も寶に足れりとせず。人に君たる者は民を足らしむと雖も足らして天子たらしむること能はずして桀未だ必ずしも天子を以て足れりとなさゞれば則ち民を足らしむと雖も何ぞ以て治を為す可けん。

故に明主の國を治むるや其時事に適へて以て財物を致し其稅賦を論じて以て貧富を均しくし、其爵祿を厚うして以て賢能を盡くし其刑罰を重くして以て姦邪を禁じ民をして力を以て富を得、事を以て貴を致し過を以て罪を受け功を以て賞を致して而して慈惠の賜を念はざらしむ。此れ帝王の政なり。

通釋　老聃は、「物事に足るを知れば辱めを受けず、止まる事を知ればあやふきことなし」と言つて居る。身の危きを恐れ又辱めを受けないが爲めに欲望を足る事以外に出さぬ者は老聃その人である。今民に財貨を足らしめて不自由を感じさせなければ之を治めることが出來ると思ふのは民を皆老聃の如き賢人と爲して居るのである。故に桀は天子といふ至貴の位に居て尙ほその尊きに滿足せず又四海を有つといふ富を有しながらその寶に滿足せず尙ほその上の欲望をもつて居る。今人に君たる者が民をして足らしむるとしても民をして天子たらしむることは出來ない。然るに桀は天子の位に居てさへまだ滿足して居ない。それだから民を足らしめたからといつてそれでよき政治が出來るわけのものではない。故に明君が國を治むるには時事の宜しきに適へて財物を生產し租稅賦役をよく調査して貧富を均しからしめ、爵祿を厚くして賢能の士を登用し、刑罰を重くして姦邪を防ぎ民をして己れの勤勉によつて富を得、勳功によつて貴きを致し、過あれば罪を受け、功あれば賞を受け少しも人君の私惠

小仁の賜を冀ふ事なからしめる。それでこそ帝王の政といふべきである。



慈惠之賜（私恵小仁の賜。）

人皆寐則盲者不知。皆默則喑者不知。覺而使之視。問而使之對。則喑盲者窮矣。不聽其言也。則無術之者不知。不任其身也。則不肖者不知。聽其言而求其當。任其身而責其功。則無術不肖者窮矣。夫欲得力士而聽其自言。雖庸人與烏獲不可別也。授之以鼎俎。則罷健效矣。故官職者能士之鼎俎也。任之以事。而愚智分矣。故無術者得於不用。不肖者得於不任。言不用而自文以爲辯。身不任而自飾以爲高。庸主眩其辯。濫其高而尊貴之。是不須視而定明也。不待對而定辯也。喑盲者不得矣。明主聽其言。必責其用。觀其行。必求其功。然則虚舊之學不談。矜誣之行不飾。

訓讀 人皆寢ぬれば則ち盲者も知られず。皆默すれば則ち暗者も知られず。覺めて之をして視せしめ問うて之をして對へしむれば則ち暗盲の者窮す。其言を聽かざれば則ち無術の者知られず其身を任ぜざれば則ち不肖者知られず。其言を聽きて其當を求め、其身に任じて其功を責むれば則ち無術不肖の者窮す。夫れ力士を得んと欲して而して其の自ら言ふに聽かば庸人と雖も烏獲と別つ可らざるなり。之に授くるに鼎俎を以てせば則ち罷健效はる。故に官職は能士の鼎俎なり。之に任ずるに事を以てして愚智分る。故に無術の者は用ひられざるを得。不肖の者は任ぜられざるを得ん。言用ひられずして而も自ら文りて以て辯と爲し、身任ぜられずして而も自ら飾りて以て高しと爲す庸主は其辯に眩し其高きに濫れて而して之を尊貴す。是れ視るを須たずして明を定むるなり。對ふるを待たずして辯を定むるなり。暗盲の者得られざるなり。明主は其言を聽きて必ず其用を責め其行を觀て必ず其功を求む。然らば則ち虛舊の學談ぜられず矜誣の行飾られず。

通釋 人が皆寢て居ればその中のどの人が盲者だか分らない。又人が皆默つて居ればその中のどの人が啞だか分らない。けれども目覺めた後に物を視せしめたならば盲者は見ることが出來ず、物を云はして見れば啞は對へることが出來ず。共に盲者啞者なることが明に分かるのである。これと同じく

臣下をしてその意見を云はしてそれを聽かなければその人が無術の者であるかどうかが分らない。又その人に職を與へて仕事をさして見なければ不肖の者も判別し難たい。けれどもその人の意見を聽いて、その言つた事が果して實際に當つて居るかどうかをしらべ、又その身を責任ある官職に任じてそれに相應せる功があつたかどうかを見たならば無術者、不肖者はごまかさうとしてもごまかす事が出來ず各々自分の本性を顯はしてしまふ。夫れ力士を得ようとしてその候補者を呼び出しその自ら云ふ所を聽いただけならば其の者が常人であつても昔の大力士烏獲と區別がつかない。然しこの人をして鼎俎の様な重い物をもたして之を擧げさして見たならば罷弱であるか健強であるかゞ明に分つてしまふ。この喩へを以てすれば官職は才能ある士の鼎俎ともいふべくその能力の有無をしらべるものである。乃ちこの人に任務を與へて見ればその人の智愚は明に分かり、無術無用の者が任用せらるゝことが無くなるのだ。然るにその言が未だ用ひられないのに自ら衒つて己れは辯者なりとし、その身未だ官職につかないのに自ら飾つて己れを重しと爲すのは世の中に通例あることである。ところが凡庸の人主はその辯に惑はされ、その高きに溺れて之を貴ぶのは丁度物を視せもしないでよく見える人となし、答へもさせないで辯のうまい人だとすることであつて前に述べた盲者啞者の例と同斷である。

明君はこれと異りその意見を聽いては必ず其の果して實行が出來るか否かを驗し、その行を觀ては必ずその豫期通りの功があるかどうかを求める。かくの如くすれば徒に大言空論の學を爲す者もなく又高慢誣罔の行をなす者もなくなつてしまふ。

語釋　暗者（啞なり。）　○烏獲（古の大力士。）　○罷健（罷は疲に通ず、無力なり、健は有力なり。）　○暗盲者不得矣（暗者盲者を知るべからずといふに同じ。）　○虛奮之學（虛奮は實なくして過當の大言なり、奮は一本に舊に作るその意は舊により古に復する學なり。）　○矜誣之行（矜誇誣罔の行。）

八說　第四十七

敍說　此篇は公私の利害相反する所以八條をあげて、法術の要旨を明にしたものである。

爲故人行私。謂之不棄。以公財分施。謂之仁人。輕祿重身。謂之君子。枉法曲親。謂之有行。棄官寵交。謂之有俠。離世遁上。謂之高傲。交爭逆令。謂之剛材。行惠取衆。謂之得民。不棄者吏有姦也。仁人者公財損也。君子者民難使也。有行者法制毀也。有俠者官職曠也。高傲者民不事也。剛材者令不行也。得民者君上孤也。此八者匹夫之私譽。人主之大敗也。反此八者。匹夫之私毀。人主之公利也。人主不察社稷之利害。而用匹夫之私譽。索國之無危亂。不可得矣。

訓讀　故人の爲めに私を行ふ、之を不棄と謂ふ。公財を以て分施す、之を仁人と謂ふ。祿を輕んじ

身を重んず、之を君子と謂ふ。法を枉げて親に曲す、之を有行と謂ふ。官を棄てて交を寵す、之を有俠と謂ふ。世を離れ上を遁る、之を高傲と謂ふ。交ゝ爭ひて令に逆ふ。之を剛材と謂ふ。惠を行ひ衆を取る。之を民を得ると謂ふ。不棄とは吏に姦あるなり。仁人とは公財損するなり。君子とは民使ひ難きなり。有行とは法制毀るゝなり。有俠とは官職曠しきなり。高傲とは民、事とせざるなり。剛材とは令、行はれざるなり。民を得るとは、君上孤なるなり。此の八つの者は匹夫の私譽にして、人主の大敗なり。此八者に反するは、匹夫の私毀にして人主の公利なり。人主社稷の利害を察せずして、匹夫の私譽を用ひば、國の危亂なきを索むるも得べからざるなり。

通釋　故舊の人のために私に便宜をはかるのを昔を忘れざる人だといひ、公金を人に分ち與へる者を仁人だといふ、俸祿を輕んじ尊大ぶつて敢て仕へないのを君子人だといひ、國法をまげて已れに親しきものに私するを篤行ある人といひ、官を棄てゝ私の交はりを重んずる人を俠氣ある人だといひ、世を避け爵を遁れて世俗に頓着しない人を氣位の高い人だといひ、人々と相爭つて上の命令に背く人を手剛き人だといひ、私惠を施して衆心を得る人を人望ある人だといふ。けれども故舊を棄てないといはれる役人は必ず姦邪の行があるに相違なく、仁人といはれる人は公財を消費して居るに違ひなく、

君子といふものは、使ひ難い人物であり、篤行といはれる者は、その裏で法制にそむく行をなして居るであらうし、俠氣ある人はその官職を忽にするものである、氣位高い人は己れの本務をなさない責任感のない人であり、手剛い人とは法令の行はれざる人であり、人望ある人の背後には人主が孤立しなければならぬ禍がある。かくの如く世俗で稱する人の裏面には、必ず私の爲めに公を忘れたる行がある。だからこの八つの者は匹夫の私的名譽であつて、人主にとつては國俗を敗る大害のあるものである。隨て之に反する者は匹夫にとつては私的不名譽となるけれども、人主にとつては公的の利益となるものである。人主が國家の利害如何を考へないで、匹夫の私譽となるが如き事に迷ひ、之を用ふる事があれば、國家に危亂なからしめようとしても、到底免れる事は出來ない。

【語釋】爲故人行私謂之不棄（故人とは故舊の人をいふ、不棄とは故舊の好みを棄てざる也。）○高傲者民不事也（高傲者即ち氣位高しとでもいふべき人は其事を事としない換言すれば自分の務を怠る。）○匹夫之私譽、人主之大敗也（匹夫の如き賤しき人の私の名譽であつて人主にとつては國俗を敗る大害のあるものである。）

【餘論】世の中には不當の名譽が八つあるが、これが廣く行はれて、その害は實に大きなものがある。人君たるものはこの點をよく察して、かやうな私の名譽あるものを用ふることなく、これによつて他の多くの良民をこの禍害から避けしむる樣つとめねばならぬといふ韓子の持論の表はれである。

任人以事。存亡治亂之機也。無術以任人。無所任而不敗。人君之所任。非辯智則脩潔也。任人者使有勢也。智士者未必信也。爲多其智。因惑其信。也。以智士之計。處乘勢之資。而爲其私急。則君必欺焉。爲智者之不可信也。故任脩士者使斷事也。脩士者未必智。爲潔其身。因惑其智。以愚人之所惛。處治事之官。而爲其所然。則事必亂矣。故無術以用人。任智則君欺。任脩則事亂。此無術之患也。明君之道。賤德義貴法術。倒言而詭使。參聽無門戶。故智者不得詐欺。計功而行賞。程能而授事。察端而觀失。有過者罪。有能者得。故愚者不得任事。智者不敢欺。愚者不敢斷。則事無失矣。

訓讀　人に任ずるに事を以てするは、存亡治亂の機なり。術の以て人に任ずるなければ、任ずる所として敗れざるなし。人君の任ずる所は、辯智に非ざれば則ち脩潔なり。人に任ずるは、勢あらしむ

るなり。智士は未だ必ずしも信ならず、其智多きが爲めに、因りて其信に惑はしむるなり。智士の計を以て勢に乘ずるの資に處りて、而して其の私急を爲さば、則ち君必ず欺かれん。智者の信ず可からざるが爲めなり。故に脩士なる者に任じて事を斷せしむるなり。脩士は未だ必ずしも智ならず、其身を潔くするが爲めに、因りて其智に惑はしむ。愚人の惛き所を以て、事を治むるの官に處りて、其の然りとする所を爲さば、則ち事必ず亂る。故に術の以て人を用ふるなくして、智に任ずれば、則ち君欺かれ、脩に任ずれば則ち事亂る。此れ無術の患なり。明君の道は、德義を賤しみ、法術を貴び、倒言して詭使し、參聽して門戸なし。故に智者も詐り欺くを得ず。功を計りて賞を行ひ、能を程りて事を授け、端を察して失を觀、過ある者は罪し、能ある者は得。故に愚者事に任ずるを得ず。智者敢て欺かず、愚者敢て斷ぜざれば、則ち事に失なし。

通釋 凡そ人に委任するに政治の事を以てするは、一國の存亡治亂の分るる機である。だから人君たるものが、政治を委かす人を選ぶには其方法を知つて之を行はなければ、必ず失敗に終つてしまふ。人君の任ずる所の士は辯智の士でなければ、身を修め行を潔くする人である。一體人に任ずるといふことはその人に勢ある地位を與へる事である。而して智士は必ずしも誠實の士でないが、智計が多い

から、人君をしてその誠實を誤信せしめる。かの智士は智略がある上に、勢に乘じ得べき地位に居りて、其の私心に急とする所を爲したならば、人主は必ず欺かれることであらう。これは要するに智者なるもの丶信ずべからざるが爲めである。そこでかの潔白なる士に任じて、事を處斷せしむるに、かの脩士は必ずしも智者といふことは出來ないが、其身を潔くするが爲めによく人をして智あるかの如くに思はしめる。彼が愚人で不明でありながら政治を行ふの官に居り、自分の所信を行つたならば、その政治は必ず失敗に歸する。かやうな法術によるにあらずして人を用ふれば、もしその人が智者なれば君が欺かれ、又脩士なれば政が亂れる。此は無術といふもの丶憂ふべきところである。

明君の行ふ方法は、虚名の德義を賤み、實利ある法術を貴ぶ、臣下に對しては譽むべきを毀り、毀るべきを譽めるなどいふ風に、己れの心の反對を述べて、臣下を欺き使ふ事をなし、意見を聽くに際しても、彼此色々と考へ聽き、決して或る決つた人だけに聽くことはしない。だから智者も人主を欺くことが出來ない。功の多少を計つて賞を行ひ、才能の大小を量つて職を授け、衆口の端を察し其過失を觀て、過ある者は之を罰し、才能ある者はその處を與へる。故に愚者は任用せらる丶事が無い。智者は人主を欺かず。愚者は政を處するなければ、政治に失敗がないのである。

語釋 修潔（身を修め行を潔うする者。）○倒言而詭使（内儲說上七術の篇に見ゆ。）○參聽無門戶（彼此互に參聽して言路に定まれる門戶を設けず。）○察端而觀失（衆口の端を察して其過失を觀る。）○有能者得（得とはその處を得るをいふ。）○愚者不得任事（得の字を間に從つて補ふ。）

餘論 人を任ずるに賢智によらずして、法術によるべきを說ける所で、政治を行ふに當り唯恃むべきは法術あるのみなることを極力主張してゐる。

察士然後能知之。不可以爲令。夫民不盡察。賢者然後能行之。不可以爲法。夫民不盡賢。楊朱墨翟。天下之所察也。千世亂而卒不決。雖察而不可以爲官職之令。鮑焦華角。天下之所賢也。鮑焦木枯。華角赴河。雖賢不可以爲耕戰之士。故人主之所察。智士盡其辯焉。人主之所尊。能士盡其行焉。今世主察無用之辯。尊遠功之行。索國之富彊。不可得也。

訓讀 察士にして然る後に能く之を知るは、以て令と爲す可らず。夫れ民は盡く察ならず。賢者にして然る後能く之を行ふは、以て法と爲す可らず。夫れ民は盡く賢ならず。楊朱墨翟は天下の察とす

る所なり。千世亂れて卒に決せず。察なりと雖も、而も以て官職の令と爲す可らず。鮑焦、華角は天下の賢とする所なり。鮑焦は木枯し、華角は河に赴けり。賢なりと雖も、以て耕戰の士と爲す可らず。故に人主の察する所、智士は其辯を盡くし、人主の尊ぶ所、能士は其行を盡くす。今、世主無用の辯を察し、遠功の行を尊ぶ。國の富彊ならんことを索むるも、得可からざるなり。

通釋 事理の微を審にする明察の士にして、始めて知ることの出來る樣な事は、一般の人民に發する命令とすべきでない。何となれば民は盡くは明察でないからである。賢者であつて始めてよく之を實行する事が出來る樣な事は法律とすべきでない。何故ならば民は盡くは賢者でないからである。楊朱、墨翟は天下の人が以て明察の士となす所の人である。然しその說く所は互は相反し、千代を經ても是非がまとまらない。故に彼等は明察の士ではあらうけれども、一官一職の長とするわけには行かぬ。又鮑焦、華角は天下の人が以て賢者とする所であるが、鮑焦は木の枯るゝ如く立ちながら死し、華角は石を負ひ河に投じて死んでしまつた。彼等は賢者ではあらうけれども、耕作する者にしたり、兵卒にしたりすることは出來ない。故に人主の察する所の智士は、能く已れの辯を盡くして努力する人であり、人主の尊ぶ所の能士は能く其行を盡くして努力する人である。然るに今の君主は楊墨の

如き無用の辯論に耳を傾け、飽華の如き實功に迂遠なる行を尊ぶのである。そんなことで國の富强ならんことを望んでも、到底實現の出來ないことである。

語釋 察士然後能知之（明察の士であつて始めてその事を了解すること。）○楊朱墨翟（楊は自愛說を唱へ、墨翟は兼愛說を唱ふ。）○千世亂而卒不ㇾ決（兩者の言相反して千世のもとまで其是非未だ定まらず。）○鮑焦（古の高潔の士、身立ちながら死して本の枯るゝが如し。）○華角（古の高潔の士、石を負ひ河に投じて死せり。）○人主之所ㇾ察智士云々（所の字を補ふ。）○遠功之行（實功に迂遠なる行。）

餘論 今の世主の無用の辯を察し迂遠の行を尊ぶを非れるものである。

博習辯智如ㇾ孔墨一，孔墨不ㇾ耕耨一，則國何得焉。脩ㇾ孝寡ㇾ欲如ㇾ曾史一，曾史不ㇾ戰攻一，則國何利焉。匹夫有ㇾ私便一。人主有ㇾ公利一。不ㇾ作而養足。不ㇾ仕而名顯。此私便也。息ㇾ文學一而明ㇾ法度一。塞ㇾ私便一而一ㇾ功勞一。此公利也。錯ㇾ法以道ㇾ民也。而又貴ㇾ文學一。則民之師ㇾ法也疑。賞ㇾ功以勸ㇾ民也。而又尊ㇾ行脩一，則民之產ㇾ利也惰。夫貴ㇾ文學一以疑ㇾ法。尊ㇾ行脩一以貳ㇾ功。索ㇾ國之富彊一不ㇾ可ㇾ得也。

訓讀 博習辯智、孔墨の如きも、孔墨耕耨せずんば、則ち國何ぞ得ん。孝を脩め、欲を寡くすること、曾史の如きも、曾史戰攻せずんば、則ち國何ぞ利せん。匹夫に私便あり。人主に公利あり。作らずして養足り、仕へずして名顯はるゝは、此れ私便なり。文學を息めて、法度を明にし、私便を塞ぎて、功勞に一にするは、此れ公利なり。法を錯くるは、以て民を道くなり。而して又文學を貴べば、則ち民の法を師とするや疑はん。功を賞するは、以て民を勸むるなり。而して又行の脩るを尊べば、則ち民の利を產するや惰らん。夫れ文學を貴びて、以て法を疑ひ、行の脩るを尊びて、以て功を貳へば、國の富强ならんを索むるも、得可からざるなり。

通釋 博く學び習うて智辯なること孔子墨子の如きは世に稀れである。然し孔墨の如き人でも、耕耨しなければ、國にとつて何の得る所がない。よく親に孝を盡し己れの欲を寡くすること、曾參史魚の如きは、世に稀れな人である。然し曾、史の如き人でも、兵士となつて戰爭に出るのでなければ、國にとつて何の利益もない。一體、匹夫には私の便利があり、人主には公の利益がある。力作しないでも奉養足り、仕官しないでも名の顯はるゝのは、私の都合であり、學問を息めて法制を明かにし、民の私便を止めて功勞ある者を重んずることを專一にするは、公の利益である。已に法律を設けて民

を導きながら、一方では法律と相容れない學問を貴べば、民は法の權威を疑ふだらう。又功勞者を賞して民を奬勵しながら、一方では實用に益なき德行を尊べば、民は利益を產する事を惰るに至らう。實用に益なき學問を貴んで、法律を疑はしめ、行の修まるを尊んで、功勞の重きを疑はしめるやうでは、國の富强を求めようとしても出來ないことである。

語釋 不作而養足（力作しないでも充分恭養出來る。）○錯法（錯は設くる也。）○貳功（貳は疑ふの意即ち上が功勞者を賞する事を專一にしない。）

搢笏干戚。不適有方鐵銛。登降周旋。不及日中奏百。狸首射侯。不當彊弩趨發。干城距衝。不若堙穴伏櫜。古人亟於德。中世逐於智。當今爭於力。古者寡事而備簡。樸陋而不盡。故有珧銚而推車者。古者人寡而相親。物多而輕利易讓。故有揖讓而傳天下者。然則行揖讓高慈惠而道仁厚者。皆推政也。處多事之時。用寡事之器。非智者之備也。當大爭之世。而循揖讓之軌。非聖人之治也。故智者不乘推車。聖人不行推政也。

訓讀　搢笏干戚は、有方鐵銛に適せず。登降周旋は日中奏百に及ばず。狸首射侯は彊弩趨發に當らず。干城距衝は堙穴伏櫜に若かず。古人は德に亟かにし、中世は智に逐ひ、當今は力に爭ふ。古は事を寡うして備簡に、樸陋にして盡さず。故に珧銚にして推車なる者あり。古は人寡くして相親み、物多くして利を輕んじ、讓り易し。故に揖讓して天下を傳ふる者あり。然らば則ち揖讓を行ひ、慈惠に高うして仁厚に道るは皆推政なり。多事の時に處り、寡事の器を用ふるは、智者の備に非らざるなり。大爭の世に當りて、揖讓の軌に循ふは、聖人の治に非ざるなり。故に智者は推車に乘らず、聖人は推政を行はざるなり。

通釋　古禮の帶に挿む笏や、舞者の取る楯、鉞などは今日の武器であるところの有方(大きな楯)や、鐵銛(やじり)には到底敵することが出來ない。古代士を採用する法であつた階段の昇降や、たちまはりの禮の仕方は、今日武士を選ぶ方法である旦より日中までに百里を走ることなどには到底かなはない。古代の狸の首を畫きたる的を用ひる射禮は、今日の張りの强い石弓に善き矢をつがへて發する射法には到底かなはない。古代の守り道具である楯や、守り處なる城、又は城壁を攻むるに用ふる大車など、攻守の具は、今日の攻守の道具なる土山や、地道又はふいごで地道の中に毒火を吹き込む仕

掛には到底かなはない。要するに、古人は德を爲すを急務となし、中世の人は智を競ひ、當今の人は力を爭つて居ることが分かる。古は事寡くして設備も簡單に、質樸鄙陋であつて、物事に工夫を加へることをしなかつた。だから蛤貝に似た小車や、飾なき車を用ひたものである。古は人寡くして相親しみ、物資豐富なる爲、利を輕んじて人に讓り易い。故に、揖讓の禮を以て天下を傳へた者もある。それは揖讓を行ひ、慈惠を尊び、仁心厚情を方針として、政を爲すのは、皆上古の質樸な政である。事多き時に居て、事寡き時の器具を用ふるのは、智者の施設とは云ひにくい。大いに爭ふの亂世に在りながら、古の揖讓のやり方に循つて居るのは、聖人の政では無い。故に智者は現今では昔の粗末な車に乘る樣な事をせず、聖人は昔のまゝの質樸なる政は行はないのである。

語釋　搢笏（搢は挿む事で帶ぶる意、故に帶に挿んだ笏なり。）○干戚（干は楯、戚は鉞、舞者のとる所のもの。）○適（敵と同意。）○有方（大なる楯をいふ、有の字語助にして有的の有の如し。）○登降周旋（古代禮を以て士を取るの法をいふ。登降は階段の昇降で。周旋はたちまはり即ち進退周旋の事なり。）○日中奏百（當時武士を取るの方法にして、奏走普通、旦より日中までに百里を走るなり。）○狸首射侯（古の射禮にして、射侯は的なり、狸は物を捕ふるに巧なるよりその首を的に畫くなり、六藝の射を指す。）○當（敵に同じ。）○彊弩趨發（彊弩は張りの強い弓、趨は鶵と通ず即ち善き矢をいふ。故に善き矢を以て射るなり。）○干城距衝（干は楯、干城共に外を拒ぎ内を衞るもの。距衝は城を攻むる車をいふ。皆文王の攻守の具なり。）○堙穴伏橐（堙は土山、穴は穴をうがち地道を作つて城を攻むる也。伏橐は鞴を以て地道中に毒火などを吹込むを云ふ。共に戰國の守攻の具である。）

○古人亟於德、中世逐於智、當今爭於力（亟は急の意。五蠹篇に上古競於道德、中世逐於智謀、當今爭於氣力といへるに同じ。）○珧銚而推車（珧は匽の屬。銚は匽車即ち椎車をいふ。四輪地に迫りて行く狀、匽に似たるが故にかく名付く。推車は古代の裝飾なき車をいふ。）○推政（上古質樸の政をいふ。）

餘論　世の進化、當世の實狀を察して、之に適した政治を行はねば到底實效を望むことは出來ぬ。是故に今日古禮を云々して之によつて善政を布かんとするが如きは、愚の骨頂といはねばならぬ。

法所以制事。事所以名功也。法立而有難。權其難而事成則立之。事成而有害。權其害而功多則爲之。無難之法。無害之功。天下無有也。是以拔千丈之都。敗十萬之衆。死傷者軍之乘。甲兵折挫。士卒死傷。而賀戰勝得地者。出其小害。計其大利也。夫沐者有棄髮。除者傷血肉。爲人見其難。因釋其業。是無術之事也。先聖有言曰。規有摩而水有波。我欲更之。無奈之何。此通權之言也。是以說有必立而曠於實者。言有辭拙而急於用者。故聖

人不求無害之言而務無益之事。人之不事衡石者。非貞廉而遠利也。石不能爲人多少。衡不能爲人輕重。求索不能得。故人不事也。明主之國。官不敢枉法。吏不敢爲私利。貨賂不行者。是境內之事。盡如衡石也。此其臣有姦者必知。知者必誅。是以有道之主。不求淸潔之吏而務必知之術也。

訓讀 法は事を制する所以にして、事は巧に名くる所以なり。法立ちて難あるも、其難を權りて而も事成れば、則ち之を立つ。事成りて害あるも、其害を權りて功多ければ、則ち之を爲す。難なきの法と、害なきの功とは、天下あるなきなり。是を以て千丈の都を拔き、十萬の衆を敗るに、死傷する者軍の乘、甲兵折挫し、士卒死傷して、而も戰勝ちて地を得るを賀する者は、其小害を出でゝ、其大利を計ればなり。夫れ沐する者は、髮を棄つるあり。除く者は、血肉を傷る。人を爲むるに其難きを見て、因つて其業を釋つるは、是れ無術の事なり。先聖言へるあり、曰く「規に摩ありて、水に波あり。我之を更へんと欲す。之を奈何ともするなし」と。此れ權に通ずるの言なり。是を以て說必ず立ちて、實に曠しき者あり。言に辭拙にして、用に急なる者あり。故に聖人は無害の言を求めずして、

無益の事を務む。人の衡石を事とせざるは、貞廉にして利に遠かるに非ざるなり。石は人の爲めに多少すること能はず。衡は人の爲めに輕重すること能はず。求索するも得ること能はず。故に人、事とせざるなり。明主の國は、官敢て法を枉げず、吏敢て私利を爲さず。貨賂行はれざるは、是れ境内の事、盡く衡石の如くなればなり。此れ其臣の姦ある者は、必ず知られ、知らるゝ者は必ず誅せらる。是を以て有道の主は、清潔の吏を求めずして、必ず知るの術を務むるなり。

通釋　法とは事を制することであり、事とは功顯はすことである。今法を立つるに、困難があつても、能く之を計較して見て、事の成るを妨げない程度であらば、之を立つべきであり、又事を成すについて害があつても、能く之を計較して見て害が少く利が多いなら、之を爲すべきである。何故ならば難の伴はぬ法、害の無い事などは、この世の中にあるものでないからである。この故に千丈の高さの城のある都を攻め落し、十萬の大兵を敗るのには、味方の死傷者は三分の一にも達するであらう。かく甲冑兵器を損し、士卒死傷するも、戰勝つて土地の獲得を賀するのは、其の小害をすてゝ大利を計るが故である。彼の髮を洗ふ者は、之を洗へば必ず拔毛がする。又鍼などで腫物を刺せば、血が出て肉を傷ける。それと同様に政治を爲すに、その困難なるを見て、其の爲すべき事を止めてしまふ

のは、術の無いことゝ言はねばならぬ。古の聖人の云ふのに「ブンマハシ」も磨滅したところがあると、圓形を成さないことがあり、水盛も、波立てば水平を成さゞることがある。我れ之を改め直さうと思ふけれども、如何樣ともする事が出來ぬとあるのは、よく權道に通じた言葉である。それで、理窟は尤もらしく聞えても、實用にはならぬものがあり、言ひ方は拙いけれども、實用に適切なものもある。故に聖人は害が無くとも、つまらぬ言を求め無いし、役に立たない事を務めない。人が秤の事をかれこれ云はないのは、自分が貞廉であつて利に遠かつてるが爲めではない。「オモリ」は人によつて物の多少を異にしたり、竿は人によつて輕重を異にしたりすることが出來ない。故に人はいかに自分の自由にしようと求めても自由にならないからである。明主の國は官は敢て法を枉げず。吏は敢て私利を爲さず、貨賂の行はれないのは國內の事が皆衡石の如く正確であるからである。臣下に姦があれば必ず知られ、知られゝば必ず誅せられるのである。この故に有道の君は、清廉潔白の士を求めないで、寧ろ臣の姦を知る術を務めるのである。

語釋 法立而有レ難云々（利害功過を計較して其害と過とに比して利と功と多き法を立て事をなす。） ○千丈之者（千丈の城の高さある都。） ○乘（恐らく錘の誤ならん。錘は三分の一をいふ。） ○甲兵（甲冑、兵器。） ○除者傷二血肉一（病を除く者は血肉を傷る事あり。） ○規有レ摩而水有レ波、我欲レ更レ之、無レ奈二之何一（規は圓を畫く道具即ちブン

マハシの損、摩は磨なり使用する久しくして磨滅するをいふ。規磨滅する時は正しく圓を畫く事能はず。水盛の水は平かなるがその靜かな時の狀態なれど、これを動かす時には波生ず、波あれば平かなる能はず。）○權（權道をいふ。）○無益之事（益の字易に作るものあれどこゝには益に從ふ。）○不ㇾ事ニ衡石ニ（衡は秤、石はおもり、事は猶關りの如し。衡石は人に私せず人も亦衡石に望まず各々相關せざるをいふ。）

餘論 世の中の事は何でも一利一害がある。然し害あるが故に、その事をなさぬのはよくない。害よりも利益の方が大きければ、少害を顧みず之を遂行しなければならぬ。この點人主たる者の留意すべき所である。

慈母之於弱子也。愛不可爲前。然而弱子有僻行。使之隨師。有惡病。使之事醫。不隨師。則陷於刑。不事醫。則疑於死。慈母雖愛。無益於振刑救死。則存子者非愛也。子母之性愛也。臣主之權筴也。母不能以愛存家。君安能以愛持國。明主者通於富彊。則可以得欲矣。故謹於聽治。富彊之法也。明其法禁。察其謀計。法明則內無變亂之患。計得則外無死虜之禍。故存國者非仁義也。仁者慈惠而輕財者也。暴者心毅而易誅者也。慈惠則不忍。

輕財則好與。心毅則憎心見於下。易誅則妄殺加於人。不忍則罰多宥赦。好予則賞多無功。憎心見則下怨其上。妄誅則民將背叛。故仁人在位。下肆而輕犯禁法。偷幸而望於上。暴人在位。則法令妄而臣主乖。民怨而亂心生。故曰。仁暴皆亡國者也。

訓讀 慈母の弱子に於けるや、愛、前を爲すべからず。然り而して弱子僻行あれば、之をして師に隨はしめ、惡病あれば之をして醫に事へしむ。師に隨はざれば、則ち刑に陷り、醫に事へざれば、則ち死に疑し。慈母愛すと雖も刑を振くひ、死を救ふに益なし。則ち子を存するは、愛に非ざるなり。子母の性は愛なり。臣主の權は筴なり。母、愛を以て家を存すること能はず、君安んぞ能く愛を以て國を持せん。明主は富彊に通ずれば、則ち以て欲を得べし。故に治を聽くに謹しむ。富彊の法は、其法禁を明にし、其謀計を察す。法明なれば、則ち內に變亂の患なく、計得れば、則ち外に死虜の禍なし。故に國を存する者は、仁義に非ざる也。仁は慈惠にして財を輕ずる者なり。暴は心毅にして誅を易くする者なり。慈惠なれば則ち忍びず。財を輕ずれば、則ち與ふるを好む。心毅なれば、則ち憎心

下に見はれ、誅を易くすれば、則ち妄殺人に加はる。忍びざれば、則ち罰に宥赦多く、予ふるを好めば、則ち賞に無功多し。憎心見はるれば、則ち下其上を怨み、妄誅すれば、則ち民將に背叛せんとす。故に仁人位に在れば、下肆にして輕々しく禁法を犯し、偷幸して上に望む。暴人位に在れば、則ち法令妄にして、臣主乖き、民怨んで亂心生ず。故に曰く「仁暴は皆國を亡ぼす者なり」と。

通釋　慈母の子供に對する愛は愛の至れるもので、天下之に過ぎたる愛はない。然しその若子に邪僻の行があれば、之をして師に隨つて教誨を受けしめ、惡しき病があれば之をして醫に從つて療治を受けしめる。これは師に隨つて教誨を受けしめなければ惡行增して遂に刑に陷るべく、醫に事へて療治を受けしめなければ病勢が增して死亡の恐れがあるからである。慈母の愛も子を刑より救ひ、死より救ふことが出來ない。それだから子を生存せしむるものは決して愛其者では無い。子母の間は天性の愛であり、臣主の間は術數である。母すら愛で家を保つことが出來ないとすれば、君主がどうして愛で國を維持することが出來ようか。明主は富國強兵の理に通曉すれば、其の欲する所を遂ぐる事が出來る。故に政治の裁斷に謹むのである。富强の法は、國家の法律禁令を明にし、謀略計策を明察することである。法が明なれば、國内に變亂の患がなく、計策が當を得れば、兵强きが故に、外に戰死

捕虜の禍がない。故に彼の仁義は國を保つ所以のものでは無い。仁者は人を憐み、恩惠を施して、財產を輕んずる者である。暴者は心毅くして人を殺すことを何とも思はぬものである。慈惠なれば人を害するに忍びず、財を輕んずれば人に與ふることを好む。心毅ければ下に向つて憎む心を表はし、人を殺す事を何とも思はぬものは人を妄りに殺す。人を害するに忍びざれば、人を罰するに宥め赦すこと多く、人に與ふる事を好めば、功なき人を賞することが多い。人を憎むの心を表せば、下其上を怨み、妄りに人を殺せば、民は離叛してしまふ。故に仁者が位にあれば、下は肆にして輕々しく禁法を犯し、僥倖を求めて上に對して種々な事を望む。暴人位に在れば、法令妄りにして君臣の間心が離れ、民は怨んで叛亂の心を生ずる。故に「仁と暴とは共に國を亡す道なり」といふことがいはれるのである。

語釋 愛不レ可レ爲レ前（前は猶先の如し愛の至れるをいふ。）○疑（比の意。ちかしと訓ず。）○振刑（振は拯ふなり。）○臣主之權筴也（筴は策、術數と同意。）○無二死虜之禍一（兵強くして敗れざるを云ふ。）

餘論 母の愛と君の愛とを比較して愛の益なきを言ひ、政治に愛は禁物であつて、仁政の結果は暴政に同じき事を論斷した所である。

不能具美食而勸餓人飯。不能爲活餓者也。不能辟草生粟而勸貸施賞賜。不能爲富民者也。今學者之言也。不務本作而好末事。道虛惠以說民。此勸飯之說。勸飯之說明主不受也。

訓讀 美食を具ふる能はずして、餓人に飯を勸むるは、餓を活かすを爲す事能はざる者なり。草を辟き粟を生ずる能はずして、而して貸施賞賜を勸むるは、民を富ますを爲す能はざる者なり。今學者の言や、本作を務めずして末事を好み、虛惠を道ひ以て民を說ばす。此れ飯を勸むるの說なり。飯を勸むるの說は、明主受けざるなり。

通釋 常食を具ふる事が出來ないで、餓ゑた人に食事を勸めても、餓人を活かすことにはならない。雜草をぬいて土地を開墾し、米粟を產出することが出來ないで、人に物を貸施し賞賜することを勸めても、之が爲めに民が富を爲す筈が無い。今の學者の議論を聽くに本作たる農業を務めないで、末事たる商工の事を好み、空虛な恩惠を言つて以て民を悅ばして居る。これ常食を具へる事が出來ないで、餓人に飯を勸めるのと一般で、こんな說は明主たる者は聽き受けないことである。

語釋 美食（美は飽ならざるもの常食をいふ。美は羨の誤で餘の意といふ說もあり。） ○本作（農織をいふ。） ○末事（商工をいふ。）

書約而弟子辯。法省而民萠訟。是以聖人之書必著論。明主之法必詳事。盡思慮揣得失。智者之所難也。無思無慮。挈前言而責後功。愚者之所易也。明主操愚者之所易。以責智者之所難。故智慮力勞不用而國治也。

訓讀 書約なれば弟子辯じ、法省けば民萠訟ふ。是を以て聖人の書は、必ず論を著にし、明主の法は必ず事を詳にす。思慮を盡くして得失を揣るは、智者の難しとする所なり。思ふことなく、慮ることなく、前言を挈つて後功を責むるは、愚者の易しとする所なり。明主は愚者の易しとする所を操りて、以て智者の難しとする所を責む。故に智慮力勞、用ひずして國治まるなり。

通釋 書物の文言が簡約だと、弟子は彼れ此れと辯論し、法律の成文が簡略だと、人民が爭訟する。そこで聖人の書は必ず論旨を明著にし、明主の法律は必ず事理を詳悉する。思慮を盡くして、事の利害得失を推測するは、智者も難しとする所であるが、思慮を要せずして、前言を捉へて後の功を責むるは、愚者でも出來ることである。明主は愚者の易しとする所を取つて、臣下を責むるに智者の難し

とする所を以てするから、智慮力勞を用ひずして國が治まるのである。

語釋 民萠訟（民萠は民氓なり、人民訟多きをいふ。民萠訟は原本に民訟箭に作れども一本により改む。）○著レ論（論旨を明著にする。）○詳レ事（事理を詳悉して省略しない。）○揣（推測する事。）

餘論 法令は明備ならざるべからず、これが完全であればある程、人を治むるは容易である。故に人主たるものは先づ法令の明備を期して、これが實行を民に求むればよいので、法令具備の利を述べたものである。

酸甘鹹淡。不以口斷而決於宰尹則厨人輕君而重宰尹矣。上下清濁。不以耳斷而決於樂正則瞽工輕君而重於樂正矣。治國之是非。不以術斷而決於寵人則臣下輕君而重寵人矣。人主不親觀聽。而制斷在下。託食於國者也。

訓讀 酸甘鹹淡、口を以て斷ぜずして、宰尹に決すれば、則ち厨人君を輕んじて宰尹を重んず。上下清濁、耳を以て斷ぜずして、樂正に決すれば、則ち瞽工君を輕んじて樂正を重んず。治國の是非、

術を以て斷ぜずして寵人に決すれば、則ち臣下、君を輕んじて寵人を重んず。人主親ら觀聽せずして制斷下に在るは、國に託食する者なり。

【通釋】酸い甘い鹽辛い淡いなどの味を判斷するに人主が自分の口を以て判斷せずに、料理頭の口の判斷に任かす時は、料理人は人主を輕んじて料理頭を重んずるであらう。又音の上下淸濁を聽き分けるのに、人主が自分の耳で以てしないで、音樂の長官の耳に任かす時は伶人は皆人主を輕んじて音樂の長官を重んずるであらう。同じ道理で、治國の是非を斷ずるには人主が術によつて斷ぜずに、左右の寵臣の意見で以て判斷すれば、臣下は人主を輕んじて寵臣を重んずることに至らう。人主親ら臣下の行を觀、親らその意見を聽かずに、その制裁決斷の權を臣下に委ねることでは、人主として何等の威權もないことで、國に居候をして居ると同樣である。

【語釋】宰尹（膳部の主任、厨人の長をいふ。） ○厨人（料理人。） ○樂正（樂人の長なり） ○瞽工（盲目の樂人なり。） ○觀聽（行を觀、言を聽くをいふ。）

使人不衣不食。而不餓不寒。又不惡死。則無事上之意。意欲不宰於君。則不可使也。今生殺之柄在大臣。而主命得行者未嘗有也。虎豹必不用其，

爪牙。而與鼷鼠同威。萬金之家。必不用其富厚。而與監門同資。有土之君。說人不能利。惡人不能害。索人欲畏重己。不可得也。

訓讀　人をして衣ず食はずして、饑ゑず寒えず、又死を惡まざらしめば、則ち上に事ふるの意なからん。意、君に宰せられざらんを欲せば、則ち使ふ可からざるなり。今、生殺の柄、大臣に在りて、而も主命、行はるゝを得る者は、未だ嘗てあらざるなり。虎豹必ず其爪牙を用ひずして、鼷鼠と威を同くす。萬金の家、必ず其富厚を用ひずして、監門と資を同くす。有土の君、人を說びて利する事能はず、人を惡みて害する事能はずんば、人己を畏重せんことを欲するを索むとも、得可からざるなり。

通釋　人をして衣ず食はずして饑ゑず寒えず、又死するを惡くみ嫌らはさらしめたならば、民に上に事ふるの意が無いであらう。自分の意志が君に制せられない事を願ふ人ならば、君は之を使ふことが出來ないであらう。今生殺賞罰の柄、大臣の手にあつて、而かも君主の命令が行はるゝを得る者は、未だ嘗てその例がない。虎豹が其爪牙を用ふる事なくば、鼷鼠とその威を同じくするであらうし、萬

金の財產ある家でも、その富を用ふる事なくば、貧しき門番と資格を同じくするであらう。國土を有する君にしても、己れの好む人あるも之に利を與ふること能はず、惡む人あるも之に害を加ふることが出來ないならば、人が己れを畏れ重んじて與れることを求めても、到底叶はないことである。

語釋 宰(制なり。) ○監門(門番。) ○說人不能利(說は悅に通ず、即ち己れの好む所の人に利を賜與する事能はず。)

人臣肆意陳欲曰俠。人主肆意陳欲曰亂。人臣輕上曰驕。人主輕下曰暴。行理同實。下以受譽。上以得非。人臣大得。人主大亡。明主之國。有貴臣。無重臣。貴臣者爵尊而官大也。重臣者言聽而力多者也。明主之國。遷官襲級。官爵受功。故有貴臣。言不度。行而有僞必誅。故無重臣也。

訓讀 人臣、意を肆にし、欲を陳ぶるを俠と曰ひ。人主意を肆にし、欲を陳ぶるを亂と曰ふ。人臣上を輕ずるを驕と曰ひ、人主下を輕ずるを暴と曰ふ。行理、實を同くして、下は以て譽を受け、上は以て非を得。人臣大に得、人主大に亡ぶ。明主の國には貴臣ありて重臣なし。貴臣とは爵尊くし

て、官大なるものなり。重臣とは言聽かれて力多き者なり。明主の國は、官を遷し級を襲ね、官爵功に受く。故に貴臣あり。言度あらず、行ひて僞あれば、必ず誅す。故に重臣なきなり。

通釋　人臣が意を肆にし、欲を陳ぶれば之を譽めて俠（をとこだて）といひ、人主が意を肆にし欲を陳ぶれば之を亂といふ。人臣が上を輕んずるを驕といひ。人主が下を輕んずるを暴といふ。行ふ所の筋道は同一であるが、臣下であれば稱譽を受け、人君であれば非難をうける。人臣は大いに得し、人君は大いに損をするのである。明主の國には貴臣ありて重臣がない。貴臣とは爵尊く官職大なるものをいひ、重臣とはその意見が人君によく聽かれ勢多き者をいふ。明主の國では、官を昇せるには資格に循ひ、官爵は功あるものに授けるから、貴臣といふものはある。その言に法度がなく、その行に僞があれば、必ず之を誅してしまふから重臣といふものはないのである。

通釋　驕（嬌と通ず、强きことをいふ。）　○行理（行爲といふに同じ。）　○襲（重なり。）

八經　第四十八

敍説　此篇は人主が臣下を御するに八術あるを述べたものである。經といふは常の謂であつて萬世易ふべからざるをいふ。八經とは卽ち因情、主道、起亂、立道、周密、參言、聽主、類柄で、本によつてその名を異にするものがあるが、こゝでは姑く以上の如くにして置く。韓子の御臣術に關する意見を最も纏つた形に於いて述べた一篇である。

一　凡治天下。必因人情。人情者有好惡。故賞罰可用。賞罰可用。則禁令可立。而治道具矣。君執柄以處勢。故令行禁止。柄者殺生之制也。勢者勝衆之資也。廢置無度則權瀆。賞罰下共則威分。是以明主不懷愛而聽。不留說而計。故聽言不參。則權分乎姦。智術不用。則君窮乎臣。故明主之行制也天。其用人也鬼。天則不非。鬼則不困。勢行教嚴。逆而不違。

毀譽一行而不議。故賞賢罰暴。擧善之至者也。賞暴罰賢。擧惡之至者也。是謂賞同罰異。賞莫如厚。使民利之。譽莫如美。使民榮之。誅莫如重。使民畏之。毀莫如惡。使民恥之。然後一行其法禁。誅於私家不害公罪。賞罰必知之。治道盡矣。

因情

訓讀　凡そ天下を治むるは必ず人情による。人情に好惡あり、故に賞罰用ふべし。賞罰用ふべくんば則ち禁令立つ可く、禁令立つ可くして治道具はる。君、柄を執りて以て勢に處る。故に令すれば行はれ、禁ずれば止む。柄は殺生の制なり。勢は衆に勝つの資なり。廢置度なければ、則ち權瀆れ、賞罰下と共にすれば、則ち威、分かる。是を以て明主は愛を懷いて聽かず、說を留めて計らず。故に聽言、參せざれば、則ち權、姦に分かれ、智術用ひざれば、則ち君、臣に窮せらる。故に明主の制を行ふや天なり。その人を用ふるや鬼なり。天なれば則ち非らず。鬼なれば則ち因らず。勢行はれ敎嚴なれば逆へども違はず。毀譽一行なれば議せず。故に賢を賞し暴を罰するは、善を擧るの至れる者なり。

暴を賞し賢を罰するは、惡を擧ぐるの至れる者なり。是を同を賞し異を罰すといふ。賞は厚きに如くは莫し、民をして之を利とせしむ。譽は美なるに如くはなし、民をして之を榮とせしむ。誅は重きに如くは莫し、民をして之を畏れしむ。毀は惡に如くは莫し、民をして之を恥ぢしむ。然る後一に其法禁を行ひ、私家を誅して公罪を害せず。賞罰必ず之を知れば、治道盡く。

通釋 凡そ天下を治むるには必ず人情によらねばならぬ。人情として誰しも好き嫌ひがある。其の好惡の情があるからして、之に乘じて賞罰を用ひることができる。賞罰其の效を發揮してこそ禁令の威も立ち得るわけである。禁令の威が立ちてこゝに政治の道が具はるのである。君主はこの賞罰二つの權柄を握つて君主の勢位に處るが故に、令する所は行はれ、禁ずる所は止める事が出來る。こゝに柄といふは、人を生殺する制裁であり、勢といふは衆に勝つ力である。官吏の廢置が常度なければ、君主の權威が潰れて神聖でなくなり、賞罰の二柄は君主の獨占すべきものなるに、之を臣下と共にすれば、臣下が勢を得るに至る。この故に明君は臣下の言を聽くに愛憎の念を挾みてはならぬ、又臣下の諂言などを聞き、悅びを心に留めて事を計つてはならぬ。故に臣下の意見を聽くに際して、一人の言ばかりを信じて他を參考することなければ、姦臣起つて君主の主權を奪ふに至る。又人主たる者智

術を用ひなかつたなら必ず姦臣起つて人主に迫り、人主の勢は段々弱くなつて行く。故に明主が制裁を行ふに當つては、丁度天が春になれば物を生じ、秋になれば物を殺すが如く、賞罰之を行ふし群臣を用ふるにも丁度鬼が幽冥に居つて照明を視るが如く、臣下よりは己を窺ふを得ざらしめ以て臣下に行動を監視するのである。かやうに生殺は當然であるから、人が之を誹らず人主は好惡を示さないから、姦臣には君に取り入る手ばかりがない。勢が行はれ教が嚴であるから、人意に逆ふことがあつても之に違はない。人主の罰する所が人の毀る所と一致し、賞する所が譽むる所と同一であるから、民は之れについて云々しない。賢人を賞し暴人を罰するは、善をあぐる方法では最上のものである。然るに之に反して、暴人を賞し賢人を罰するは、惡を擧ぐる方法に於て最上のものである。これを姦人に同ずる不善人を賞し、姦に同ぜざる善人を罰するものといふのである。賞するは厚きに如くはない、何故ならば民をして之を得んことを思はしめるからである。又譽はできるだけ美名を與ふるに如くはない。民をして之を光榮と思はしめるからである。反之、誅罰はなるべく重くするがよい、それによりて民を畏れしむるのである。毀る時はできるだけ惡名を被せるがよい。何故ならば民をして之を恥かしく思はせるからである。かくの如くして後、法禁を徹底的に行ひ、私家の營利を爲すものを罰し、

公義を以てして毀を得たるものを害せず、功あるものは必ず知つて之を賞し、罪あるものは必ず知つて之を罰することにすれば政治の道完しといふべきである。

因情（本文に因人情とあるに由りて名付く、天下を治むるは人情によろ、人情は賞を好み罰を惡むが故に賞を厚くし罰を重くすべき事を論ず、一本には收智ともいふ。）

語釋 廢置無度則權瀆（廢置は猶黜陟といふに同じ、權は威權なり。）○賞罰下共則威分（賞罰は主の獨占する所以、之を借せば威下に分かる。）○不懷愛而聽（言を聽くに愛情を以てせず、愛する所に私するを恐れるのである。）○不留說而計（說は悅、留悅の心を以て事を計らざること。）○參（參驗をいふ。）○天（明主の賞罰は天の奇、物を生じ秋物を殺すが如く私意を去つて理に適ふをいふ。）○鬼（鬼が幽冥に居りて照明を視るは丁度人主の勢に處るが如きものである、即ち闇きより明きを見るが故彼はよく見るを得て己は他より見えざることかくして臣下を監視する。先づは神祕的といふ意。）○勢行教嚴、逆而不違（威嚴人情に逆ふと雖も人之に逆はず一本逆の字なし。）○賞同罰異（私姦に同ずる者を同といひ、私姦に異るものを異といふ、同は不善人にして異は善人なり。）○公罪（公義を以て毀を得たるものをいふ。）○賞罰必知之（功ある者は必ず知りて之を賞し。罪ある者必ず知りて之を罰す。）

餘論 政治を行ふには人情の自然から出發せねばならぬ。人情誰しも安利を好み、窮危を惡む、人に此の好惡の情有るによりて世に種々の罪惡も生じ來るが、一面この情有るが故に之を利用して賞を以て誘ひ、罰を以て嚇して、民衆を善導してこそ社會の秩序も立て得るのである。政道の要諦は實に人情の眞に徹するにありといふのが韓子の考へである。

二　力不敵衆。智不盡物。與其用一人。不如用一國。故智力敵而群物勝。揣中則私勞。不中則有過。下君盡己之能。中君盡人之力。上君盡人之智。是以事至而結智。一聽而公會。聽不一則後悖於前。則愚智不分。不公會。則猶豫而不斷。不斷則事留。自取。一聽則毋墮壑之累。故使之諷。諷定而不怒。是以言陳之由。必有筴籍。結智者。事發而驗。結能者。功見而謀。成敗有徵。賞罰隨之。事成則君收其功。規敗則臣任其罪。君人者。合符猶不親。而況於力乎。事智猶不親。而況於懸乎。故其用人也。不取同。同則君怒。使人相用。則君神。君神則下盡。下盡則臣上不因君。而主道畢矣。

主　通

訓讀　力は衆に敵せず。智は物を盡さず。其の一人を用ふるよりは、一國を用ふるに如かず。故に

智力もて敵すれば群物勝つ。揣つて中れば則ち私勞し、中らざれば則ち過あり。下君は己の能を盡し、中君は人の力を盡し、上君は人の智を盡す。是を以て事至つて智を結び、一聽して公會す。聽一ならざれば則ち後前に悖る、則ち愚智分れず。公會せざれば、則ち猶豫して斷ぜず。斷ぜざれば則ち事留り自ら取る。一聽すれば則ち壑に墮つるの累なし。故に之をして諷せしめ、諷定つて怒らず。是を以て言陳の由必ず筴籍あり。智を結べば、事發して驗あり、能を結べば功見れて謀あり、成敗、徵ありて、賞罰之に隨ふ。事成れば則ち君、其の功を收め、規敗るれば則ち臣、其罪に任ず。人に君たるものは符を合するすら猶親らせず、而も況んや力に於てをや。智を事とするすら猶親らせず、而も況んや懸に於てをや。故に其人を用ふるや、同を取らず、同ずれば則ち君怒る。人をして相用ひしめば、則ち君、神なり。君、神なれば則ち下、盡す。下、盡せば、則ち臣、上、君に因らず、而して主道畢る。

通釋　一人の力は衆人に勝つことは出來ぬ、又一人の智はすべての物を窮めつくすことは出來ぬ。君主は己れ一人の智力を用ふるよりは、一國の智力を用ふる方がよい。されば一人の智力を以て敵する時は、必ず多數に制せられる。もし一人の智を以て事を爲すに、事を推測してそれが能く適中したと

しても必ず自ら憂勞しなければならぬし、もし中らなければ、君主自身に過失を取ることになる。だから事を行ふには君主一人では爲すものでない。世の中の君主に三等ある、下君、中君、上君是である。この三君が事を行ふを見るに、下等の君は己れの才能を用ひ、中等の君は人の力を用ひ、上等の君は賢者に任じ、その智を用ひる。かく上等の君は人の智を用ふるが故に、事件が起つて來た時には、智謀の士を聚め、一人一人の意見を聽き、又朝議を開いて衆說を求める。一々意見を聽かなければ、前の陳言と後の見功と相矛盾するも人主之を覺らず、從つて其人の智愚を知ることが出來ぬ。又朝議を開いて、衆說を聽かないと論議が遲々として決せず事務が停滯して進まない。爲に人主は自ら手を下し、所謂下君己の能を盡すの弊に陷るに至る。衆說を參考とする時は、人の爲めに陷れらるゝ患が無い、故に各人をして先づ其意見を告げしめ、衆論已に定まつた以上は、たとひ人主の意に弗るとも敢て怒らずしてこれを容れる。君主よく臣下の道言を用ふること前述の如くなれば、臣下は忠言を盡し、事理をのべる。扨てその陳言の由來する所は必ず之を記錄に書き留めて、他日その說の當否成功を定むる證據とする。衆人の智を會すれば、その事行はれた後にその當否を調査し、衆人の才能を結べば事成るの後、その功の大小を計議する。この樣にして事が成功したか失敗したか、その徵が見はれる

のを見て、相應の賞罰を施し、事成功すれば君主その功を已れに歸し、失敗すればその罪を臣に歸せしめる。人に君たるものは符を合し信否を決することとすら親らせず。まして勤勞の如き事は尙更しない。智を用ひることとすらしない、まして智を懸けて示すが如きことは勿論しない。故に人を用ふるには法術を以てし群臣の比周を避け、比周して相譽むる者ある時は、君怒つて之を斥く。人々をして各々其智を用ひしめ、君後に之を制する時は、君測られざること神の如くである。君の心測られざること、神の如くなれば、下はその智力を盡す。下その智力をつくせば、姦臣君に取り入つて私を爲すことがない。君道是に於て完成する。

主道（本文の最後に主道畢矣とあるにより名つく、一人の力は衆に敵せず一人の智は物を盡さずこの故に君主は已れ一人の力、智を用ふることなく衆臣の智、力を用ひて世を治むべきを說く、一本には結智とあり結智者事發而驗より取る。）

語釋 揣中則私勞（揣は量ること私は愉、即ち一人の胸中にて量りし事は偶ゝ中るありとも内心愉勞するをいふ。） ○結智（智謀の士を集め會すること。） ○一聽而公會（一人一人に聽き衆人の意見を以て廟堂の上に聚會する也。） ○後悖於前（後功、前言に違ふをいふ。） ○事留自取（事決せずして稽留すれば人君自ら群臣の智己れに若かずとして己の智を以て事を決するに至る。） ○隨壑（人に陷れらるゝを云ふ。） ○諷（意見を告ぐること。） ○言陳之由必有筴籍（人君よく直言を用ふる時は臣下忠言をつくし事理を陳べ其の由來する所を必ず書籍に書して言陳の當否成功を待つ意。） ○合符（割符を合はすことにて事の至つて小なるに喩ふ。） ○因君（君の心情につけ入りて私を爲すをいふ。）

三　知臣主之異利者王。以異爲同者劫。與共事者殺。故明主審公私之分。別利害之地。姦乃無所乘。亂之所生六也。主母。后姬。子姓。兄弟。大臣。顯賢。任吏責臣。主母不放。禮施異等。后姬不疑。分勢不貳。庶適不爭。權籍不失。兄弟不侵。下不一門。大臣不擁。禁賞必行。顯賢不亂。臣有二因。謂內外也。外曰畏。內曰愛。所畏之求得。所愛之言聽。此亂臣之所因也。外國之置諸吏者。誅其親暱重帑。則外不藉矣。爵祿循功。請者俱罪。則內不因矣。外不藉。內不因。則姦宄塞矣。

訓讀　臣主の利を異にするを知るものは王たるべく、異を以て同となすものは劫かされ、與に事を共にする者は殺さる。故に明主は公私の分を審にし、利害の地を別てば、姦乃ち乘ずる所なし。亂の生ずる所は六なり。主母、后姬、子姓、兄弟、大臣、顯賢なり。吏に任じ臣を責むれば、主母放ならず。禮施等を異にすれば、后姬疑はず。勢を分ちて貳せざれば、庶適爭はず。權籍失はざれば、

兄弟侵さず。下、門を一にせざれば、大臣擁せず。禁賞必ず行はるれば、顯賢亂れず。臣に二因あり、內外を謂ふなり。外を畏と曰ひ、內を愛と曰ふ。畏るゝ所の求めは得られ、愛する所の言は聽かる。此れ亂臣の因る所なり。外國の諸吏を置く者、其の親暱重帑を誅すれば、則ち外藉らず。爵祿功に循ひ、請ふ者倶に罪せらるれば、則ち內因らず。外藉らず、內因らざれば、則ち姦宄塞がる。

通釋 君臣の利益は相反するものなるを知る者は王となり、その利害の異なるを知らないで同一となす者は臣下に劫かされ、臣下と賞罰等の事を共にする者は殺される。故に明主は公私の分際を審に理會し、利害の位地を差別する、そこで姦物が乘ずることが出來ない。亂の生ずる所以は六つある。第一、君が幼少で主母が制を稱する事、第二、后と姬妾とが相害する事、第三、庶子が强くして上に逼る事、第四、君の兄弟が國事を擅にする事、第五、大臣が主に代つて權を取る事、第六、賢者が虛名を顯はして君の聰明を掩ふ事、是れである。然し官吏に委任し臣下を督責して宮廷の秩序を正さしめたならば、主母も放縱とならず、禮爵施賜、等級を分てば后姬各位地に安んじ僭疑の振舞が無い、嫡子と庶子と勢を分ちて同等ならしめなければ、爭ふ事がない。權柄國籍を下に假さない時には兄弟が王を僭竊する事が出來ぬ。一門の者をして制を專らにする事なからしめば、大臣君を壅蔽しない。

禁制賞褒共に嚴密に行はるゝ時には虛名が眞の賢者と亂るゝ事はない。次に姦臣が因つて私を爲す所のものが二つある、內と外とがこれである。外を畏といひ、內を愛といふ。畏とは四隣の大國にして君の畏るゝ所、愛とは后、姬、子弟、左右等にして君の愛する所をいふ。前者は外國の威によつて姦を爲し、後者は其の愛する所の者によつて姦を爲すのである。外強國の求むる所は人君の許す所となり、愛臣の云ふ所は人君の用ふる所となる。これら二つは亂臣の乘ずる所である。故にもし外國の口添によつて官吏となりしものが姦邪の行を爲した時には、特に重く罰して親戚妻子に至るまで誅すれば、人皆懼れて外國の威を借らなくなるに違ひない。爵祿は必ず其實功に從つて授け、若し故なきに之を請ふものがあつた時には、その依賴人も被依賴人も共に罪する樣にすれば、內愛寵の人について運動するものがなくなる。外、強國の威によらず、內、愛寵の人によらなければ內外の惡事を企てる者が絕えるにきまつてゐる。

語釋　知臣主之異利者王（人主の利は一人を賞して百人を勸むるに在り、臣の利は功なくして賞を得るに在り。）　○審（一本には別つに作る。）　○權籍（權柄、國籍のこと、國籍は爵錄に關する記錄。）
○親暱（暱は近なり。）　○重帑（帑は妻子、人の愛重する所の者をいふ。）　○姦宄（外盜を姦といひ、內盜を宄といふ。）

餘論　君主己れの立脚地を審にし、臣と利害を一にせざるを察し、亂の起る所以を考へ、亂臣を

して乘ぜしめざるやう勤むべきを述ぶ。

官襲節而進。以至大任智也。其位至而任大者。以三節持之。曰質。曰鎭。曰固。親戚妻子質也。爵祿厚而必鎭也。參伍貴度固也。賢者止於質。貪饕化於鎭。姦邪窮於固。忍不制則下失。小不除則大誅。名實當則徑之。生害事。死傷名則行飮食。不然而與其讐。此謂除陰姦也。緊曰詭。詭曰易。見功而賞。見罪而罰。而詭乃止。是非不泄。說諫不通而易乃不用。

訓讀 官、節を襲ねて進み以て大任に至るものは智なり。其位至りて、任大なる者は、三節を以て之を持す。曰く質、曰く鎭、曰く固。親戚妻子は質なり。爵祿厚くして必するは、鎭なり。參伍して度を貴ぶは、固なり。賢者は質に止まる、貪饕は鎭に化す、姦邪は固に窮す。忍びて制せざれば則ち下、失す。小除かざれば則ち大誅あり。名實當れば則ち之を徑す。生かして事を害し、死して名を傷くれば、則ち飮食を行ひ、然らざれば其讎に與ふ。此を陰姦を除くといふ。緊を詭と曰ひ、詭を易と

曰ふ。功を見て賞し、罪を見て罰すれば、詭乃ち止む。是非泄れず、說諫通ぜずして、易乃ち用ひず。

【通釋】官、等級を經て進み、以て大任の官に至る者は、其人眞に智あるが爲めである。然し其位至つて高く、任大なる者には、君主は三つの節度を以て之を押へねばならぬ。第一を質といひ、第二を鎭といひ、第三を固といふ。親戚妻子を人質に取るは質である。爵祿を厚くして、且つ信にするは鎭である。參伍の法を用ひて法度を貴ぶは、固である。賢者は仁であるから、其心が人質の身上に止まり拘制せられ、財を貪る者は爵祿を得れば、欲を遂げるから心が落ち付き、姦邪の者は參伍の法を用ふれば、逃がるゝ道がなくてその志が窮する。忍びて制すべきを制しなければ群臣が橫佚する。小姦を除かなければ、大誅を行はねばならぬことに立ち至る、名と實と照合する場合、賞すべきは直に賞し、罰すべきは直に罰する。生かして置けば事を害し、殺すには名義が無いやうな姦人は、飲食の中に毒を加へて之を殺し、さもなければその仇讎に與へて之を殺させる。此れを表面に現はれぬ惡人を除くといふのである。かくの如きやり方を詭道といひ、詭道はまた易道であつて丁度田の草を芟り取るが如きもので、これによつて良民を助けることになる。功を見て之を賞し、罪を見て之を罰すれば、詭道の要が無くなる。左右に姦臣がなく、君の是とする所、非とする所が下に泄れず、臣下の君

に諫說する所の內容が他の臣へもれなければ、易道も用ふる所が無くなる。

語釋 度（原本には帑に作る）（今一本に從ふ。）○賢者止於質（賢者は慈惠にして忍びざるが故に親戚妻子の人質の殺さるゝを恐れてそれに心をひかれ己れの行爲を拘制する。）失○（佚に同じ）○徑（直に同じ。）○行飲食（飲食物中に毒を入れて之を暗殺するをいふ。）○與其讎（與を助の意に解する說もあるが、そのまゝに解し、其の仇讎に與へて之を暗殺せしむと解するに從ふ。）○陰姦（表面法令に從ふ故顯に罰すべからず由つて陰姦といふ。）○詭（常道に反すること。）○易（芟夷なり、陰姦を除かざれば良民を害すること、田草を除かざれば禾稼を害するが如きにたとふ。）

父兄賢良播出曰遊禍。其患隣敵多資。僇辱之人近習曰狎賊。其患發忿疑辱之臣生。藏怒持罪而不發曰增亂。其患。徼幸妄擧之人起。大臣兩重。提衡而不踦曰卷禍。其患。家隆劫殺之難作。脫易不自神曰彈威。其患。賊夫酖毒之亂起。此五患者人主之不知。則有劫殺之事。廢置之事。生於內則治。生於外則亂。是以明主以功論之內。而以利資之外。是故國治而敵亂。即亂亡之道。臣憎則起外若眩。臣愛則起內若藥。

起亂　一曰亂起

訓讀 父兄賢良播出するを遊禍と曰ふ。其患は隣敵資ること多し。僇辱の人近習たるを仰賊と曰ふ。其患は發忿疑辱の臣生ず。怒を藏し罪を持して發せざるを增亂と曰ふ。其患は徼幸妄擧の人起る。大臣兩つながら重く、提衡して踦せざるを卷禍と曰ふ。其患は家隆劫殺の難作る。脫易にして自ら神ならざるを彈威と曰ふ。其患は賊夫酖毒の亂起る。此の五患は人主之れ知らざれば、則ち劫殺の事有らむ。廢置の事內に生ずれば、則ち治まり、外に生ずれば、則ち亂る。是を以て明主功を以て之を內に論じ、而して利を以て之を外に資く。是の故に國治つて敵亂る。卽ち亂亡の道は、臣憎まるれば、則ち外より起りて貶するが如く、臣愛せらるれば則ち內より起りて藥の若し。

通釋 父兄若しくは賢良の臣の出奔するを遊禍といふ、その害は鄰敵が之を得て多く侵犯の資となすにある。刑餘の人君の側に侍するを仰賊といふ。その害は或は怒りて或は恥ぢて自暴自棄の結果不良の臣となることにある。隱忍して有罪の人を容れ、怒を發しないで置くのを增亂といふ、その害は姦人が誅せられないことを僥倖として妄りに惡事を行ふに在る。大臣兩立し、その勢倶に重くして、相匹敵するのを卷禍といふ、其害は私家隆盛となつて君主を劫弑するの難が作るに在る。君が輕卒で、自ら神威をなくすることを彈威といふ、其害は賊臣酖毒を以て君を弑する點に在る。この五患は人主

之れを知らなければ、劫殺のことが起るのである。又、臣下の廢置は我自らすれば國が治まり、敵國に聽けば必ず亂れる。是を以て明主は國内は功に因つて之を行ひ、外國に對しては利を以て之を行ふ。かくすれば自國は治まり、敵國は亂れる。亂亡を致すの道は如何といふに、臣たる者が君に憎まれると、外國の權を以て君を眩惑し、反之、君に愛せられると、寵幸に因つて利を爲すことの如きこと是である。

語釋 播出（播は逃る、なり外國に出奔するをいふ。）○遊禍（外國に遊ぶ禍。）○隣敵多資（我が國情を熟知する者外國に出奔するときは外國之を得て其の侵犯の資とするをいふ。）○僇辱之人（刑餘の人即ち宦官をいふ。）○疑辱之臣生（臣の字もと心に作るも今改む。）○増亂（亂の日増に益すこと。）○踦（偏重するをいふ。）○卷禍（伏禍と同意にして後に必ず亂を起すものある事。）○脫易（輕卒をいふ。）○彈威（彈は殫なり威を失ふをいふ。）○愛則起內若樂（人臣、君に愛せらるれば宴遊又は酔飽の時に乘じて其利を行ふこと毒藥の腹中に入りて害を爲すが如し。）

起亂（本文に臣憎則起外、臣愛則起内とあるによる、臣主の利害の相反するより說き起し、亂の起る所以に六あるを述べ人主はこれを察してよく之を未發に防がざれば國に大害あるのみならず、已れの身の危きを記した。要するにこの章は亂の起原及種類を述べ、防亂の術に及べるものである。）

四 參伍之道。行參以謀多。揆伍以責失。行參必拆。揆伍必怒。不拆則瀆上。不怒則相和。拆之徵足以知多寡。怒之前不及其衆。觀聽之勢。其徵在

比周而賞異。誅罰而罪同。言會衆端。必揆之以地。謀之以天。驗之以物。參之以人。四徵者符。乃可以觀矣。參言以知其誠。易視以改其澤。執見以得其常。一用以務近習。重言以懼遠使。舉往以悉其前。即邇以知其內。疏置以知其外。握明以問所闇。詭使以絕黷泄。倒言以嘗所疑。論反以得陰姦。設諫以綱獨爲。舉錯以觀姦動。明說以誘避過。卑適以觀直諂。宣聞以通未見。作鬪以散朋黨。深一以警衆心。泄異以易其慮。似類則合其參。陳過則明其固。知罪辟罪以止威。陰使時循以省衷。漸更以離通比。下約以侵其上。相室約其廷臣。廷臣約其官屬。兵士約其軍吏。遣使約其行介。縣吏約其辟吏。郎中約其左右。后姬約其宮媛。此之謂條達之道。言通事泄。則術不行。

立道

訓讀　參伍の道は、參を行ひて以て多きに謀り。伍を揆りて以て失を責む。參を行へば必ず拆かれ、伍を揆れば、必ず怒る。拆れざれば則ち上を瀆り、怒らざれば則ち相和す。之を徴に拆てば、以て多寡を知るに足り、之を前に怒らせば、其の衆に及ばず。觀聽の勢、其の徴は比周すれば異を賞し、誅罰すれば同を罪するに在り。言は衆端を會して、必ず之を揆るに地を以てし、之を謀るに天を以てし、之を驗するに物を以てし、之を參するに人を以てす。四徴の者符して乃ち以て觀るべし。言を參して以て其誠を知り、視を易へて以て其澤を攷へ、見を執りて以て其常を得、一用して以て近習を務めしめ、重言して以て遠使を懼れしめ、往を擧げて以て其前を悉し、邇きに卽きて以て其内を知り、置く事を疏じて以て其外を知り、明を握りて以て闇き所を問ひ、詭使して以て黷泄を絶ち、倒言して以て疑ふ所を嘗み、反を論じて以て陰姦を得、諫を設けて以て獨爲を綱し、擧錯して以て姦動を觀、明說して以て過を避くるを誘ひ、卑適して以て直諂を觀、聞を宣べて以て未見に通じ、鬪をなさしめて以て朋黨を散じ、一を深くして以て衆心を警め、異を泄して以て其慮を易へしめ、似類は則ち其參を合し、過を陳ぶれば則ち其固を明にし、罪を知り罪を避けしめ以て威を止め、陰に使はし時に循ぐ

り、以て衷を省、漸く更へて以て通比を離す。下約して以て其上に侵り、相室は其廷臣を約し、廷臣は其官屬を約し、兵士は其軍吏を約し、遣使は其行介を約し、縣吏は其辟吏を約し、郎中は其左右を約し、后姫は其宮媛を約す。此れを之れ條達の道と謂ふ。言通じ事泄るれば則ち術行はれず。

通釋　參伍の道は、參を行ふとて、三人を參集して相談し、その意見の多き方を取り、伍を揆るとて、五人を一組として聯帶にて責に任ぜしめ、一人罪あれば他の四人をも責めるのである。參議の政を行ふ時は、人々その意を陳べるから黨與が分散すべく、伍を揆れば群臣が必ず互に相怒るものだ。黨與が分散しなければ上の權を褻れ潰し、群臣が互に怒らなければ、則ち互に附和雷同する。之を徵なる時に分散すれば、以て其徒黨の多寡を知るに足り、之を怒らすれば、和同しないからして危險が少ない。人主が臣の行を觀、言を聽くの道は、臣下が比周する樣な徵驗をあらはした時には、衆に附和せざる者を賞し、臣下を誅罰する時には、衆に雷同する者を罪するに在るのである。多數の言端を參聽するには必ず之を世の理に揆り、天の道に謀り、物情人心に參驗する。この四つの者の符合如何によつて是非を觀るべきである。兩言を合はせ聽いて其實情を知り、人君其觀る所を種々に易へて、臣下をして己れの習常を知る能はざらしめ、已の見る所を固く執つて、臣下に守節ありや否やを見、

其職守を一定して近習の臣を勵まし、人を外國に遣はすに方つては、繰り返し言ひ喩して戒懼せしめ。往事をあげて其前言を窮め、親近せる官に置いてその內情を察し疎遠の官に置いて、其外務の狀況を探り、我が明知する所を握りて以て秘密を探り問ひ、臣下を詭り使つて、其君を輕侮する心を絕ち、言語を倒にし心にもなきことを云つて、疑はしき所を試み、裏を云つて以て陰姦を手に入れ、言路を開いて群臣專任の綱紀をとり正し、或は用ひ或は罷めて、奸僞の發動を伺ひ、禍福を明にさとして禍を避くる道に誘ひ、己れを卑くし人の言に順適して、以て言を進むる者の或は直きか或は諂ふかを觀察し、遍く人に問うて以て隱微に通じ、臣下をして互に忿爭せしめてその朋黨を散じ、深く一人の惡事を探つて以て衆心を警め、佯りて他事を漏らし、臣下をして考へ改めしめ、類似して知り難きことは參合して之を知り、臣下過失を陳ぶる時は、その固陋なるを明にし、奸人をして自ら罪を知つて之を避け、その威を止めしめて惡を行ふことなからしめ、或は陰に使を遣はし、或は時に國內を巡行して、群下の誠否を察し、漸次に變易して以て交通阿比せる黨を離散し、上は下を拘制し、下は上を侵犯し上下通比せざらしめる。宰相はその廷臣を拘制し、廷臣はその屬官を拘制し、兵士はその軍吏を拘制し、使節はその副使を拘制し、縣令は自らの任用せる吏を拘制し、郎中はその左右の近臣を拘制し、

后妃が宮女を拘制するが如くする。かくするのを壅塞を絶つの道即ち通達の道といふのである。この道を行ふに、一言一事と雖も、外に漏れることあれば、術は行はれ難くなる。

語釋　行參以謀多（事は衆と謀れば失敗寡し、この故に必ず參議して多人に謀る。）○揆伍以責失（五人を一組となし聯帶にて責に任ぜしめ一人罪を犯すあれば他の四人をも責する。）○拆（比周相匿すの反對にて人々各其意見を陳じて相分るのである。）○言會衆端必揆之以地謀之以天（多數の人の云ふ所を參聽し、之を揆るに地理天道を以てす。）○符（符合すること。）○易視以攷其澤（澤とは習常、攷、原本には故に作る今一本に從ふ。）○執見以得其常（其原本に非に作るも今改む。）○握明以問所闇（韓昭侯一爪を握るの類。）○論反（內儲說篇有反に詳し。）○明說以誘避過（過は謁なり。）○陰使時循以省衷（陰に使を遣はし時に國內を巡行して羣下の誠衷を察す、循は巡、巡行をいふ。）○通比（朋黨比周をいふ。）○下約以侵其上（侵は至、下より漸次上に至り互に相管維持するをいふ。）○辟吏（辟は召辟の義、即ち縣令自ら任用する吏をいふ。）○條達之道（官職の紀綱、條枝の通達する如きをいふ。）立道（參伍、條達の道を立つる義、參伍の道を具體的に詳論すること至れりつくせりといふべきである。）

五　明主其務在周密。是以喜見則德償。怒見則威分。故明主之言。隔塞而不通。周密而不見。故以一得十者下道也。以十得一者上道也。明主兼行上下。故姦無所失。伍家連縣而隣。謁過賞。失過誅。上之於下。下之於上。

亦然。是故上下貴賤相畏以法。相誨以和。民之性。有生之實。有生之名。爲君者。有賢知之名。有賞罰之實。名實俱至。故福善必聞矣。

周密

訓讀 明主、其務は周密に在り。是を以て喜び見はるれば、則ち德償ひ、怒見はるれば、則ち威分る。故に明主の言は、隔塞して通ぜず、周密にして見はさず。故に一を以て十を得るものは下道なり。十を以て一を得るものは上道なり。明主は上下を兼ね行ふ。故に姦失ふ所なし。伍家連縣して隣す。過を謁ぐれば賞し、過を失へば誅す。上の下に於ける、下の上に於けるも亦然り。是の故に上下貴賤相畏るゝに法を以てし、相誨ふるに和を以てす。民の性に、生の實あり、生の名あり。君たるものに、賢知の名あり。賞罰の實あり。名實俱に至る、故に福善必ず聞こゆ。

通釋 明主の明主たるは其務むることが周密なるに在る。是を以て若し周密なること能はずして、喜ぶ氣色が見はるれば、臣は君の德を賣つて私恩を爲し、怒る氣色が見はるれば、臣は君の威を賣つて己れの威とするが故に君の威が分れる。故に明主の言は障壁を設けて、他に洩らさしめず、祕密を

主として、人に窺はしめない。故に一人の智を以て十人の姦を知りて、之を上に聞する者は下道であり、十人の智を以て一人の姦を知るを得る者は、上道である。明主は上等下等の兩道を兼ね行ふが故に、姦邪を遺失することがない。○五家より連（二百家）縣（二千五百家）まで皆比隣の如くである。人の過を告ぐれば賞し、人の過失を告げなければ誅す。上の下に於けるは云ふまでもなく、下の上に於けるも同様にして上下相警める。かくすれば上下貴賤互に法を畏れて、相侮ふるに和を以てするに至る。民の性は、生産の實あり生產の名あるものである。君たる者は賢知の名あり、賞罰の實あるものである。かく名實共に完全なるが故に、その福善は必ず天下に聞ゆるであらう。

語釋　德償（君主の氣に入り恩賞を受けんとするものあれば臣下己より之を與へて私惠となすをいふ。）○隔塞而不通（甲の言耳に入れば之を乙に通じ泄らさず、乙の言、耳に入れば之を甲に通じ泄らさず、甲乙の情は我皆之を知れども彼等は互に相知らず。）○伍家連縣而隣（家もと官に作る今改む。伍家は和氏に出でたる什伍をいふ、連は二百家、縣は二千五百家、五家を單位とし連、縣と相接連するをいふ。）○和（もと利に作る今改む。）周密（經目已に亡びたるを後に補ひたるものである。本文の最初に周密とあるより取る。周密の君主に欠くべからざるを述べたるもの。）

六　聽不參。則無以責下。言不督乎用。則邪說當上。言之爲物也。以多信。不然之物。十人云疑。百人然乎。千人不可解也。吶者言之疑。辯者言之信。

姦之食上。取資乎衆。藉信乎辯。而以類飾其私。人主不饜忿而待合參。其勢資下也。有道之主。聽言督其用。課其功。功課而賞罰生焉。故無用之辯。不留朝。任事者。知不足以治職則放官收。說大而誇。窮端。故姦得而恐。無故而不當爲誣。誣而罪臣。言必有報。說必責用也。故朋黨之言不上聞。

【訓讀】聽、參せざれば則ち以て下を責むるなし。言、用を督せざれば、則ち邪說上を當ふ。言の物たるや、多を以てすれば、然らざるの物をも信ず。十人には疑はしと云ひ、百人には然るかとし、千人には解くべからざるなり。吶者之を言へば疑ひ、辯者之を言へば信ず。姦の上を食むや、資を衆に取り、信を辯に藉りて、類を以て其私を飾る。人主饜忿して合參を待たずんば、其勢は下に資するなり。有道の主は言を聽きて其用を督し、其功を課す、功課して賞罰生ず、故に無用の辯、朝に留まらず。事に任ずる者、知以て職を治むるに足らざれば、則ち官を放ち收む。說大にして誇なれば端を窮む。故に姦得られて恐る。故なくして當らざるを誣となす、誣なれば臣を罪す。言必ず報あり、說必ず用を責むるなり。故に朋黨の言、上聞せず。

通釋 人の言を聽いて參驗しなければ、下を責むべきやうもなく、人の言を聞いてその功用を督責しなければ、則ち邪說が上を壅蔽する。言は之を云ふ者が多ければ、實際は然らざる事であつても、人は之を信ずるものである。十人の言には疑はしといひて信じないが、百人の言には然るかといひて稍々信をおき、千人の言には全く信用を置いて、その惑を解く可からざるものであり、吶辯の者が云へば疑ひ、能辯の者がいへば信ずる。姦人の上を侵犯するには、資を多數にとり、信を辯舌に借り、黨類を以て其私を飾るを常とする。人主は怒つた樣子をして、徐に他言を合せ參ずる事を待つ事なければ、その勢は皆下の爲の資となるのみである。有道の主は、人の言をきいてはその功用を督責し、其功を試課し、その功の當否によつて賞罰を行ふ。故に無用の辯をなす者は、朝廷よりこれを放逐し、事務に當つて其職任をあぐる才能なき者は、官を免じ祿を收めてしまふ。臣下の說、大にして浮誇なる時は、必ず事の端末を窮め、姦情を知ることが出來る、だから姦人は心恐るゝに至る。故なくして實功に當らない言を誣といふ。誣なる場合には臣を罪する。言へば當否により必ず賞罰の報があり、說けば必ず、その實效を責める。故に姦邪の人も無實の言の行はれぬことを知るが故に、朋黨の言は君主の耳に入らざることになる。

語釋 邪說當上（當は蔽ふこと、上を蔽ふをいふ。） ○饕忿（貪欲は怒らないのに怒つた樣子をする事。） ○功課而賞罰生焉（言の當否により賞罰を爲す。） ○朋黨之言不上聞（姦邪の人も無實の言の行はれざるを知れば上聞することがない。）

凡聽之道。人臣忠論以聞姦。博論以內一。人主不智則姦得資。明主之道。已喜則求其所納。已怒則察其所搆。論於已變之後。以得毀譽公私之徵。衆諫以效智。使君自取一。以避罪。故衆之諫也。敗君之取也。無副言於上。以設將然。令符言於後。以知謾誠。明主之道。臣不得兩諫。必任其一語。不得擅行。必合其參。故姦無道進矣。

參言

訓讀 凡そ聽の道、人臣忠論して以て姦を聞し、博論して以て一を內る。人主不智なれば、則ち姦、資を得。明主の道、已れ喜べば、則ち其納るゝ所を求め、已れ怒れば、則ち其搆ふる所を察し、已に變ずるの後に論じて、以て毀譽公私の徵を得。衆諫以て智を效し、君をして自ら一を取らしめ、以て

罪を避けんとす。故に衆の諫や、敗君の取るなり。上に副言して以て將然に設くるなし。言を後に符せしめて、以て謾誠を知る。明主の道は、臣、兩諫するを得ずして、必ず其一に任じ、語擅行するを得ずして、必ず其參を合す。故に姦も道りて進む無し。

通釋 凡そ人の言を聽く道は、忠誠の士が國君のために姦惡を上聞せし時には、人主は反覆熟慮して十に一二を納れる。人主が不智にして臣下の論議を聽くを忽にせば、姦邪の者反つて資を得るに至る。明主の道は、己れに喜怒の情があれば臣が之に乘ぜんことを恐るゝが故に、己れ喜べる時には、臣の納るゝ所の正邪を稽へて諂を防ぎ、怒れる時には、搆ふる所の是非を察して讒を防ぐ。人主喜怒の心已に定まり、平心になつて後、これを論じて毀譽公私の徵證を得るのである。臣下多くの意見を雜陳してその智慧をあらはし、人主をしてその一をえらばしめて、己は罪をさけんとするものがある。故に一を選ばしめずして其儘取るは敗君である。人主は事前に某罪を犯したならば某刑に處すといふが如きことを言はず、前言と後效とを合せ見、當否を驗してその誠なるか僞なるかを決定する。明主の道は臣は兩端を設けて諫むるを得ず、必ず一語の責に任ずる、又臣の專擅實施を許さず、君必ず相參驗するが故に、姦惡の進む手段がなくなる。

語釋 無副言於上以設將然（上は猶ほ前の如し。事前に豫め其罪を犯せば某刑に處すといはざること。）

參言（本文に聽不參則無以責下とあるによる。群臣の陳言を比較研究するをいふ。）

七 官之重也毋法也。法之息也。上闇也。上闇無度。則官擅爲。官擅爲故奉重無前。奉重無前。則徵多。徵多故富。官之富重也亂之所生也。明主之道。取於任。賢於官。賞於功。言程主喜。俱必利。不當主怒。俱必害。則人不私父兄。而進其仇讎。勢足以行法。奉足以給事。而私無所生。故民勞苦而輕官。任事者毋重。使其寵必在爵。處官者毋私。使其利必在祿。故民尊爵而重祿。爵祿所以賞也。民重所以賞也。則國治。刑之煩也。名之繆也。賞譽不當則民疑。民之重名。與其重賞也均。賞者有誹焉。不足以勸。罰者有譽焉。不足以禁。明主之道。賞必出乎公利。名必在乎爲上。賞譽同軌。非誅俱行。

然則民無榮於賞之內。有重罰者必有惡名。故民畏罰所以禁也。民畏所以禁則國治矣。

聽法

【訓讀】官の重きは法なければなり。法の息むは上、闇ければなり。上、闇くして度なければ、則ち官擅に爲す。官擅に爲す故に重きを奉じて前なし。重きを奉じて前なければ、則ち徵多し。徵多し、故に富む。官の富みて重きは、亂の生ずる所なり。明主の道は任を取り、官を賢とし、功を賞す。言、程ありて主喜べば、俱に必ず利あり。當らずして主怒れば、俱に必ず害あり。則ち人、父兄にだにも私せずして、其仇讎をも進めむ。勢は以て法を行ふに足り、奉は以て事を給するに足りて、私生ずる所なし。故に民は勞苦して官を輕んず。事に任ずる者、重き事なく、其寵をして必ず爵に在らしめ、官に處る者私なく、其利をして必ず祿に在らしむ。故に民、爵を尊んで祿を重んず。爵祿は賞する所以なり。民賞する所以を重んずれば、則ち國治まる。刑の煩はしきは、名の繆ればなり。賞譽當らざれば、則ち民疑ふ。民の名を重んずると、其の賞を重んずるとは均し。賞する者に誹あらば、

以て勸むるに足らず。罰する者に譽あらば、以て禁ずるに足らず。明主の道は、賞は必ず公利に出で、名は必ず上の爲めにするに在り。賞譽軌を同じうし、非誅倶に行はる。然らば則ち民、賞の內に榮なく、重罰ある者必ず惡名あり。故に民、罰の禁ずる所以を畏るゝなり。民、禁ずる所以を畏るれば、則ち國治まる。

通釋 官吏の權重くして擅なるは法なきによる。法の廢れて行はれざるは、人君が不明なるによる。人君不明にして、法度がなければ、官吏が擅に政をなす。官吏が擅に政を爲すが故に、重き威權を奉ずることこれに過ぐるものがない。重權を奉じて政を行ふこと、これに過ぐるなきが故に、租稅を取ることも亦多い。租稅を取ること多きが故に官吏が富む。かくの如くして、官吏富み且つ權重きは、亂の生ずる所以であり、明主の道は能く事に任ずる者を取り、能く官を守る者を賢として、之を擧げ、功ある者を賞するに在る。その言、程に中れば則ち之を賞し、主も亦之を喜ぶが故に共に利あり。言當らない時は、則ち之を罰し主も亦之を怒るが故に共に害あり。故に人を推擧するに當りては、父兄なりとも無能者を進むることなく、仇讎なりとも能者は之を進める。かくて官吏は勢は以て法律を行ふに足り、俸祿は事務を行ふに充分にて、敢へて私利私曲を行はないことになる。

故に民は己の本業に勞苦して、官吏を輕んずる。事に任ずる者は、權勢の重きことがなく、榮譽は必ず爵位に限られる、官に處る者は私をなすことなく其利は俸給に限られて、かくすれば民は爵位を尊び、祿を重んず。爵祿は民を賞する機關なるが故に、これを重んずれば必ず國が治まる。刑罰の當らずして、煩はしきは名の正しからずして、謬あるが故である。賞罰と毀譽とが矛盾すれば、民は疑を起す。一體民の名を重んずることは其の賞を重んずる心と同一である。賞すべき者を誹れば、以て善を勸むるに足らず。罰すべき者を譽むれば、以て惡を禁ずるに足らないのだ。明主の道は、賞は必ず公利に本づき、名は必ず上の爲にする行爲に附する。賞與と名譽と一致し、不名譽と誅罰と同一に行はれる樣にするに在る。かくの如くなれば、民は賞を得べくして榮名あり、重罰を受くる者は、同時に惡名ある者である。故に民は罰があるから禁ずる所を畏るゝのだ。民が禁ずる所以を畏るれば、國は治まるものである。

語釋　奉重無前（官位に居て法を廢し自ら重權を握るが故に、權重きことこれ以上なるはない。）　○賢於官（官事を辨ずる者を以て賢となして之を舉ぐ。）　○奉足以給事（奉は俸、俸祿薄ければ廉なる能はず俸祿贍給なれば私を營まぬ。）　○使其寵必在爵（其人を重んぜずして君爵を榮とせしむ。）　○刑之煩也、名之繆也（名の繆とは罪すべきもの譽あるをいふ。罪すべきもの譽あれば人或は法を犯すものあり。法を犯すもの多ければ刑煩多である。）　○無榮於賞之內（一說に內を外に作る。そうすれば意味は取り易い。）

聽法（聽は任、法律に一任すべきをいふ。上明かなれば法行はる。法行はるれば重人なし。賞罰一に君の手に出づれば民禁令を畏れて法行はれざることなきを論ず。）

八 行義示則主威分。慈仁聽則法制毀。民以制畏上。而上以勢卑下。故下肆狠觸而榮於輕君之俗。則主威分。民以法難犯上。而上以法撓慈仁。故下明愛施而務賕紋之政。是以法令隳。尊私行以貳主、威行賕紋以疑法。聽之則亂治。不聽則謗主。故君輕乎位。而法亂乎官。此之謂無常之國。明主之道。臣不得以行義成榮。不得以家利爲功。功名、所生必出於官法。法之所外。雖有難行。不以顯焉。故民無以私名。設法度以齊民。信賞罰以盡能。明誹譽以勸沮。名號。賞罰。法令。三隅。故大臣有行則尊君。百姓有功則利上。此之謂有道之國也。

類柄

訓讀　行義示さるれば、則ち主威分る。慈仁聽かるれば、則ち法制毀る。民は制を以て上を畏れ、而して上は勢を以て下を卑む。故に下、肆に狠觸して、君を輕んずるの俗を榮とすれば、則ち主威分る。民は法を以て上を犯すを難り、上は法を以て慈仁を撓む。故に下、愛施を明にして、賕紋の政を務む。是を以て法令隳れ、私行を尊びて、以て主の威に試し、賕紋を行ひて以て法を疑ふ。之を聽けば則ち治を亂り、聽かざれば則ち主を謗る。故に君、位に輕くして法、官に亂る。此れを之れ常なきの國といふ。明主の道は、臣行義を以て榮と成すを得ず。家利を以て功と爲すを得ず。巧名の生ずる所、必ず官法に出づ。法の外とする所は、難行ありと雖も、以て顯れず。故に民、私名を以てする無し。法度を設けて以て民を齊うし、賞罰を信じて以て能を盡し、誹譽を明にして以て勸沮す。名號、賞罰、法令、三隅す。故に大臣、行あれば則ち君を尊び、百姓功あれば則ち上を利す。此れを之れ道あるの國と謂ふなり。

通釋　上が實を考へないで、徒に行義を尊べば、則ち下、虛名を以て上を奸し、主の威臣の手に分るゝに至る。又上が治術に明ならずして、徒に慈仁を以て請謁を聽くときは、法制は毀るゝに至る。一體、民は上に制せらるゝが故に、上を畏れ、上は已れ勢位にあるが故に、民を卑しむ。故に下、肆

に禁を犯し、君を輕んずる風を以て榮譽とすれば、主の威が分れて半ば臣の手に歸する。民は法あるが故に上を犯すを難かり、上は法を以て仁慈の行を抑制する。故に下は恩愛惠施の要を明にし、賑給の政策を務むることになれば法が壞れる。私行を尊べば主の威が分れ、賑給政策の結果は法の權威が疑はるゝに至る。之を其儘にすれば治を亂し、禁止すれば主を不仁なりと謗る。故に君は威を失ひ、法は官を亂すに至る。かやうになれば之を常度なき國といふのである。明主の道は、臣仁義を以て榮譽をなすことを得ず、私家の利を以て功をなすことを得ず、功名の出づる所は必ず官の法によるのであつて、法にはづるゝ所は、假令人の爲し難き行を爲したりとも、名が顯れないから、民は私名を重んずることがない。之を要するに、法度を設けて民を齊しくし、賞罰を確實にして才能を盡さしめ、誹謗、名譽を明にして以て善を勸め惡を沮め、名號卽ち誹譽と賞罰、法令の三つを適合するが故に、大臣には君を尊ぶの行があり、百姓には君を利するの功がある事になる。此の如きを有道の國といふのである。


語釋　狠愊（敢て禁を犯すをいふ。）　○務ニ賑紋之政ニ（賑給に作るを可なりとする說に從ふ。）　○難行（人の爲し難き行をいふ。）　○名號（誹譽をいふ。）　○隅（適合すること。）

類柄（人臣賞罰の二柄を私して其の所爲君主に類似したるより類柄といふ。無常の國と、有道の國を對照し主を尊び下を抑ふべきことを敎ふ。）

五蠹　第四十九

敍說 蠹とは說文に「木中の蟲」とあり、木中に生じて木質を蝕害する害蟲である。韓子が當時の世相を觀て、國に居住して國を害する者五種類を數へ擧げ、是等の此の害蟲に喩へて排擊したのである。此の篇は古來「孤憤」、「說難」と共に韓子の力作の一に數へられ、その規模の廣大にして、立論の堂々たること五十五篇中に其の類例を見ない。

上古之世。人民少而禽獸衆。人民不勝禽獸蟲蛇。有聖人作。構木爲巢。以避羣害。而民悅之。使王天下。號之曰有巢氏。民食果蓏蜯蛤。腥臊惡臭。而傷害腹胃。民多疾病。有聖人作。鑽燧取火。以化腥臊。而民說之。使王天下。號之曰燧人氏。中古之世。天下大水。而鯀・禹決瀆。近古之世。桀・紂暴亂。而湯・武征伐。今有構木鑽燧於夏后氏之世者。必爲鯀・禹笑矣。有決瀆於殷

周之世者。必爲湯・武笑矣。然則今有美堯・舜・鯀・禹・湯・武之道於當今之世者。必爲新聖笑矣。是以聖人不期修古。不法常可。論世之事。因爲之備。

訓讀 上古の世、人民少くして禽獸衆し。人民、禽獸蟲蛇に勝たず。聖人作る有り、木を構へて巢を爲り、以て羣害を避く。而して民之を悅び、天下に王たら使め、之を號して有巢氏と曰ふ。民、果蓏蚌蛤、腥臊惡臭なるを食ひて、腹胃を傷害し、民、疾病多し。聖人作る有り、燧を鑽りて火を取り、以て腥臊を化す。而して民、之を說び、天下に王たらしめ、之を號して燧人氏と曰ふ。中古の世、天下大水あり。而して鯀・禹、瀆を決す。近古の世、桀・紂暴亂す。而して湯・武征伐す。今、夏后氏の世に構木鑽燧する者有らば、必ず鯀・禹の笑と爲らん。殷周の世に決瀆する者有らば、必ず湯・武の笑と爲らん。然らば則ち今堯・舜・鯀・禹・湯・武の道を當今の世に美とする者有らば、必ず新聖の笑と爲らん。是を以て聖人は修古を期せず、常可に法らず、世の事を論じ、因て之が備を爲す。

通釋 上古の時代には人間が少くて禽獸衆く蔓こつて、人間が禽獸や蟲蛇を征服することが能なかつた。時に聖人現はれ來り、木を組み合せて鳥の巢の樣な住居を作つて、猛獸毒蟲等より被むる諸の

害惡を避ける方法を教へた。さうすると人民が大に之を有難く思つて、この人を天下に王たらしめ、有巢氏と申し上げた。又その頃は未だ火を用ふることを知らなかつたんで、人民は木の實、草の實、さては蜂・蛤等を生のまゝ、腥く惡臭を放つやつを食つて居つた爲に胃腸を傷ひ、病氣に罹る者が多かつた。そこへまた聖人が現はれて、燧(火きり)を鑽(きりもみ)して火を燃しそれで以て腥いものを煮燒きして臭みを去つて食ることを教へた。そこで人民は之を有難がり、この人を天下の王者に戴き、稱號を燧人氏と申し上げた。

時代は下つて中古の世、天下に大洪水あり人民困却したる折柄、鯀といふ人及び其の子の禹といふ人が放水路を切りひらいて人民を濟うてやつた。更に近古の世に及び桀・紂が暴虐狂亂を働き人民を苦めたが、湯・武作つて萬民の爲に之を征伐してやつた。

斯樣に、觀じ來れば上古、中古、近古各々時勢によつて時代の要求が異なり、從て聖人の務めも變つて來て居るのである。それで今、中古の夏后氏の世に木を構へ、燧を鑽り、上古の務めを爲して名を博せんとしたら、必ず鯀・禹に笑はれるだらう。又、近古、殷周の世に放水路を切り開き、中古の務をやつて得々たる者ありとすれば必ず湯・武の笑を招くだらう。同樣に現代に於て堯・舜・鯀・禹・湯・武

の道を贊美する者有らば、必ず新時代の聖人に笑はれるだらう。
此の故に聖人は古道に合ふを目的とせず、定法に拘はれず、時の事情を考慮して之に適合した施設を爲すのである。

語釋 上古・中古・近古（こゝでは大昔三皇の世を上古、五帝の世を中古、夏・殷・周三代の世を近古といつたのである。）○果蓏（木實を果といひ、草實を蓏といふ。）○蜯蛤（蜯は蚌に同じ、蚌蛤で一般に貝類をいつたのである。）○腥臊（死して血あるを腥といひ、乾いて汁なきを臊といふ。一說に魚臭を腥といひ、猴（獸）臭を臊といふ。）○腹胃（片山兼山は腹を腸に改む、一層明瞭である。）○鑽燧（燧は火を取る木、一方を錐の形に作り、他の一方に對して、錐でもみ穴を穿つ時の樣にもみこみ摩擦熱を發し火を取つたものであらう、兩木をたゞこするよりも一段進步した方法である。論語陽貨篇に「鑽燧改火」を古語として述べてある。）○天下大水（堯の時に九年に亘る洪水があつたといふ傳說である。それをいふのである。）○鯀（夏の禹王の父、洪水を治めよとの命を受けて之に從事したが功なく罪せられた。）○禹（鯀の後をうけて治水の事に從ひ大功有り夏の開祖となつたのは皆人の知る所。）○決瀆（人工で川筋を作つて溢る水を切り落すこと。）○修古（修は循であり治である、古道に循ひ、古道を治める意、一說に上古の意といふ。）○常可（一本に常行に作る、意味は同じ。）

餘論 國家の害蟲五種のうち、先王の道を奉ずる儒者を最も惡むべきものとして、韓子は之を第一に排擊せんとしてゐる。此の篇の始に於て時勢進運の事實を述べ、時務の變遷すべきを高調して、割合に多くの紙面を費してゐるが、皆是れ儒家の時代錯誤を論證せんとする準備なのである。

宋人有耕田者。田中有株。兎走觸株。折頸而死。因釋其耒而守株。冀復得

レ兎。兎不レ可二復得一而身爲二宋國笑一。今欲下以二先王之政一治中當世之民上。皆守レ株之類也。

訓讀 宋人田を耕す者有り。田中に株有り、兎走りて株に觸れ、頸を折りて死せり。因りて其の耒を釋て、株を守り、復兎を得んことを冀へり。兎は復得可からず、而して身は宋國の笑と爲れり。今先王の政を以て當世の民を治めんと欲するは、皆株を守るの類なり。

通釋 或る宋人が田を耕して居つた處、田の中に木の切り株有り、兎が走つて來て誤つて其の株に衝突し、頸骨を折つて死んだ。宋人がそこで勞せずして兎を獲たのに味を占めて、耕すのを止め、耒をすて、其の株の番をして兎が衝突するのを待ち構へて、復兎を獲ようと思つてゐた。處が兎は二度と得られず、徒に待ちぼけを食つた外に一國の物笑となつた。今、先王の政道を以て現代の民を治めようと思ふ儒者輩は、其の愚劣さ加減、兎を得んとして切り株の番をして居るの類である。

古者丈夫不レ耕。草木之實足レ食也。婦人不レ織。禽獸之皮足レ衣也。不レ事レ力而養足。人民少而財有レ餘。故民不レ爭。是以厚賞不レ行。重罰不レ用。而民自治。今

人有五子不爲多。子又有五子。大父未死。而有二十五孫。是以人民衆而貨財寡。事力勞而供養薄。故民爭。雖倍賞累罰。而不免於亂。

訓讀 古者、大夫耕さずして草木の實食ふに足るなり。婦人織らずして禽獸の皮衣るに足るなり。力を事とせずして養ひ足り、人民少くして財餘り有り。是を以て厚賞行はず。重罰用ひず。而して民自ら治まる。今人五子有るは多しと爲さず。子又五子有り。大父未だ死せずして二十五孫有り。是を以て人民衆くして貨財寡く。事力勞して供養薄し。故に民爭ふ。賞を倍し罰を累ぬと雖も、而も亂を免れず。

通釋 むかし男子が田畑を耕さなくとも、自然に生えた草木の實で食ふには澤山であつた。又婦人に機織りを爲なくとも、獸の皮が富豐で衣るに事足りた。即ち勞働を爲なくとも衣食は十分、人間が少數で天與の財物が餘り有るといふ狀態であつたから、民は互に爭はなかつた。それで君主が厚賞を與へて善行を勸めなくとも、又重罰を用ひて姦惡を禁じなくとも、民は自然と治まつた。然るに此の天國の如き狀態が破壞された原因は何かといふに、それは「人口の急速な增加」是である。いま、人

は子供五人を有つたとしても、特に子福者だといふわけではない。然るに其の五人の子供も成長して各々五人宛の子供を有つたとすれば、祖父たる人が生存中に二十五人の孫を有することになるのである。人間が此の調子で増えるものだから、人民が衆くて而も貨財寡く、仕事が骨折れて而も生活が困難といふことになり、從つて民は生きんが爲に互に爭ふのである。此の場合いかに賞を厚くし、幾度罰を加へても亂れぬわけにはいかぬのである。

語釋　供養薄（供養は衣食等の生活資料、薄は缺乏すること。）

餘論　人口と物質との問題は英國人マルサス（一七六六―一八三四）の人口論以來世人の注目をひき喧しく論議されて居り、殊に我が日本にとりては近頃當面の大問題として何人も重要視するに至つた。處が二千餘年前、而も支那の如き廣漠な土地に於いて、マルサス主義と趣を同じうすることが考へられたとは興味有ることではないか。

堯之王天下也。茅茨不翦。采椽不斲。糲粢之食。藜藿之羹。冬日麑裘。夏日葛衣。雖監門之服養。不虧於此矣。禹之王天下也。身執耒臿。以爲民先。股

無胈。脛不生毛。雖臣虜之勞不苦於此矣。以是言之。夫古之讓天下者。是去監門之養而離臣虜之勞也。故傳天下而不足多也。今之縣令一日身死。子孫累世絜駕。故人重之。是以人之於讓也。輕辭古之天子。難去今之縣令者。薄厚之實異也。

訓讀 堯の天下に王たるや、茅茨翦らず、采椽斲らず、糲粢の食、藜藿の羹、冬日は麑裘、夏日は葛衣、監門の服養と雖も此よりも虧けず。禹の天下に王たるや、身、耒臿を執り以て民の先を爲し、股に胈無く、脛に毛を生ぜず、臣虜の勞と雖も此よりも苦しからず。是を以て之を言へば、夫の古の天下を讓る者は、是れ監門の養を去りて臣虜の勞を離るゝなり。故に天下を傳ふるも而も多とするに足らざるなり。今の縣令は一日身死するも、子孫累世駕を絜ぐ。故に人之を重んず。是を以て人の讓に於けるや、古の天子を辭するを輕んじ、今の縣令を去るを難んずる者は、薄厚の實異なればなり。

通釋 昔堯が天下に王たりし時、其の宮殿は茅葺で而もその茅を剪り揃へもせず。椽は櫟材で而も山出しのまゝで、斲りもせず、又食物はといへば玄米や稷の飯に、藜の葉や豆の葉の御汁といふ有樣、

それに冬は兒鹿の革衣、夏は葛の皮で織つた單衣を著るだけであつて、當世なら門番風情の衣食でも此より粗末ではあるまい。又禹が天下に君臨した時は如何といふに、王が自ら鍬鋤を執つて人民の先立ちとなつて勞役に從事し、其の爲に股のむく毛も脛の毛も磨り切れて無くなつた程であつた。其の辛勞は奴隸の勞働だつて此れよりは苦しくはあるまいと思はれる位であつた。此等の點から言へば、夫の古の人が天子の位を他人に讓つたといふのは、其の實、門番の生活を捨て去り、又は奴隸の勞役を離れることなのである。それ故、天下を他人に讓り與へたとしても別段偉いと思ふに足らぬのである。處が現代では國王は言ふまでもなく、縣令でさへも却々豪奢を極めたもので、一旦其の身は死んでも子孫代々馬車を用意し置く程の富貴を保つのである。故に世人は之を重んずるのである。

斯樣な理由で、人が物を讓ることに於て、古の天子の位を辭するを何とも思はないのに、今の縣令の地位を去ることをすら難しとするのは、其の地位に伴ふ利得の厚薄が異ふからである。

語釋　采椽（采は木の名、櫟「クヌギ」のこと、胡三省が「采は採で山より伐り採り來りたるま、」の意味といつて居るが、采は木の名なりといふ方が正しいと賈義にもいつてある。椽は榱「タルキ」の圓いもの、之に對して四角な榱を桷といふ。）○糲粢（糲はまだ搗きしらげない米、粢は黍・稷・稻・粱・麥・苽等六穀の總稱。）○股無胈、脛不生毛（胈は股上の小毛で「むくげ」のこと、莊子の天下篇にも墨子を引用して「禹が洪水を治めんと欲し、自ら土木の工事に從ひ東奔西走天下を周く廻つた、その爲股のむくげはすり切れ脛の毛も生えるひまが無かつたと述べてある。）○絜駕（絜は繫「ツナグ」こと。絜駕とは馬車をかゝへて置くこと。）

夫山居而谷汲者。膢臘而相遺以水。澤居苦水者。買庸而決竇。故饑歲之春。幼弟不饟。穰歲之秋。疏客必食。非疏骨肉。愛過客也。多少之實異也。是以古之易財。非仁也。財多也。今之爭奪。非鄙也。財寡也。輕辭天子。非高也。勢薄也。重爭土橐。非下也。權重也。故聖人議多少。論薄厚。爲之政。故罰薄不爲慈。誅嚴不爲戾。稱俗而行也。故事因於世。而備適於事。

訓讀 夫れ山居して谷汲する者は、膢臘に相遺るに水を以てす。澤居して水に苦しむ者は庸を買ひて竇を決す。故に饑歲の春には幼弟にも饟せず。穰歲の秋には疏客にも必ず食はしむ。骨肉を疏んじて過客を愛するに非ざるなり。多少の實異なればなり。是を以て古の財を易ずるは仁に非ざるなり。財多ければなり。今の爭奪は鄙に非ざるなり。財寡ければなり。輕々しく天子を辭するは高きに非ざるなり。勢薄ければなり。重く土橐を爭ふは下に非ざるなり。權重ければなり。故に聖人は多少を議し、薄厚を論じて、之が政を爲す。故に罰、薄きも慈と爲さず、誅、嚴なるも戾と爲さず。俗に

稱ひて行ふなり。故に事は世に因り、而して備は事に適ふ。

通釋　抑も山上に住居して、態々谷川に下つて水を汲んで來ねばならぬ處では水が貴重品であるから、膢臘の祭節には人々互に水を贈り物とする。然るに水澤の低い處に住んで、いつも水害に苦しんで居る者は態々金を費し人を傭うて、水を流し遣る水路を切り開かせるのである。斯樣に生活に缺く可からざる所の、同じ水に對しても、時と場合とによつて人間の愛着憎惡の心情は全然異なるのである。同樣なわけで凶年の翌春には僅少な穀物の貯へも將に盡きんとするので、最も可愛い幼弟にも食を與へず。之に反して豐年の秋には食料が豐富なものだから疏遠な客人にも必ず御飯を呈供する。是は人間として、血をわけた弟を疏んじ、却て來客を愛するわけでは決してない。食物の持ち合せの多いと、少いとの事情が異なるからである。斯樣なわけで、古人が財物を易んじたのは人格高潔であつたが爲ではない。財が豐富であつたが爲である。現代人が互に爭奪をやるのは性質野鄙な爲ではない。財物缺乏して居るからである。むかし容易に天子の位を辭退したのは志氣高尙であつたからではなく、天子の勢が微弱でつまらなかつた爲である。今の人が一生懸命に官職を得んとして爭ふのは、心下劣な爲ではなく、官職に伴ふ權勢が重いからである。此の故に、聖人は財物の多少を論じ、福利の薄

厚を考究して時勢に相應した政治を爲すのである。故に罰を薄くしたとて特に仁慈だといふわけでもなく、誅戮嚴酷だとしても特に暴虐だと考ふ可きでもない。只時の習俗に適合した政治を行ふだけのことである。それで事情は時世に因つて變遷し、從つて國家の施設は其の事情に相應しなければならぬのである。

語釋 膢臘（膢も臘も祭の名、膢は飲食の神を祭るのであるが北方では陰曆八月に行ひ、南方では二月にやつたと云ふ。臘は冬至後第三の戌の日に百神を祭るのを曰ふ。）○饑歳之春幼弟不饟（凶作の年でも秋にはまだ食料があるが、一と冬暮し春を迎へた頃食料の缺乏其の極に達した時である。幼弟は一番末子で平生最も可愛がられるものである。）○土槖（此の解釋に種々の說があるが、王先愼の集解の說が最も穩かである、それによれば土は士の誤りで、士は仕の意、槖は託の意、仕託といふ語は外儲說左上に見えて居り、君に仕へ官途に就くことであると。）

古者文王處豐・鎬之閒。地方百里。行仁義。而懷西戎。遂王天下。徐偃王處漢東。地方五百里。行仁義。割地。而朝者。三十有六國。荊文王恐其害己也。舉兵伐徐。遂滅之。故文王行仁義。而王天下。偃王行仁義。而喪其國。是仁義用於古。不用於今也。故曰。「世異則事異。當舜之時。有苗不服。禹將伐之。

舜曰。不可。上德不厚而行武。非道也。乃修教三年。執干戚舞。有苗乃服。共工之戰。鐵銛距者。及乎敵。鎧甲不堅者。傷乎體。是干戚用於古。不用於今也。故曰。事異則備變。

訓讀　古者、文王豐鎬の間に處り、地方百里、仁處を行ひて西戎を懐け、遂に天下に王たり。徐の偃王は漢東に處り、地方五百里、仁義を行ふ。地を割いて朝する者三十有六國。荊の文王其の己を害せんことを恐れ、兵を擧げて徐を伐ち、遂に之を滅せり。故に文王は仁義を行うて天下に王たり、偃王は仁義を行うて其の國を喪せり。是れ仁義は古に用ひられ、今に用ひられざるなり。故に曰はく、「世異なれば卽ち事異なる」と。舜の時に當り、有苗服せず。禹將に之を伐たんとす。舜曰はく、「不可なり。上德厚からずして武を行ふは道に非ざるなり」と。乃ち教を修むること三年。干戚を執りて舞ふ。有苗乃ち服せり。共工の戰に、鐵銛の距なる者敵に及び、鎧甲堅からざる者體を傷つく。是れ干戚は古に用ひられて今に用ひられざるなり。故に曰はく、「事異なれば則ち備變ず」と。

通釋　むかし周の文王は豐邑鎬邑地方を領有して居つたが、領土は僅に百里四方に過ぎない微弱な

勢力であつたけれども、仁義の政治を行つて西方の異民族を懷け從へ、遂に天下に王たるに至つた。然るに徐の偃王は漢水の東に處り、五百四方の大國を領し、仁義の政治を行うたら、領土を徐に割讓して偃王に朝貢するもの三十六國の多きに達した。處が楚の文王は徐の隆盛が已の害となることを恐れ、兵を擧げて徐を伐ち、遂に之を滅して了つた。此の故に周の文王は仁義を行つて天下に王となつたのに、徐の偃王は、やはり仁義を行うたが其の國を喪して了つた。是に由つて觀れば、仁義は古代に於ては有用であつたが、現代では無用なものなのである。故に余は「時代が變れば事情が異つて來る」と曰ふのである。

舜の時に當り、有苗といふ蠻族が歸服しなかつたので、禹は之を征伐しようとした。然るに舜が「其れはいけない。君の仁德が十分でないのに武力に訴へるのは道に適はぬことであると曰つて、そして敎化に力めること三年王化を蠻民に及し、然る後、舞樂用の干と戚とを持つて舞ふ所の、一種の武の舞を催しただけで、有苗は自ら歸服して了つた。然るに共工氏との戰には鐵製の銛の巨大なるものを用ひ、是が敵に中り、鎧の堅固でない者は爲に傷を被つたといふことで、精鋭な武器を用ひ實力によつて始めて共工氏を平げたのである。是等二つの史實は干戚の舞が古には用ひられたが現今に用ふ

可からざることを教ふるものである。此の故に余は曰ふ「事情が變れば之を處理する手段も變る可きである」と。

語釋 豐鎬(巧に依、西省西安地方に在る地名、大王は岐に邑し、文王は豐に遷り武王に至りて始めて鎬に居つた、鎬は豐の東二十五里に在り。) ○徐偃王(史記秦本紀や後漢書等には偃王は周の穆王の時の人としあるがさうすると楚の文王よりも三百年ばかり古い時代の人で文王と交涉がなくなる、若し又楚の文王の時とすれば周の穆王との關係は無くなる、それで韓非の此の語を以て史記の誤と證するものもあり、韓非の方が誤れる傳說によつたものだといふ說とがあり、どうも判然しない。) ○荊文王(荊は楚の本號、文王は武王の子、名は熊貲。始めて郢に都した。) ○有苗(有苗は南方揚子江畔に居つた蠻族である。) ○共工(共工氏は遠く顓頊の代に征討せられたと古記に見えるが禹舜の後に共工氏の戰があつたかどうか、判然せぬ。) ○鐵銛距者(鐵銛は鐵製のモリ、距は巨に通ず、大の意、鐵製の巨大なモリの意、古代は銅器を用ひて居つたが、鋭利な鐵器を用ひたのは武器の一大進歩である。或は銛は箭鏃(やじり)だといふ說もある、そして距はもと短の字又は矩の字になつて居つたから種々の說を生じて居るが今は距の字にして置く、然し距の字にしても蜜義には距は躁なりとて鐵銛を投じて跳躍する意に解して居るが、少し考へ過ぎた說ではないかと思ふ。)

餘論 文王は仁義を以て興り、偃王は仁義を以て亡びた史實を擧げては「世異則事異」と曰ひ、有苗を服するに干戚の舞を以てし、共工の戰には鐵銛を以てした例を引いては、「事異備變」と曰つて居る。是皆前段に「事因於世、而備適於事」と曰つたのに照應するのである。

上古競於道德。中世逐於智謀。當今爭於氣力。齊將攻魯。魯使子貢說之。

齊人曰。子言非不辯也。吾所欲者土地也。非斯言所謂也。遂擧兵伐魯。去

門十里以爲界。故偃王仁義而徐亡。子貢辯智而魯削。以是言之。夫仁義辯智。非所以持國也。去偃王之仁。息子貢之智。循徐・魯之力。使敵萬乘。則齊荊之欲。不得行於二國矣。

訓讀 上古は道德を競ひ、中世は智謀を逐ひ、當今は氣力を爭ふ。齊將に魯を攻めんとす。魯、子貢をして之に說かしむ。齊人曰はく、「子の言は辯ならざるに非ざるなり。吾が欲する所の者は土地なり。斯の言の謂ふ所に非ざるなり」と。遂に兵を擧げて魯を伐ち、門を去ること十里にして以て界と爲す。故に偃王仁義にして徐亡び、子貢辯智にして魯削らる。是を以て之を言へば、夫の仁義辯智は國を持する所以に非ざるなり。偃王の仁を去り、子貢の智を息め、徐魯の力に循ひ、萬乘に敵せしめば、則ち齊荊の欲二國に行ふを得ざりしなり。

通釋 古來の世相を大觀すれば、上古は道德によつて高下を定め、中世は智謀によつて優劣を爭ひ、當今は氣力を以て戰ひ勝敗を決するといふ樣に變つて來たのである。それで當今では仁義は勿論、智謀も亦無力なものとなつたのである。その例を擧げれば、齊が魯を攻めようとした時、魯では孔子の

弟子で智辯の士として知られた子貢をして齊に往つて侵略を思ひ止まる様に說かしめた。然るに齊人は曰ふ様、「足下の議論は如何にも雄辯ではある。然し吾が得んと欲する所は土地である。足下の謂ふ様な理想を求めて居るのではない」と。そして遂に兵を擧げて魯を伐ち、都門を去ること十里の地點まで侵略し、そこを疆界としたのである。故に偃王は仁義にして徐が亡ぼされ子貢は辯智であつたけれども魯は侵略された。是の事實から言ふならば、夫の古に於て有力であつた仁義辯智は今では國家を保全し得る手段でない。それよりも寧ろ、偃王の仁義を捨て、子貢の智を用ひず、徐・魯各々その實力に因つて敢然として大國に抵抗したならば、如何に强大な齊や楚でも、さうむざ〳〵徐や魯に對して無道な欲望を遂げることは得なかつたらう。

語釋　非ニ斯言所ヒ謂(こちらの求めるは所は子貢の言ふ様な旨意とは異なる意、さて子貢の議論の旨意如何であつたかこゝでは判然しないが、魯を伐つて目前の利を得るのは齊の將來の爲にならぬと說いたに相違無い。)

餘論　子貢が魯の爲に齊の侵略を思ひ止まらせる計謀は史記の仲尼弟子列傳によれば、子貢が孔子門下の諸子の中から選ばれて先づ齊に行き、田常に說き、魯に向けんとする兵力を轉じて吳に向はしめ、尙其の計謀を遂成せしめんが爲に、吳・越・晉の三國にも遊說し、適に華々しき成功を收めて居る。韓子の此の話とは全然異なつて居る。然し魯が齊の侵略を受けたことは數あつたから、子貢の遊說が

功を奏せずして魯が大に地を削られたことも無いとはいへぬし、少くともさういふ傳說もあつたのだらう。

夫古今異俗。新故異備。如欲以寬緩之政。治急世之民。猶無轡策而御駻馬。此不知之患也。今儒墨皆稱。先王兼愛天下。則民視如父母。何以明其然也。曰。司寇行刑。君爲之不擧樂。聞死刑之報。君爲流涕。此所擧先王也。夫以君臣爲如父子則必治。推是言之。是無亂父子也。人之情性。莫先於父母。父母皆見愛。而未必治也。君雖厚愛。奚遽不亂。今先王之愛民。不過父母之愛子。子未必不亂也。則民奚遽治哉。且夫以法行刑。而君爲之流涕。此以效仁。非以爲治也。夫垂泣不欲刑者仁也。然而不可不刑者法也。先王勝其法。不聽其泣。則仁之不可以爲治亦明矣。

訓讀　夫れ古今俗を異にし、新故備を異にす。如し寬緩の政を以て急世の民を治めんと欲せば、猶ほ轡策無くして馯馬を御するがごとし。此れ知らざるの患へなり。今儒墨皆稱す「先王天下を兼愛すれば則ち民視ること父母の如し」と。何を以て其の然るを明かにするや。曰はく、「司寇刑を行へば君之が爲に樂を擧げず。死刑の報を聞いては君爲に流涕す」と。此れ先王を擧ぐる所なり。夫れ君臣を以て、父子の如くすれば則ち必ず治まると爲す。是を推して之を言へば、是れ亂父子無きなり。人の情性父母より先なるは莫し。」父母皆愛を見せども、而も未だ必ずしも治まらざるなり。君厚く愛すと雖も奚遽亂れざらんや。今先王の民を愛すること、父母の子を愛するに過ぎず。子未だ必ずしも亂れずんば非ざるなり。則ち民奚遽治まらん哉。且つ夫れ法を以て刑を行ひ、而して君之が爲に流涕す。此れ以て仁を效せども、以て治を爲すに非ざるなり。夫れ垂泣して刑するを欲せざる者は仁なり。然り而して刑せざる可からざる者は法なり。先王は其の法を勝たしめて、其の泣に聽かず。則ち仁の以て治を爲す可からざること亦明かなり。

通釋　抑も昔と今とは習俗を異にし、新と舊とは其の手段を異にす可きである。古の閑氣な時代の政ごとを以て、世智辛い當世の民を治めようとするなら、それは恰も、手綱も策も用ひずに荒馬を御

すると同様のまちがひで、此れ時勢の變を知らざる爲の弊害である。
今儒家や墨家の學者達も皆先王を稱へて曰ふ、「先王が萬民を平等に愛したものだから、民も亦君を仰ぎ視ること子が父母を慕ふが如きものであつた」と。何を以て之を證明し得るかといふに、彼等の尊重する古書に「司法官が罪人に刑を行へば、君主は之を哀みて音樂を催さず、死刑の報を聞いては、君は爲に涕を流された。」とあり、是が彼等の先王を尊しとする所以なのである。抑も君臣關係を父子の如くにすれば必ず國治まるとする考は、之を嚴密に推論すれば、世に父子關係の亂れたるためしが無いといふ前提の上に立たねばならぬ。凡そ人間の愛情は父母の愛情より濃かなるものは無く、父母皆この愛を見すに拘はらず、家必ず治まるとは限らぬ。然らば君が如何に厚く民を愛したとて國が亂れぬとはどうして云へるものか。況してや先王が民を愛する程度は、よもや父母の我が子を愛するには及ぶまい。然るに子ですら必ずしも亂れぬとは謂へぬなら、民はどうして治まる筈があらう。
且つ法律に依つて刑を執行し乍ら、君主之が爲に流涕すとは、此れ仁心の果なき主張を表はすことではあるが國を治める手段ではない。抑も泣を垂れて人を刑罰に處したくないと思ふのは仁心即ち人情である。人情としていくら刑を用ひたくないと思つても而も刑しなければならぬといふのが法の精

神である。此の法と人情との矛盾に立つて、先王は斷じて法を立てゝ人情の泣の主張を抑へたのである。してみれば人情で政治を行ひ得ぬことは、是亦明かなことである。

語釋　民視如父母（「民視」がもと「視民」となつて居つた、さうすると民を視ること父母の子に於けるか如しと解せねばならぬが集解の說により民が、君を視ること父母を慕ふが如しと說く方がよい、それで本文を「民視」と改めた。）○司寇行刑君爲之不擧樂云々（この精神は左傳莊公二十年、禮記文王世子篇、及び王制篇等にも見え儒家の尊重する所である、墨家が兼愛を主張する限りに於いて之と同じ精神と見てよい。）○效仁（效は示と同樣に見てよい。）

且民者固服於勢。寡能懷於義。仲尼天下聖人也。修行明道。以遊海內。海內說其仁。美其義。而爲服役者七十人。蓋貴仁者寡。能義者難也。故以天下之大。而爲服役者七十人。而仁義者一人。魯哀公下主也。南面君國。境內之民。莫敢不臣。民者固服於勢。勢誠易以服人。故仲尼反爲臣。而哀公顧爲君。仲尼非懷其義。服其勢也。故以義則仲尼不服於哀公。乘勢則哀公臣仲尼。今學者之說人主也。不乘必勝之勢。而務行仁義。則可以王。是求人主之必及仲尼。而以世之凡民皆如列徒。此必不得之數也。

訓読 且つ民は固より勢に服し、能く義に懷くもの寡し。仲尼は天下の聖人なり。行を修め道を明かにして、以て海内に遊ぶ。海内其の仁を說び其の義を美とす。而も服役を爲す者七十人。蓋し仁を貴ぶ者は寡く、義を能くする者は難きなり。故に天下の大を以てして、而も服役を爲す者七十人にして、仁義なる者は一人なり。魯の哀公は下主なり、南面して國に君たれば、境內の民、敢て臣たらさる莫し。民は固より勢に服す、勢は誠に以て人を服し易し。故に仲尼反つて臣と爲り、而して哀公は顧つて君と爲れり。仲尼は其の義に懷けるに非ず、其の勢に服せるなり。故に義を以てすれば即ち仲尼も哀公に服せず、勢に乘ずれば則ち哀公も仲尼を臣とす。今學者の人主に說くや、必勝の勢に乘せずして「務めて仁義を行はば、則ち以て王たる可し」といふ。是れ人主の必ず仲尼に及ばんことを求めて而して、世の凡民を以て、皆列徒の如くせんとする。此れ必ず得られざるの數なり。

通釋 且つ人民は勢威に屈服するもので、道義に感激して之に懷く程の殊勝なものは寡い。手つ取り早い例を擧げれば、孔子は天下の聖人で、自ら德行を修め人の道を明にし、天下を周游して其の教を說いた。すると、天下の人々皆（孔子の人格によつて體現された）其の仁義の教を說び、それを歎稱した。然るに眞に孔子の門人となつて之に事へた者は僅に七十人しか居なかつた。つまり仁德を貴

ぶ者は寡く、道義を實行し得る者は求め難いものなのである。であるからして天下中の大勢の人々の中から、孔子の門人となつて之に事へたものは僅に七十人、そして眞に仁義を體得した者はたつた一人だけであつたのである。然るに一方魯の哀公は下等の君主ではあつたが、南面して一國に君臨すれば、國境內の人民は誰一人として臣從しない者は無いのである。人民といふ者は元來勢威に屈服するもので、勢威さへあれば人を屈服せしめることは誠に易々たるものである。それ故、聖人たる孔子が反つて臣下となり、凡愚な哀公がかへつて君となつたので、孔子は別段哀公の道義に懷いたわけではない、哀公の勢威に服從したのである。それで道義上からいへば孔子は哀公に服從しない。たゞ君主も勢に乘ずる場合にのみ哀公は孔子を臣下と爲し得るのである。然るに今の學者共は人主に說くに當つて、必ず勝を制す可き勢に乘ずることを勸めず、「務めて仁義を行ひさへすれば天下に王たることが得る」などと夢の樣なことを言つて居るのである。是れ世の君主たる者が皆孔子と同等の人格を備へることを要求し、そして世の一般人民を盡く孔子門下の弟子の樣にしようとするのである。此れは道理上どうしても不可能なことなのである。

語釋　爲服者七十人（門人となつて師に事へることを服役といふのは少し變に思へるが韓非は凡弟子を稱して服役又は徒役といつた。七十人とは史記孔子世家に「弟子蓋三千焉、身六藝ニ通ズル者七十有二人」とあるその七十二弟子のことをいつたので

ある。）　○魯哀公（名は蔣といひ定公の子である。孔子は哀公の十六年に歿した。）　○列徒（孔門七十二子をいつたのである。）

今有不才之子。父母怒之。弗爲改。鄉人譙之。弗爲動。師長敎之。弗爲變。夫以父母之愛・鄉人之行・師長之智。三美加焉。而終不動。其脛毛不改。州部之吏。操官兵。推公法。而求索姦人。然後恐懼。變其節。易其行矣。故父母之愛。不足以敎子。必待州部之嚴刑者。民固驕於愛。聽於威矣。

訓讀　今、不才の子有り。父母之を怒れども、爲に改めず。鄉人之を譙むれども、爲に動かず。師長之に敎ふれども、爲に變ぜず。夫れ父母の愛・鄉人の行・師長の智を以てし、三美焉に加はれども、而も終に動かず。其の脛毛だも改めず。州部の吏、官兵を操り、公法を推して、姦人を求索するや、然る後恐懼して其の節を變じ、其の行を易ふ。故に父母の愛は以て子を敎ふるに足らず、必ず州部の嚴刑を待つ者は、民固より愛に驕り、威に聽けばなり。

通釋　今こゝに馬鹿息子が居たとする、それが父母が怒つても改心せず、鄉人が責めても感動せず、

教師先輩等が訓戒しても變更せず、其の惡行がつのるばかり。か樣に父母の愛と鄕人の情誼と師長の智と三種の結構なものを以て其の子に臨んでも、少しも效果なく、脛の毛一本程も改心しない。然るに地方の役人が官兵を用ひ、公法に照して、惡者をとつちめるといふ段になると、こゝに始めて恐れを爲して、流石强情の心を變へ、惡行を改めるものである。斯樣に父母の愛情では子を敎化するに力足らず、是非地方官の嚴刑を必要とするのは、人民は元來、恩愛に對しては、つけあがり、威嚴に對しては從順なものであるからである。

語釋　不才之子（卽ち不肖の子で馬鹿息子のこと。）

故十仞之城。樓季弗能踰者峭也。千仞之山。跛牂易牧者夷也。故明王峭其法。而嚴其刑也。布帛尋常。庸人不釋。鑠金百溢。盜跖不掇。不必害。則不釋尋常。必害手。則不掇百溢。故明主必其誅也。是以賞莫如厚而信。使民利之。罰莫如重而必。使民畏之。法莫如一而固。使民知之。故主施賞不遷。

行誅無赦。譽輔其賞。毀隨其罰。則賢不肖俱盡其力矣。

訓読 故に十仭の城、樓季も踰ゆる能はざる者は峭しければなり。千仭の山、跛牂も牧し易き者は夷かなればなり。故に明王は其の法を峭しくし而して其の刑を嚴しくするなり。布帛の尋常なるものは庸人も釋てず。鑠金の百溢なるものは盜跖も掇はず。必ずしも害せられざれば、則ち尋常をも釋てず。必ず手を害すれば、則ち百溢をも掇はず。故に明主は其の誅を必するなり。是を以て賞は厚くして信なるに如くはなし、民をして之を利せしむ。罰は重くして必なるに如くは莫し、民をして之を畏れ使む。法は一にして固なるに如くは莫し、民をして之を知ら使む。故に主賞を施すに遷さず、誅を行ふに赦す無く、譽、其の賞を輔け、毀、其の罰に隨へば、則ち賢不肖俱に其の力を盡す。

通釋 同樣な事由で高さ僅に十仭の城壁でも、城壁となれば、さすが輕快を以て聞こえた樓季でも之を踰えることができないのは峭しく聳だつて居るからである。千仭の高山でも、山には跛羊でも牧養し易いのは、地勢の傾斜緩漫であるからである。故に明君と稱せらるゝ人は、其の法を峭しくし、其の刑を嚴しくして、人民をして刑法に觸れざらしめようとするのである。

又、僅か數尺の布帛でも、路に落ちて居れば普通の人は誰しも、之を拾ひとり、そのまゝ捨てゝは

置かぬだらう。然るに百溢の目方を有する黄金でも、之を燒いて鑠かしてある場合は、盜跖の如き大盜でも之を掇はぬだらう。つまり必ずしも害を受けぬとなれば、僅かの布でも之を拾ひ、必ず手を燒くと知れば百溢の大金でも之を知らぬのは是れ人情である。それで明主は姦人を誅罰するに決して見逃がすことは無い。

斯樣なわけで、賞は厚くして且つ間違ひ無きに越したことは無い、かくあつてこそ民をして恩賞を望ましめ得るのである。又罰は重くして漏らさゞるに越したことは無い、それでこそ民をして誅罰を畏れしめ得るのである。又法は專一確實なるに越したことは無い、こゝに始めて民をして法令を明瞭に知らしめ得るのである。それで明主は賞を施すに規定を嚴守して、違へること無く、誅罰を加ふるに特例の赦免なく、恩賞には社會的名譽が伴ひ、誅罰には社會的不名譽が附屬する樣な方針を取る、であるからして賢不肖の區別なく皆俱に全力を盡して忠勤を勵むのである。

語釋　十仞之城樓季弗能踰（仞は長さの單位、四尺を仞と曰ふ、樓季は魏の文侯の弟で敏捷輕快で有名。）○跛牂（跛はちんば、牂は牝羊。）○鑠金百溢（鑠金は熱してとかした黄金である覈韻などに鑠金を好金・美金の意に解してあるが前後の通りが悪い、溢は重さの單位で二十四兩を一溢と曰ふ、喩を鎰と書いてある場合もあるが溢が本字である。）○尋常（尋は八尺、常は其の一倍。）

餘論　「不才の子」の喩を以て、人間性の弱さ――自治自律の理想は有つて居つても、時に享樂の誘

ひや放縱の惑ひに押し流され、はては我見我執の屁理窟に安んじて正しい己の本然に反ることを忘れるに至る傾向――を高調し人の子にはどうしても外部よりの力強い抑壓、即ち刑法といふものが必要であると說き、次に「十仭の城」・「千仭の山」の譬を擧げ、更に「布帛」と「鑠金」とに對する人情の動き方を別ち、そして此等の說話より嚴刑峻法主義の原理を導き出し、此の理法に照して明君の當に取るべき政治方針は如何にあるべきかを說いたのである。

却說嚴刑峻法主義は韓子ばかりでなく、法家者流全體に通有の主張であるが、韓子が之を主張する時の根據は二つ有る。一は人間の放縱を戒め、暴亂を制するには生やさしいことでは駄目だからといふに在り、今一つは嚴刑峻法主義は殘酷に似て却て民を傷ふこと少くて「刑は刑無きを期する」大方針に合致するといふに在るのである。此の段は卽ち第一の根據を說いたものであるが、六反篇に最も適切に第二の根據を說いて居る。其の要旨は「人は山に躓かないが蟻塚の如き小さなものに躓き易い。高山に對しては誰しも要心するが、蟻塚に對しては油斷するからである。同樣に刑罰が輕ければ人々之を易つて、つひ反則行爲を爲し、刑罰によつて身を傷ふ場合が多くなる。然るに罰重ければ人々要心するから反則者無く、刑を施行せずに濟む」といふのである。此の段の嚴刑論を讀むにも六反篇の

所說を思ひ合せつゝ讀めば、韓非の心持が一層明かに判ると思ふ。

今則不然。其有功也爵之。而卑其士官也。以其耕作也賞之。而少其家業也。以其不收也外之。而高其輕世也。以其犯禁也罪之。而多其有勇也。毀譽賞罰之所加者。相與悖繆也。故法禁壞而民愈亂。

訓讀　今は則ち然らず。其の功有るや之を爵す、而るに其の士官を卑しむなり。其の耕作するを以て之を賞す、而るに其の家業を少とするなり。其の收められざるを以て之を外にす、而るに其の世を輕んずるを高しとするなり。其の禁を犯すを以て之を罪す、而るに其の勇あるを多とするなり。毀譽賞罰の加はる所の者、相與に悖繆するなり。故に法禁壞れて民愈亂るゝなり。

通釋　然るに現代の有様は之と異なり。政府が有功者に爵を與へて之を表彰してゐるのに、民間に於ては素直に官途に就くことを卑しむの風あり。國家が農耕に勉勵する者を賞して居るのに、世間では農業を輕蔑して居る。又隱逸の士が徒に氣位を高くして政府の招聘に應ぜず、國家にとつて無益有害の者であるから、政府は之を排斥せんとして居るのに、民間では彼等が俗界を輕んじてゐる點を高

尙なりとして尊んでゐる。又法禁を犯す者を處罰する規定あるに拘らず、世俗は俠客の不法行爲を勇敢なりとして稱美して居る。斯の如く政府の賞罰する所と民間の毀譽褒貶とは互に矛盾し、喰ひ違つてゐる。それ故に國法漸く壞れて民愈々亂れるのである。

語釋 士官（仕官に同じ。）　○以其不收也外之（政府の招聘に應ぜず、政府の力を以て收用できず。政府が之をもてあまして、之を排斥すること。）

餘論 政府の賞罰と民間の毀譽とが一致を缺き矛盾してゐる現狀を述べ、次段に於て其の禍根を述べんとするのである。

今兄弟被㆑侵必攻者廉也。知友被㆑辱隨仇者貞也。廉貞之行成。而君上之法犯矣。人主尊㆓貞廉之行㆒。而忘㆓犯㆑禁之罪㆒。故民逞㆓於勇㆒。而吏不㆑能㆑勝也。不㆑事㆑力而衣食。則謂㆓之能㆒。不㆓戰攻㆒而尊。則謂㆓之賢㆒。賢能之行成。而兵弱而地荒矣。人主說㆓賢能之行㆒。而忘㆓兵弱地荒之禍㆒。則私行立。而公利滅矣。儒以㆑文亂㆑法。俠以㆑武犯㆑禁。而人主兼㆓禮之㆒。此所㆓以亂㆒也。夫離㆑法者罪。而諸先生

以文學取。犯禁者誅。而羣俠以私劍養。故法之所非。君之所取。吏之所誅。上之所養也。法趣上下。四相反也。而無所定。雖有十黄帝。不能治也。故行仁義者。非所譽。譽之則害功。工文學者。非所用。用之則亂法。

訓讀　今兄弟侵されて必ず攻むる者は廉なり。知友辱しめられて隨つて仇とする者は貞なり。廉貞の行成りて君上の法犯さる。人主貞廉の行を尊びて禁を犯すの罪を忘る。故に民勇を逞しくして吏勝つ能はざるなり。力を事とせずして衣食すれば則ち之を能と謂ひ、戰攻せずして尊ければ則ち之を賢と謂ふ。賢能の行成りて兵弱く而して地荒る。人主賢能の行を說びて、兵弱地荒の禍を忘るれば、則ち私行立ちて公利滅す。儒は文を以て法を亂し、俠は武を以て禁を犯す。而るに人主は兼ねて之を禮す。此れ亂るゝ所以なり。それ法を離るゝ者は罪す。而るに諸先生は文學を以て取らる。禁を犯す者は誅す。而るに羣俠は私劍を以て養はる。故に法の非とする所は君の取る所、吏の誅する所は上の養ふ所なり。法趣上下、四相反するなり、而して定まる所無し。十黄帝有りと雖も治むる能はざるなり。故に仁義を行ふ者は譽むる所に非ず。之を譽むれば則ち功を害す。文學に工なる者は用ふる

所に非ず。之を用ふれば則ち法を亂す。

通釋 例へば今、我が兄弟が他人に侵害された場合、必ず我が兄弟を助けて敵を攻める者は世に謂はゆる廉士である。又己が知友が他人から恥辱を受けた時に、直に知友の爲に復讎をなす者は謂はゆる貞士である。處が此の廉貞の行、即ち私闘が行はれると、當然君上の法が破られるのである。然るに人君までが私情に驅られ、貞廉の行を尊んで、禁を犯すの罪を忘れるからして、民は勇力を逞しくして、そして官權も之を取締ることが能ぬ様になるのである。又勞働せずして衣食すれば世人之を稱して能と謂ひ、戰爭に從事せずして尊い位を得れば、世人之を稱して賢と謂ふ。然るに斯様な意味の賢能の行が國に多くなると、其の國の兵は弱く耕地は荒れることゝなる。此の場合に人主が謂はゆる賢能の行を説ぶ私情に絆されて、兵弱く地荒れる國の禍を忘れる時は、個人的の美行は成立するが、國家の公利は消滅して了ふのである。

儒者は學問を以て法を亂し、俠者は武力を以て禁を犯すものであるのに、人主は此の兩者何れをも禮遇して居る。此れ國の亂れる事由である。抑も法に背く者は罰すべきである。而るに儒者先生達は學問が能るといふ點で採用される。國禁を犯す者は之を誅すべきである。而るに俠者等は刺客として

養はれて居る。此の故に國法の容さゞる所の者は却て君主の採用する所であり、司法官の誅罰する所の者は却て人君の養ふ所の者である。國法と君の臣下を登用する方針と、上に立つ君と下に在る司法の吏と、此の四つの者が互に相反して而も依る可き一定の標準がない。是では十人の黄帝が居つたとて此の國を治めることが能ない。故に仁義を行ふ者は譽むべきではない。之を譽めれば功業を害する。學問文章に巧な者は用ふべきものではない。之を用ひれば法を亂するのである。

語釋　廉(前にも出たが、氣骨あること。)　○貞(信義を守ることの堅いこと。)　○逞(原本には程の字になつてゐるが逞に作るべきである。)　○私劍(法律を無視して人を殺傷すること。即ち暗殺すること。)

餘論　仁義の敎には功利以上の價値があつて、人心を動かすことが深い。任俠義烈の行には人をして感憤興起せしめる或る者がある。然し國家の公人たる人君はどこまでも富國强兵第一主義に徹底しなければならぬ。いくら仁義を說び任俠を愛するからとて、それが爲に國の富强を犧牲としてはならぬ。況んや時務を知らざる腐儒の言に謬られ、任俠の美名を假りて私腹を肥やす兇徒に毒せらるゝをや。是れ最も戒愼せねばならぬ所であるとて、鋒を五蠹の第一第二たる儒と俠とに向けて來たのである。

楚有直躬。其父竊羊。而謁之吏。令尹曰。殺之。以爲直於君。而曲於父。報而

罪之。以是觀之。夫君之直臣。父之暴子也。魯人從君戰。三戰三北。仲尼問其故。對曰。吾有老父。身死莫之養也。仲尼以爲孝。擧而上之。以是觀之。夫父之孝子。君之背臣也。故令尹誅。而楚姦不上聞。仲尼賞。而魯民易降北。上下之利。若是其異也。而人主兼擧匹夫之行。而求致社稷之福。必不幾矣。

訓讀 楚に直躬といふもの有り。其の父羊を竊む。而るに之を吏に謁ぐ。令尹曰く、「之を殺せ」と。以爲へらく、君に直にして父に曲なりと。報じて之を罪せり。是を以て之を觀れば、夫れ君の直臣は父の暴子なり。魯人君に從ひて戰ひ、三たび戰ひて三たび北ぐ。仲尼其の故を問ふ。對へて曰く、「吾に老父有り。身死せば之を養ふ莫からん」と。仲尼以て孝と爲し、擧げて之を上せたり。是を以て之を觀れば、夫れ父の孝子は君の背臣なり。故に令尹誅して、楚姦上聞せず、仲尼賞して、魯民降北を易んず、上下の利、是の若く其れ異なるなり。而るに人主兼ねて匹夫の行を擧げて而も社稷の福を致

さんことを求むるも、必ず幾せられざるなり。

通釋 昔楚に、正直者で直躬といふ渾名を取つた者が有つた。或る時、其の父親が羊を盜んだ處、令直躬がそれを役人に訴へ出た。然るに時の令尹が之を聞いて、「訴へ出た其の男を殺せ」と命じた。令尹の考によれば、其の男は君に對しては正直であるが、父に對しては冷酷無道である。容して置けぬといふのである。遂に其の罪を論じて之を誅罰した。是によつて觀れば、君に忠直な者は父に寇する不孝者であるわけである。

又魯の人で其の君に隨つて戰爭に出た者あり。三度の戰に三度共敗北した。孔子が此の人に敗退の理由を問うたら、其の人對へて曰ふ樣「自分には老年の父があり、吾が身もし戰死したら、誰も父を養ふ人が無いから、恥を忍んで逃げたのである」と。孔子は其の人の孝心に感服し、之を上官に拔擢した。是に由つて觀れば、父に對する孝子は、君に對しては命令に背く不忠者だといふことになる。斯樣な關係で、かの令尹が正直者を誅してより後、楚では犯罪が上役人の耳に入らぬ樣になり、孔子が敗走の士を賞めてより後、魯の民戰に臨んで降參したり逃げたりすることを、格別恥とも思はぬ樣になつた。君臣上下の利害關係は斯程まで相反するものである。而るに人君が匹夫の個人的美行を

も稱揚し、同時に國家の福利をも得ようとしたつて、それは到底望め無いことである。

語釋 楚有二直躬一（直躬の話は論語子路篇にても話題となり孔子が之に明快な批判を加へてゐるのは人の知る所。）○報而罪レ之（報は論告の意、呂氏春秋に報を執に作る、執に作れば平明に解けるが報でも誤りだといふ程のことはあるまい。）○令尹（春秋時代楚で執政の大臣を令尹といつた、後世は地方長官を令尹といつたことがある、こゝでは勿論前者の意である。）○必不レ幾矣（幾は庶幾の意、不幾は庶幾せられず即ち望み得ぬこと。）

古者蒼頡之作レ書也。自環者謂二之私一。背レ私謂二之公一。公私之相背也。乃蒼頡固以知レ之矣。今以爲二同利一者。不レ察之患也。然則爲二匹夫一計者。莫レ如下修二行義一而習中文學上。行義修則見レ信。見レ信則受レ事。文學習則爲二明師一。爲二明師一則顯榮。此匹夫之美也。然則無レ功而受レ事。無レ爵而顯榮。爲レ政如レ此。則國必亂。主必危矣。

訓讀 古者、蒼頡の書を作るや、自ら環する者、之を私と謂ひ、私に背く者、之を公と謂ふ。公私の相背くや、乃ち蒼頡固より以に之を知れり。今以て利を同じうすと爲すは察せざるの患なり。然れば則ち匹夫の計を爲せば行義を修め而して文學を習ふに如くは莫し。行儀修まれば則ち信ぜらる。信ぜらるれば則ち事を受く。文學習へば則ち明師と爲る。明師と爲れば則ち顯榮なり、此れ匹夫の美な

り。然らば則ち功無くして事を受け、爵無くして顯榮なり。政を爲して此の如くせば、則ち國必ず亂れ、主必ず危し。

通釋　昔、蒼頡といふ人が始めて文字を作る時、自分の利益を守ることを「私」と考へ、「私」の反對を「公」と考へて、此の二字を作つたのであつた。して見れば公私の相反することは、太古の蒼頡がはや已に知つて居つたのである。然るに今、公私利害を同じうするものと思ふのは、考察の足らぬ爲の過である。

斯樣に公と私とは本來利害相反するものであるからして、匹夫の便宜上から考へれば、品行を立派に修めたり、學問を習得したりするに越したことは無い。品行が修まれば人格者として社會から信用されるし、信用されゝば職事を賴まれる。又學問が能れば明師として仰がれるし、明師として仰がれゝば、其の名譽世に顯はれる。此れ匹夫としては最も望ましい福利ではあるが、少しも國家の爲にはならぬ。それで匹夫が斯樣なやりかたをすると、國家の爲に功勞無くして職任を授かり、官與の爵無くして名譽顯はれることゝなり、國家が折角設けた賞罰や爵位の權威を減殺するわけである。こんなやりかたで政治を行つたら、國は必ず亂れ、國君は必ず危難に迫るだらう。

語釋 蒼頡（黃帝の史官ともいひ或は伏犧の臣ともいふ、鳥の足跡から思ひついて文字を作つたと言ひ傳へられる。） ○自環者謂二之私一（說文に韓子の此の句を引用して「自營爲レム」に作る、環の古體は○であり營の古體は○○であつて字體が相似て居るのみならず、音も似通つて居り、互に通用したものである。私（わたくし）といふ字は昔、ムに作つたが餘りに簡單で他の字と紛らはしいから私（もと穀物の名）の字を借りてムの代りに用ひたのである、處が後世私の本義が忘れられて了つたのである。） ○背レ私謂二之公一（此の私の字も古くはムとかいてあつた、公の字の八は左右相そむく形を現はしたものである、八が北となり背となつたのである。）

餘論 文字の成り立ちを考へて、それに依つて道理を規定することは一般俗人を說得するに便利な方法ではあるが確信するに足る根本的考察をなす場合にはどうも根據薄弱な感じのするのは勿論である。然し文字といふものは、それを作つた人の思ひつきや、出來心に依つてのみ決するものでない。少くとも數千年間命脈を保つて來た文字にあつては、その文字の作者の優れた考案に幾十百億の人々が、意識的にか無意識的にか共鳴し承認して來たものと見るべきであるが故に、一個の文字でも之を分析考察することは、なか〳〵意義深く又興味津々たるものがある。今、韓子が公私の別を文字の上から說明せんとしたことは決して意義の無いことではない。たゞ公私背反の意味を利害相反することの一面にのみ限つて考へたことに議論の餘地があるだけである。

さて「語釋」に說いたことでムと公との相反することは判つたが、ムを「わたくし」の意味に用ひたのは何故か、そしてムよりも更に原始的の形はなかつたかといふ疑問も起つて來る、又「營」の古體は

「〇〇」であるといふ場合にも同樣の問題が起る。斯樣な問題を根本的に研究して行くのを說文の學といふのである。此の方の研究は非常に面白いが、活字で發表し難いから本講座などで深入りすることは不可能である。手つ取り早く此の方面の研究を知りたい方は高田竹山翁の「漢字詳解」などを見られるがよい。

故不相容之事。不兩立也。斬敵者受賞。而高慈惠之行。拔城者受爵祿。而信兼愛之說。堅甲厲兵以備難。而美薦紳之飾。富國以農。距敵恃卒。而貴文學之士。廢敬上畏法之民。而養遊俠私劍之屬。擧行如此。治強不可得也。國平養儒俠。難至用介士。所利非所用。所用非所利。是故服事者簡其業。而游學者日衆。是世之所以亂也。

訓讀　故に相容れざるの事は兩立せざるなり。敵を斬る者は賞を受く。而るに慈惠の行を高しとす。城を拔く者は爵祿を受く。而るに兼愛の說を信ず。堅甲厲兵以て難を備ふ。而るに薦紳の飾を美とす。

國を富ますに農を以てし、敵を距ぐに卒を恃む、而るに文學の士を貴ぶ。上を敬ひ法を畏るゝの民を廢して游俠私劍の屬を養ふ。舉行此くの如くなれば治强得可からざるなり。國平かなれば儒俠を養ひ、難至れば介士を用ふ。利する所は用ふる所に非ず。用ふる所は利する所に非ず。是の故に事に服する者は其の業を簡にし、而して游學する者日に衆し。是れ世の亂るゝ所以なり。

通釋 それで互に矛盾したことは兩立できないものである。然るに今、國家の爲戰爭に出て敵を斬る者は恩賞を與へられることになつて居るのに、個人としてやる慈惠の行を高尙なりとして貴んでゐる。又敵城を拔く者は爵祿を受けるのに、一面に於て國境を超越して天下を平等に愛すべきだといふ議論を信じてゐる。又堅固な甲冑や鋭利な武器で以て兵難に備へて居るのに、一面に於て縉紳の文官服を優美で好いものだと思つてゐる。國を富ますには農夫を煩はし、敵を防ぐには兵卒の力にたより乍ら柔弱徒食の文學の士を貴んで居る。上を敬ひ法を畏るゝ良民を廢てゝ顧みず、却て俠客刺客等無賴の徒を養つて居る。斯樣な矛盾したやりかたでは國家の安寧と富强とを求めても、それは不可能のことである。國家無事の時に儒者や俠客を大切に養つて置いても、いざ戰爭といふ時になると儒者も俠客も役に立たず、兵士を用ひるといふ有樣で、國家の爲になる者を任用されず、任用される者は國

家の爲にはならないのである。其の結果、農耕や軍事に從事するものは其の業を簡にし、そして游學する者のみ日に衆くなるのである。是れ世の亂るゝ所以なのである。

語釋　兼愛之說（天下の人も平等に愛すべしといふ說、墨翟の唱道する所、原本に兼を廉に作るは誤、今正して置く。）○薦紳（薦は搢に通用・搢紳は笏を紳（大帶）にはさむ文官の盛服である。）

且世之所謂賢者。貞信之行也。所謂智者。微妙之言也。微妙之言。上智之所難知也。今爲衆人法。而以上智之所難知。則民無從識之矣。故糟糠不飽者。不務粱肉。短褐不完者。不待文繡。夫治世之事。急者不得。則緩者非所務也。今所治之政。民間之事。夫婦所明知者不用。而慕上知之論。則其於治反矣。故微妙之言。非民務也。

訓讀　且、世の所謂賢とは貞信の行なり。所謂智とは微妙の言なり。微妙の言は上智の知り難き所なり。今衆人の法を爲すに上智の知り難き所を以てすれば則ち民從て之を識る無し。故に糟糠にだも飽かざる者は粱肉を務めず。短褐だに完からざる者は文繡を待たず。夫れ治世の事は急なる者得ざれ

ば則ち緩なる者は務むる所に非ざるなり。今治むる所の政、民間の事、夫婦の明に知る所の者用ひずして上知の論を慕ふ。則ち其の治に於けるや反せり。故に微妙の言は民の務に非ざるなり。

通釋 且、世の謂はゆる賢とは貞信の行を爲すことであり、謂はゆる智とは微妙の言論を弄ぶことである。此の微妙の言は上智の人でも却々知り難いものなのである。今一般民衆の爲に法を立てるに方つて上知の人でも解し難い議論を用ひたなら一般人民は少も之を與り識らぬことになる。故に糟糠すら腹いつぱい食へぬ貧窮者は粱肉などの美食を得んと務めず、短い仕事着すら不十分な者は刺繡の柄模樣などを問題としないものである。政治の問題だつて同樣で急務が達成されない場合に不急の問題に力を用ふべきでない。處が今國家の政治問題及民間風敎の事を見るに「匹夫匹婦でも明かに知る所のものを捨てゝ用ひず、上知の人のみ理解する議論を貴ぶのは政治の常道に反くものである。故に微妙な言論は民の務むべき所でない。

語釋 貞信（守る所堅く詐りないこと。）〇微妙（人間の力で知覺感觸し難い樣な高尚で奧深いこと。）〇上知（生れつき優良で最上の智識階級に屬する人。）

餘論 民衆を本位とすべき政治には智的に並外れて深遠なことは不必要であると論じ、更に道德的に飛び離れて高尚なことも亦不必要だと次段に論ぜんとするのである。

若夫賢良貞信之行者。必將貴不欺之士。貴不欺之士者。亦無不欺之術也。布衣相與交。無富厚以相利。無威勢以相懼也。故求不欺之士。今人主處制人之勢。有一國之厚。重賞嚴誅。得操其柄。以修明術之所燭。雖有田常・子罕之臣。不敢欺也。奚待於不欺之士。今貞信之士。不盈於十。而境內之官。以百數。必任貞信之士。則人不足官。人不足官。則治者寡。而亂者衆矣。故明主之道。一法而不求智。固術而不慕信。故法不敗。而羣官無姦詐矣。

訓讀　夫の貞信の行を賢良とするが若きは、必ず將に欺かざるの士を貴ばんとす。欺かざるの士を貴ぶは亦欺かれざるの術無きなり。布衣相與に交るには富厚以て相利する無く、威勢以て相懼れしむる無きなり。故に欺かざるの士を求む。今人主は人を制するの勢に處り、一國の厚を有し、重賞嚴誅、其の柄を操るを得、以て明術の燭す所を修む。田常・子罕の臣有りと雖も敢て欺かざるなり。奚ぞ欺

かざるの士を待たんや。今貞信の士は十に盈たず、而して境内の官は百を以て數ふ。必ず貞信の士に任ぜんとせば、則ち人官するに足らず。人官するに足らざれば則ち治むる者寡くして亂る者衆し。故に明主の道は法を一にして智を求めず、術を固くして信を慕はず。故に法敗れずして羣官姦詐無し。

通釋　夫の貞信の行を賢良なりとして賞美するのは、欺かぬ人を貴ぶのである。欺かぬ人を貴ぶのは、欺かれることを防止する手段方法を心得ないからである。民間普通の人が互に相交はるには相手に利益を與へて喜ばすべき十分な富力をも有せず、又相手を懼れしむべき威勢をも有つてゐないから唯相手の道義心に信賴するより外は無い。だから欺かない人を求めて之と交はる必要があるのである。然るに人主は人を制御する勢位に居り、一國の財寶を所有し、重賞嚴誅、思ひのまゝに之を與へ得る權力を握つて、明察の術を以て下情に曉通することに務めるからして、假令田常・子罕の如き姦臣が居つても君を欺くことを實行し得ない。それで人を欺かぬ貞信の士などは決して必要でない。今貞信の士は甚だ稀で一國中に十人とは居ない。而るに國内の官職は幾百とある。それで必ず貞信の士を任官しようとすれば人が足らぬ。人が足らなければ勢 貞信ならざる人をも用ひねばならぬから國を治める善吏が寡くて、國を亂す惡吏が多いといふ結果になる。それで明主の 政 に於ては法度を一定し、

專ら之に依りて智巧を用ひず、形名の術を嚴密に守つて信義を尙ばぬ。故に法度は敗れること無く、群臣は姦詐の行を爲さぬ。

語釋　賢良貞信之士（良を衍とする説もあるがこのまゝで宜しい。）

今人主之於言也。說其辯而不求其當焉。其於行也。美其聲而不責其功焉。是以天下之衆。其談言者。務爲辯而不周於用。故擧先王言仁義者盈廷。而政不免於亂。行身者競於爲高而不合於功。故智士退處巖穴。歸祿不受。而兵不免於弱。政不免於亂。此其故何也。民之所譽。上之所禮。亂國之術也。今境內之民。皆言治。藏商・管之法者。家有之。而國愈貧。言耕者衆。執耒者寡也。境內皆言兵。藏孫・吳之書者。家有之。而兵愈弱。言戰者多。被甲者少也。故明主用其力。不聽其言。賞其功。必禁無用。故民盡死力。以從

其上。

訓讀 今人主の言に於けるや、其の辯を說びて其の當を求めず。其の行に於けるや、其の聲を美として其の功を責めず。是を以て天下の衆、其の談言者は務めて辯を爲して用に周からず。故に先王を擧げて仁義を言ふ者廷に盈ちて而も政は亂るゝを免れず。身を行ふ者高きを爲すを競ひて功に合はず。故に智士は退いて巖穴に處り、祿を歸して受けず、而して兵弱きを免れず。政亂るゝを免れず。此れ其の故何ぞや。民の譽むる所、上の禮する所亂國の術なればなり。今境內の民皆治を言ひ、商・管の法を藏する者家々之有り。而も國愈貧しきは、耕を言ふ者衆くして耒を執る者寡ければなり。境內皆兵を言ひ、孫・吳の書を藏する者家々之有り。而も兵愈弱きは、戰を言ふ者多くして甲を被る者少ければなり、故に明主は其の力を用ひて、其の言を聽かず、其の功を賞して必ず無用を禁ず。故に民死力を盡して以て其の上に從ふ。

通釋 いま人君が人の言論を聽くのに、其の辯舌の巧妙なのを悅んで、其の議論の道理に適ふことを求めず。又人の行を評價するにも其の評判の好いのに感心して了つて、其の實功を擧げることを責めない。斯樣な次第であるから天下の人衆の中、言論家は辯說の巧妙にのみ務めて實用方面に粗漏の

點がある。それで先王を稱へて仁義を唱道する者朝廷に充滿して居るに拘らず、政は亂るゝを免れない。又篤行家は徒に高尚なことを爲すを競うて實功を擧げるに適合せぬきらひがある。それで此の方面の智者達は、山中の巖穴に隱遁して政府からの俸祿を辭退して受けぬといふ樣な並外れた行をやる。此の風潮が行はれゝば兵勢弱まることは免れない。斯樣に政は亂るゝを免れず、兵力弱まるを免れないのも、其の因由は何かといふに民間の譽める所も、政府の禮遇する所も、どちらも間違つて居り、寧ろ國を亂すやりかたであるからである。今全國の民皆政治を論じ、商鞅や管仲の政治論書を愛藏する者戶每にこれ有るけれども、國はいよ〳〵貧しくなるばかりであるのは、農耕を論ずる者は衆いが實際に耒鋤を執つて働く者が寡いからである。又、全國の民皆兵法を論じ孫子吳子の兵法を藏する者各戶に之有る有り樣だが兵愈弱くなるばかりなのは、戰法を論ずる者ばかり多くて、甲冑を著けて實戰に臨む者が寡いからである。それで明君は民の力を用ひて其の空論を取りあげず、民の實功を賞して必ず無用の事を禁止する。故に民は身命を抛つて、君上の命令に從ふのである。

語釋 商・管之法(商鞅・管仲の遺法著書即ち商子・管子のこと。商子はもと二十九篇あつたといふが今は二十四篇だけ殘つて居る、古くは商君書といつた。管子は管仲の著と傳ふるが後人の假託攙入が多い、もと八十六篇あつたが今は七十六篇だけ存する、內容甚だ他方面である。) ○孫吳之書(孫武の著孫子、及び吳起の著吳子を指す、孫子十三篇は兵法書として精妙であるのみならず、文章の簡勁なので有名、吳子は吳起の門徒の編錄したものらしい、現今は六篇が存するのみ、漢書藝文志には四十八篇と稱す。)

餘論 此の一段に依つて、當時管仲・商鞅の政治論や孫・吳の兵法が如何に歡迎されて居つたかが想像される。

夫耕之用力也勞。而民爲之者。曰可得以富也。戰之爲事也危。而民爲之者。曰可得以貴也。今修文學。習言談。則無耕之勞。而有富之實。無戰之危。而有貴之尊。則人孰不爲也。是以百人事智。而一人用力。事智者衆。則法敗。用力者寡。則國貧。此世之所以亂也。故明主之國。無書簡之文。以法爲教。無先王之語。以吏爲師。無私劍之捍。以斬首爲勇。是以境內之民。其言談者。必軌於法。動作者。歸之於功。爲勇者。盡之於軍。是故無事則國富。有事則兵強。此之謂王資。既畜王資。而承敵國之舋。超五帝。侔三王者。必此法也。

訓讀 夫耕の力を用ふるや勞す、而も民之を爲すは、曰はく以て富むことを得可ければなりと。戰

の事なるや危し而も民之を爲すは曰はく以て貴きを得可ければなりと。今文學を修め言談を習へば則ち耕の勞無くして而も富の實有り。戰の危無くして而も貴きの尊有り。則ち人孰か爲さゞらん。是を以て百人智を事として一人力を用ふ。智を事とする者衆ければ則ち法敗れ、力を用ふる者寡ければ則ち國貧し。此れ世の亂るゝ所以なり。故に明主の國は書簡の文無く、法を以て敎と爲し、先王の語無く、吏を以て師と爲し、私劍の捍なく、斬首を以て勇と爲す。是を以て境內の民、其の言談する者は必ず法に軌し、動作する者は之を功に歸し、勇を爲す者は之を軍に盡す。此の故に事無ければ則ち國富み、事有れば則ち兵强し。此を之れ王資と謂ふ。既に王資を蓄へて敵國の釁を承く。五帝に超え三王に侔しき者は、必ず此の法なり。

通釋　抑も、農作に從事するは骨の折れることである。それでも民が之をやるのは、之に由て富が得られると思ふからである、戰爭に出るのは危險である、それでも民が從事するのは爵位が得られると思ふからである。然るに今學問を修め、論辯を習練すれば耕作の勞をやらずに富の實利が得られ、戰爭の危險を冒さずして爵位の尊きを授けられる。こんなうまいことだもの誰だつて此の方法を採る筈だ。その結果は百人が智を働かせることを業とするのに、筋肉勞働に從ふ者はたつた一人といふ樣

な割合になる。智的職業に從ふ者が多いと法度が敗れるし、筋肉勞働をやる者が寡いと國が貧しくなる。こんな風だからして國が亂れるのである。

かるが故に明主の國に於ては文化を傳ふ可き一切の書物が無くし、只法律を以て敎訓と爲し、先王の遺訓無くして法吏を敎師とし、個人的に刄を振ふ暴力の雄無くて戰爭で敵首を斬るのを勇敢と稱する。であるから國內の民にして言論を事とする者は決して法律に背かず、勞作する者は必ず國家の爲に功を擧げ、勇力を働かす者は必ず之を軍陣に於て盡すのである。これが爲に國家無事の際は上下共に富み榮え、一旦事ある場合には兵力が強い。斯の如き狀態を王業の資力と謂ふのである。既に此の王業の資力を蓄へ置いて、敵國の釁に乘ずるのである。五帝に立勝れる功業を成し、三王に匹敵する德を樹て得るは必ず此の方法である。

語釋 明主之國無ニ書簡之文ニ（文字を書く紙は後漢の蔡倫が發明したもの、それ以前は竹の札に書いた。簡とはその竹の札をいつたもの。竹簡に書するの文とは詩書等の書籍をさしたもの。）○軌ニ於法ニ（法に順って、それを標準として妄言せぬこと。）○承ニ敵國之釁ニ（敵國のワレメ卽ち弱點を待ちうけそこにつけ入ること。釁を舋ともかく。）○五帝（古の五聖帝、種々の說あるが普通は伏犧・神農・黃帝・堯・舜をさす。）○三王（夏の禹王殷の湯王及周の文王・武王をいふ。）

餘論 此の世から所有書籍を廢滅させて、唯法律を以て敎訓としようといふ極端な武斷的愚民政策

は韓子の特色の一だが、是は既に商鞅の採つた方針であつた。韓非はそれを祖述したのである。（和氏參照）

今則不然。士民縱恣於內。言談者爲勢於外。外內稱惡。以待强敵。不亦殆乎。故羣臣之言外事者。非有分於從衡之黨。則有仇讎之患。而借力於國也。從者合衆弱以攻一强也。而衡者事一强以攻衆弱也。皆非所以持國也。

訓讀 今は則ち然らず、士民は內に縱恣し、言談する者は勢を外に爲し、外內惡を稱り、以て强敵を待つ、亦殆ふからずや。故に羣臣の外事を言ふ者は從衡の黨に分有るに非ざれば、則ち仇讎の患有りて、力を國に借るなり。從とは衆弱を合せて以て一强を攻むるなり。而して衡とは一强に事へて以て衆弱を攻むるなり。皆國を持する所以に非ざるなり。

通釋 然るに今は此の方法が少も行はれて居ない、士民は國內に於て我儘を働き、言論家は國際關係を利用して勢權を操り、國內國外何れ劣らず惡事を働きつゝ强敵の侵略を待つて居る。これはまた

洵に危い次第ではないか。こんな有様で、羣臣の中、外交を論ずる者は、合從若しくは連衡の黨派に屬する者か、さもなくば私怨關係の心配ありて、國家の力を借りて仇を討たうとする者である。さて合從とは衆くの弱國を聯盟して一つ強國を攻めようとする議論である。そして連衡とは一の強國に事へてその力を以て衆くの弱國を攻めようとする旨意である。此の兩說何れも國家を維持する道ではない。

語釋 爲二勢於外一（叢聞に外權をかりて勢を爲すと解してゐる、即ち一層分り易くいへば通釋のやうになる。） ○外內稱レ惡（稱は權衡即ちハカリのテンビンのつりあふこと、國の外內に於て何れ劣らず惡をなすこと。） ○衆弱（當事の六國をさす。） ○一強（秦をさす。）

今人臣之言レ衡者。皆曰。不レ事レ大。則遇レ敵受レ禍矣。事レ大必有レ實。則擧レ圖而委。效レ璽而請矣。獻レ圖則地削。效レ璽則名卑。地削則國危。名卑則政亂矣。事レ大爲レ衡。未レ見二其利一也。而亡レ地亂レ政矣。人臣之言レ從者。皆曰。不レ救レ小而伐レ大。則失二天下一。失二天下一則國危。國危而主卑。救レ小必有レ實。則起レ兵而敵レ大矣。救レ小

未必能存。而敵大未必不有疏。有疏則爲强國制矣。出兵則軍敗。退守則城拔。救小爲從。未見其利。而亡地敗軍矣。

訓讀　今人臣の衡を言ふ者は、皆曰く、「大に事へずんば則ち敵に遇ひ禍を受けん」と。大に事ふるに必ず實有り。則ち圖を擧げて委し、璽を效して請ふ。圖を獻ずれば則ち地削られ、璽を效せば則ち名卑し。地削らるれば則ち國危ふく、名卑しければ則ち政亂る。大に事へて衡を爲すに未だ其の利を得ざるなり。而も地を亡ひ政を亂す。人臣の從を言ふ者は、皆曰く、「小を救ひて大を伐たずんば則ち天下を失はん。天下を失はゞ則ち國危ふからん。國危ふくして、主卑し」と。小を救ふに必ず實有り。則ち兵を起して大に敵す。小を救ふに未だ必ずしも存する能はず。而して大に敵するに未だ必ずしも疏きこと有らずんばあらず。疏きこと有れば則ち强國の爲に制せらる。兵を出せば則ち軍敗れ、退き守れば則ち城拔かる。小を救うて從を爲すに未だ其の利を見ずして、而も地を亡ひ軍を敗る。

通釋　今、人臣の中で連衡を主張する者は皆斯樣に說く、「大國に事へなければ敵に遇うて禍を受けるであらう」と。然し大國に事へるといつても事へるといふ空名だけでは濟まない。必ず事ふるの事

實を示さねばならぬ。即ち我が版圖を擧げて大國の爲すがまゝに委せ、印璽を差出して命令を請ふといふことになる。さて版圖を獻ずれば領土が削られるし、印璽を渡して了へば國の權威を墜すことになる。そして領土を削られると國の存立危くなり。國の權威を墜せば當然政事が亂れることになるのである。斯樣に大國に事へて連衡政策をやつても、少しも國を利することは無く、却て領土を亡ひ、政を亂すだけのことである。又、合從論を主張する連中が皆曰ふには、「小國を救うて大國を伐たなければ、天下の小國は皆亡ぼされるだらう。天下の小國皆亡ぼされゝば我が國も危い。國危くなつては其の君主の威權も地に墜ちて了ふのである」と。

然し小國を救ふというた處で空しい宣言だけでは駄目なので必ず實行に示さなければならぬ。つまり兵を起して大國に敵對しなければならぬ。

處が實際に於て小國を救ふにしても、間違ひ無く其の獨立を保全してやることに成功するとは限らず、又大國に敵對行動をとつて居るうちに、身方の團結が緊密を缺く樣なことが起らぬとは限らぬ。身方の團結に隙が生ずれば大國にやられて了ふ。即ち兵を出せば敗られるし、退き守れが城が攻め落される。斯樣なわけで小國を救ひ合從をやつて見た處で少しも利益なく、只地を亡ひ、軍を敗るだけ

である。

故に連衡論も合從論も共に國に有害無益である。

【語釋】事レ大必有レ實（必の上に原本には未の字があるのだが今、未の字を衍とする說に從ふ。）○救レ小必有レ實（前項と同樣必の上の未を衍と見る。）○敵レ大未ニ必不一レ有レ疏（一下に敵を交に作る、それでは意味が通じ難い。今、敵の字に改むる說に從ふ。）

【餘論】合從論も連衡論も結局、國に益無くして、唯害あるのみであることは明かとなつた。而も猶之を主張するのは眼中國家なくして唯私利私慾有るのみの人である。斯樣の人は國の害物であるは勿論だが、斯樣な人を跋扈させて置くのは、是れ誰の責任ぞと次段に於て論ぜんとするのである。

是故事强則以外權市官於內。救小則以內重求利於外。國利未立。封土厚祿至矣。主上雖卑。人臣尊矣。國地雖削。私家富矣。事成則以權長重。事敗則以富退處。人主之聽說於其臣。事未成則爵祿已尊矣。事敗而弗誅。則游說之士。孰不爲用繒繳之說而徼倖其後。故破國亡主。以聽言談者

之浮說。此其故何也。是人君不明乎公私之利。不察當否之言。而誅罰不必其後也。

訓讀 是の故に強に事ふれば、則ち外權を以て官を內に市し、小を救へば則ち內重を以て利を外に求め、國利未だ立たざるに封土厚祿至る。主上卑しと雖も人臣尊く、國地削らると雖も私家富む。事成れば則ち權を以て長く重んぜられ、事敗るれば則ち富を以て退處す。人主の說を其の臣に聽くや、事未だ成らざれば則ち爵祿已に尊く、事敗るゝも而も誅せられず。則ち游說の士孰か矰繳の說を用ひて其の後に徼倖することを爲さざらんや。故に國を破り主を亡し以て言談者の浮說を聽くは、此れ其の故何ぞや。是れ人君公私の利を明かにせず、當否の言を察せず、而して誅罰其の後に必せざればなり。

通釋 こんな事由で、連衡論が聽き容れられて其の國が他の強國に事へることになれば、彼等連衡論者は其の強國の權力に依つて國內に於ける官職を得、又合從政策が採用されて他の小國を救ふことになれば、國威を利用して、其の小國に於ける利權を私するといふ具合で、國の利益未だ立たない中に游說者個人の封土や厚祿が先づ來るのである。それで國君卑しくとも、人臣は尊く、國に領地は侵

略されても、游說家自身の家は富むので、若し其の獻策が、うまく成功すれば、權力を握つて長く重ぜられ、假令其の效策が失敗に歸しても、私財を擁して民間に退いて安泰に暮すのである。人君が臣下の進言を聽くに、其の實功を責めず、事未だ成らざるうちに其の建言者の爵祿が已に尊かつたり、たとひ事敗れても誅罰を受けぬのなら、游說の士は誰でも投機的な議論を申上げて、まぐれ幸を得ようとするであらう。そんなに、國を破り、主を亡ぼしてまでも遊說者の根據のない議論を聽き容れるのは、何故だらう。是れ人君が公利と私利とを明かに辨ぜず、議論の當れるや否やを察せず、そして其の失敗せる時に必誅を加へないからである。

語釋　以ニ外權一市ニ官於內一（外國に便宜を與へた報酬として外國の權力を利用し、國內に於ける官職を手に入れる、市は交換的に利權を握ること、原本に市を士に作り仕と通用させて仕官の意味に解釋して居るが今士を市に改める說に從ふ。）○以ニ內重一求ニ利於外一（小國を救うたことを恩にきせて遊說者が其の小國に利權を要求すること。）○矰繳之說（中れば奇利を得るが必ずしも中らぬ樣な無責任な言論、繳は生絲、矰は繳を結び附ける矢、生絲を矢に卷き之を射て鳥に中れば生絲は自然に解けて鳥にからみつく仕掛である。）

餘論　遊說者をして無責任の議論を爲させて置くのは君主のやりかたがいけないからであり。形名法術を運用しないからであるとなし、進んで次段に於ては內治を忘れて外交にのみ力を注ぐことの誤を論ずるのである。

皆曰。外事。大可以王。小可以安。夫王者能攻人者也。而安則不可攻也。強者能攻人者也。而治則不可攻也。治強不可責於外。內政之修也。今不行法術於內。而事智於外。則不至於治強矣。

訓讀 皆曰く「外事は、大は以て王たる可く、小は以て安かる可し」と。夫れ王者は能く人を攻むる者なり。而れども安きは則ち攻む可からざるなり。強者は能く人を攻むる者なり、而れども治まれるは則ち攻む可からざるなり。治強は外に責む可からず。內政の修なり。今法術を內に行はずして、智を外に事とすれば則ち治強に至らず。

通釋 游説者共は皆斯様に申します、「外交政策といふ者は、大にしては天下に王たるの方法であり、小にしては國內を安全にするの方法である」と。然し是は大に謬つた考である。抑も王者は人を攻める力を有する者であるが、國內安定せる國は攻めることは能ない。又強國は人を攻める力を有つては居るが、治まれる國は攻めることが能ないのである。それで外國の侵略を防ぐ最上の方法は國內の治安を計り侵略を招く隙間を無くして置くことである。處が國內の治安強固といふことは外交政略に

出つては求められない。只内政の整頓に出つてのみ得られるのである。游說家の主張する如く、法術を國内に行はないで智力を外交にばかり用ひて居つては決して國の治强は得られない。

鄙諺曰。長袖善舞。多錢善賈。此言多資之易爲工也。故治强易爲謀。弱亂難爲計。故用於秦者。十變而謀希失。用於燕者。一變而計希得。非用於秦者必智。用於燕者必愚也。蓋治亂之資異也。故周去秦爲從。期年而擧。衞離魏爲衡。半歲而亡。是周滅於從。衞亡於衡也。使周・衞緩其從衡之計。而嚴其境內之治。明其法禁。必其賞罰。盡其地力。以多其積。致其民死。以堅其城守。天下得其地。則其利少。攻其國。則其傷大。萬乘之國。莫敢自頓於堅城之下。而使强敵裁其弊也。此必不亡之術也。舍必不亡之術。而道必滅之事。治國者之過也。智困於外。而政亂於內。則亡不可振也。

訓讀 鄙諺に曰く、「長袖善く舞ひ、多錢善く賈す」と。此れ多資の工を爲し易きを言へるなり。故に治强は謀を爲し易く、弱亂は計を爲し難し。故に秦に用ひらるゝ者は十たび而の謀を變ずるも失ふこと希なり。燕に用ひらるゝ者は一たび而の計を變ずるも得ること希なり。秦に用ひらるゝ者は必ず智にして燕に用ひらるゝ者必ず愚なるに非ざるなり。蓋し治亂の資異なればなり。故に周は秦を去つて從を爲し、期年にして擧げられ、衞は魏を離れて衡を爲し、半歲にして亡びたり。是れ周は從に滅び、衞は衡に亡びたるなり。周・衞をして其の從衡の計を緩うして、其の境內の治を嚴にし、其の法禁を明かにし、其の賞罰を必し、其の地力を盡して以て其の積を多くし、其の民の死を致して以て其の城守を堅くせしめば、天下其の地を得れば則ち其の利少く、其の國を攻むれば則ち其の傷大なり。萬乘の國敢て自ら堅城の下に頓して而して强敵をして其の弊を裁せしむること莫きなり。此れ必ず亡びざるの術なり。必不亡の術を舍てゝ必滅の事に道るは國を治むる者の過なり。智外に困し而して政內に亂るれば則ち亡ぶること振ふ可からざるなり。

通釋 世俗の諺に、「袖が長けりや舞踏が上手、錢が多けりや商賣上手」とある。是は何事でも資本が多ければ巧にやり易いことを言つたものである。國家に於いても同じ道理で、治强なる國に於いて

は謀を廻らし易いが、弱亂の國に於いてはそれが困難である。故に秦の如き强國に事へて働く者は、其の計謀に就て自信無く十たび其の計を變じても失敗することは希であるのに反して、燕の如き弱亂の國に働くものは一たびでも其の既定計畫を變更する樣のことがあれば、もう必ず失敗で、成功することは希である。秦に用ひられる人物が必ず智者で、燕に用ひられる者が必ず愚物だとは限らないのであるが、國の治强であるか弱亂であるかに依つて其の策謀の資力が異ふからである。故に弱國周は秦との盟交を斷つて合從策を行つた處が僅か一年で秦に占領され、小國衞は魏との親善を止めて連衡策を採り秦と同盟したけれど、僅か半歲で亡されて了つた。つまり周は合從策を行つて滅び、衞は連衡策を行つて亡びたのである。（合從と連衡とに論無く徒に外交上の術策に沒頭することは無益有害で、唯滅亡を早めるだけのことである。）若しこの周と衞とが合從連衡の外交術策などを後廻しにして、先づ第一に其の國內の政治を嚴格にし、其の法律禁令を明かにし、其の賞罰を的確にし、又其の土地を能るだけ開發利用して其の財物の蓄積を多くし、そして人民が命を捧げるだけの人望を收めて置いて、その上城郭の守備を堅くしたとしたならば、天下の諸國其の國を攻取つたとしても其の利する所少く、其の國を攻めれば却て自ら蒙むる損害が大きいことになるから如何な萬乘の大國でも、

此の國の堅城の下に攻め寄せてむざ／＼其の兵力を挫折し、そして他の強敵をして其の疲弊せる處へ乘ぜしめる樣な不得策をやらないだらう。して見れば此の內政を修めることこそ實に是れ、どんな事があつても亡びざるの術である。然るに此の必ず亡びざるの術をさし措いて、必ず滅びるやりかたに由つて居るのは國を治める者の過誤である。こんな誤つた方法に從つて、外交政策に於ては其の智謀も盡き果て、國內に於ては政が亂れるといふことになる時は、其の國の滅亡は救ふことが能ないのである。

語釋 工（巧の意味。） ○綏（第二、第三とすること。） ○頓（挫折すること。ノ頓は鈍の意味でにぶらしめることにもいふ。） ○智困二於外一而政亂二於內一（原文に內と外と倒置してあるが今本文の如く改める說に從ふ。） ○振（救ふ意味。）

民之故計。皆就二安利一。皆辟二危窮一。今爲レ之攻戰。進則死二於敵一。退則死二於誅一。則危矣。棄二私家之事一而必汗二馬之勞一。家困而上弗レ論。則窮矣。窮危之所レ在也。民安得レ勿レ避。故事二私門一而完二解舍一者。則遠レ戰。遠レ戰則安。行二貨賂一而襲二當塗一者則求得。求得則利。安利之所レ在。安得レ勿レ就。是以公民少。而私人衆矣。

訓讀　民の故計、皆安利に就き、皆危窮を辟く。今之が爲に攻戰す。進めば則ち敵に死し、退けば則ち誅に死す。則ち危し。私家の事を棄てゝ汗馬の勞を必す。家困みて而も上は論ぜず。則ち窮す。窮危の在る所や民安ぞ避くる勿きを得んや。故に私門に事へて解舍を完うする者は則ち戰に遠ざかる。戰に遠ざかれば則ち安し。貨賂を行うて當塗に襲る者は則ち求め得。求め得れば則ち利す。安利の在る所、安ぞ就く無きを得んや。是を以て公民少くして私人衆し。

通釋　人民といふ者は元來皆安樂な方へ利益のある方へと向ひ、何れも危險や困窮を避けようとするものである。今人民を率ゐて戰爭をすることになると、人民は進めば敵の手にかゝつて死し、退けば罰則に依つて殺されることになるので危險千萬である。又家業を棄てゝ兵馬の勞を強ひられる結果、家計困難となつても政府が之を認めてやらぬ次第であるから困窮に陷るは當然である。危險と困窮の在る所であるもの、人民はどうして之を避けないわけにいかうか。それで、人民は勢力ある個人によつて兵役を免れる工面をする。兵役を免れゝば戰爭に遠ざかるし、戰爭に遠ざかれば安全である。又賄賂を使つて當局の人に取入る者は願ひ事が適ふ。願ひ事が適へば利益である。安全と利益との在る所にはどうしても向はぬわけにいかん。こんなわけで國家公共の爲に盡す民は少くて、私門に歸く人

のみ多いのである。

語釋 民之故計（故は國の爲、故計はもとよりの計畫、本來の計。計を自に改める說もあるが今之を採らぬ。） ○解舍（徭役を免除すること。） ○完解舍者則遠戰（此の句舊本に完解舍解舍完則還戰とあるのを賀蠢氏集解の說に依つて改めた。） ○求得則利、安利之所在（此句舊本に「求得則私安、私安則利所在」とあるのを平議に依つて改めた。）

夫明主治國之政。使其商工游食之民少。而名卑以寡。趣本務而外末作。今世近習之請行。則官爵可買。官爵可買。則商工不卑矣。姦財貨賈。得用於市。則商人不少矣。聚斂倍農。而致尊過耕戰之士。則耿介之士寡。而商賈之民多矣。

訓讀 夫れ明主治國の政、其の商工游食の民は少く、而して名卑しくして以て寡く、本務に趣いて末作を外にせしむ。今の世、近習の請ひ行はるれば則ち官爵買ふ可し。官爵買ふ可ければ則ち商工卑しからず。姦財貨賈市に用ひらるるを得れば則ち商人少からず。聚斂農に倍し、而して尊を致すこと耕戰の士に過ぐれば、則ち耿介の士寡くして商賈の民多し。

通釋　抑も明君が君臨し、よく治まつて居る國の政に於ては、其の商工業者併に物資の生産に從事しない民を少數ならしめ、且つ其の名を卑しくして力を微弱ならしめ、農業を本業として努め、商工業等の末業を避けしめた。然るに今の世に於いては近習共の內密の歎願が聽き容れられるものだから財貨を以て官爵を買ふことが得る。官爵が買へるものだから商工業者が高貴の身分になれる。不正の財貨や其等惡錢を握んで居る富商が市場に通用して居るものだから商人が多くなるばかりである。其の利益は農家のそれに倍し、身分は農家や軍人よりも尊くなれるとしたら、操守堅固の士が寡くなつて商賈の民のみ多くなるのは當然である。

語釋　本務（農業を謂ふ。）　○末作（商工業をいふ。）　○姦財貨賈（どうも妙な言葉づかひであつて、これは何か誤字が混つて居るのだらうと舊聞は姦財盜貨の誤だらうといつてゐるが、今通釋の如く解して置く。）
○耿介之士（意志が堅固で守る所ある人物。）

餘論　以上で儒俠以下。國の害を爲す者を論じ去り論じ來つたが次の段に於て之を纏めて五種と爲し、名けて五蠹と謂ふ、愈々この篇の結論である。

是故亂國之俗。其學者則稱先王之道。以藉仁義。盛容服。而飾辯說。以疑

當世之法。而貳人主之心。其言談者。爲設詐稱。借於外力。以成其私。而遺社稷之利。其帶劍者。聚徒屬。立節操。以顯其名。而犯五官之禁。其患御者。積於私門。盡貨賂。而用重人之謁。退汗馬之勞。其商工之民。修治苦窳之器。聚弗靡之財。蓄積待時。而侔農夫之利。此五者邦之蠹也。人主不除此五蠹之民。不養耿介之士。則海內雖有破亡之國。削滅之朝。亦勿怪矣。

訓讀 是の故に亂國の俗、其の學者は則ち先王の道を稱して以て仁義を藉り、容服を盛にし而して辯說を飾り以て當世の法を疑ひ而して人主の心を貳にす。其の言談者は爲說詐稱し外力を借りて以て其の私を成し、而して社稷の利を遺る。其の劍を帶ぶる者は徒屬を聚め、節操を立て、以て其の名を顯はし、而して五官の禁を犯す。其の患御者は私門に積み貨賂を盡し、而して重人の謁を用ひて汗馬の勞を退く。其の商工の民は苦窳の器を修治し、弗靡の財を聚め、蓄積して時を待ち而して農夫の利を侔る。此の五者は邦の蠹なり。人主此の五蠹の民を除かず、耿介の士を養はされば、則ち海內破亡

の國、削滅の朝有りと雖も亦怪む勿れ。

通釋 右の如き事情であるから、亂國の常態として、其の儒者共は時代後れの先王の道を歎稱し、そして表面だけ仁義の教を說き、儒者先生の服裝を飾り、體裁の善いことを無責任にも饒舌り散らし、そして現代の法制を疑つては、人君の心を惑はし、其の游說者は僞詐の論議を稱へ、外國の力を借りて只自分の利益を計るのみで國家の利益を忘れて居る。又游俠者は己の腕力を恃んで兒分を聚め、俠氣を現はして其の名を揚げ、そして國禁を犯して居る。又近習共は私財を蓄へ、賄賂を出來るだけ多く貪り、そして權力家の內密の賴みごとをうまく君に取次ぎ、實戰に於ける其の功勞者を退けて君に聞こえない樣にする。又其の商工業者はいびつで粗雜な器物を作り又は奢侈品を聚め、それ等を蓄へ置いて値段の好い時を見て之を賣り、農家勤勞の所得を勞せずして貪り取るのである。以上學者・游說者・游俠者・近習・商工の五者は國の害物である。

人君が此れ等五種の害物を除きもせず、又一面に於て操守堅固の士を優遇することも爲さぬならば、此の世に、破亡に至る國家、削滅に陷る王朝が有りとするも是亦當然の事である。

語釋 貳（二つにす、即ちあれやこれやと心を迷はすこと。） ○言談者（一本に言古者となつてゐるが「識誤」の說により改む。言談者は游說家即ち合從連衡を說く連中。） ○爲說（爲は僞に通用。） ○帶劍

者（腕力を恃み劍を帶びた游俠者のこと。） ○五官之禁（五官は何を意味するか明かでない。王先愼は「司徒・司馬・司士・司空・司寇、五業ヲ司典スル者」と云ひ、戰國策齊の註には「五大夫事ヲ典ル者」とある。要するに五官の禁とは國禁を言つたものに相違ない。）

○患御者（患は串に作るべき所、串は習の意。いつも君公の御側近く事へて居る近習のことを串御者といつたものである。） ○苦窳（難一の二に說いた。） ○弗靡之財（易く消耗して了ふ實用向きでない贅澤品である。）

○侔（牟に通じ貪り取ること。）

餘論 此の篇を通觀するに、國の害物五種を論じてゐるとは言ひ乍ら、堂々たる構想と該博なる內容とを備へ、本書全卷の縮圖とも見る可く、韓子の政治論の大旨は是で盡きてゐると謂つても可い。

顯學　第五十

敍説　顯學とは「學問を以て世に顯はれた者」といふ意、世の學者なる者の無用有害なことを論じたのであるが、歸着する所は例の法治主義の高調に外ならぬ。

世之顯學儒墨也。儒之所至孔丘也。墨之所至墨翟也。自孔子之死也。有子張之儒。有子思之儒。有顏氏之儒。有孟氏之儒。有漆雕氏之儒。有仲梁氏之儒。有公孫氏之儒。有樂正氏之儒。自墨子之死也。有相里氏之墨。有相夫氏之墨。有鄧陵氏之墨。故孔墨之後。儒分爲八。墨離爲三。取舍相反不同。而皆自謂眞孔墨。孔墨不可復生。將誰使定後世之學乎。

訓讀　世の顯學は、儒墨なり。儒の至れる所は孔丘なり、墨の至れる所は墨翟なり。孔子の死せしより、子張の儒あり。子思の儒あり。顏氏の儒あり。孟氏の儒あり。漆雕氏の儒あり。仲梁代の儒あ

り。公孫氏の儒あり。樂正氏の儒あり。墨子の死せしより、相里氏の墨あり。相夫氏の墨あり。鄧陵氏の墨あり。故に孔墨の後、儒分れて八と爲り、墨離れて三と爲る。取舍相反して同じからず。而も皆自ら眞の孔墨と謂ふ。孔墨復た生く可らず、將た誰にか後世の學を定めしめんや。

通釋 世の學問を以て顯はれたる者は儒家と墨家とである。儒家の理想とする所は孔丘であり、墨家の理想とする所は墨翟である。孔子の死して後、儒者の中に子張、子思、顏氏、孟氏、漆雕氏、仲梁氏、公孫氏、樂正氏等の儒が出來、墨子が沒して後、墨者の中には、相里氏、相夫氏、鄧陵氏等の墨が出來た。故に孔子墨子の後に、儒の方はその學統分れて八派となり、墨の方は離れて三派となつた。これらの各派は皆その取舍する所相反して同じものなく、儒者は儒者同志で一致せず、墨者は墨者同志で一致しない。而も彼等は皆自分こそ孔子の眞傳を得たもの、墨子の眞傳を得たものと稱してゐる。然し孔子、墨子は最早倶に再生しないからして、さて誰についてこの中のどれが後世の正統の學なるかを決定せしめようか、今に至つては到底之を定めることが出來ないであらう。

語釋 顯學（學を以て世に顯はれたるもの。）○至（最上至極の人物即ち理想とする所。）○子張（陳人、顓孫師、字子張、孔子の門人。）○子思（名は伋、孔子の孫。）○顏氏（魯人、顏回、字子淵、孔子の高弟。）○孟氏（孟軻字子車、鄒人、子思の弟子。）○漆雕氏（孔子の弟子漆雕開。）○仲梁氏（梁は一に良に作る、魯の人六國の時に當る。）○公孫氏（群輔錄八儒篇に見ゆる公孫

氏のことであらう。又藝文志に公孫尼子とあるのも同一人であるかも知れぬ。一說に孫子に作り孫卿子即ち荀子のこととする。）○樂正氏（曾子の弟子、樂正子春。）○相里氏（相里勤のこと。）○相夫氏（胡非子の誤であらう。漢志に胡非子三篇あり、注に墨翟の弟子とあり。）○鄧陵氏（南方の墨者、莊子に見ゆ。）

孔子墨子俱道堯舜。而取舍不同。皆自謂眞堯舜。堯舜不復生。將誰使定儒墨之誠乎。殷周七百餘歲。虞夏二千餘歲。而不能定儒墨之眞。今乃欲審堯舜之道於三千歲之前。意者其不可必乎。無參驗而必之者愚也。弗能必而據之者誣也。故明據先王。必定堯舜者。非愚則誣也。愚誣之學。襍反之行。明主不受也。

訓讀　孔子墨子、俱に堯舜を道ひて、而も取舍同じからず、皆自ら眞の堯舜と謂ふ。堯舜復生きず。將た誰にか儒墨の誠を定めしめんや。殷周は七百餘歲、虞夏は二千餘歲にして、而も儒墨の眞を定むる能はず。今乃ち堯舜の道を三千歲の前に審かにせんと欲す。意ふに其れ必す可からさらんか。參驗なくして之を必する者は愚なり、必する能はずして之に據るものは誣なり。故に明かに先王に據

り、必ず堯舜を定むる者は、愚に非ざれば則ち誣なり。愚誣の學、雜反の行は、明主は受けざるなり。

通釋　孔子も墨子も倶に堯舜の道を唱へるけれども、取舍する所は同じでない。而もこの二人は倶に眞の堯舜の道を得たと自稱して居るが、堯舜は二度と生れないからして、今となつては誰について儒墨兩者の中、果してどちらが堯舜の眞の道を傳へたものかを定めしめやうか、到底出來ない事である。殷周の二代から七百餘歲、虞夏から二千餘歲へだたつて、儒、墨の何れが堯舜の眞を得て居るかを定むる事は出來ない。然るに堯舜の道を三千歲の前に遡つて、審かにしようとしても恐らく駄目であらう。證據がないのにこれを確信する者は愚人であり、確信することの出來ないものを據り所となすのは、自ら欺く人である。故に明に先王を根據とし、堯舜を己れの學祖と定むる儒墨の輩は、愚人でなければ自ら欺むくでたらめの人である。愚昧、誣妄の學や矛盾せる思想を、只亂雜に併び採らんとするが如きは、明主の取らない所である。

墨者之葬也。冬日冬服。夏日夏服。桐棺三寸。服喪三日。世主以爲儉而禮之。儒者破家而葬。服喪三年。大毀扶杖。世主以爲孝而禮之。夫是墨子之

儉。將非孔子之侈也。是孔子之孝。將非墨子之戻也。今孝戻侈儉。倶在儒墨。而上兼禮之。

訓讀　墨者の葬るや、冬日は冬服し、夏日は夏服し、桐棺三寸、喪に服すること三日。世主以て儉と爲して之を禮す。儒者は家を破りて葬り、喪に服すること三年。大毀杖に扶けらる。世主以て孝と爲して之を禮す。夫れ墨子の儉を是とすれば、將に孔子の侈を非とせんとするなり。孔子の孝を是とすれば、將に墨子の戻を非とせんとするなり。今孝戻侈儉、倶に儒墨に在りて、而も上之を兼ね禮す。

通釋　墨者は薄葬を主とするが故に、葬式に當つては、冬の日なれば有合せの冬服を用ひ、夏なれば夏服を用ひ、棺は桐にて作り、その厚さは三寸とし、喪に服すること僅かに三日である。世の人主はこれを儉約だとして禮遇する。これに反して儒者は厚葬を主とするが故に、その葬式に於ては殆んど家産を傾け、喪に服すること三年の長きに亘り、哀しみの餘り身體瘠せ杖に扶けられて歩行する。今の世の人主はこれを以て孝行となして之を禮遇する。夫れ墨子の儉約なるを是とする時は、孔子の奢侈を非とせざるを得ない。又孔子の孝道を是とする時は、墨子の非道を非としないわけに行かぬ。

所が今孝道、非道、奢侈、儉薄これらの矛盾した主義が倶に儒墨にあつて、上は、この相反した主義の者を兩方共禮遇してゐるのは、頗るわけの分らぬ話である。

語釋 服喪三日（本三日を三月に作る、墨子公孟篇によりて改む。）○世主（原本に主の字なし今補ふ。）○大毀扶杖（悲哀の極、身體大いに瘦毀して杖の扶けをかりて歩行する。）

漆雕之議。不色撓。不目逃。行曲則違於臧獲。行直則怒於諸侯。世主以爲廉而禮之。宋榮子之議。說不鬪爭。取不隨仇。不羞囹圄。見侮不辱。世主以爲寬而禮之。夫是漆雕之廉。將非宋榮之恕也。是宋榮之寬。將非漆雕之暴也。今寬廉恕暴。倶在二子。人主兼而禮之。

訓讀 漆雕の議は、色撓まず。目逃がず。行曲なれば、則ち臧獲にも違け、行直なれば、則ち諸侯にも怒る。世主以て廉となして之を禮す。宋榮子の議は、鬪爭せざるを說び、仇に隨はざるを取り、囹圄を羞とせず。侮らるゝも辱ぢず。世主以て寬と爲して、之を禮す。夫れ漆雕の廉を是とすれば、將に宋榮の恕を非とせんとするなり。宋榮の寬を是とすれば、將に漆雕の暴を非とせんとするな

り。今寛廉恕暴、倶に二子に在りて、人主兼ねて之を禮す。

通釋　漆雕開の持論は、人が之を犯しても顏色屈し撓まず。目を刺しても眼睛（ひとみ）が轉じ動かぬ。自ら省みて自分の行が邪曲であれば、卑賤なる奴婢をも懼れて之を避け、已の行が正直であれば、諸侯の尊きをも憚らないで威を逞うするに在る。これを世の人主は氣骨有りとして禮遇する。又宋榮子の持論は、天下の鬪爭を止めて、平和を持し、仇に怨を報ずる事なからしめ、牢獄の中に居るを羞ぢず。人に侮られても恥辱としない所にある。世の人主は之を寛大だとして禮遇する。夫れ漆雕の氣骨を是とすれば、宋榮子の仁恕を非とすることになる。又宋榮子の寛大を是とすれば、漆雕の粗暴を非とすることになる。今、寛大、廉潔、仁恕、粗暴の矛盾した性行が倶にこの二人にあつて、而も人主は倶に之を兼ね禮遇してゐる。

語釋　臧獲（男のめしつかひと女のめしつかひ。賤稱である。）○説レ不ニ鬪爭一、取レ不レ隨レ仇（説、一に設に作る。説の方よし、天下の戰鬪を止め平和を持し、仇に追隨して仇を報ぜんとすることなきをいふ。）

○宋榮子（宋人宋鈃。）

自リ愚誣之學。雜反之辭爭ウテ。而人主倶ニ聽ク之ヲ。故ニ海内之士。言ニ無ク定術。行ニ無シ常

儀。夫氷炭不同器而久。寒暑不兼時而至。襍反之學。不兩立而治。今兼聽襍學。繆行同異之辭。安得無亂乎。聽行如此。其於治人。又必然矣。

訓讀 愚誣の學、襍反の辭、爭うてより、人主倶に之を聽く。故に海内の士、言に定術なく、行に常儀なし。夫れ氷炭は器を同うして久からず。寒暑は時を兼ねて至らず。襍反の學は、兩立して治まらず。今、襍學を兼聽し、同異の辭を繆行す。安んぞ亂るゝなきを得んや。聽行此の如し、其の人を治むるに於ける、又必ず然らん。

通釋 以上の如き愚誣の學、襍反の論、互に相爭うて人主は倶に之を聽いて用ひるが故に、天下の士の議論に一定の方針なく、行動に一定の標準がない。夫れ氷と炭とは長く容器を同じくして置けないし、寒と暑とは同時にはやつて來ない。これと同じく、襍反の學を兩立せしめて世を治めることは出來ぬ。然るに、今襍反の學を兼ねて聽用し、主義の異なる論を雜ぜ行つて、その是非を辨まへ取舍することがなければ、どうして世の亂るゝなきことを得ようか、到底亂れざるを得ないのである。君主の聽き行ふことが以上の如くであれば、其の民を治むる上に於ても同斷であらう。

今世之學士。語治者多曰。與貧窮地。以實無資。今夫與人相等也。無豐年旁入之利。而獨以完給者。非力則儉也。與人相等也。無饑饉疾疢禍罪之殃。獨以貧窮者。非侈則墮也。侈而墮者貧。而力而儉者富。今上徵斂於富人。以布施於貧家。是奪力儉。而與侈墮也。而欲索民之疾作而節用。不可得也。

訓讀　今世の學士、治を語る者、多く「貧窮に地を與へて、以て資なきを實たせよ」と曰ふ。今夫れ人と相等し。豐年旁入の利なくして、獨り以て完給する者は、力むるに非ざれば則ち儉なるなり。人と相等し。饑饉疾疢禍罪の殃なくして、獨り以て貧窮なる者は、侈に非ざれば則ち墮るなり。侈りて墮る者は貧うして、力めて儉なる者は富む。今、上、富人に徵斂して、以て貧家に布施するは、是れ力儉に奪ひて、侈墮に與ふるなり。而して民の疾作して用を節せんことを索めんと欲するも、得べからざらん。

通釋 今世の學士の治術を語る者は、多く「貧窮の者に土地を與へて、資力なき者を充實せしめよ」と云ふ。今こゝに人があつて、その田畝財産の多少が他人と相等しい。其人が豐年で收穫が多かつたでもなく、副業の收入があるのでもないのに、獨り不足に苦しむことのないのは、其人がよく勤勉であつたか、よく儉約したかによるのである。又こゝに人があつて田畝財産が他人と相等しい。其人に饑饉、疾病、災難、刑罪等の殃がなかつたのに、獨り貧窮なるは、その人が奢侈であつたか、怠惰であつたかによる。卽ち奢侈で怠惰なる人は貧しく、勤勉で儉約なる人は富むのである。今、上の者が富人から物を徵收して貧家に分け施すのは、これは勤勉節儉するものから物を奪つて、奢侈怠惰なる者に惠むのである。此の如くして民の業に勵み、費用を節約せんことを求めても、到底望むことは出來ない。

語釋 與ㇾ人相等也（等の字一本には善に作る。相等しとは其の所有の田畝の多少、財産の多寡が人と同じきなり。）○豐年旁入之利（豐年の利とは收穫の多きをいふ。旁入の利とは本業以外の收入をいふ。）○疾作（業に勵むをいふ。）

餘論 慈善はよいが無條件に是認し難いことは今も昔も同じである。

今有人於此。義不入危城。不處軍旅。不以天下大利易其脛一毛。世主必從而禮之。貴其智。而高其行。以爲輕物重生之士也。夫上陳良田大宅。設爵祿。所以易民死命也。今上尊貴輕物重生之士。而索民之出死。而重殉上事。不可得也。

訓讀　今此に人あり、義、危城に入らず。軍旅に處らず。天下の大利を以て其脛の一毛にだも易へざらんか。世主必ず從つて之を禮し、其智を貴びて、其行を高しとし、以て物を輕んじ生を重んずるの士と爲さん。夫れ上の良田大宅を陳し、爵祿を設くるは、民の死命に易ふる所以なり。今上、物を輕んじ生を重んずるの士を尊貴す、而して民の死を出して、上の事に殉ふを重んずるを索むるも、得べからざるなり。

通釋　今此に人があつて、その主義として危き城に入らず。軍旅戰陣の中に處らず。天下に取つて重大の利益となる事でも、己が脛の毛一本と交換するを欲しないとすれば、世の人主は必ず因つて之を禮重し、その智のよく禍を避くるを貴び、その天下の事に動かされない行を高しとし、以て外物を

輕んじ生命を重んずるの士となさう。夫れ君主が良田大宅を陳べ、爵位祿俸を設くるのは、貴富を以て誘ひ、民の死力を出さしむる所以である。然るに今君主は外物を輕んじ、生命を重んずるの士を尊びながら、一方では民の死力を出して上の事に殉ひ、君の爲めに身を殺さんことを求めて居る。是は到底出來ない相談である。

語釋 不下以二天下大利一易中其脛一毛上（楊朱の流を指す。）○所三以易二民死命一也（易は代ふるなり、民の生命を犧牲に供せしむるをいふ。）○出レ死（死力を出すなり。）

藏二書策一。習二談論一、聚二徒役一。服二文學一而議說。世主必從而禮レ之。曰下敬二賢士一。先王之道也上。夫吏之所レ稅耕者也。而上之所レ養學士也。耕者則重レ稅。學士則多レ賞。而索二民之疾作一。而少二言談一。不レ可レ得也。

訓讀 書策を藏し、談論を習ひ、徒役を聚め、文學を服して議說せんか。世主必ず從つて之を禮して、「賢士を敬するは、先王の道なり」といはん。夫れ吏の稅する所は、耕者なり。而して上の養ふ所は、學士なり。耕者には則ち稅を重くし、學士には則ち賞を多くす。而して民の疾作して言談少なか

らんを索むるも、得べからざるなり。

通釋　書籍を藏し、辯論を習ひ、弟子を集め、文學を業として談論する者があれば、世の人主は必ず從つて之を尊んで「賢士を敬ふのは、先王の道だ」といふであらう。夫れ官吏の稅を取り立てる所は、農夫であり、上が養つてゐるのは、學士である。農夫には重稅を負擔させ、學士には厚賞を與へてゐる。かやうな方法をしてゐて人民が耕作に勵み、空論する者を少なからしめようとしても、望むことが出來ぬ。

語釋　徒役（弟子をいふ。）

立節參名。執操不侵。怨言過於耳。必隨之以劍。世主必從而禮之。以爲自好之士。夫斬首之勞不賞。而私鬪之勇尊顯。而索民之疾戰。距敵而毋私鬪。不可得也。國平則養儒俠。難至則用介士。所養者非所用。所用者非所養。此所以亂也。

【訓讀】節を立て名を參し、操を執りて侵されず。怨言耳を過ぐれば、必ず之に隨ふに劍を以てすれば、世主必ず從つて之を禮し、以て自好の士と爲さん。夫れ首を斬るの勞は賞せられずして、而も私鬪の勇は尊顯せらる。而して民の疾く戰ひ、敵を距ぎて私鬪するなきを索むるとも、得可からざるなり。國平なれば、則ち儒俠を養ひ、難至れば、則ち介士を用ふ。養ふ所の者は、用ふる所にあらず。用ふる所の者は、養ふ所にあらず。此れ亂るゝ所以なり。

【通釋】名節を勵み、操守を維持して、人に侵されず、己れを怨む言葉が耳に入れば、必ず之に報ゆるに劍を以てする人あれば、世の人主は必ず從つて之を尊重し、人格を重んずる士となすであらう。夫れ戰に臨んで敵首を斬るの功勞は賞せられないで、私鬪の勇者は尊顯せられる。かやうにして、人民の勇み戰ひ敵を拒いで、私鬪することなきを求めても、到底望めない話である。國家平和の時には儒者俠者を養ふけれども、一旦危難至れば武士を必要とする。かくの如く平生養ふ所の人はいざといふ時に必要の人ではなく、危急の時に必要な人は平生養ふ所の者ではない。これ國家の亂るゝ所以のものである。

【語釋】立節參名（名は原本には明に作る、參は攢會に叢立の貌とあり、立つる意、名節を勵むをいふ。）○怨言過於耳必隨之以劍（怨あれば必ず之に報ゆるに劍を以てして之を殺す。）

且夫人主之聽於學也。若是其言。宜布之官而用其身。若非其言。宜去其

身而息其端。今以爲是也。而弗布於官。以爲非也。而不息其端。是而不用。非而不息。亂亡之道也。

訓讀 且つ夫れ人主の學に聽くや、若し其言を是とせば、宜しく之を官に布きて其身を用ふべく、若し其言を非とせば、宜しく其身を去りて其端を息むべし。今以て是となして、而も官に布かず、以て非となして、而も其端を息めず。是として而も用ひず、非として而も息めざるは、亂亡の道なり。

通釋 その上また人主が學者の言論を聽いて見て若しその言を是としたならば、官制を立てゝ其の言を實施し、其人を官吏に採用すべきであり、若しその言を非とするならば、よろしくその人を退けて其議論を禁止すべきである。然るにその言を是としても、これを官に列する事をなさず、これを非としても、それを止めもしない。是と知りながら用ひず、非と知りながら止めないのは、亂亡を招く道である。

語釋 端（異端邪說の端。）

澹臺子羽。君子之容也。仲尼幾而取之。與處久。而行不稱其貌。宰予之辭。

雅而文也。仲尼幾而取之。與處久。而智不充其辯。故孔子曰。以容取人乎。失之子羽。以言取人乎。失之宰予。故以仲尼之智。而有失實之聲。今之新辯。濫乎宰予。而世主之聽。眩乎仲尼。爲悅其言。因任其身。則焉得無失乎。是以魏任孟卯之辯。而有華下之患。趙任馬服之辯。而有長平之禍。此二者任辯之失也。

訓讀 澹臺子羽は君子の容なり、仲尼幾して之を取り、與に處ること久くして、行其貌に稱はず。宰予の辭は雅にして文なり、仲尼幾して之を取り、與に處ること久しくして、智其辯に充たず。故に孔子曰く、「容を以て人を取る、之を子羽に失す、言を以て人を取る、之を宰予に失す」と。故に仲尼の智を以て、而も實を失ふの聲あり。今の新辯は宰予よりも濫にして、而も世主の聽は、仲尼よりも眩ふ。其言を悅ぶが爲めに、因りて其身に任ぜば、則ち焉んぞ失するなきを得んや。是を以て魏は孟卯の辯に任じて、華下の患あり。趙は馬服の辯に任じて、長平の禍あり。此二者は辯に任ずるの失

なり。

通釋 澹臺子羽は君下の容貌があつた、そこで仲尼は期待して、之を取り與に處ることが久しかつたが、その行が容貌に似合はなかつた。宰予の言辭は優雅で文彩あつたが故に、仲尼は期待して起居を共にすること久しかつたが、彼の智がその辯口に及ばないのを知つた。そこで孔子の云はれることに、容貌を以て人を取るの點では我は子羽の場合に誤り、言を以て人を取るの點では、我は宰予について誤まつた」と。故に仲尼の明智を以てすら、尙ほ眞相を失ふの嘆聲を洩らすことゝなつた。今の新しい辯說家は、宰予よりも出鱈目であるのに、人主のこれを聽く者は、仲尼よりも眩惑され易い人である、その議論が氣に入つたからと云つて其人を用ふるとすれば、どうして誤なきを得ようか。されば魏は孟卯の辯を信用して、華陽の城下に敗軍し、趙は馬服の辯を信用して長平に敗軍した。この二つは辯舌を信用した過失である。

語釋 澹臺子羽（姓、澹臺、名子羽、字滅明孔子の弟子。）○幾（期待すること。）○魏任孟卯之辯而有華下之患（孟卯は芒卯なり、秦の昭王の三十四年に、白起魏の華陽の軍を擊ちて芒卯を走らしめ三晉の將を得て十萬五人の首を斬つた、初見秦篇にも見ゆ。）○趙任馬服之辯而有長平之禍（馬服は趙の將奢の子趙括なり、趙孝成王六年に秦將白起、括の軍四十餘萬を長平に阬殺す。）

夫視鍛錫而察青黃。區冶不能以必劍。水擊鵠鴈。陸斷駒馬。則臧獲不疑

鈍利。發齒吻。相形容。伯樂不能以必馬。授車就駕。而觀其末塗。則臧獲不疑駑良。觀容服。聽辭言。仲尼不能以必士。試之官職。課其功伐。則庸人不疑於愚智。

訓讀 夫れ鍛錫を視て青黄を察するのみならば、區冶も以て劍を必する事能はず。水に鵠鴈を擊ち、陸に駒馬を斷たば、則ち臧獲も鈍利を疑はざらん。齒吻を發き、形容を相するのみならば、伯樂も以て馬を必する能はず。車を授け、駕に就けて、其末塗を觀れば、則ち臧獲も駑良を疑はざらむ。容服を觀、辭言を聽くのみならば、仲尼も以て士を必する能はず。之を官職に試み、其功伐を課せば、則ち庸人も愚智を疑はざらん。

通釋 抑も刀劍を鑑定するに、鍛錬した刀の地金を視たり、青黄の劍の燒刃の色合ひを察したりするのみならば、趙の名工、區冶の如きもその利鈍を必ず見極むることが出來ぬであらう。然しこの劍で水に鵠鴈を擊ち、陸に駒馬を斷るときは、奴婢もその鈍利を疑はぬであらう。又、馬を見別けるにも、馬の齒と唇を開き、外形を檢べて見たゞけでは、名人伯樂でも必ず駑馬か良馬かを見極むること

は出來ぬであらう。然しこれに車を授け、駕に就けて馳驅せしめ、その行き着く先きを見れば、つまらぬ奴婢でさへもその駑馬か良馬かをはつきり知ることが出來るであらう。同樣に人物を觀るにも容貌、衣服を觀、言語辭令を聽くのみでは、聖人の仲尼でも士の智愚を見極むることは出來ないであらう。然し之を官職に試み、其功績を課する時は、凡庸の人でも容易にその智愚を判定することが出來る。

語釋　視鍛錫而察青黃（劍を作るには錫を雜へて鍛ふ故に鍛錫といふ、青黃は劍の色にいふのである。）○區冶不能以必劍（區冶は趙の名工の名、劍の出來ぬをいふ。）○相形容（原本には相の字なし今之を補ふ。）○末塗（行きつく終點。）

故明主之吏。宰相必起於州部。猛將必發於卒伍。夫有功者必賞。則爵祿厚而愈勸。遷官襲級。則官職大而愈治。夫爵祿大而官職治。王之道也。磐石千里。不可謂富。象人百萬。不可謂彊。石非不大。數非不衆也。而不可謂富彊者。磐石不生粟。象人不可使拒敵也。今商官技藝之士。亦不耕而

食。是地不墾。與磐石一貫也。儒俠毋軍勞。顯而榮者。則民不使。與象人同事也。夫知禍磐石象人。而不知禍商官儒俠爲不墾之地。不使之民。不知事類者也。

訓讀 故に明主の吏は、宰相必ず州部に起り、猛將必ず卒伍に發る。夫れ功ある者、必ず賞せらるれば、則ち爵祿厚うして愈々勸み、官を遷し、級を襲ねば、則ち官職大にして愈々治まらん。夫れ爵祿大にして、官職治るは王の道なり。磐石千里なるも富めりと謂ふ可らず。象人百萬なるも彊しと謂ふ可らず。石大ならざるに非らず數衆からざるに非ず、而も富彊と謂ふ可からざる者は、磐石粟を生ぜず、象人敵を拒がしむる可からざればなり。今商官技藝の士、亦耕さずして食ふ。是れ地墾せざること磐石と一貫なり。儒俠の軍勞なくして、顯にして榮なる者は、則ち民使はれざること、象人と事を同うするなり。夫れ磐石象人を禍とするを知りて、商官儒俠の墾せざる地、使はれざるの民たるを禍とするを知らざるは、事類を知らざる者なり。

通釋 故に明主の官吏は、宰相たる者は必ず地方の小吏より起り、猛將は必ず士卒の末輩から昇進

するのである。夫れ功勞ある者は、必ず之を賞して違ふことなければ、民は爵祿の厚きに從つて愈〻勵み、段々に榮遷昇進せしむる時には、官職の大なるに從つて益々治績が擧る、かくの如く爵祿を厚くして、官職の治績を擧げるのは王業の道である。磐石の土地を千里も所有してゐたとて富んでゐるとはいへない又人形の數が百萬あつても强勢だとはいへない。千里の磐石は大きくないわけでなく、百萬の人形は衆くないわけではない。然しこれを有しても富强といはれないのは、磐石では米粟を產出することが出來ず、人形では生きた兵卒の如く敵を拒がしむることが出來ないからである。今、金で官を得た者、及び技藝で俸給を受くる者は、自ら耕作しないで衣食してゐる。これは土地を墾すことをしないから、磐石と同一理である。儒者や勇俠者は何等軍功もなくして顯榮になつて居る者で其の役立たない民であることは、人形と變りはない。夫れ磐石や人形が禍であることを知つて居ても、金で官を得た者や儒者俠者などが開墾しない土地、使はれない民と同樣禍であるを知らない者は、一を知つて二を知らぬ者である。

語釋　象人(偶人なり人形をいふ。)　○商官(商賈の貨を納れて官を得た者。)　○一貫(一理と同意。)

故敵國之君王。雖說吾義。吾弗入貢而臣。關內之侯。雖非吾行。吾必使執

禽而朝。是故力多則人朝。力寡則朝於人。故明君務力。夫嚴家無悍虜。而慈母有敗子。吾以此知威勢之可以禁暴。而德厚之不足以止亂也。夫聖人之治國。不恃人之爲吾善也。而用其不得爲非也。恃人之爲吾善也。境內不什數。用人不得爲非。一國可使齊。爲治也。用衆而舍寡。故不務德而務法。

訓讀 故に敵國の君主は、吾が義を說ぶと雖も、吾れ入貢して臣たらしめず。關內の侯は、吾が行を非ると雖も、吾れ必ず禽を執りて朝せしむ。是故に、力多ければ、則ち人朝し、力寡ければ、則ち人に朝す。故に明君は力を務む。夫れ嚴家には悍虜なくして、慈母には敗子あり。吾れ此を以て威勢の以て暴を禁ずべくして、德厚の以て亂を止むるに足らざるを知るなり。夫れ聖人の國を治むる、人の吾が善を爲すを恃まずして、而して其の非を爲すを得ざるを用ふるなり。人の吾が善を爲すを恃むや、境內什數ならず、人の非を爲すを得ざるを用ふれば、一國齊しく治を爲さしむ可きなり。衆を用

ひて寡を捨つ。故に德を務めずして法を務む。

通釋 故に敵國の君王が吾義を悅ぶとも、吾れは之をして入貢して臣たらしむる事は出來ぬ。關內の諸侯が自分の行ひを非難するも、吾れは必ず諸侯をして禮物の禽を執つて來り朝せしむることが出來る。威を以て人を服するに足るが故である。この故に力多ければ人が來朝し、力寡ければ我れ人に參朝せねばならぬ。かやうに人を制すると人に制せらるゝとは、力の如何によるが故に、明君は力を養ふを專一にするのである。夫れ嚴格なる家には氣の荒い奴婢はなく、慈愛深い母にはやくざ息子が出來る。これを見ても威勢あるものは暴を禁ずることが出來るが仁厚の行では亂を止むるに足らないことを知るのである。夫れ聖人の國を治むるは、人民が自ら善を爲すことを恃まないで、人民をして不善を爲すことを得せしめない樣な制裁を用ふる。人民が自ら進んで善を爲すことを恃めば、一國をあげて十で數へる程も無い位であつて、德に化せしむることはむづかしい事だ。これに反して人民に不善をなすことを得ない樣に制裁すれば一國の者全體をして服從させることが出來る。政治をなすの道は、多數に效力ある方法を用ひて、少數に效力ある方法を捨つるに在るが故に、君主は人民が自ら進んで善をなすといふ德化に務めないで、人民が非を爲すことの出來ぬ法治を務むるのである。

語釋 闕内之侯（諸侯の資格ありて京畿に居る、國邑なき者をいふ。）○執レ禽而朝（君主に見ゆるに贄（てみやげ）として禽をもつて行く。）○悍虜（暴悍滞るなき奴僕。）○敗子（やくざむすこ。）○境内不ニ什數一（一國の中にて十をもて數ふる程もない、即ち德に化する者の少ないのをいふ。）○一國可レ使ニ齊爲一レ治也（法に從ふ者多きをいふ。）○用レ衆而舍レ寡（非を爲すを得ない法を用ひて、人民が自ら善を爲すを恃むの論を舍つる事。）

夫必恃自直之箭。百世無矢。恃自圜之木。千歲無輪矣。自直之箭。自圜之木。百世無有一。然而世皆乘車射禽者何也。隱栝之道用也。雖有不恃隱栝而有自直之箭自圜之木。良工不貴也。何則乘者非一人。射者非一發也。不恃賞罰而恃自善之民。明主弗貴也。何則國法不可失。而所治者非一人也。故有術之君。不隨適然之善。而行必然之道。

訓讀 夫れ必ず自直の箭を恃まば、百世矢なからん。自圜の木を恃まば、千歲輪なからん。自直の箭と、自圜の木とは、百世一もあるなし。然り而して、世皆車に乘り、禽を射る者は、何ぞや。隱栝の道、用ひらるればなり。隱栝を恃まずして、自直の箭、自圜の木ありと雖も、良工は貴ばざる

なり。何となれば、則ち乘る者は一人に非ず。射る者は一發に非ざればなり。賞罰を恃まずして、自善の民を恃むは、明主は貴ばざるなり。何となれば、則ち國法は失ふ可からずして、治むる所の者は一人に非ざればなり。故に術あるの君は、適然の善に隨はずして、必然の道を行ふ。

通釋 抑々自然に眞直なる箭(やだけ)あることを恃めば、百代を經ても矢を得ることが出來ぬであらう。又自然に圓い木あることを恃めば、千年を經ても車輪を作ることが出來ぬであらう。然るに世の中の人は皆車に乘り、禽を射るのは何故であるか。これは卽ち隱栝の道とて矯め直す器機を用ふるからである。この矯め直す器機を用ひずして、自然に直き竹、圓い木があつても良工は貴ばない。何故かならば車に乘る者は、一人のみでなく、弓を射る者は一發だけ射るのでない故、到底需要を充すに足らないからである。賞罰を恃まないで、自發的に善をなす人民のあることを期待することは、明主の貴ばない所である。何となれば、國法は失ふべからずして、治むる所の民は一人のみではないからである。故に術を心得た明君は、偶然の善を恃みとせず、必然の效果ある道を行ふのである。

語釋 隱栝(木材の曲れるのを直す器。前に難勢篇にも出た。)　○適然(偶然をいふ。)

今或謂人曰。使子必智而壽。則世必以爲狂。夫智性也。壽命也。性命者非所學於人也。而以人之所不能爲說人。此世之所以謂之爲狂也。謂之不能。然則是諭也。夫諭性也以仁義教人。是以智與壽說人也。有度之主不受也。故善毛嬙。西施之美。無益吾面。用脂澤粉黛。則倍其初。言先王之仁義。無益於治。明吾法度。必吾賞罰者。亦國之脂澤粉黛也。故明主急其助。而緩其頌。故不道仁義。

訓讀 今或る人、人に謂ひて、「子をして必ず智にして壽ならしめん」といはゞ、則ち世必ず以て狂と爲さん。夫れ智は性なり。壽は命なり。性命は人に學ぶ所に非ざるなり。而るに人の爲す能はざる所を以て人に說く、此れ世の之を謂ひて狂と爲し、之を能はずと謂ふ所以なり。然らば則ち是れ諭すなり。夫れ性を諭すは、仁義を以て人に敎ふるなり。是れ智と壽とを以て人に說くなり。有度の主は受けざるなり。故に毛嬙、西施の美を善みすとも、吾が面に益なし。脂澤粉黛を用ふれば、則ち其初

めに倍す。先王の仁義を言ふとも治に益なし。吾が法度を明にし、吾が賞罰を必する者は、亦國の脂澤粉黛なり。故に明主は其助を急にして、其の頌を緩にす。故に仁義を道はず。

通釋 今或人が他人に向つて「あなたをして必ず智慧あつて長命ならしめよう」といつたならば、世人はこの人を狂人となすに違ひない。一體、智慧は天性であり、壽命は天命であるから、人に學んでどうかうしようしても出來る沙汰でない。然るに此の人力の如何ともすることの出來ぬ所を以て、人に說くのであるから、世人が之を狂人といひ、之を出來ない事と云ふのは當然である。かくの如くであれば、これは天性を曉すのであるが、衆人に諭し告ぐるに仁義を以てし、天性を人力で改良しようといふのは、堯舜の智を傳へ、彭祖の壽を教ふるが如きものであつて、法度ある人主は聽き受けない所である。故に古の美女なる毛嫱、西施の美貌を羨み譽めても、自分の顏容には何等の益がない然るに口紅髮油白粉眉墨を用ひて化粧すれば、その初めの素顏より一倍と美しくなる。先王の仁義を口にした處で、現實の政治に益のないことは、丁度美人を羨んでも自分の顏に何等の益なきと同樣である。而して自國の法度を明にし、自國の賞罰を確實にするは、宛も人が口紅白粉で化粧すると同樣、國をしてより美しくする所以である。故に明主は現實の社會をよくする法度賞罰の如き政治の役に立

つべき者を急務とし、仁義の理想を善して之を頌するを後にする。

語釋 謂之不能、然則是諭也。夫諭性也（この十三字は解釋し難いから是を衍文なりとて削る人もあれどこのまゝ解して見た、是諭也の諭の下に性の字を脫するのであらう。）○毛嬙、西施（古の美女。）○脂澤粉黛（脂は口紅、澤は髮油、粉は白粉、黛は眉墨。）○急其功而緩其頌（賞罰法度は現實の社會を一歩でも善する治の助である、明主は必ず之を第一とし徒に先王の理想的政治を歎善するが如きことを後廻しとすること。）

今巫祝之祝人。曰使若千秋萬歲。千秋萬歲之聲聒耳。而一日之壽。無徵於人。此人所以簡巫祝也。今世儒者之說人主。不言今之所以爲治。而語已治之功。不審官法之事。不察姦邪之情。而皆道上古之傳。譽先王之成功。儒者飾辭曰。聽吾言。則可以霸王。此說者之巫祝。有度之主不受也。故明主舉實事。去無用。不道仁義之故。不聽學者之言。

訓讀 今巫祝の人を祝するに曰く、「若をして千秋萬歲ならしめん」と。千秋萬歲の聲耳に聒しくして、一日の壽も人に徵なし。此れ人の巫祝を簡る所以なり。今世の儒者の人主に說くや、今の治を爲

す所以を言はずして、已に治まるの功を語り、官法の事を審にせず、姦邪の情を察せずして、皆上古の傳を道ひ、先生の成功を譽む。儒者辭を飾りて曰く、「吾が言を聽かば、則ち以て霸王たるべし」と。此れ說者の巫祝のみ。有度の主は受けざるなり。故に明主は實事を擧げて無用を去り、仁義の故を道はず、學者の言を聽かず。

〔通釋〕今巫祝（みこ、かんなぎ）が、人の前途を祝ふ詞に云ふことに、「あなたをして千歲萬歲までも長生させよう」と。かく千歲萬歲の聲は耳に喧しいけれども、一日でも人の壽命を延ばした徵驗がない。これが人で巫祝を輕蔑する所以である。今日儒者の人主に說く所を見るに、現在の世を治むべき方法を云はないで、過去に於ける治世の功を語り、現世の官法の事を審にせず、姦邪の情を察しないで、皆上古の傳說をいひ、先王の成功を譽め、妄に言葉を飾つて云ふに、「吾が言を聽いて之を行へば、以て霸者王者となる事が出來る」と。是れ正に遊說家の巫祝とも云ふべきであつてその說く所、虛誕にして到底實用に適しないから、法度を心得た人主は聽從する事がないのである。故に明主は實功を重んじて無用を斥け、仁義の事を唱へず、學者の言を聽かないのである。

今不知治者必曰。得民之心。欲得民之心。而可以爲治。則是伊尹管仲無

所用也。將聽民而已矣。民智之不可用。猶嬰兒之心也。夫嬰兒不剔首則腹痛。不揊痤則寖益。剔首揊痤。必一人抱之。慈母治之。然猶啼呼不止。嬰兒子不知犯其所小苦。致其所大利也。

訓讀 今治を知らざるものは、必ず曰く、「民の心を得よ」と。民の心を得んと欲して、以て治を爲す可ければ、則ち是れ伊尹、管仲は用ふる所なきなり。將に民に聽かんとせんのみ。民智の用ふ可らざること、猶ほ嬰兒の心のごときなり。夫れ嬰兒首を剔らざれば、則ち腹痛み、痤を揊かざれば則ち寖く益す。首を剔り痤を揊くには、必ず一人之を抱き、慈母之を治む。然れども猶啼呼して止まず、嬰兒子は其の小しく苦しむ所を犯して、其の大いに利する所を致すを知らざればなり。

通釋 今政治の道を知らない者は、慈惠を施して衆心を得よといふ。民の心を得ることを期しさへすれば政治を爲すことが出來るとすれば、伊尹、管仲の如き人傑は無用となり、將に民に聽かんとするのみであらう。然し民の智慧の用ふるに足らぬことは、宛も嬰兒（みどりご）の心の如き者である。夫れ嬰兒は頭髮を剃らなければ腹痛を起し、腫物を切開しなければ病が進む。頭髮を剃り腫物を切開

するには、必ず一人がこれを抱いて、慈母が之を行ふのである。然るに小兒は猶ほ啼き叫んで止まない。これは小兒が頭髮を剃り腫物を潰す小苦を押切つて、全治の大利を來たすを知らないからである。

語釋 伊尹管仲(古の賢者、度々出た。) ○不レ剔レ首則腹痛(首を剔るは頭髮を剃つて頭の充血を去るのである、頭髮を剃らないときは頭充血して腹痛の患があると當時の人は思つた。) ○不レ揊レ痤則寖益(痤は腫物なり、揊は裂く事、腫物を裂かない時は寖漸く加はる。) ○不レ知下犯二其所一小苦一致中其所乙大利甲也(剔首揊痤は小苦であり、因つて病治するは大利である。)

今上急二耕田墾一レ草。以厚二民產一也。而以レ上爲レ酷。脩レ刑重レ罰。以爲レ禁レ邪也。而以レ上爲レ嚴。徵二賦錢粟一。以實二倉庫一。且以救二饑饉一備中軍旅上也。而以レ上爲レ貪。境內敎二戰陣一。闘二士卒一。幷レ力疾闘。所二以禽一レ虜也。而以レ上爲レ暴。此四者所二以治安一也。而民不レ知レ悅也。

訓讀 今、上、田を耕し草を墾るを急にするは、以て民產を厚うせんとするなり。而るに上を以て酷と爲す、刑を脩め罰を重くするは、以て邪を禁ずるが爲めなり。而るに上を以て嚴となす。錢粟を徵賦し、以て倉庫に實つるは、且さに以て饑饉を救軍旅に備へんとするなり、而るに上を以て貪と爲

す。境內、戰陣を教へ、士卒を閲し、力を併せて疾鬪するは、虜を禽にする所以なり。而るに上を以て暴と爲す。此四者は、治安なる所以なり。而して民悅ぶを知らざるなり。

通釋 今政府に於いて田地を耕し、雜草を刈ることを急にするのは、民の生產を豐かにしようが爲めである。而るに人民は上を以て苛酷となす。又刑を整へ罰を重くするのは、民をして姦邪を禁ぜしめんが爲めである、而るに民は上を以て嚴し過ぎるとする。金錢米穀を徵收して官の倉庫を充たすのは饑饉ある時の備となし、又、軍隊の糧食にするが爲である、而るに民は上を以て貪欲だと思ふ。國中にて戰爭を教へ、士卒を檢閱し、力を併せて奮鬪せしめるのは、敵を擒虜とする爲めである、而るに民は上を以て暴虐だとする。此の四つは民の治安を謀る爲の上の施設であるのに、民は之を悅ぶことを知らない。

語釋 民不知悅也（小苦を忍すは大利を致す所以なるを知らないのである。）

夫求聖通之士者。爲民智之不足師用。昔禹決江濬河。而民聚瓦石。子產開畝樹桑。鄭人謗訾。禹利天下。子產存鄭。皆以受謗。夫民智之不足用亦

明矣。故擧士而求賢智。爲政而期適民。皆亂之端。未可與爲治也。

訓讀　夫れ聖通の士を求むる者は、民智の師用するに足らざるが爲なり。昔、禹、江を決し、河を濬くす。而して民瓦石を聚む。子産畝を開き桑を樹ゑて、鄭人謗訾す。禹は天下を利し、子産は鄭を存せんとして、皆以て謗を受けたり。夫れ民智の用ふるに足らざること亦明かなり。故に士を擧げて賢智を求め、政を爲して民に適ふことを期するは、皆亂の端なり。未だ與に治を爲す可らざるなり。

通釋　一體聖明通達の士の必要なのは、民智が嬰兒の心の如くであつて用ふるに足らないからである。昔、禹は洪水の時に江を切落し、河を浚つて水害を除いたのに、民は之を知らないで瓦石を聚めて禹を撃たうとした。又鄭の子産は田畑を拓き桑を栽えて、民の利を謀つたのに、鄭人は之をそしつた。かく禹は洪水を治めて、天下の利を爲し、子産は鄭國を保全したけれども、皆、民から謗りを受けた。これらを見れば、民智の用ふるに足らぬことは明である。故に士を取るに、賢智の士を求め、政を爲すに、民心に適はむとするのは、亂の端であつて、未だ與に治を爲すことの出來ぬ人である。

語釋　濬(川を深くすること、即ち浚へる事。)　○民聚瓦石(瓦石を聚めて禹を撃つたこと。)

餘論　凡そ學者なる者を總括的に排斥せんとするに當り、當時最も勢力のあつた儒家墨家の二派を

代表的な者として先づ之を排撃したのは尤もなことである。そして、儒墨兩者何れも數多の分派を生じ、お互に他を攻撃し合ひ統一を缺いてゐるのは、徒らに机上の空論に馳せて、實地の證明を缺いてゐるからで、やがて彼等の學說の根據薄弱なことを示すものであると論じた一段は、其の論法も措辭も却て勝れた出來榮えである。殊に八儒三墨の分派の有樣を敍述した處は、莊子の天下篇、荀子の非十二子篇等と共に據つて以て先秦時代の學派の狀況を想見すべき重要なる文獻となつてゐる。

其の他は例の法治的精神の高調で、何も珍しい主張ではない。唯、慈善の弊を述べ、民意尊重を排斥する處は彼の面目を躍如たらしめてゐるものと思ふ。

忠行　第五十一

敍説 この篇は、主として堯舜湯武等の賢人、烈士を貶駁し、孝悌忠順の道を用ふるの誤つてゐることを論じたものである。然しこの篇については、翼毳を始め諸家が韓子の自筆であるまいと疑つてゐるが、其の疑問説の却つて誤りなることは解題に述べた。

天下皆以孝悌忠順之道爲是也。而莫知察孝悌忠順之道而審行之。是以天下亂。皆以堯舜之道爲是而法之。是以有亂君。有曲父。堯舜湯武。或反君臣之義。亂後世之教者也。堯爲人君而君其臣。舜爲人臣而臣其君。湯武爲人臣而弑其主。刑其尸。而天下譽之。此天下所以至今不治者也。

訓讀 天下皆孝悌忠順の道を以て是と爲すも、而も孝悌忠順の道を察して、審かに之を行ふを知るなし。是を以て天下亂る。皆堯舜の道を以て是と爲して之に法る。是を以て亂君有り、曲父有り。堯

舜湯武は、或は君臣の義に反し、後世の教を亂る者なり。堯は人の君と爲りて、而も其臣を君とし、舜は人の臣と爲りて、而も其君を臣とし、湯武は人の臣と爲りて、而も其主を弑し、其尸を刑す。而して天下之を譽む。此れ天下の今に至るまで治まらざる所以の者なり。

【通釋】天下の人は皆父兄に孝悌の道を盡し、君上に忠成順柔の道を盡くすを以て人の踐むべき道となすけれども、而も孝悌忠順の道をよく推究して、的確に之を行ふことを知るものはないが爲めに天下は治まらないのである。天下の人は眞の孝悌忠順の道を知らないから、皆堯舜の道を以て眞の道として之に法るのだ。それだから世に亂虐の君や、邪曲の父が生ずるのである。何となれば堯、舜、湯、武は、或は君臣の義に背き、後世の教を害した人だからである。卽ち堯は人君の身分を以て其位をその臣たる舜に禪つて其臣となり、舜は人の臣でありながら、而も堯の禪をうけて、人君の位について之が君となり、殷の湯王、周の武王は、人臣の身分を以て其君を弑し、その遺骸に刑を加へた。こんな亂虐の事を行つても、天下の人は之を譽めてゐる。これが天下が今日に至るまで治まらない原因である。

【語釋】曲父（邪曲の父をいふ。）○刑ニ其尸ニ（周の武王が紂の死せし處に至つて自ら之を射ること三發して後、車を下り又輕劍を以て之を擊つた事が史記に見えてゐる。）

【餘論】最初から歷代の聖人を罵倒してかゝり、この調子が最後まで續く。要は本を務め、用を節するを以て先となすべきを說かんが爲めである。

夫所謂明君者。能畜其臣者也。所謂賢臣者。能明法辟。治官職。以戴其君者也。今堯自以爲明。而不能以畜舜。舜自以爲賢。而不能以戴堯。湯武自以爲義。而弑其君長。此明君且常與。而賢臣且常取也。故至今爲人子者。有取其父之家。爲人臣者。有取其君之國者矣。父而讓子。君而讓臣。此非所以定位一教之道也。

【訓讀】夫れ所謂明君は、能く其臣を畜ふ者なり。所謂賢臣は、能く法辟を明にし、官職を治め、以て其君を戴く者なり。今、堯は自ら以て明と爲して、而かも以て舜を畜ふ能はず。舜は自ら以て賢と爲して、而も以て堯を戴く能はず。湯武は自ら以て義と爲して、而も其君長を弑す。此れ明君は且に常に與へんとして、賢臣は且に常に取らんとするなり。故に今に至るまで、人の子たる者、其父の家

を取るあり、人の臣たる者、其君の國を取る者あり。父にして子に讓り、君にして臣に讓るは、此れ位を定め、教を一にする所以の道に非ざるなり。

通釋 夫れ明君といはるゝ人は、よく其臣下を臣下として養ふものである。又賢臣といはるゝ人は、よく法刑を明にし、官職を治めて其君主を奉戴するものである。然るに今、堯は自ら明君なりとするけれども、舜を臣下として養ふことが出來ず、舜は自ら賢臣なりとするけれども、堯を君主として奉戴することが出來ず、湯王・武王は自ら義人なりとするけれども、其君上を弑して居る。此では明君と稱せらるゝ人は常にその位を人に與へとんし、賢臣と稱せらるゝ人は、常に君の位を取らんとする者であることを示すものである。されば之に見習つて今日に至るまで人の子でありながら其父の家を取るものがあり、又人の臣でありながら其君の國を取るものが絶えない。かやうに父でありながら其子に讓り、君でありながら其臣に位を讓るのは、君臣の位を定め、父子の教を一にする道ではないのである。

臣之所聞曰。臣事君。子事父。妻事夫。三者順則天下治。三者逆則天下亂。

此天下之常道也。明王賢臣而不易也。則人主雖不肖、臣不敢侵也。今夫上賢任智無常。逆道也。而天下常以爲治。是故田氏奪呂氏於齊。戴氏奪子氏於宋。此皆賢且智也。豈愚且不肖乎。是廢常上賢則亂。舍法任智則危。故曰。上法而不上賢。

訓讀 臣の聞く所に曰く、「臣は君に事へ、「子は父に事へ、妻は夫に事ふ。三者順なれば、則ち天下治まり、三者逆なれば、則ち天下亂る」と。此れ天下の常道なり。明王賢臣も易へざるなり。則ち人主、不肖と雖も、臣敢て侵さゞるなり。今夫れ賢を上び智に任せて常なきは、逆道なり、而るに天下常に以て治と爲す。是故に田氏は呂氏を齊に奪ひ、戴氏は子氏を宋に奪ふ。此れ皆賢にして且つ智なり。豈に愚にして且つ不肖ならんや。是れ常を廢して賢を上べば則ち亂れ、法を舍てゝ智に任ずれば、則ち危し。故に曰く、「法を上びて賢を上ばず」と。

通釋 臣（韓子自らのこと）の聞いた語に、「臣は君に事へ、子は父に事へ、妻は夫に事ふ、この三つが行はれゝば、天下は治まり、三つの者が行はれなければ、天下は亂れる」と。云つてゐるが、此れ

は天下の常道であつて、明王賢臣に拘らず、臣の君に事へる事は不變の原則であるから、人主が、たとひ不肖の君であつても、臣は敢て君を侵すことがないのである。今、かの賢者を尊崇し、智者を信任して常則に合しないのは、逆道といふべきである、而るに天下の人は大率これを以て治道と考へてゐる。この故に、田氏は齊に於て呂氏の位を奪ひ、戴氏は宋に於て子氏の位を奪ふ樣な事が起るに至つた。此の田氏、戴氏は共に賢德も才智もあつて、どう考へても愚かで不肖の人とはいはれない。故に常道を廢して賢者を尊べば、則ち天下亂れ、法度をすてゝ、智者に任ずれば、天下が危くなる。だから古への愼子も巳に「法を尊んで賢者を尊ばない」といつてゐるのである。

語釋　上レ賢任レ智（上は尚である、賢者を尊崇すること。）○田氏奪二呂氏於齊一（田氏は前に數々出た田成子、これが齊の簡公を弑し、其國を奪つた齊は太公望呂尚の後で呂氏である。）○上レ法而不レ上レ賢（愼子の說である。）○戴氏奪二子氏於宋一（戴氏は子罕を指す、子は宋の姓である、內儲說下篇に、戴驩爲宋太宰、皇喜於君、二人爭事而相害也、皇喜遂殺宋君、而奪其政、とあるのをいつたものであらう。）

記曰。舜見二瞽瞍一其容造焉。孔子曰。當二是時一也。危哉天下岌岌。有レ道者。父固不レ得而子。君固不レ得而臣也。臣曰。孔子本未レ知二孝悌忠順之道一也。然則有レ道者。進不レ得レ爲二臣主一。退不レ得レ爲二父子一耶。父之所下以欲レ有二賢子一者。家貧則富

之。父苦則樂之。君之所以欲有賢臣者。國亂則治之。主卑則尊之。今有賢子而不爲父。則父之處家也苦。有賢臣而不爲君。則君之處位也危。然則父有賢子。君有賢臣。適足以爲害耳。豈得利焉哉。所謂忠臣不危其君。孝子不非其親。今舜以賢取君之國。而湯武以義放弑其君。此皆以賢而危主者也。而天下賢之。

訓讀　記に曰く、『舜、瞽瞍を見て、其容造焉たり。孔子曰く、「是時に當りてや危い哉天下岌岌たり。有道の者は、父固に得て子とせず、君固に得て臣とせざるなり」と』。臣曰く、孔子は本と未だ孝悌忠順の道を知らざるなり。然らば則ち有道の者は、進んでは臣主たるを得ず、退いては父子たるを得ざるか。父の賢子あるを欲する所以の者は、家貧しければ則ち之を富し、父苦めば則ち之を樂ましむればなり。君の賢臣あるを欲する所以の者は、國亂るれば則ち之を治め、主卑ければ則ち之を尊くすればなり。今、賢子ありて而かも父の爲めにせずんば、則ち父の家に處るや苦し。賢臣ありて而も君の

爲めにせずんば、則ち君の位に處るや危し。然らば則ち父に賢子あり、君に賢臣あるは、適ゝ以て害を爲すに足るのみ。豈に利を得んや。所謂忠臣は其君を危くせず、孝子は其親を非らず。今舜は賢を以て君の國を取り、而して湯武は義を以て其君を放弑す。此れ皆賢を以て主を危くする者なり、而るに天下之を賢とす。

通釋 古の記錄に載するを見るに、「舜が天子となつてその父の瞽叟を見る每に其容貌は愁はし氣であつた。孔子が之についていはれるのに、此の時に當つて、君臣父子の倫、其序を失ひ、危險千萬である。有道の者は、父と雖も之を子とする事が出來ず、君と雖も、之を臣とする事が出來ないからである」と。臣、私が考へるに、「孔子は元來孝悌忠順の道を知らない人だといはねばならぬ、もし孔子の言に從へば、有道の者は進んで外に於ては君臣となる事が出來ず、退いて內に於ては父子となる事が出來ないか、父たる者が賢子を得たいと欲するのは、もし家が貧しき時は、その賢子によりて之を富まし、父が苦しむ時は賢子によつて樂しみをうけんが爲めである。又君が賢臣を得たいと願ふのは、國が亂れた時には、賢臣によつて之を治めさせ、己れが他より輕んぜられた時には、賢臣によつて尊くする事が出來るからである。然るに今賢子があつても、その賢子が父の爲めにつくさなければ、

父が家政を處して行くのには苦しいことであり、又賢臣があつても、それが人君の爲めに益する所がなければ、君が君位に居て政治を爲して行くのに危きことである。かやうな具合であつて見れば、父に賢子があり、君に賢臣があるのは、反つて害となるばかりで、どうしても利益となる事はないのである。所謂忠臣といふものは其君を危くしないし、孝子は其親をそしらないものである。然るに今舜は賢なるが故に、其君の國を取り、湯王武王は義なるが故に、其君桀紂を放逐したり弑したりした。これらは皆賢なるが故を以て、其君を危くしたものであるのに天下の人は皆之を賢臣といつて、尊崇してゐるのは甚だ誤まつてゐる。

語釋　造焉（造は戚に同じ、愁ふる貌である。難篇二の景公造然變色の造然と同意である。）○岌岌（不安の態をいふ。）○記曰舜見瞽瞍云々（孟子萬章篇に咸丘蒙問曰、語云、盛德之士、君不得而臣、父不得而子、舜南面而立、堯帥諸侯、北面而朝之、瞽瞍亦北面而朝之、舜見瞽瞍、其容有蹙、孔子曰、於斯時也、天下殆哉岌々乎、不識此語誠然乎哉、孟子曰、否、此非君子之言、齊東野人之語也、とあつて孟子は之を否定してゐる。）

古之烈士。進不臣君。退不爲家。是進則非其君。退則非其親者也。且夫進不臣君。退不爲家。亂世絶嗣之道也。是故賢堯舜湯武而是烈士。天下之亂術也。瞽瞍爲舜父。而舜放之。象爲舜弟。而舜殺之。放父殺弟。不可謂仁。

妻帝二女。而取天下。不可謂義。仁義無有。不可謂明。詩云。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣。信若詩之言也。是舜出則臣其君。入則臣其父。妾其母。妻其主女也。故烈士內不爲家。亂世絕嗣。而外矯於君。朽骨爛肉。施於土地。流於川谷。不避蹈水火。使天下從而效之。是天下徧死而願夭也。此皆釋世而不治者也。

訓読 古の烈士は、進みては君に臣たらず、退きては家を爲めず。是れ進めば則ち其君を非り、退けば則ち其親を非る者なり、且つ夫れ進みては君に臣たらず、退きては家を爲めざるは、世を亂り嗣を絕つの道なり。是の故に堯舜湯武を賢として、烈士を是とするは、天下の亂術なり。瞽瞍は舜の父たり。而るに舜之を放ち、象は舜の弟たり、而るに舜之を殺す。父を放ち弟を殺すは、仁といふべからず。帝の二女を妻として天下を取るは、義といふべからず、仁義あるなきは、明といふ可からず。詩に云ふ「普天の下、王土にあらざるなく、率土の濱、王臣にあらざるなし」と。信に詩の言の若く

ならば、是れ舜出でゝは、則ち其君を臣とし、入りては則ち其父を臣とし、其母を妾とし、其主の女を妻とするなり。故に烈士は、內は家を爲めず、世を亂り嗣を絶ち、而して外は、君を矯め、朽骨爛肉、土地に施され、川谷に流れ、水火を蹈むを避けず、天下をして從つて之に效はしむ。是れ天下徧く死して夭せんことを願ふなり。此れ皆世を釋てゝ治めざる者なり。

通釋　古の烈士といふものは、進んでは君に臣として仕へるを願はず、退いては家產を治むるを欲しない。これは進んでは其君をそしり、退いては其親をそしるものである。且つ進んでは君に臣節を執らず、退いては家產を治めないのは、世を亂り家嗣を絶つの道である。かるが故に堯舜湯武の如きものを賢なりとして烈士を是とするのは天下を亂れしめる術といふべきである。瞽瞍は舜にとつては父であるのに、舜は之を放逐し、象は舜にとつては弟であるのに、舜は之を殺した。父を放逐したり、弟を殺したりするのは、仁の行といふ事は出來ぬ。又舜が堯帝の二女娥皇、女英を娶つてこれによつて天下を取つたのは義の行といふ事は出來ぬ。かやうに仁義の兩方を缺いてゐる事から見れば、道理に明だとはいへない。詩經に云ふのに、「天の覆ふ所の土地は徧く王の領土であり、海濱の盡くる所まで盡く王の臣下でない者はない」と。果して此の詩の如くであれば、是れ舜は出でゝは其君を臣と

し、入りては其父を臣とし、其母を婢とし、其主君の女を妻としたもので、詩の云ふ所に大いに反したものといふべきである。天下がかやうな人を是とするが故に、今日でも烈士は內、其家を治めず、世を亂り繼嗣を絕ち、外、君を强諫し、之が爲めに誅戮せられて、骨朽ち肉爛れ、死骸は原野にさらされ、膏血を川谷に流し、水火を蹈むことをも避けず、天下の人をして從つて之に效はしむるに至る。さればこれは天下の人をして偏く短命を希望させると同じことで、此等は皆世を棄て事を治めない者といふべきである。

語釋 瞽瞍爲二舜父一而舜放レ之（戰國の時に舜放之の說があつたのであらうが經傳に見えざる故辯士の談であつて信ずるに足らぬ。）○詩云（小雅北山篇の詩。說林篇の上にも見ゆ。）○普天（普は偏なり。）○率土（率は循なり。）○矯二於君一（君に直諫するをいふ。）○施（さらすと訓す。）○天下偏死而願レ夭也（今烈士の行を高しとして效慕せしめば是れ天下の人偏く短折を冀ふに至らしめる。）

世之所レ謂烈士者。離レ衆獨行。取二異於人一。爲二恬淡之學一。而理二恍惚之言一。臣以爲。恬淡無用之教也。恍惚無法之言也。言出二於無法一。教出二於無用一者。天下謂二之察一。臣以爲。人生必事レ君養レ親。事レ君養レ親。不レ可二以恬淡一。必以レ言論忠信

法術言論忠信法術不可以恍惚之言。恬淡之學。天下之惑術也。

訓讀　世の所謂烈士とは、衆を離れて獨行し、異を人に取り、恬淡の學を爲して、恍惚の言を理む。臣以爲らく、恬淡は、無用の教なり。恍惚は、無法の言なり。言、無法に出で、教、無用に出づる者を、天下之を察といふ。臣以爲らく、人生るれば必ず君に事へ親を養ふ。君に事へ親を養ふには、以て恬淡なる可からず。必ず言論忠信法術を以てす。言論忠信法術は、以て恍惚なる可からず。恍惚の言、恬淡の學は、天下の惑術なり。

通釋　世のいはゆる烈士は衆人を離れて獨立の行をなし、人に異なることをよしとし、人生を輕視し、無欲を尙ぶ學を修め、微妙で測知することの出來ぬ言を習ふ者である。自分が思ふのに、恬淡無欲の學は世に益なき教であり、恍惚微妙の言は法度なき言論である。無法に出づる言論と無用に出づる教とを、天下の人は誤つて明察といふけれども、自分の考へでは、人がこの世に生れては必ず君に事へ親を養ふべきものである。この君に事へ親を養ふに當つては恬淡無欲であつてはならぬ。人がこの世に生れては、必ず言論を立て忠信を行ひ、法術を事としなければならぬ。この言論を立て忠信を行ひ、法術を事とするに當つては、恍惚微妙であつてはならぬ。かやうに考へて來ると、恍惚微妙の

言論や恬淡無欲の學問は、天下を惑はす術といふべきである。

語釋 ○離ㇾ衆（離は原本には雖に作るも一本によりて改む。） ○恬淡之學（恬淡は人生を輕視して無欲なるをいふ。老子第三十一章に恬淡爲上と見ゆ、老子の學を指すのである。） ○恍惚之言（恍惚は微妙窈冥で測知すべからざるをいふ。老子第二十一章に道之爲物、唯恍唯惚と見ゆ。前の恬淡の學と共に老莊の學を指すこと明かである。韓子は老子の學に親しみ法術の根據を老子の道の哲學で說明し、又自ら解老喩老をものしてゐるが、無條件に老子を信奉したのではなく、又老莊の亞流が徒に恬淡獨善を以て自ら高しとしてゐるのは韓子の斷々乎として排斥する所である、こゝは老莊の隱遁獨善主義を排したのである。故に後世の學者でこの一證によつて忠孝篇を後人の手に出でたものとするは誤りである。） ○敎（一に敎に作るものあるか今改む。）

孝子之事父也。非競取父之家也。忠臣之事君也。非競取君之國也。夫爲人子而常譽他人之親。曰某子之親。夜寢早起。彊力生財。以養子孫臣妾。是誹謗其親者也。爲人臣而常譽先王之德厚而願之。是誹謗其君者也。非其親者。知謂之不孝。而非其君者。天下賢之。此所以亂也。故人臣毋稱堯舜之賢。毋譽湯武之伐。毋言烈士之高。盡力守法。專心於事主者。爲忠臣。

訓讀 孝子の父に事ふるや、父の家を取るを競ふには非ざるなり。忠臣の君に事ふるや、君の國を

取るを競ふには非ざるなり。夫れ人の子と爲りて、常に他人の親を譽めて、「某子の親は、夜に寢ね早く起き、彊力して財を生じ、以て子孫臣妾を養ふ」と曰ふは、是れ其親を誹謗する者なり。人の臣と爲りて、常に先王の德厚を譽めて之を願ふは、是れ其君を誹謗する者なり。其親を非る者は、之を不孝と謂ふを知る。而も其君を非る者は、天下之を賢とす。此れ亂るゝ所以なり。故に人臣は、堯舜の賢を稱するなく、湯武の伐を譽むるなく、烈士の高きを言ふなく、力を盡し法を守り、心を主に事ふるに專らにする者を、忠臣となす。

通釋　孝子の父に事ふるは、父の家を奪はんことを競ふのではない、又忠臣の君に事ふるは君の國を奪はんことを競ふのではない。かの人の子となつて、常に他人の親を譽めて、誰某の親は夜は晩く寢ね、朝は早く起き、勤勉强力して財產を作り、子孫奴婢を養ふといふ者は、これは其親をそしるといふべく、又人の臣となつて常に先王の德の厚きを譽めて此の如き君を希望する者は、これは己れの君をそしるものである。然るに天下の人は自分の親をそしる者を不孝といふことを知つてゐるが、其君をそしるものは不忠と云はずに反つて之を賢として尊敬する。これが天下の亂るゝ所以である。故に、堯舜の賢德を稱することなく、湯王武王の功伐(てがら)を譽むることなく、烈士の高節を云ふ

ことなく、力を盡し法度を守り、心を君主に事ふるに專一にする者を、忠臣といふのである。

語釋 ○彊力（勉強すること。） ○知レ謂ニ之不孝ニ（一本には知其不孝に作つてある。）

古者黔首悗密蠢愚。故可下以ニ虛名ヲ取上也。今民儇詗智慧。欲ニ自用ヒテ不レ聽ニ上。上必且勸レ之以レ賞。然後可レ進。又且畏レ之以レ罰。然後不ニ敢退ニ。而世皆曰。許由讓ニ天下ヲ。賞不レ足ニ以勸ムルニ。盜跖犯レ刑赴レ難。罰不レ足ニ以禁ズルニ。

訓讀 古は黔首、悗密蠢愚なり。故に虛名を以て取る可かりしなり。今の民は、儇詗智慧、自ら用ひて上に聽かざらんと欲す。上必ず且つ之に勸むるに賞を以てして、然る後進む可く、又且つ之を畏すに罰を以てして、然る後敢て退かず。而るに世皆曰く、「許由天下を讓る、賞は以て勸むるに足らず、盜跖は刑を犯し難に赴く、罰は以て禁ずるに足らず」と。

通釋 古の人民は無心にして愚であつたから、仁義と云ふ虛名を以て民の心を收めて天下を取る事が出來たけれども、今の民は輕薄で小ざかしく利口であるから、自ら己れの意を用ひて、上の命令を聽かないことを欲するが故に、上のものは必ずまづ之に勸むるに賞を以てして、然して後に始めて善

に進めしむべく、又之をおどすに罰を以てして後、始めて敢て退いて惡に入らざらしめるである。而るに世の人は皆、「許由は天下を受くるを讓つた程であるから、賞も之を勸むるに效力なく、盜跖は刑罰を犯しても危險に赴いた人であるから、刑罰でも之を禁ずるに足らぬ」と云ふ。

語釋　黔首（人民の事、黑き頭髮を露出するが故に云ふ。秦の始皇の二十六年に民を更め名付けて黔首と曰ふ。韓非子の死んだのはその前であるから、こゝに黔首といふのも後人の附會であらうといふ。）○虛名（仁義の虛譽をいふ。）○取（民心を收めて天下を取る事。）○儇詗（巧慧細察なること。）○悗密蠢愚（悗密とは無心にして愚かなること。蠢は惷に作るべく、生れながら癡騃で異義を識らぬ者をいふ。）

臣曰。未有天下而無以天下爲者。許由是也。已有天下而無以天下爲者。堯舜是也。毀廉求財。犯刑趨利。忘身之死者。盜跖是也。此三者殆物也。治國用民之道也。不以此三者爲量。治也者治常者也。道也者道常者也。殆物妙言。治之害也。天下太上之士。不可以賞勸也。天下太下之士。不可以刑禁也。然爲太上士不設賞。爲太下士不設刑。則治國用民之道失矣。

訓讀　臣曰く、「未だ天下を有たずして、天下を以て爲すなき者は、許由是れなり。已に天下を有ち

て、天下を以て爲すなき者は、堯舜是れなり。廉を毀り財を求め、刑を犯し利に趨り、身の死を忘るゝ者は、盜跖是れなり。此の三者は、殆物なり。國を治め民を用ふるの道は、此の三者を以て量と爲さず。治とは、常を治むる者なり。道とは、常を道く者なり。殆物妙言は、治の害なり。天下太上の士は、賞を以て勸む可からざるなり。天下太下の士は、刑を以て禁ず可からざるなり。然れども、太上の士の爲めに賞を設けず、太下の士の爲めに、刑を設けざれば、則ち、國を治め民を用ふるの道、失はん。

通釋 臣、私の思ふのに、未だ天下を有たないで、天下を以て重しとしなかつた者は、許由その人である。又已に天下を有ちながら、天下を以て重しとしなかつた者は、堯舜其の人である。廉恥をやぶり貨財を求め、刑罰を犯して利に趨り、身の死することをも忘れた者は、盜跖其の人である。以上許由・堯舜・盜跖の三者は、世の常にあらざる極端の者である。國を治め民を用ふるの道は、この三者を標準としてはならぬ。凡そ治とは常を治むる事であり、道とは常に由る事である。即ち治も道も常人の爲めに設けられたものである。故に非常の事と空妙の議論とは、政治をなす上の害物である。許由の如き天下の最上等の士は、賞を以て勸むるわけに行かず、盜跖の如き天下の最下等の士は、刑

罰を以て禁ずるわけに行かぬ。然しさうかといつて最上等の士あるが爲めに、賞を設くる事をせず、最下等の士あるが爲めに、刑罰を設けなければ、國を治め民を使ふの道は失はれてしまふだらう。

語釋　殆物（殆とは甚しきこと。殆物とは尤物と云ふに同じく非常の物なるを云ふ。）

故世人多不言國法而言從横。諸侯言從者曰。從成必霸。而言横者曰。横成必王。山東之言從横。未嘗一日而止也。然而功名不成。霸王不立者。虛言非所以成治也。王者獨行。謂之王。是以三王不務離合而正。五霸不待從横而察。治內以裁外而已矣。

訓讀　故に世人、多く國法を言はずして從横を言ふ。諸侯、從を言ふ者は曰く、「從成らば必ず霸たらん」と。而して横を云ふ者は曰く、「横成らば必ず王たらん」と。山東の從横を云ふ、未だ嘗て一日も止まざるなり。然るに功名成らず、霸王立たざるは、虛言は治を成す所以にあらざればなり。王者は獨行す。之を王といふ。是を以て三王は離合を務めずして正しく、五霸は從横を待たずして察なり。

内を治めて以て外を裁するのみ。

【通釋】此の故に天下の人々は多く國法を口にしないで、合從連衡を口にする。諸侯の中で合從の策を主張する者は、「合從の策が行はれゝば必ず霸となることが出來る」といひ、連衡の策を主張する者は「連衡の策が成立すれば、必ず王となることが出來る」といふ。かやうに山東六國の合從連衡を云ふ事は一日も止まないのに、功名成らず、霸者王者の業の立たぬ譯は、空論は治を爲す所以でないからである。王者は獨立獨行である。故に之を王といふ。この故に三王は他國と離合をしないでも正しく、五霸は從横を行はないでも明察である。これは法術を以て内を治めて以て外を制裁するのであつて、外に他の策があつた譯ではないのである。

【語釋】山東（六國を指す。） ○離合（此を離れて彼と同盟し、或は彼を去つて此れと合するを云ふ。）

人主　第五十二

敍說　此篇は、人主法術の士に聽かないで、權臣左右の言に惑うたならば、簒弑の禍に遇ふ事を論じたもので、說は孤憤の篇中から來たものである。翼毳にはこの篇も愛臣・二柄・孤憤・五蠹・和氏・備內等の諸篇の語を多く用ひてゐるの故を以て、後人の增す所としてゐるが、果してさうであるかどうかは疑はしい。

人主之所以身危國亡者。大臣大貴。左右大威也。所謂貴者。無法而擅行。操國柄而便私者也。所謂威者。擅權勢而輕重者也。此二者不可不察也。夫馬之所以能任重。引車致遠道者。以筋力也。萬乘之主。千乘之君。所以制天下而征諸侯者。以其威勢也。威勢者人主之筋力也。今大臣得威。左右擅勢。是人主失力。人主失力。而能有國者。千無一人。

訓讀 人主の身危く國亡ぶる所以の者は、大臣大に貴く、左右大に威あればなり。所謂貴とは法を無みして擅に行ひ、國柄を操りて私に便する者なり。所謂威とは、權勢を擅にして輕重する者なり。此の二者は、察せざる可からざるなり。夫れ馬の能く重きに任じ、車を引き遠道を致す所以の者は、筋力を以てなり。萬乘の主、千乘の君、天下を制して、諸侯を征する所以の者は、其威勢を以てなり。威勢は人主の筋力なり。今大臣、威を得、左右勢を擅にするは、是れ人主、力を失ふなり。人主力を失ひて、而かも能く國を有つ者は、千に一人なし。

通釋 凡て人君の身が危く國の亡ぶる譯は、大臣が貴に過ぎ左右の近臣が威を持ち過ぐる點にあるのである。こゝで云ふ貴とは、法律を無視して專横の行をなし、國の政柄を握つて私利を謀るものをいひ、威といふのは、權勢を擅にして公法を勝手に輕重するものを云ふ。この二つの者は、人主の深く察しなければならぬ所である。夫れ馬が能く重きものを負ひ、車を引き、遠方まで運ぶことの出來るのは、その筋力による。萬乘の大國の主、千乘の小國の主が、天下を制し、諸侯を征するのは、彼等に威勢あるが爲めである。人主に於ける威勢は丁度馬に於ける筋力である。今大臣左右が威勢を得て之を擅に行ふのは、人主がその筋力たる威勢を失ふ事である。かやうに人主が威勢を失つても

尚よく國家を有つて行く事の出來るのは、千人に一人もない。

語釋 威（舊本には戚に作る。傳寫の誤りである。）○無法（法律を蔑視する。）

虎豹之所以能勝人執百獸者、以其爪牙也。而使虎豹失其爪牙則人必制之矣。今勢重者、人主之爪牙也。君人而失其爪牙、虎豹之類也。宋君失其爪牙於子罕、簡公失其爪牙於田常、而不蚤奪之。故身死國亡。今無術之主、皆明知宋簡之過也。而不悟其失、不察其事類者也。且法術之士與當塗之臣、不相容也。何以明之。主有術士、則大臣不得制斷。近習不敢賣重。大臣左右權勢息、則人主之道明矣。

訓讀 虎豹の能く人に勝ち、百獸を執ふる所以の者は、其爪牙を以てなり。而も虎豹をして其爪牙を失はしむれば、則ち人必ず之を制せん。今勢重は、人主の爪牙なり。人に君として其爪牙を失はゞ、虎豹の類なり。宋君は其爪牙を子罕に失ひ、簡公は其爪牙を田常に失ひ、而して蚤く之を奪はず。故

に身死し國亡ぶ。今無術の主は、皆明に宋簡の過を知れども、而も其失を悟らざるは、其事類を察せざる者なり。且つ法術の士と、當塗の臣とは、相容れざるなり。何を以てか之を明かにする。主に術士あれば、則ち大臣も斷を制するを得ず。近習も敢て重きを賣らず、大臣左右の權勢息めば、則ち人主の道明なり。

通釋 虎や豹がよく人に勝ち、百獸を執ふることの出來る所以は、爪や牙がある爲めである。もし虎豹から爪牙を失はしめたならば、必ず人に制せらるゝに違ひない。今勢の重いのは人主にとつては虎豹に於ける爪牙と同樣である。故に人に君たるもので、その爪牙ともいふべき勢の重きを失つたならば、爪牙なき虎豹と同樣何等たのむべきものがなくなる。昔、宋君は子罕の爲めに其爪牙を取られ、簡公は田常の爲めに、其爪牙を失つて、而も早く之を奪ひ返さなかつたから、身死し國亡ぶるに至つたのである。今、術の心得のない人主は、皆明かに宋君・簡公の過失を知りながら、而も自らその轍を踏んでゐる事を悟らずに居るのは、事の同類を察しない者といふべきである。且つ法術の士と要路の權臣とは兩立しない。何を以て之を明かにするかといへば、人主に術士あるときには、大臣も專擅の行をする事が出來ず、近習の左右も敢て其勢力を用ひて利を得る事が出來ぬ。大臣左右の權勢消滅

する時は、人主の道自ら世に明になるのである。

今則不然。其當塗之臣。得勢擅事。以營其私。左右近習。朋黨比周。以制疏遠。則法術之士。奚時得進用。人主奚時得論裁。故有術不必用。而勢不兩立。法術之士。焉得無危。故君人者。非能退大臣之議。而背左右之訟。獨合乎道言也。則法術之士。安能蒙死亡之危。而進說乎。此世之所以不治也。

訓讀　今や則ち然らず。其當塗の臣は、勢を得て、事を擅にし、以て其私を營み、左右近習は、朋黨比周して、以て疏遠を制す。則ち法術の士は、奚の時にか進用を得ん。人主は奚の時にか論裁を得ん。故に術あるも、必ずしも用ひられずして、勢、兩立せず。法術の士、焉んぞ危き無きを得んや。故に人に君たる者、能く大臣の議を退けて左右の訟に背き、獨り道言に合ふに非ずば、則ち法術の士は、安んぞ能く死亡の危きを蒙して、說を進めんや。此れ世の治まらざる所以なり。

通釋　然るに今日ではこれに反して當路の權臣は勢を得、政を專らにして以て私利を營み、左右近習の者は黨を組み、互に結托して、君主に疏遠なる外臣を制してゐる。こんな事であれば法術の士

は何時になつたら任用せられるであらうか。又人主は何時になつたら共議論を得て以て政治を裁正する事が出來ようか。故に術あるも必ずしも用ひられず、當路の權臣とは兩立しない。どうして危きなき事を得ようか。頗る危いものである。故に人に君たる者はよく大臣の意見を退け、左右近習の佞臣が爲めにする頌言を排して、獨り有道の議論に一致するのでなければ、法術の士はどうして死亡の危險を蒙して、自分の意見を進說しようか。進說しないのである。これが天下の治まらない理由である。

語釋　營ニ其私ニ（營の字舊本には環に作る。篆字にし營と環と相似たるが故に誤つたのである。）○論裁（其議論を得て以て政治を裁正する事。）○訟（頌と通ず。左右の近習が佞臣の爲めに其功を稱し、德を美め主を惑はすのである。）

明主者推レ功而爵祿。稱レ能而官事。所レ擧者必有レ賢。所レ用者必有レ能。賢能之士進。則私門之請止矣。夫有レ功者受ニ重祿ニ。有レ能者處ニ大官ニ。則私劍之士。安得レ無下離ニ於私勇ニ而疾距ニ敵。游宦之士。焉得レ無下撓ニ於私門ニ而務中於清潔上矣。此所下以聚ニ賢能之士ニ。而散中私門之屬上也。

訓讀　明主は、功を推して爵祿し、能を稱つて官事す。擧ぐる所の者は必ず賢あり。用ふる所の者

は必ず能あり。賢能の士進めば、則ち私門の請止む。夫れ功ある者、重祿を受け、能ある者、大官に處れば、則ち私劍の士、安んぞ私勇を離れて、疾く敵を距ぐなきを得んや。游宦の士、焉んぞ私門を撓めて、清潔を務むるなきを得んや。此れ賢能の士を聚めて、私門の屬を散ずる所以なり。

【通釋】明主は其人の功勞を考へて相應の爵祿を與へ、技能を量つて官職を授ける。故に擧ぐる所の者は必ず賢德あり、用ひる所の者は必ず才能がある。かくて賢德才能ある士が、朝廷に進めば、私家權門の請謁止むに至る。夫れ功勞ある者が重き爵祿を受け、才能ある者が大官の職に處れば、刺客の徒は、どうしても私事の爲に勇氣を出すことを避けて、公事の爲に疾く敵を距がねばならぬ樣になり、說客の徒はどうしても私門の利を壓へて、淸廉潔白を務めざるを得ない樣になる。かやうにするのが、賢能の士を集めて、私門の徒黨を解散せしめる道である。

【語釋】官事（官は官職、事は任事である。）○私劍之士（刺客をいふ。）○游宦之士（說客をいふ。）○私門之屬（屬は徒屬、徒黨の事。）

今近習者不必智。人主之於人也。或有所智而聽之。入因與近習論其言。聽近習而不計其智。是與愚論智也。其當途者不必賢。人主之於人。或有

所賢而禮之。入因與當塗者論其行。聽其言而不用賢。是與不肖論賢也。故智者決策於愚人。賢士程行於不肖。則賢智之士。奚時得用。而人主之明塞矣。

訓讀 今、近習の者必ずしも智ならず。人主の人に於けるや、或は智とする所ありて之を聽くも、入りて因りて近習と其言を論じて、近習に聽きて、其智を計らず。是れ愚と智を論ずるなり。其當塗の者、必ずしも賢ならず。人主の人に於けるや、或は賢とする所ありて之を禮するも、入りて因りて當塗の者と其行を論じて、其言を聽きて、賢を用ひず。是れ不肖と賢を論ずるなり。故に智者は策を愚人に決せられ、賢士は行を不肖に程らる。則ち賢智の士は、奚の時にか用ひらるゝを得ん。而して人主の明塞がる。

通釋 今近習の者は必ずしも智者とは限らない。然るに人主が或る人物を智者として其言を聽いても、官庭に入つては近習と其言を評論し、終に近習の者の意見に從つて了つて、其人物の智の實力をはからない。これでは愚人を相手にして智者を論ずるのである。又當路の權臣は必ずしも賢なるもの

ばかりではない。然るに今人主が或る人物を賢者として之を重んじても、宮庭に入つては當路の權臣とその行を論じ、終に權臣の言に從つて了つて眞の賢士を用ひない。これでは不肖者を相手にして賢者を論ずるのである。故に智者はその策を愚人の爲めに自由に取舍せられ、賢士はその行を不肖者の爲めに判定せられるのであるから、賢者智者は何時になつたら用ひらるゝか分らない。そして人主の明は塞つて通じないことになるのである。

昔關龍逢說桀而傷其四肢。王子比干諫紂而剖其心。子胥忠直夫差而誅於屬鏤。此三子者爲人臣非不忠。而說非不當也。然不免於死亡之患者。主不察賢智之言。蔽愚不肖之患也。今人主非肯用法術之士。聽愚不肖之臣。則賢智之士。孰敢當三子之危。而進其智能者乎。此世之所以亂也。



昔關龍逢は、桀に說いて其四肢を傷けられ、王子比干は紂を諫めて其心を剖かれ、子胥は

夫差に忠直にして、屬鏤に誅せらる。此三子は、人臣となりて、忠ならざるに非ず。而して說、當らざるに非ざるなり。然れども死亡の患を免れざる者は、主、賢智の言を察せずして、愚不肖に蔽はるゝの患なり。今、人主、肯て法術の士を用ふるに非ずして、愚不肖の臣に聽けば、則ち賢智の士、孰れか敢て三子の危きに當りて、其智能を進むる者あらんや。此れ世の亂るゝ所以なり。

通釋　昔夏の關龍逢は桀王に說いた爲に其四肢を切られ、殷の王子比干は紂王を諫めた爲に、其心臟を剖かれ、吳の子胥は夫差に對して忠直であつたが爲に、反つて屬鏤の劍を賜はつて死んだ。この三人は人の臣下として不忠だとはいへず。又其說いた所も不當とはいへない。然るに死亡の禍を免れる事の出來なかつたのは、人主が三子の樣な賢智の士の言を信じないで、愚人不肖者のために蔽はれたからである。今世の人主が法術の士を用ふる事なくして愚者不肖者の言を聽くやうでは、賢智の士は、どうして三子の樣な危い目をしてまでも、己れの智能を進める事をしようや。決してそんな事はしないに違ひない。これが世の中の亂るゝ理由である。

語釋　屬鏤（劍の名。吳王夫差、伍子胥に此劍を賜うて自殺せしめたと傳ふ。）

飭令　第五十三

敍說 此篇は商子の靳令篇と其文略同じきが故に、後人の附益した者だといふ說がある。全篇の意は人主がよく法令を飭へたならば、內に奸民のない事を論じたものである。然し處々に韓子の持論と矛盾する說を混入してゐるので、後人附益の說は確かであらう。（解題參照）

飭レ令則法不レ遷。法平則吏無レ姦。法已定矣。不下以二善言一售上レ法。任レ功則民少レ言。任レ善則民多レ言。行レ法曲斷。以二五里一斷者王。以二九里一斷者彊。宿レ治者削。

訓讀 令を飭ふれば則ち法遷らず。法平なれば則ち吏に姦なし。法已に定まれば、善言を以て法を售らず。功に任ずれば則ち民に言少く、善に任ずれば、則ち民に言多し。法を行ひ曲斷す。五里を以て斷ずる者は王たり。九里を以て斷ずる者は彊く、治を宿むる者は削らる。

通釋 法令を整ふれば、法度が一定して遷易することなく、法律が公平に行はれる時は、官吏が私を爲すことが出來ぬ故姦邪の事がない。かくして法度が已に一定してしまへば、善言によつて法を枉

げて私恩を賣るものがなくなる。又實績によりて任ずる時は、民は辯口の益なきを知るが故に言少くなり、虛名によりて任ずる時は、民が虛名の價値あるを知り、浮辭を述べるが故に言多くなる。法令を行ふには一曲の中の事はその曲長によつて斷ぜしめる。一曲の內は狹いが故に、かくすれば事を早く斷ずる事が出來る。五里の內で事を斷ずるのは斷の速かなる者であるから、王となることが出來るし、九里の內で事を斷ずる者は、斷としては較ゝ遲い者であるから、まだ王者となることは出來ないが、強者である。然るに事を斷ずるのに停滯さして、一舍以上で始めて斷ずるのは遲いも甚だしい故、遂にはその國は他國の爲めに削られ弱めらるゝに至る。

語釋 飭（整ふるなり。） ○不下以二善言一售上法（法を枉げて私恩を賣らぬをいふ。） ○任レ功則民少レ言。任レ善則民多レ言（功は實績をいふ。功によつて任ずる時は、民、辯口の益なきを知るが故に民に言少ないのである。善は虛名である。虛名によつて任ずる時は、民、虛名の以て取るべきを知るが故に、浮辭を呈して僥倖を求め、從て言多くなる。） ○曲斷（曲は鄕曲の事。一曲の內に事あれば曲長に委任して之を斷ぜしめる。一曲は狹小なるが故に姦邪の事も容易に之を知る事が出來る。曲長に委任して之を斷ぜしめば事稽留する事がない。） ○以二五里一斷者王（五里の內にして事を斷ずるは斷の速なる者である。かやうな者は王者となる事が出來る。次の以九里斷者彊とは斷のやゝ遲いので、彊いといふ事は出來るが、未だ王者となる事は出來ぬをいふ。） ○宿レ治者削（治を宿むるは一舍以上にして事を斷ずる事である。かくの如くであれば其治稽留するが故に國必ず削弱ぜられる。）

以レ刑治。以レ賞戰。厚レ祿以用レ術。國無二姦民一則都無二姦市一。物多末衆。農弛姦勝。

則國必削。民有餘食。使以粟出爵。必以其力。則農不怠。

訓讀　刑を以て治め、賞を以て戰はし、厚祿以て術を用ひ、國に姦民なければ、則ち都に姦市なし。物多く末衆く、農弛み姦勝てば、則ち國必ず削らる。民に餘食有れば、粟を以て爵を出さしめ、必ず其力を以てすれば、則ち農怠らず。

通釋　民を治むるのに刑罰を以てし、民を戰はすに賞を以てし、祿を厚くして以て術ある者を用ふれば、國に姦邪の民がなくなり、又都に不正の市場がなくなる。珍玩、淫好の物が多く、商賈の末作が多く、農民は勉強せず。姦民之に勝つときは、國勢衰へて、他國に削り取られる。之に反して民に餘分の米があるときは、この粟で以て爵を買はしめ、その官爵の高下は資力の多寡によつて定めれば、農民は其業を怠らずに勤めるであらう。

語釋　物（珍玩淫好の物をいふ。）○末（商賈の業を云ふ。）○弛（怠慢すること。）○出爵（官爵を財貨を以て買ひ求めること。是れ賣官の弊を來たすことで韓子の持論に反す。解題を參照せられよ。）○農（舊本には罷の字に作つてあるが、今は顧聞に隨つて改む。）

三寸之管毋當不可滿也。授官爵出利祿不以功。是無當也。國以功授官

與爵。此謂以成智謀。以威勇戰。其國無敵。國以功授官與爵。則治省言寡。此謂以法出治。以言去言。以功與爵者也。故國多力。而天下莫之能侵也。兵出必取。取必能有之。按兵不攻必富。

訓讀　三寸の管も、當なければ、滿たしむべからざるなり。官爵を授け、利祿を出すに、功を以てせざるは、是れ當なきなり。國は功を以て官を授け爵を與ふ。此を成智を以て謀り、威勇を以て戰ふと謂ふ。其國敵無し。國は功を以て官を授け爵を與ふれば、則ち治省け言寡し。此を法を以て治を出し、言を以て言を去り、功を以て爵を與ふる者と謂ふなり。故に國、力多くして、天下之を能く侵すもの莫きなり。兵出れば必ず取る。取れば必ず能く之を有つ。兵を按じて攻めざれば、必ず富む。

通釋　三寸の管は短かいけれども、もし底がなければ物を入れても滿たすことが出來ぬ。今君主が官爵を授け利祿を出すのに、その功に相當したゞけ與ふるのでなければ、いくら與へても際限なく、丁度管に底がないのと同樣の結果になる。國家は功によつて官を授け爵を與へる。これは其智勇を竭して戰はしむるが爲めである。かくすれば天下に敵とする國がなくなる。國家が功を以て官を授け爵

を與へれば、政治が簡易で民が敢て辯舌を弄ばない。これを法を以て治世を作り、人の言質をとらへて妄に言はしめず、功を以て爵を與ふる者といふのである。故に其國に勢力多くなつて天下にこれを侵す者なく、兵を出して他國を攻むれば必ず之を取り、取つてしまへば必ずよくこれをもちこたへて行く事が出來るし、又た兵を差し控へて他國を攻めなければ、必ず國が富むのである。

語釋 當(底の事。) ○以成智謀。以威勇戰(其智を竭して戰はしむること。) ○治省言寡(もと治見者省言者塞に作るも今商子飭令篇によりて改む。顧廣圻は治者省言者塞として見字を衍字とせるがこれも可である。) ○按兵不攻必富(按は差控へる事。富はもと當に作るも今改む。)

朝廷之事。小者不毀。效功取官爵。廷雖有辟言。不得以相干也。是謂以數治。以力攻者。出一取十。以言攻者。出十喪百。國好力。此謂以難攻。國好言。此謂以易攻。

訓讀 朝廷の事、小なる者も毀れず。功を效して官爵を取り、廷に辟言ありと雖も、以て相干すを得ざる、是を數を以て治むと謂ふ。力を以て攻むる者は、一を出して十を取り、言を以て攻むる者は、十を出して百を喪ふ。國、力を好む、此を、以て攻め難しと謂ふ。國言を好む、此を、以て攻め易し

と謂ふ。

通釋 朝廷の政事は小事も大事もうまく行はれ、人民皆功をあらはして官爵を取り、已に官吏となつた上は、朝廷に邪辟の言あるも干渉する事が出來ぬのを、是れを法術を以て天下を治むといふのである。實力を務むるときは、費を出すこと少くして、利を得ることが多いのに、虚辭を貴ぶときは、利を得ること少くして損害を蒙ることが多い。その國が實力を務める國ならば富強なるが故に、これを攻め難いといひ、虚辭を貴ぶ國ならば、その國は貧弱なるが故に、攻め易いといはねばならぬ。

語釋 朝廷之事。小者不毀（事は商子に吏に作る、小者不毀の下に商子には多者不損の一句がある。意義は未だ詳かでないがしばらく上述の如く解いておく。）○數（法術をいふ。）○以力攻者。出一取十。以言攻者。出十喪百（實事を務むるときは費少くして得る所多く、虚辭を貴ぶときは費多くして且つ大なる損害あるを數を以てあらはしたのである。）

其能勝其官。輕其任。而莫懷餘力於心。莫負兼官之責於君。內無伏怨。明君使事不相干。故莫訟。使士不兼官。故技長。使人不同功。故莫爭言。

訓讀 其能其官に勝へ、其任を輕しとして、餘力を心に懷くものなく、兼官の責を君に負ふもの莫ければ、內に伏怨なし。明君、事をして相干さゞらしむ。故に訟へなし。士をして官を兼ねざらしむ。

故に技長ず。人をして功を同じうせざらしむ。故に爭言なし。

通釋 官吏たる者が其才能己の官職に勝へ、其任務を輕しとして、尚これに全力を盡くし、餘力を殘すことなく、君に對して兼官の責を負ふことがなければ、竊かに怨を抱くことがない。明君は事をして相干渉することなからしむるが故に、爭訟がない。又任用を專らにして、士をして官を兼ぬる事なからしむるが故に、技能長じ、又賞罰を明にして人をして、功を同じくする事なからしむるが故に、爭言がない。

餘論 此の一節は周人篇の文が錯亂してこゝに出たもので、諸註には皆削り去るべきものであると云つて居る。最後に此謂易攻の句があるが此れは衍文であると諸家一致した意見であるから削除した。

重刑少賞。上愛民。民死賞。重賞輕刑。上不愛民。民不死賞。利出一空者。其國無敵。利出二空者。其兵半用。利出十空者。民不守。重刑明民。大制使人。則上利。行刑重其輕者。輕者不至。重者不來。此謂以刑去刑。罪重而刑輕。則事生。此謂以刑致刑。其國必削。

訓讀 刑を重くし賞を少くし、上、民を愛すれば、民は賞に死す。賞を重くし刑を輕くし、上、民を愛せざれば、民は賞に死せず。利、一空より出づるときは、其國敵なく、利、二空より出づるときは、其兵半ば用ひられ、利、十空より出づるときは、民守らず。重刑、民に明かに、大制、人を使へば、則ち上、利あり。刑を行ふに其輕き者を重くすれば、輕き者は至らず。重き者は來らず。此れを刑を以て刑を去ると謂ふ。罪重くして刑輕ければ、則ち事生ず。此れを刑を以て刑を致すと謂ふ。其國必ず削らる。

通釋 刑を重くし賞を少くし、民の罪に陷るのを防いで民を愛すれば、人民は賞の爲めに死するに至る。賞を多くし刑を輕くして民を罪に陷らしめ、人民を愛さなければ、人民は賞に死せざるに至る。號令制度が一途に君から出るときには、其國は強くして敵なく、君と大臣との二途に出るときには、其兵士の役立つものは半數に止まり、多くの門戸より出づるときは、其民は國を守らず。國は必ず亡ぶ。刑の重き事を民に明にし、大なる法制で人を使へば、君の利益となる。凡て刑を行ふのに罪の輕き者に、重刑を課すれば、民は刑を畏れて輕罪をも犯さないから、重罪に陷る者は尚更なくなる。此れを刑を以て刑を去るといふのである。罪が重いのに刑が輕ければ、犯罪者が澤山出て刑罰事件が多

くなる。これを刑を以て刑を招き致すといふのである。かくして刑事々件の澤山出る國は、必ず他國に削らるゝに至るのである。

語釋 重レ刑少レ賞。上愛レ民。民死レ賞（法を嚴にして民をして刑に陷らしめぬのは是れ民を愛するのである。民死賞は一に民死上に作る。次の不死賞も同樣不死上に作る。少賞主義の韓子の持論に反することは解題にも述べた。）○利出二一空一（空は口である。一空は一口の事。號令制度の人君一人の口から出る事。）○二空（君と大臣とを指す。）○十空（政に門戶の多いのをいふ。）○民不レ守（民、其國を守らぬ事。）○大制（大なる法制をいふ。）○輕者不レ至。重者不レ來（民、刑を畏れて輕刑をも犯さない故まして重刑には陷る者のないのをいふ。）

心度　第五十四

敍說　此篇は聖人其心を以て民心を度り政を爲すの道を述べたもので、要は刑を嚴にするのは、民を利するを主として、民を讎とするのではなく、換言すれば刑は刑なきを期するに在る事を論じたものである。

聖人之治民。度於本。不從其欲。期於利民而已。故其與之刑。非所以惡民。愛之本也。刑勝而民靜。賞繁而姦生。故治民者。刑勝治之首也。賞繁亂之本也。

訓讀　聖人の民を治むるは、本に度りて、其欲を從にせしめず。民を利するを期するのみ。故に其の之に刑を與ふるは、民を惡む所以にあらず。愛の本なり。刑勝ちて民靜に、賞繁くして姦生ず。故に民を治むる者、刑勝つは、治の首なり、賞繁きは亂の本なり。

通釋　聖人の民を治むる道は、政治の根本を量り行ひ、民の欲望を從にせしめる事が無く、要するに人民の利益となる様な事を目的とするのである。故に人民に刑罰を加へるのは、民を惡むが爲めにするのではなくて、民を愛するが故に、刑罰を布いて天下を泰平にし、民をして平和を樂ましめる爲めである。刑罰が嚴重なるときは、人民は平靜であり、賞賜が繁多なる時は、姦邪の事が生ずるものである。故に民を治むるに當つては、刑の嚴重なのは、治平の始であり、賞の繁多なのは、騷亂の源なるを察すべきである。

夫民之性。喜亂而不親其法。故明主之治國也。明賞則民勸功。嚴刑則民親法。勸功則公事不犯。親法則姦無所萌。故治民者。禁姦於未萌。而用兵者。服戰於民心。禁先其本者治。兵戰其心者勝。聖人之治民也。先治者彊。先戰者勝。

訓讀　夫れ民の性、亂を喜みて其法に親しまず。故に明主の國を治むるや。賞を明にすれば則ち

民、功に勸み、刑を嚴にすれば、則ち民、法に親しむ。功に勸めば則ち公事犯されず。法に親しめば則ち姦、萠す所なし。故に民を治むる者は、姦を未萠に禁じ、兵を用ふる者は、戰を民の心に服す。禁、其本を先にする者は治まり、兵、其心に戰ふ者は勝つ。聖人の民を治むるや、先づ治むる者は彊く、先づ戰ふ者は勝つ。

【通釋】元來、人民の性は、亂を好んで、法を親しまないものなるが故に、明主が國を治むるに際し、賞を明にすれば民皆功に勵み、刑を嚴重にすれば民は法を畏れてこれに親しむに至る。賞を明にし、民、功を勵めば公事も犯さるゝ事なく、刑を嚴にし民、法に親しめば姦邪の生ずる餘地がなくなる。故に民を治むる者は姦邪の事を未だ萠さない中に防止し、兵を用ふる者は民を平時に訓練して、戰時によく命令に服從せしめる。惡を禁ずるのに、先づその根本を先にしてこれを禁ずれば、必ず治まり、兵士が心から戰ふ樣になれば、必ず勝つのである。聖人の民を治むるに、賞を明にし刑を嚴にして、姦を未萠に禁ずる樣にすれば彊く、先づ心に戰はしむる樣にすれば、必ず勝つのである。

【語釋】服二戰於民心一（訓練の結果民よく戰時の命令に服從するをいふ。）○先治者彊。先戰者勝（先づ治むるとは姦を未萠に禁ずるをいふ。先づ戰ふとは先づ心に戰ふをいふ。）

夫國事、務レ先而一二民心一。專擧レ公而私不レ從。賞レ告而姦不レ生。明レ法而治不レ煩。

能用四者彊。不能用四者弱。夫國之所以彊者政也。主之所以尊者權也。故明君有權有政。亂君亦有權有政。積而不同。其所以立異也。故明君操權而上重。一政而國治。故法者王之本也。刑者愛之自也。

訓讀 夫れ國事は、先を務めて民心を一にす。專ら公を擧げて私從はず。告ぐるを賞して姦生ぜず。法を明にして治煩ならず。能く四つを用ふる者は彊く、四つを用ふる能はざる者は弱し。夫れ國の彊き所以の者は政なり。主の尊き所以の者は權なり。故に明君は權有り政有り。亂君も亦權有り政有り。積みて同じからざるは、其立つる所以異なればなり。故に明君は權を操りて上重く、政を一にして國治まる。故に法は王の本なり。刑は愛の自なり。

通釋 夫れ國事に於て根本を先にすれば、民心統一し、專ら公を擧ぐれば、私行は附き從はず。姦を告ぐる者を賞すれば、姦曲の事生ぜず。法を明にすれば政治は煩はしくなくなる。よく務先・擧公・賞告・明法の四つを行ふ者は彊く、之に反して之を行ふ事が出來ぬ者は弱いのである。夫れ國の強き所以は、政に在る。君主の尊貴な所以は、權にある。故に明君には權も政もあるが、亂君に

も亦權も政もある。然るに其成績の同じくないのは、その本を立つる事が異なるが爲めである。即ち明君は上述の四つを用ひ、亂君は之を用ひないが爲である、故に明君は賞罰の權を操りて、上を重くし政を一にして國を治めるのである。故に法は王者の政の根本であり、刑は愛の始めといふべきである。

語釋 四（務先・舉公・賞告・明法の四つをいふ。） ○積而不同（功を積む事同じからざるをいふ。） ○自（古の鼻の字である。鼻は始である。）

夫民之性。惡勞而樂佚。佚則荒。荒則不治。不治則亂。而賞刑不行於天下者必塞。故欲舉大功。而難致力者。大功不可幾而舉也。欲治其法。而難變其故者。民亂不可幾而治也。故治民無常。唯治爲法。法與時轉則治。治與世宜則有功。故民樸而禁之以名則治。維之以刑則從。時移而治不易者亂。能治衆。而禁不變者削。故聖人之治民也。法與時移。而禁與治變。能起力於地者富。能起力於敵者彊。彊不塞者王。

訓讀　夫れ民の性、勞を惡んで佚を樂しむ。佚すれば則ち荒み、荒めば則ち治まらず。治まらざれば則ち亂る。而して賞刑、天下に行はれざれば、必ず塞がる。故に、大功を擧げんと欲して、而も力を致すを難かる者は、大功、幾して擧ぐ可からざるなり。其法を治めんと欲して、而も其故を變ずるを難かる者は、民亂幾して治む可らざるなり。故に、民を治むるに常なし。唯だ治まるを法と爲す。法、時と轉ずれば則ち治まり、治、世と宜しければ則ち功あり。故に民樸にして、之を禁ずるに、名を以てすれば則ち治まり、之を繼ぐに刑を以てすれば則ち從ふ。時移りて、而も治易らざる者は亂る。能く衆を治めて而も禁、變ぜざる者は削らる。故に、聖人の民を治むるや、法、時と移りて、禁、治と變ず。能く力を地に起す者は富み、能く力を敵に起すものは彊し。彊くして塞がらざる者は王たり。

通釋　夫れ民の天性は勞苦を惡んで安佚を樂しむものである。安佚なれば業を怠り、民が業を怠れば天下は治まらぬ。天下が治まらなければ世は亂れる。而して賞罰が天下に行はれないときには、必ず政治が停滯する。故に大功を擧げんと欲しながら、力を致すことを難る者は、どうして大功を擧ぐるを冀ふ事が出來ようか。又、其法を治めんと欲しながら、而も其舊法を變ずる事を難る者は、どうして民の亂るゝを治むる事を冀ふ事が出來ようか、到底出來ない事である、故に民を治むるには常法

がない、唯治まるのを法とするだけである、法が時と共に轉移して舊法に拘る事なければ治まり、治が世と合して人情風俗に適すれば功あるといふべきである。故に民質樸なれば之を禁ずるに禮義廉耻を以てすれば天下治まり、之を繋ぐに刑政を以てすれば民は從ひ親しむ。時が推移するにも拘らず治法が易らないときは亂れ、よく衆人を治めるけれども禁法の變らぬのは遂には他國に削り取られる。故に聖人の民を治むるは、法は時と共に推移順應し、禁は治に應じて變ぜしめる。よく土地に力をそゝぐ者は富み、よく力を敵に起す者は強く、強くして停滯しない者は王者といふべきである。

語釋　幾（寘と通じ用ひられる。）○故（舊法を云ふ。）○名（禮義廉耻を云ふ。）○起（一本には越に作り又致に作る。）

餘論　法は一定不變のものではない。時と共に進化すべきものである。又刑は事後にこれを懲らすのが目的ではなくて、未然に之を拒ぐのがその主要な目的であると云ふは、古今の通義で何人も異議無き所である。

故王道在所開。在所塞。塞其姦者必王。故王術不恃外之不亂也。恃其不可亂也。恃外不亂。立治者削。恃其不可亂。而行法者興。故賢君之治國也。

適於不可亂之術。貴爵則上重。故賞功爵任。而邪無所關。好力者其爵貴。爵貴則上尊。上尊則必王。國不事力。而恃私學者。其爵賤。爵賤則上卑。上卑者必削。故立國用民之道也。能閉外塞私。而上自恃者。王可致也。

訓讀　故に王道は開く所に在り。塞ぐ所に在り。其姦を塞ぐ者は必ず王たり。故に王術は、外の亂さゞるを恃まざるなり。其の亂す可らざるを恃むなり。外より亂されざるを恃みて、治を立つる者は削られ、其の亂す可らざるを恃んで、法を行ふ者は興る。故に賢君の國を治むるや、亂す可らざるの術に適ふ。爵を貴べば則ち上重し。故に功を賞し任を爵して、邪は關かる所なし。力を好む者は、其爵貴し。爵貴ければ則ち上尊く、上尊ければ則ち必ず王たり。國、力を事とせずして、私學を恃む者は、其爵賤し。爵賤しければ則ち上卑し。上卑しき者は必ず削らる。故に國を立て民を用ふるの道は、能く外を閉ぢ私を塞ぎて、自ら恃むを上ぶ者は、王致す可きなり。

通釋　故に王者の道は、浮辭を塞いで力作を開き、私義を塞いで公道を開く所に在る。其姦を塞ぐ者は必ず王となる事が出來る。故に王者の術は外より我亂さないのを恃まないで、吾の亂すべからざ

るを恃むのである。外國の我を亂さない事を恃んで治を立つる者は、他國に削り取られ、吾の亂すべからざるを恃んで法を行ふ者は、必ず興るのである。故に賢君が國を治めるのは、亂すべからざる所の術に從つて行ふ。爵を貴ぶときには之を與ふるものは君主なるが故に自然に上の威が重くなる。故に功あるものを賞し、事に任ずる者に爵を與へれば、姦邪出て生ずる事なく、實力を貴ぶ者は其爵貴く、其爵貴ければ君主尊く、君主尊ければ必ず王者となる。然るに、もし國、實力を貴ばないで私學遊說の士を恃むときは、其爵は賤しくなり、爵が賤しければ君主の威は輕くなる。かやうに君主の威が輕くなれば、その國は必ず他國に削られてしまふ。故に國を立て民を用ふるの道は、能く外國をして我を謀らしめず。內は私姦を塞ぎ、他の己を亂す能はざるを恃む者は王業を致す事が出來る。


語釋　王道在レ所レ開。在レ所レ塞（所開は公道を開くをいひ、所塞は邪曲を塞ぐ事をいふ。）

制分　第五十五

敍説　原註に從へば、制とは刑賞を制するをいひ、分とは功罪を分明にするをいふ。一篇の主旨は、法重ければ人情を得、刑輕ければ事實を失ふ。故に奸を告ぐるの法あるを述べたのである。

大凡國博君尊者。未嘗非法重而可以至乎令行禁止於天下者也。是以君人者。分爵祿。制刑法。必嚴以重之。夫國治則民安。事亂則邦危。法重者得人情。禁輕者失事實。且夫死力者。民之所有者也。人情莫不出死力以致其所欲。而好惡者上之所制也。民者好利祿。而惡刑罰。上掌好惡以御民力。事實不宜失。然而禁輕事失者。刑賞失也。其治民不秉法爲善。如是則是無法也。故治亂之理。宜務分刑賞爲急。

訓讀　大凡、國博く君尊き者は、未だ嘗て法重きに非ずして、以て天下に令行はれ禁止むに至る可

き者はあらざるなり。是を以て、人に君たる者の、爵祿を分ち、刑法を制する、必ず嚴にして以て之を重うす。夫れ國治まれば則ち民安く、事亂るれば則ち邦危し。法重き者は人情を得、禁輕き者は事實を失ふ。且つ夫れ死力は民の有する所の者なり。人情、死力を出して以て其の欲する所を致さざる莫し。而して好惡は上の制する所なり。民は利祿を好んで、刑罰を惡む。上、好惡を掌り、以て民力を御すれば、事實宜しきを失はず。然り而して禁輕く事失ふ者は、刑賞失すればなり。其、民を治むるに、法を乘らざるを善と爲す。是の如くば則ち是れ法なきなり。故に治亂の理は、宜しく務めて刑賞を分つを急と爲すべし。

通釋　凡て國土が廣く君主が尊い所以は、令する所が行はれ、禁ずる所が止むからであるが、法律が重くなくして、命令、禁令のよく天下に行はれた事は、未だ嘗てなかつたのである。この故に君主たる者が、爵祿を分つて賞を行ひ刑法を制して罰を施すのは、必ず之を嚴密にするのである。夫れ國が治まれば人民が安く、事が亂るれば國家が危くなる。法が重いときは、民の好惡の情を失はず。禁が輕いときは實情に伴はぬ結果に陷る。且つ民は誰でも命がけの努力をすることが出來るが、人情としてこの命がけの努力をつくしても己れの欲する所を得んことを望まない者はない。然るに民の好惡

を制するのは、君主の手中にある。こゝに民の好惡といふのは、利祿を好んで刑罰を惡む事をいふのであるが、君主はこの民心の好惡を挈つて賞罰を以て民力を使用するが故に、實情によく合するのである。之に反して禁制が輕く從て實情を失ふのは君主が刑賞の宜しきを失ふが故である。民を治むるに法を執らぬ事を善となすことあらば、そは法を無視するもので間違つた話である。故に治亂の道理は、功罪を分明にして功あれば必ず賞し、罪あれば必ず罰する事を急務とする點にある。

語釋 刑法(舊本には則法に作るも今改む。) ○上掌二好惡一以御二民力一(上民心の好惡を挈りて賞罰の權を握つて民力を使用するをいふ。) ○分二刑賞一(功罪を分明にし、功者は必ず賞し、罪者は必ず罰するをいふ。)

治レ國者。莫レ不レ有レ法。然而有レ存有レ亡。亡者其制二刑賞一不レ分也。治レ國者。其刑賞莫レ不レ有レ分。有二特以レ異爲一レ分。不レ可レ謂レ分。至二於察君之分一。獨分也。是以其民重レ法而畏レ禁。願レ毋レ抵レ罪。而不二敢胥一レ賞。故曰不レ待二刑賞一而民從レ事矣。

訓讀 國を治むる者は、法あらざるは莫し。然り而して存するあり。亡ぶるあり。亡ぶる者は其の刑賞を制すること分たざればなり。國を治むる者は、其刑賞分つ有らざる莫し。特に異を以て分と爲

す有りとも、分と謂ふ可からず。察君の分に至りては、獨り分つなり。是を以て其民、法を重んじて禁を畏れ、罪に抵るなきを願ひて、敢て賞を胥たず。故に曰く、「刑賞を待たずして、民事に從ふ」と。

通釋 國を治むるのに法のない筈がない。皆法で治めてゐるであらう。然るに或は存立し或は滅亡するのはどういふわけであるか。滅亡するのは刑賞を制する不分明であるからである。勿論國を治むるのに刑賞を區分せぬ筈はない。然しただ刑、賞の區別をするだけでは所謂分ではない。明察の君の刑賞を分つに當つては、獨斷して是非分明である。この故に其民法を重じ禁制を畏れて、罪に觸れない事を願つて賞を待たない。故に「刑と賞とを待つことなくして、民公事に從ふ」といふことさへ言はれるのである。

語釋 有特以異爲分。不可謂分（特は原本持に作るも今改む。全體の意味は賞すべきを賞し、罰すべきを罰するは吾が所謂分にあらざるをいふなり。）　○胥（須と同じ待つ也。）

是故夫至治之國。善以止姦爲務。是何也。其法通乎人情。關乎治理也。然則去微姦之道奈何。其務令之相闚其情者也。則使相闚奈何。曰。蓋里相坐而已。禁尚有連於己者。理不得不相闚。唯恐不得免。有姦心者。不令得

志。闚者多也。如此則愼己而闚彼。發姦之密。告過者。免罪受賞。失姦者。必誅連刑。如此則姦類發矣。姦不容細。私告任坐使然也。

【訓讀】是の故に、夫の至治の國は、善く姦を止むるを以て務と爲す。是れ何ぞや。其法、人情に通じ、治理に關すればなり。然らば則ち微姦を去るの道奈何。其れ務めて之をして其情を相闚はしむるなり。則ち相闚はしむること奈何。曰く、「蓋里相坐するのみ。禁尙己に連なる者あれば、理として相闚はざるを得ず。唯だ免るゝを得ざるを恐る。姦心ある者も、志を得しめず。闚ふ者多ければなり。此の如くなれば、則ち己れを愼みて彼を闚ひ、姦の密を發く。過を告ぐる者は、罪を免れて賞を受け、姦を失ふ者は、必ず誅し刑に連る。此の如くなれば則ち姦類發かる。姦、細を容さゞるは、私告任坐然らしむるなり。

【通釋】この故にかの至極治まれる國は善く姦邪の行を止むるを以て急務となしてゐる。何を以てこれを爲すかといへば、其法がよく人情に通じ、治理に通ずるからである。然らば微小なる姦曲の事を除く道はどうするかといへば、人民をして互に事實をうかゞはしむるのである。それならその相うか

ゞはしむる方法はどうするかといへば、罪人を出した時には同里の人を皆連坐せしめるのである。刑賞が自分に干係する以上、どうしても相親はざるをえなくなり、唯、免るゝ事の出來ないのを恐れるのである。かの姦心ある者も姦邪の行を遂ぐる事の出來ないのは、周圍に相うかゞふ者が多い爲めである。かくの如くなれば各々己れを愼しむと共に他人の行動を監視して姦を告ぐるに至る。かくて他人の姦を告ぐれば、己れの罪を免るゝのみならず、賞を受け、姦を告げない者は必ず誅して刑に連るのである。かくすれば姦人の同類は皆告發せられ。る又、細小の姦も容赦せられる事のないのは、密告、連坐の法がしかせしめるのである。

語釋 闚（舊本には閲に作るも今改む。窺に同じ。）○蓋里相坐（蓋は闔と通ず。罪人あれば同里の人皆連坐するをいふ。）○禁尙（尙は賞の省文刑賞をいふ。）○志（舊本には志に作るも今一本に從つて改む。）○發二姦之密一（民互に相窺ひて姦を告ぐる事。）○失レ姦（姦を告げない事。）○姦不レ容レ細（細小の姦も容赦ぜず必ず之を刑するをいふ。）○任坐（任は保。同里相保する者皆相坐するの法をいふ。）

夫治法之至明者。任レ數不レ任レ人。是以有術之國。不レ用レ察而得二人之情一。境內必治。任レ數也。亡國。使二兵公一行乎其地一。而不レ能二圉禁一者。任レ人而無レ數也。自攻者人也。攻レ人者數也。故有術之國。去レ言而任レ法。凡畸功，循約者難レ知。過刑

之於言者難見也。是以刑賞惑乎貳。所謂循約難知者姦功也。臣過之難見者失根也。循理不見虛功。度情詭乎姦根。則二者安得無兩失也。

訓讀　夫れ治法の至明なる者は、數に任じて人に任ぜず。是を以て有術の國は、察を用ひずして、人の情を得。境内必ず治まるは、數に任ずればなり。亡國は、兵をして其地に公行せしめて、圉禁ずる能はざる者は、人に任じて數なければなり。自ら攻むる者は人なり。人を攻むる者は數なり。故に有術の國は、言を去つて法に任ず。凡そ畸功の循約なる者は知り難く、過刑の言に於ける者は見難きなり。是を以て刑賞は貳に惑ふ。所謂循約知り難き者は姦功なり。臣過の見難きものは失根なり。理に循ひて虛功を見ず。情を度りて、姦根に詭らるれば、則ち二者安んぞ兩失することなきを得んや。

通釋　夫れ治法の至つて明かなる國に於ては、術數に任じて人に任ずることをしない。是を以て術ある國は徒に察することを用ひないで、人の情を得、境内が必ず治まるのは、術數に任ずるが故である。亡國に於ては、他國の兵を其地に横行せしめても、之を禦ぎ禁ずることが出來ないのは、人に任じて術數に任じないが故である。自國が他國から攻めらるゝ譯は人に任ずるからであるし、他國を攻

め得るのは術數を用ひるからである。故に術あるの國では、空言を斥けて法に任ずるのである。凡そ實功なきも約束に循つて居る者は其姦を知見し難く、過失の形迹も巧言を以て辯護する者は其姦を知見し難い。其爲めに刑賞はうたがはしきに惑ひて之を誤る事がある。所謂約束に因循して知見し難いといふのは姦功であり、過失の見知し難いのは過失の原因を見落すからである。道理に循ふも、無實の功を看破することが出來ず。事情をはかるも姦曲の原因を探ぐるに誤らしめらるゝ樣では、刑賞の二つの者がどうして當を失はずにをられやうか。必ず刑を失し、賞を失するに至るであらう。

語釋　不レ用レ察（察はもと譽に作るも今正す。）○公行（廣行に同じ。）○閨禁（嚴禁なり。）○畸功循約者難レ知。過刑之於レ言者難レ見也（畸功は虛功なり。過刑は過形に同じく、過失の形にあらはるゝものをいふ。）○貳（疑貳をいふ。）○兩失（功を失ふと、賞を失ふとを指す。）

是以處士立二名於內一。而談者爲二略於外一。故愚怯勇慧相連。而以二虛道一屬レ俗。而容二乎世一。故其法不レ用。而刑罰不レ加二乎僇人一。如レ此則刑賞安得レ不レ容二其二一。故實有レ所レ不レ至。而理失二其量一。量之失。非二法使一レ然也。法定而任レ慧也。釋レ法任レ慧者。則受レ事者。安得二其務一。務不二與レ事相得一。則法安得レ無レ失。而刑安得レ無レ煩。

是以賞罰擾亂。邦道差誤。刑賞之不分白也。

訓讀 是を以て處士は名を内に立て、談者は略を外に爲す。故に愚怯勇慧相連なりて、虚道を以て俗に屬びて、世に容れらる。故に其法用ひられずして、刑罰僇人に加へられず。此の如くば則ち刑賞安んぞ其二を容れざるを得ん。故に實、至らざる所ありて、理、其量を失ふなり。量の失は、法の然らしむるに非ざるなり。法定まるも、慧に任ずればなり。法を釋てゝ慧に任ずれば、則ち事を受くる者、安んぞ其務を得ん。務、事と相得ずんば、則ち法安んぞ失ふ無きを得ん。刑安んぞ煩はしきなきを得んや。是を以て賞罰擾亂して邦道差誤す。刑賞の分白ならざればなり。

通釋 かやうな譯で仕官せざるの士は虚名を國内に立て、遊説の士は策略を外國に構ふるのである。故に智者愚者勇者怯者の別なく、皆空虚なる道を以て俗人に投合して世に容れらるゝに至り、法があつても用ひられず。刑罰があつても罪人に加へられない。かくの如くなれば姦功、失根の二者には刑罰を及ぼすことが出來ないで、之をゆるす事になるのであるから、刑賞は、勢ひ疑はしからざるを得なくなる。是れ皆、功實、至當の如くであつて、而も治理その稱量(つりあひ)を失つたものである。稱量を失つたのは、法の然らしむる所ではない。法が定まつてゐるに拘らず、一時の智慧に任ずる

が故である。一定の法をすてゝ、一時の智慧に任ぜば、事を受くる者がどうして其務を行ふことを得ようか。務が事と相叶はぬやうでは、法はどうして失ふなきことを得ようか、刑はどうして煩しきなきを得ようか。かくの如くであれば賞罰は亂れてしまつて、國政は事々に間違だらけとなる。畢竟賞罰の分が明でない事に起因するのである。

語釋　名（虛名である。）　○談者（說客の徒をいふ。）　○虛道（徒善に同じく、空虛なる道義なり。）　○僇人（刑戮すべき人。）　○刑賞安得レ不レ容ニ其二一（姦功失非の二者には刑罰を及ずことが出來ないで之を赦すを云ふ。）　○量（稱量の意、）　○分白（分明の意である。）

韓非子新釋 下卷終

韓非子解題

一　書名に就いて

韓非子といふ書は、本之を韓子と稱した。韓子とは本書の著者韓非に對する敬稱であつたが、やがて其の著の名稱ともなつたものである。是は、孟軻や莊周を其の門流が孟子・莊子と稱し、因つて其の著書をも孟子、莊子と稱するに至つたのと同類である。然るに唐の韓退之をも韓子と稱し、兩者紛らはしくなつたので、區別をつける爲め、宋の頃より、韓非子といふ名を用ふるに至つたのである。今本書を講ずるに當つては別に間違ひを惹起す心配の無い限り、韓子といふ古名を用ひることゝする。

二　韓子の事蹟

韓子の事蹟を知るには、漢の司馬遷の書いた史記の韓非列傳が第一の資料で、それに次いで參考とすべき材料は、同じく史記の韓世家・荀卿列傳・李斯列傳・始皇本紀、及び戰國策等であるが、韓子の心持

や立場を理解するには本書を熟讀するに若くは無い。今是等の材料に依つて韓子の事蹟の概略を述べれば左の如くである。

韓子は、戰國時代の末（今を距ること凡そ二千二百年前）韓の王族に生れ（註參照）當時行はれた商鞅・申不害等の法治主義の學說を喜んで深く之を硏究し、其の根本原理の說明には老莊の虛無靜退の說を應用し、遂に法家の學說を大成した人である。

韓子は生來吃で自由に話ができなかつたが、その代り文筆は人一倍達者で其の明快な思想、透徹した觀察を、彼一流の獨特な銳い筆致で表現したのである。嘗て李斯と與に荀卿の門に學んだことがあつたが、流石の李斯も到底韓子にはかなはぬと思つてゐた。李斯は後に秦の始皇を相けて六國を滅し、天下を一統して目覺しい功業を建てた一種の人傑である。其の李斯を感歎せしめた韓子の偉かつたことが想像される。

さて其の頃の天下の形勢を見ると、所謂、戰國七雄の交爭日久しく、人心は極度に惡化し、道義地に落ち、殊に國際關係に於ては互に眼中正義も無く、道德も無く、唯武力あるのみと云ふ狀態であつた。そして秦を除いた他の六國は何れも衰微し、獨り秦のみ孝公以來の一貫した方針に依て着々と富國强兵の

實を擧げ、行く〳〵は天下を一統するらしく見えた。六國の中でも韓は最も弱小で且つ秦と境壤を接してゐたので、既に屢〻侵略を被つてゐた。然るに韓の當局大官等は敢て國難を防止せんとする熱誠も無く、又手腕も無く、唯官權を利用して私腹を肥やすことにのみ汲々たる有樣であつた。

一般人民は又懶惰無氣力で祖國の衰亂に對して一向平氣である。中には無秩序で取締の不完全な方が却て氣樂でよいと思つてゐる不埒な連中もゐた。本書の和氏篇に、

當今之世、大臣貪レ重、細民安レ亂、甚二於秦楚之俗一

とあるのは、韓子が此の如き世相を慨いたのである。

此の內憂外患交〻至れる韓の衰運を如何にして挽回すべきか。韓子は韓の王族として此の難問の爲に肝膽を碎かざるを得なかつた、そして當今の最大急務は人君が法制を修明し、勢威を執つて其の臣下を御すること、卽ち所謂綱紀肅正を一日も早く斷行し、富國强兵の實を擧げるより外は無いと信じて、數〻書を奉つて韓王に勸めたが、韓王は優柔不斷で徒に因襲に拘はれ、どうしても韓子の言を用ひることが能なかつた。そこで韓子は祖國の日に滅亡に近づきつゝあるのを目前に見乍ら如何ともする能はず。さればと云つて世を捨てゝ隱遁するのは卑怯だと思つたので、國を憂へ世を慨きつゝ窃に治亂興亡の變

を觀、具に時勢推移の跡を考へた結果益〻堅い自信を以て法治主義の學說を敍述した。孤憤・五蠹等の論文は此の間に成つたものである。又時に或は時事を評論し、異端を諷刺すべくユーモアに富んだ輕妙にして警拔な筆を弄して、種々の小品文をものし、自ら慰めたらしい。說林・儲說等に見ゆる諸篇はそれだ。處が韓の爲に書いて韓王に用ひられなかつた孤憤・五蠹等の諸篇が、或る人により秦に傳はり始皇の見る所となり、始皇は非常に其の說に共鳴し、

「嗟乎、我此の人に逢うて之と遊ぶを得ば、死すとも恨みず。」

と歎じた。時に李斯が、それは韓子の著したものであることを申上げた。そこで始皇は是非とも韓子を招致したく思うて、急に韓を攻めた。韓王は始め韓子を用ひなかつたが、今事の急なるに及んで、韓子を秦に遣して和を請はしめた、始皇は韓子と會談して大に悅び之を用ひたく思うたが、敵の使臣であるから未だ俄に心を許せなかつた。其の間に始皇の重臣、李斯・姚賈の兩人が、「韓非若し用ひらるれば自分等に都合が惡い」と考へて、韓子を陷るべく始皇に向つてかう云うた。

「韓非は韓の王族であります。今王、諸侯を併呑せんと思召さるゝに方つて、韓非は終に祖國韓の爲に圖り、秦の爲には働くまい。此れ人情の自然でございます。今王、之を用ひずに久しく留めて歸國せ

しめたならば、國の內情を敵に知られることになり、不得策です。罪を以て之を誅するがよいと思ひまする。」

と。始皇は之を成る程と思ひ、吏に命じて韓子を取調べさせたが、一方李斯は人を遣はして韓子に毒藥を遣り自殺を勸めた。韓子は始皇に直接辯解しようと思うたが、見ゆるを許されず。遂に韓子は滿腔の怨を抱き雲陽の獄中に自殺して了つた。始皇後に悔いて急ぎ人を遣はし之を赦さしめたが、はや已に絕命した後であつた。惜しいことをしたものである。時に始皇の十四年、西紀前二百三十三年であつた。

韓子と李斯・姚賈との間には或に複雜な關係があつたかも知れぬ、現に姚賈とのいきさつは眞僞確かでないが、戰國策にも見えて居る。然し李斯は韓子の同學の友であり乍ら、假令どんな事情があつたとしても、餘りに非道い仕打をしたものである。李斯も後に非業の最期を遂げるが、因果應報と云ふものだらう。

（註）（一）韓の祖先はもと周と同姓で姬氏であつたが、其の子孫が晉に事へて韓原といふ處に封ぜられたので韓氏と稱した。晉の景公が六卿を置いた時、韓厥が拔んでられて卿となり、韓虔に至りて趙氏・魏氏と俱に諸侯に別し、遂に趙・魏と共に晉を三分して獨立國となり、今の河南省の中部と山西の一部とを含む地域を領有した。第六代目の昭侯の時に國大に治まり、次の宣惠王が始めて王號を稱した。第十代の桓惠王の時に至りて頻りに秦の侵

略を受け、次の王安の九年に秦の滅ぼす所となつた。

(二)韓子が韓の爲に秦に使したのは韓王安の五年で、其の翌年秦の雲陽の獄中で客死したことは明かであるが、其の生れた年は不明である。然し余の推定に依れば、韓子は韓惠王の元年(西紀前二七二)に先だつこと數年に生れたらしく、從つて死んだ時の年齡は四十五歲位と思はれる。

三　韓子の思想的立場

韓子の思想的立場を正しく理解しようとするには彼を生んだ時代を理解せねばならぬ。彼の生まれた戰國時代は言はゞ春秋時代の延長である。春秋より戰國にかけての五百年間は、上に周の王室が在るにはあつたが其の統轄力は年と共に衰へて、其の下に在つた諸侯が勝手に相爭ひ、互に兼併呑噬を是れ事として居つた時代である。唯、春秋時代は所謂五霸が迭に起つて名義上王命を借りて諸侯に號令し、纔かに秩序を維持して居つた時代であるが、戰國時代に至つては周室は有れども無きに等しく、大義名分全く地に墜ち、唯武力と權謀術數とを以て事を決した時代で、一般人民は軍閥諸侯の交爭の犧牲となつて塗炭に苦しみ、秩序の廢壞、人心の腐敗が其の極に達した時であつた。

然るに此の時代は思想界・文藝界に於いて支那民族が空前にして絶後の活躍を示した時で、其の盛觀は實にギリシヤの盛時を想はしむるものであつた。其の原因を案ずるに大體四つを數へることができる。卽ち

（一）周室衰微の結果、其の禮樂制度の權威が無くなり、思想及び言論が自由となつたこと。

（二）諸侯が相兼併せる結果、自然に民族的統一の形勢を馴致し、各地に發達して居つた特色ある文化が互に接觸融合して、新しい發展を遂げたこと。

（三）諸侯が自衞上、人才を求むること急で、國籍の如何を問はず人才を優遇し、門閥を打破したこと。

（四）社會生活の不安を見て、俊秀の士は何れも、之が對策を講ぜんとして諸種の學説を發表して論爭したる結果、學術の進歩を促したこと。

等である。是等の事情相俟つて學者思想家を雲の如く輩出せしめることゝなり、所謂九派百家が互に雄長を競ひ、蘭菊秀芳を爭ふの盛觀を呈するに至つたのである。今其の主なるものを概説すれば、

孔子・孟子によりて代表せられる儒家者流は堯舜を祖述し、文武を憲章し、仁義王道の大旆を揭げて、

此の世を周の黃金時代、即ち周公の古へに回さんとし、墨翟によりて代表せらるゝ墨家者流は兼愛說、尙古主義を唱へて禹の世を再現せんとし、老莊等の道家者流は無爲自然の大道に因りて無欲恬淡を貴び、此の世に於ける一切の文化を否定して太古敦朴の原始的社會を理想とした。又一方には時代の要求に應じ、農耕の法を改良して、富國策を講ぜんとする李悝等の農家者流あり、兵法を講じて强兵を計らんとする孫武・吳起等の兵家者流あり、專ら外交上の權謀術數を硏究せる鬼谷子、倂に蘇秦・張儀等の縱橫家者流あり、又時代に適應した法律を制定し、專ら賞罰の威力に依りて綱紀を肅正し、秩序を維持するのが何よりも急務だと考へる申不害・商鞅等の法家者流があつた。

是等大思想家、經世家の簇り起つた時代の末期に生れた韓子は、諸家の學說の得失を熟察したる末にから考へた。儒家や墨家が時代の趨勢を徒に果なみ悲みて、世は惡化せり、人心は腐敗せりと歎き、深く、其の因つて來る所の原因を察せず、此の世を周公の古へに、若しくは堯禹の古へに、回さうと夢みて居るのは時代錯誤も亦甚しいもので、其の笑ふ可きことは、切株の番をして兎を得ようとするに等しい、(五蠹)。彼等の議論の當てにならぬことは、儒家は儒家同志、墨家は墨家同志の間でさへ名自主張區々で歸一する所無く、現に八儒三墨互に相爭うて居ることに依りても明かでないか、(顯學)。殊に儒家

の歎美する堯舜禪讓の物語りは世の庸劣な君主を惑はして、奸臣簒奪の端を開き、又彼等の主張する仁政主義や民本主義が徒らに君權を薄弱ならしめる結果となり、如何に畏るべき害毒を流しつゝあることであらうか。抑も彼等が人間の道義心を信頼し過ぎて德治主義を稱へ（註）。禮樂教化を以て此の世を治め得べしと考へる根本思想が謬りであると。（難一・難勢・五蠹）

（註）儒家の政治說は、德治主義で、刑政よりも德敎、法よりも人に重きを置くことは人の知る所、儒家の書には各處に此の精神が見はれてゐる。例へば

其身正、不レ令而行、其身不レ正、雖レ令不レ行（論語、子路篇）

君子之德風、小人之德草、草尚二之風一必偃、（同、顏淵篇）

道レ之以レ政、齊レ之以レ刑、民免而無レ恥、道レ之以レ德、齊レ之以レ禮、有レ恥且格、（同、爲政篇）

徒法不レ能二以自行一（孟子離婁上篇）

古之欲レ明二明德於天下一者、先治二其國一、欲レ治二其國一者、先齊二其家一、欲レ齊二其家一者、先修二其身一（大學經第一章）

有二亂君一無二亂國一、有二治人一無二治法一（荀子、君道篇）

君レ人者勞二於索一レ之、而休二於使一レ之、（荀子、君道篇、「之」は「人」の意、信頼するに足る人格者を搜し索むるに心

を勞し、一旦索め得たる後は絶對の信頼を置くこと)

次に老莊等の道家は如何といふに、彼等が人間の智能や德義などをつまらぬものと考へ、小智小德を棄てゝ自然の大道に打ち任せろといふ議論は、聖人の德化を有り難がつてゐる儒家に比して、遙かに氣が利いてゐる。殊に、人智を棄て虛心にして自然の理法に順へといふ教は、そのまゝ法律運用上の心得として有效なものであるし、又、老子が「清靜を天下の正となす」といひ、「敢て天下の先たらず」といつて常に靜退の道を教へたが、是は、動もすれば率先躬行をやりたがり、其の結果要らざる苦勞をなして、却て笑ふ可き失敗に陷る世の君主にとつて、何よりの妙藥だと考へた。其の他老子の一元的宇宙觀といひ(註)・理想的國家の說明といひ(註)、非教學主義及愚民政策といひ(註)、皆韓子の大に共鳴する所であつた。(主道・揚權・解老・守道・大體・五蠹)

たゞ彼等が無欲恬澹を高尚とし、果ては世事に心を絶つて隱遁的になつたり、或は一般民衆に沒交渉な微妙幽玄の哲理を談じて得々たる態度は、寧ろ無益有害であり、斷乎として之を排斥せねばならぬと考へた。(忠孝、外儲說)

(註)(一)老子の所謂「道」には二義あり、其の一は混沌たる實在であり、萬物の本源たる道で、老子第十四章、二十五章、

四十二章に見ゆるもの、他の一は萬物に內在する自然理法の意味で、老子第五十一章に見ゆるのがそれだ。韓子は道といふものに此の兩義を包含せしめて、萬物開發の本源たると共、に凡ての法則の總要なりと見た。即ち曰はく、

道者萬物之始、是非之紀也（主道篇）

（註）(二)老子第八十章に理想的社會狀態を述べて曰はく、

小國寡民、使レ有二什伯之器一而不レ用。使三民重レ死而不二遠徙一。雖レ有二舟車一無レ所レ乘レ之。雖レ有二甲兵一無レ所レ陳レ之。使下民復結レ繩而用上レ之、甘二其食一、美二其服一、安二其居一。樂二其俗一。鄰國相望。雞犬之音相聞。民至二老死一不二相往來一。

韓子が此の說に共鳴したことは、守道篇や大體篇等を見れば明かである。

（註）(三)韓子の非教學主義及愚民政策（五蠹）は其の功利主義・農本主義を基調とするもので、商子に學ぶ所なるは勿論なるが、老子によりて其の自然主義的根據を與へられ益〻此の策を高調するに至つたものだらう。老子に曰はく

絕レ聖棄レ智民利百倍。絕レ仁棄レ義民復二孝慈一。絕レ巧棄レ利盜賊無レ有。（第十九章）

古之善爲レ道者非三以明二民。將三以愚二之。民之難レ治以二其智多一。（第六十五章）

又縱橫家が徒らに權謀を弄し、內治を忘れて外交にのみ沒頭するは、本末を轉倒せるもので謬りも亦

甚しい。古來外交の成敗は外交術そのもの丶巧拙に依るよりも寧ろ外交當局の背後に在る國力の强弱に依るものである。「袖が長けれや踊りが上手、錢が多けりや商ひ上手、」とは世俗のよく知る所ではないか。斯樣な判り切つたことが彼等に判らぬ筈はない。然も猶彼等が外交上の利益を眞しやかに說くからには、其の動機の程は知る可きのみ。卽ち彼等は其の辯口によりて人主を誑して、可惜由緖有る社稷を喰ひ物にせんとしてゐるのであると警告した。(五蠹)

さて農家や兵家の學者は、儒家や墨家の如く時代に逆行するの迂愚を演ぜず、道家の如く此の世を逃避するの弊もなく、時代の要求に應じて富國强兵の策を講ぜんとする點は、誠に韓子の意を得たる所なるが、富國と言ひ强國と言ふも、國家組織の基礎が存して居つての問題である。さもなければ富國は富國とならず、强兵は國を强うせず、徒らに權臣の私腹を肥し、軍閥の爪牙を磨くに過ぎない。然らば國家組織の基礎を固むるの方法は如何。それは**君權の確立**であり、**綱紀の肅正**である。から觀じ來つて韓子は法家の學說こそ時代の要求に最も適切なるものと考へ、此の學說を講明し顯揚して、以て國家社會を救はねばならぬと決心した。

以上が韓子の思想的立場の輪廓である。

四　形名法術の學

法家の學說を古來「形名法術の學」と稱する。それは何故か。形名法術こそは法家の說く所の主要題目であり、其の學說の特色の存する所であるからである。それで此の形名法術の四字を正しく理解することは、法家の主張の特色を簡明に知ることでもあり、又韓子の學說の大綱に通ずることでもあるから、一應之を說明して置かう。

韓子の考に據れば、時弊救濟の要は秩序を正すに在り、そして秩序は權力に依つてのみ確實に維持せられる。此の權力は即ち國家の主權といふもので、何者にも制御せられることの無い絕對的のものでなければならぬ。斯の如き絕對の主權は從來の社會制度に循つて、當然世襲的君主に由りて代表せられ、運用せらるべきである。それで政道の第一義は、絕對にして神聖なる君權を確立するに在るのである。(此の點を最も力說したのは主道・揚權の二篇である。)所謂法と術とは此の君權を擁護し、運用するに必要な二つの道具である。そして形名とは詳しく言へば「形名參合の術」で術の一種であり、その主要なる部分をなすものである。

さて法と術との性質及兩者の關係に就いて韓子はかう說いてゐる。

法者編著之圖籍、設之於官府、而布於百姓者也。術者藏之於胸中、以偶衆端、而潛御群臣者也。故法莫如顯、而術不欲見。（難三）

術者因任而授官、循名而責實、操殺生之柄、課群臣之能者也。此人主之所執也。法者憲令著於官府、刑罰必於民心、賞存乎愼法、而罰加乎姦令者也。此臣之所師也。（定法）

是に因れば、法とは今日の法律規則に相當し、權力に由つて强行せらるべき社會的軌範で、法典に編著せらるゝ者であり、術とは人君が生殺の柄を操りて群臣を駕御する手段である。そして此の兩者は同じく大權の發動ではあるが、治道の表裏若しくは陰陽とも謂ふべき對稱を爲してゐる。卽ち法は廣く國民全般に徹底せしむべきもので、公明顯著を本領とし、術は人主が深く之を胸中に藏し、外部に見さず、獨り秘かに運用する所の者である。而して此の兩者が相俟つて治道を全うすべきものであり、何れの一つを缺いても國を治めることができない。何れも帝王の要具である。

卽ち定法篇に

君無術則弊於上、臣無法則亂於下、此不可一無、皆帝王之具也。

といつて居る。

次に形名參合とは如何なることかといふに。二柄篇に

爲二人臣一者陳二其言一、君以二其言一授二之事一、以二其事一責二其功一。功當二其事一、事當二其言一則賞、功不レ當二其事一、事不レ當二其言一則罰。

とあり、之に依れば臣下が人君に對し、何事か建言すれば自から一種の名義が生ずる。人君は其の名義に循つて或る職事を任命して實功を擧げさせて見る。而して其の擧げた所の實功が先に言明した名義に一致するや否やを驗し、名實一致すれば賞し、一致しなければ罰し、賞罰の制裁を以て臣下に言行一致を迫る方法である。

是は臣下の無責任なる放言を防止し、誠意を以て國務に當らしむる精神から出でた方法ではあるが、臣下の言行一致を責むるの極、常識では到底考へ及ばざる主張を爲してゐる。即ち、二柄篇に

群臣其言大而功小者則罰。非レ罰二小功一也。罰二功不一レ當レ名也。群臣其言小而功大者亦罰。非レ不レ說二於大功一也。以爲不レ當名之害甚二於有一大功一。故罰。

とあり。約束の功業よりも更に大なる實績を擧げた場合でも名實不一致なるが故に罰するといふのであ

る。是は實に極端な議論で治道の通義とは爲し難いが、當時、名實不一致の害が如何に甚しき實狀に在つたかを考へると、此の極端論も輕々に一笑し去ることが得ないのである。

韓子の所謂形名法術は右の如きものであるが、形名なる語は屢々他の意味にも用ひられるから、一言辯じて置かう。

形名といふ語は元來名家(論理學及認識に關する說を爲した一派)の學者が主として認識に關する議論に於て用ひた語で、大體事物の實際を形と云ひ、之に對應する吾人の概念又は名稱を名と云つたのである。然るに尹文子が名家の學說を法家の說に應用するの端を開いて、「形を以て名を正し、名を以て形を正すべし、」など曰ふに至つてから、形名は漸次、法律の條文(名)と其の適用の實際(形)の意味となり、更に一轉して申韓の所謂形名即ち建言と其の實績の意となつたのである。形名を刑名に作り、專ら刑罰を以て下に臨み刻薄なることの意味に用ふるのは後世のことで、形名法術といふ場合は形に作るのが正しい。古書に刑名に作る者は刑の音を假りて形の意味に用ひたものと見るべきである。

五　韓子の學說の源流に就いて

韓子の學說の源流に就いては概略「事蹟」及「思想的立場」の項に於て述べた。然し、同じ材料からでも異なつた推定を下し得るものであるから、學者によつて種々異見が有るのである。それらを一々こゝに擧げる必要はないが、中に就いて「韓非子」の正しい理解を妨げると思はれる說については、一言辯じて置かねばならぬ。

（イ）荀卿との關係を重く視過ぎる說

此の說は本傳に「與二李斯一俱事二荀卿一」とあり、韓子が荀卿に師事したことが明かであり、そして他に師事した學者が文獻に明示されてゐない所から、又韓子が法治主義を主張するに當つて、殊に人間の暗黑面を力說して居る所から出でた推定で、卽ちかう說くのである。

「荀子は儒家の中でも孔孟とは餘程變つて居り、孟子の性善說に對して性惡說を唱へ、人の本性は惡で、其の善なる者は後天的な修養によりて得られるものと見た。因つて人間の本質には善性は無いのだから、是非外部から之を制御しなければならぬ。その制御の手段は卽ち禮であるとて、特に禮を重んじた。韓子は其の師の性惡說を信奉したが、人を制するに禮を以てするに滿足せず、法を以つて制せん

とするに至つたものである。儒家は元來禮を重んずると共に樂（聲樂・器樂・舞樂等の雅樂）を重んじ、樂は人性を内面より陶冶し、禮は之を外部より節制することゝし、内外相應じて人格を完成せしめんとした。然るに荀子は禮と樂との中、特に禮を重んじたのは性惡說の當然の歸結である。禮とは經禮三百威儀三千とて、かなり廣汎に亘るものではあるが、主として人の良心に訴へて實行を期する社會的軌範である。此の禮を重んずる考へから、權力的制裁に出つて厲行を期する法律を重んずる考へに移るのは、洵に當然である。荀韓二子は禮法進化の當然の展開を示したものである。」と。

右は何人をも一應肯かせ易い說ではあるが、極めて皮相的な觀察、輕率な判斷である。

第一、韓子が荀子に師事した時の年齡を全く考へてゐない。荀子は趙に生れ齊に遊び、次に楚に往き一度また齊に來たことも有るらしいが、楚の春申君の知遇を受け長く楚に止り學界の長老と仰がれ、楚に終つた人である。韓子が荀子の何處に居る時に事へたかは史記には說いてゐないが、李斯と倶に事へたことは明かであり、其の李斯が楚に於て荀子に學んだことも亦明かであるから、韓子も亦楚に於て荀子に學んだものと考ふべきである。而して荀子が齊を去り楚に行つたのは齊王建の九年（西紀前二五六）である。さて李斯列傳に「斯將ニ西ノカタ說カント秦王ニ矣、至リテ秦ニ會フ莊襄王卒スルニ」とあり、李斯が學成りて荀子の門

を辭し、楚を去り秦に行つたのは秦の莊襄王の三年(西紀前二四七)と見るべく、荀子が楚に來てより九年の後である。李斯と同學であり、才識に於て李斯よりも勝れてゐたらしい韓子が、李斯よりも、さう年少であつたとは思はれない。そして李斯は秦に入つて間もなく秦の國事に參與することになつた史實から考へて、相當の年齡に達してゐたと見るべきである。隨つて韓子が韓より遙々遊學にやつて來て、李斯と一緒に學んだ時の年齡は、如何に少く考へても二十歲以上であつたと見るべきである。隨つて何が韓子の思想の根抵を決定したかを考へるには、韓子が荀子の門に入る前に親しんだ思潮を問題とせねばならぬ。それで

第二に當時の學界の風潮を見るに、それは前にも述べた樣に所謂九流百家が並び行はれた時代で、儒敎が學界の王座を占める樣になつた後世とは、大に其の趣きを異にする。其の時代の靑年子弟は全く自由な立場に立つて各種の思想に親しんだ。卽ち詩書六藝の經典に目を觸れる機會もあつたらうけれど、申商の法術や孫吳の兵法に親しむ機會も多かつたと思はれる。卽ち五蠹篇に「藏商管之法者家有之……藏孫吳之書者家有之」とあるのも、韓子が當時の事實に卽いて言つたのであらう。そして本傳に韓子の學問については、先づ第一に「喜刑名法術之學」とあり、是は韓子が少年時代から早く已

に刑名法術の學に親しんだ意味に解釋するのが至當であらう。

第三に韓子自ら言ふ所を觀るに、定法篇に「商鞅は法を說き、申不害は術を唱へたが、自分は此の兩者を併せ採り、且つ兩者の缺陷を補ひ完璧を期した。」ことを述べ、彼の法治主義の主なる源流は申商二子に在ることを明言してゐるが、荀子からは何物を得たとも曰つて居らぬ。

又、若し韓子が荀子の性惡說を信奉してゐたとしたら、韓非子五十五篇中に「人の性は惡なり」といふ命題が見はれて來さうなものだが、一ケ所も見當らぬ。

論者或は曰ふであらう「韓子自ら言明せず、又意識さへしない場合でも、知らず識らず影響を受けて居るではないか」と。或はさういふ場合も有り得る。然し其の可能性は甚だ薄弱だと推論すべき理由がある。韓子の書を見ると人性の暗黑面、社會の罪惡を暴露抉摘するに努めて、餘力を殘さゞるの觀があり、一見、性惡說を根據としてゐるかの如き感じを與へるが、諸篇を熟讀すると決してさうではない。人間には中心より欣然として人を愛する善心の自然に具はれることを認め(解老)、又母性愛の純情にも說き及んで居り(八說)、人の性は惡だなどと、單純に決め込んでゐるのではないことが判る。韓子の考に依れば、現實の問題として世には罪惡が數多く存在する。かやうな世を善く治めて行くには、如何なる方法

が適切かといふことを考へるのが急務であつて、人間の天性は抑も善か惡かといふ如き哲學的考察は無用有害であると爲し、五蠹篇には「微妙の言」といつて之を排斥してゐるのである。それで自らも人性問題に就いて特に論ずることを避けたものらしいが、彼の法治論に見はれた口吻より察して、其の抱懷してゐたと思はれる人性觀と法治論との關係を要約すれば

人は本來欲を有つてゐる。けれども欲は人性の全部ではない。

欲その者も元來惡ではない、隨分善に仕向けることも得る。たゞ惡に傾き易いから危險である。

治道は萬全を期しなければならぬ。それで法は惡人を標準として立てらるべきである。

と曰ふに在つて、韓子の法治論の根據として人性を惡なりと斷定する必要を認めぬのであるし、又さう斷定した形跡は無いのである。

第四に荀子の書に就いて觀るに、荀子は成る程儒家の變種で、孟子の民本主義なるに反し君權尊重主義を取り、正論篇には君主の威嚴及儀容を詳說し、其の或る個處は韓子の主道・揚權に君主の神威を說く所と其の揆を一にし、其の措辭まで似通つてゐる。又致士篇に主權の絕對唯一なるべきを力說せる點も法家の主張と一致してゐる。

又、王制・不苟・解蔽等の諸篇に於いて參聽の要訣を說き、臣下に欺かれず、其の眞相を知るの法を說くに當り、或は「操術」といひ、或は「參伍」といひ、「虛壹而靜」と曰ひ、甚だ申韓の形名論に接近してゐる。

其の他農本主義を述べ(富國・王制)、思想統一策として刑罰を以て臨むべきを主張する(正名)など、皆法家の說そのまゝである。

然し乍ら此等の主張は荀子の全體より見れば一小部分を成すに過ぎず、決して荀子の政治說の主要部分を成すものに非ず。其の本領は德治主義・敎化主義・人格主義であり、君主が民の儀表となり、億兆をして其の德に化せしめんことを高調したのである。やはり荀子は韓退之の謂うた通り「大醇にして小疵」の儒者である。

次に荀子に含まれた法術思想は未だ申商の如き極端なものでなく、韓子から觀れば甚だ不徹底に見え、物足らなく思はれたことであらう。

荀子の性惡論そのものも、孟子の性善說の向ふを張つたといふ點で目立つだけで、荀子全體から見て、さう重きを爲すものか如何か、疑問である。性惡の一篇は「人之性惡、其善者僞也」と堂々と書き出して、

人間に禮樂教化の必要なるを說く段に於いては相當成功して居るが、惡性の人間が教化によりて善くなり得る理由を說くに及んで、苦しまぎれに詭辯を弄し、又人間が惡ならば、禮樂は何處より生じたかの說明に至りては、人性中に善の可能性を認めざるを得なくなり、矛盾撞着を來たして居る。是を以て觀るに、性惡の一篇は荀子自身にとつても會心の文字ではなかつたらうし、頭腦明晰な韓子を感服させるには足らなかつたらうと思はれる。

それで荀子の性惡說の影響を受けて、韓子の法治主義が生じて來たといふ俗說は、之を否定せざるを得ない。漢の武帝が董仲舒の意見を用ひて儒教を以て思想統一を圖つてから後、支那の各代を通じて六經を(宋以後は四書五經)を學生の必修科目となし、儒教の經典を一通り學び終つて後に、諸子百家の說を學ぶ順序となつて居つたので、後代の學者が自分の思想發展の徑路を以て、荀韓二子の關係を考へたものだから、こんな俗說を生じたのであらう。

荀韓の書を虛心に對比して見ると、人生觀に於いてよりも、遊說術に關する說に於いて深い關係を見出すのである。韓子の說難篇は遊說論客の爲に、君主に事を說くことの困難と、其の困難に打克ちて成功するの方法を述べたもので、韓非子五十五篇中、此の種の議論は難言篇に少しく見えるだけで、他に類例

が無いのみならず、遊說術として古今獨步と稱せられるものであるが、韓子は此の考へを荀子より得て、獨特の展開をなさしめたことは疑ひ無い。試に荀子の非相・臣道兩篇と韓子の說難篇とを比較對照して見るならば、思ひ半に過ぎるであらう。

（ロ）老子との關係

老子との關係に就いても皮相的觀察が行はれ易い。それは本傳に、其歸本於黃老とあり、且つ韓子が解老・喩老の二篇をものしてゐる所から、韓子は老子に私淑し、其の學說は老子の思想を本としたと考へ易いのである。然し韓子は荀子に對する場合と同じく、其の思想を信奉し心服して居つたのではなく、批判的態度を取り、其の說を取舍したのである。其の大要は「思想的立場」の項に於いて說いたから、こゝに之を繰返さぬ。たゞ此の見地に立つ時、本傳の本於黃老の本は學說の淵源を成した意味でなく、己の學說の根本原理の說明を、老子の道の哲學へ持つて行つたことに解するのである。

（ハ）管子との關係

管仲との關係は割合に輕視されてゐるが注意する必要がある。管仲は齊の桓公（西紀前六八五―六四四）を相けて諸侯を九合し天下を一匡し、春秋五覇の第一たらしめた、政治界の大人物で、孔子も屢々其の功業を歎美したことは論語にも見え、人のよく知る所である。（註）。管仲は政治家たると共に一面又學者でもあり、其の遺著と稱せらるゝ管子は今猶傳はつてゐる。

「韓非子」より觀るに、先進學者中最も多く批評せらるゝは管仲である。而して多くの場合は之を攻撃して居る。其の攻撃は要するに、法治主義に純一ならず、法術萬能主義に徹底せざる點を非難するのである。（難一及難二に各一條、難三に二條）。

かやうに韓子は其の極端なる法治主義の立場より見て、管仲の政法論に嫌らず思うたが、其の時勢を達觀して、功利主義的大策を立て、一匡九合の大功を擧げたことは韓子の欣慕措く能はざりし所であつたやうで、或は彼を伊尹、商鞅と併稱し、（姦劫弑臣）、或は彼を聖と稱して居る。（說林に二個所）。

以上は「韓非子」に見られた管仲の批評であるが、次に管仲の遺著と韓非子との間には如何なる關係が見出されるか。

現存の管子二十四卷は後人の假託に出づるものと思はるゝものも混入して居り、其の內容は直に管子

の自筆と斷定し難いが、其の經國の大方針を道破したる牧民篇は、彼の自筆と見るべきであらう。之に依れば政治の方針として刑政を重視すと雖も、又禮義廉恥を國の四維となし、韓子の法治主義とは大に異なる所あり、韓子が管仲を非難するも無理ならぬことを知る。

然らば管子の學說は韓子に如何なる點に於いて影響したか、恐らくは法律の淵源論及君主の心術に關する說明に於いてゞあらう。

韓子が、法律の根據は自然の大道に在りと言はんと欲して、主道篇に於いて「道者萬物之始、是非之紀也」といつてゐるが、是は、管子心術上篇に、

法出於權、權出乎道。

虛者萬物之始。

とあるに本づけるものであらうし、其の他管子の心術・白心兩篇には、君主の虛靜無爲を說いた所甚だ多く、韓非子の主道・揚權の思想と共通せるもの枚擧に遑あらず。又其の表現の語氣までも似通つてゐる。又

過在自用、罪在變化。（心術上）

君無代馬走、無代鳥飛。（同　）

とあるは、韓非子外儲說左上に君の率先躬行の禍を論じた說話の本づく所と思はれる。

然し管子の心術・白心・內業等の諸篇は老子の思想と相出入するものであつて、老子にも親んだ韓子が、其の學說中、果して管子より得たのか老子より採りたるか、今日より見て判明しない者も多い。

六　韓子の人と爲りに就いて

太史公司馬遷が韓子を批評して「韓子引繩墨切事情明是非其極慘礉少恩。」と曰つてゐる。蓋し適評であらう。然し韓子が是を是とし非を非とし、人間の暗黑面を爬羅剔抉して憚からざるを見て、其の人と爲りを冷酷陰險なりと速斷してはならぬと思ふ。卽ち何人も快く思はぬ慘礉少恩の言辭を敢て爲す所以の動機を察してやらねばなるまい。

明敏なる韓子が明哲保身の道に暗かつた筈は無く、其の方面に關する心遣ひの緻密なることは說難の一篇が之を證して餘り有る。而も猶危險なる言行を敢て爲して一身を顧みないのは、彼の稜々たる氣骨の顯はれであり、憂國の赤誠の迸る所である。此の間の消息は、問田篇に於いて堂谿公との間に物語ら

れた韓子の述懷によりて明かである。

從つて又、韓子は世の恬澹獨善を是れ事とせる隱者の徒輩を惡むこと甚しく、外儲說左上・同右上・說疑・姦劫等の諸篇に於いて、屢〻之を排擊して峻烈を極めてゐると共に、一方眞の仁人は伊尹・百里奚の態度に出で、國家民人の爲には一身の危辱を顧みざるべしと說いた。(說難・難一)、是は單に彼の法治思想の學理的歸結とのみは見るべからず。彼が憂國濟世の熱情を背景とした眞摯な議論なのである。

後世の儒者が、單に韓子が堯舜湯武及孔夫子を批評し惡罵するからといふ理由で、之を仇敵視して非難攻擊し去るのは感心しない。此の書を讀む者はよく韓子の立場を理解して、其の熱意を酌まねばならぬ。又假令仁義王道の理想主義を奉ずる者と雖も、其の理想實現の方法を考ふるに及んでは、韓子の法術論を傾聽せざるを得ないであらう。蜀の昭烈帝が敕して「申韓の書は人の智意を增す、之を觀誦すべし」と曰ひ、諸葛孔明が後主の爲に申韓の書を手寫して之を奉つた史實は、後來の明君賢相の深く鑑みる所となつて居る。

七　韓子の著作と其の傳來

（イ）述作の時

史記の本傳に依れば、韓子の十餘萬言は入秦前の作なるは明かである。然るに太史公自序に「韓非囚レ秦說難孤憤」とあり、入秦後の作なるかの如き口吻をもらしてゐるが、後者は太史公が感慨を述べんとした措辭で、史實として信ずるに足らない。且つ韓子の在秦期間は短日月であつたらしく、述作の遑なかつたであらう。

（ロ）編輯と命名

韓子の著は本各篇獨立して居たのを韓子の歿後其の徒が之を拾收し一帙を成し韓子と命名したらしい。宋以後韓退之と區別する爲に韓非子と稱するに至つたことは前にも言つた。

（ハ）傳來

十餘萬言の書は傳はりて漢書藝文志には五十五篇となつて見はれ、張守節の正義は阮孝緒の七錄を引

いて二十卷と曰ひ、現存の者と篇數卷數共に同じだ。隨書經籍志には二十卷、目一卷とあるが、舊唐書經籍志以後目、一卷と曰ふものは無い。王應麟の漢書藝文志考證に五十六篇とあるのは、傳寫の誤と稱せられるが、それ以前にも、通鑑の始皇十四年の條に十餘萬言五十六篇とあるより見れば、宋代五十六篇本が有つたのかも知れぬ。

後代に殘つた傳本の主なる者を擧ぐれば、

宋の乾道本　二十卷　五十五篇　宋の乾道元年刻。
元の何犿本　二十卷　五十三篇　元の至元三年何犿の刻する所。
明の門無子の迂評本　明の萬曆六年門無子が犿本に原づいて刻す。
明の趙用賢本　明の萬曆十年刻、趙用賢が乾道本と相校して五十五篇となしたもの。

等あるが、其の中、乾道本は現存の韓非子中最善本として信憑するに足るもの、趙用賢本は却つて改惡の觀ありて乾道本に及ばぬ。淸の嘉慶二十三年に吳鼒が乾道本を得て之を覆刻し、且つ顧廣圻の識誤を附錄とした。我が國にては朝川善庵は之を重刊し、版式字樣共に能く七百有餘年前の古風を傳へてゐる。

我邦にては藤原佐世の日本國見在書目錄(宇多天皇の寛平年間の撰錄に成る)に擧げてあるから、一千

有餘年前、已に傳來してゐたことが判る。降りて德川時代に至りて此書盛に研究せられ、注釋の精該は明清諸家の上に出づるに至つた。

八　註釋書

唐書藝文志に、尹知章注韓子七卷とあり。是は恐らく本書の注釋書では最も古い者であらうが、早く已に亡びて傳はらぬ。其の後に見れたものを擧ぐれば左の通りである。

舊注韓非子	二十卷		著者不明
韓非子識誤	三卷	清	顧廣圻著
韓非子平議	一卷	同	兪樾著
韓非子集解	二十卷	同	王先愼著

右の中、舊注の著者に就いては元の何犿は李瓚の名を擧げてゐるが、李瓚の年代事蹟は不明で信を置き難い。然し他書に引用してあるものより考へて、宋以前の注なること明かである。注としては不完全で誤も多い。識誤と平議とは共に摘解である。集解は支那に於ける韓非子研究の集成とも謂ふべきも

ので、特に考證に勝れ、本書の傳本や先儒の注解書に就いても詳說してあつて、極めて便利な本である。

光緒二十二年（我が明治二十九年）に始めて刊行せられ、今では大小數種の本が出てゐる。

次に我が邦人の手に成れるものでは

書名	卷冊	著者
讀韓非子	一卷	荻生雙松著
補訂讀韓非子	三卷（寫本）	戶崎允明著
增讀韓非子	二十卷	蒲阪圓著
韓非子翼毳	二十卷	太田方著
定本韓非子纂聞	二十卷	蒲阪圓著
韓非子解詁全書	二十卷	津田鳳卿著
韓非子校注	二十卷	依田利用著
韓非子疏證	六冊（寫本）	岡本保孝著
評釋韓非子全書	二十卷	藤澤恒著

等あり。最初の二種は摘解であり、他は全文を擧げて注解したものである。其の中翼毳と纂聞とは尤も勝

れた名著で、何れも考證周密、解義精切である。又依田氏の校注は考據の精該を以て知られて居る。而して翼毳は著者自ら手を下して活版に附し、二十部を印刷したのであつたが、其の間十餘年に亘る苦心談は卷末の跋に見ゆ。此本明治四十四年に漢文大系第八冊に收められ、廣く世に行はるゝに至つた。纂聞と校注とは未刊のまゝ寫本で傳はつて居つたが、近頃崇文書院より刊行された。

此の外和文で解釋したものでは、宮内默藏氏の韓非子講義、久保得二氏の韓非子新釋、松平康國氏の韓非子國字解等あり、國譯ものでは宇野博士の國譯韓非子(國譯漢文大成本)がある。

九　作者の疑はれる篇

本書は古い割合に善く保存せられて來た方であるが、それでも後人の假託や竄入でないかと疑はれる篇がある。斯樣な疑問說は支那に於いてよりも我が邦の學者によりて多く僞された。今その主なるものについて述べ且つ批判して見よう。

(イ)　初見秦及存韓の兩篇について

初見秦篇は支那の學者にも古來疑はれて居る。即ち程沙隨は此の篇に就いて「後人誤以二范雎書一廁二于其書之間一」と曰ひ、王應麟の漢書藝文志考證に之を引用した。次に趙用賢は戰國策に載する所の張儀が秦王に說いた語と大略相同じだといふことを指摘したが、鮑彪は其の文中に張儀の死後の事を述べてあるにより、張儀の語だとも斷定得ないと曰つた。

吳師道は右の諸說に反し、初見秦は韓子が秦王に說いたものと見、顧廣圻は此說を是とした。王先愼は先儒の說を擧ぐるのみで自ら斷定を下さず、唯韓子入秦の年に關して論じた。（集解註）

存韓は支那では餘り問題とされず、唯張榜が之を疑つた。即ち存韓には李斯の駁論が附載してあつて韓子を散々やりこめてゐる點から考へ、又筆力の上より見て、此篇は李斯の徒の附加する所と爲した。我が國に於いては、翼毳の著者太田全齋は初見秦・存韓の兩篇を斷じて韓子の書に非ずとなし、五個條の理由を擧げて評論し、兩篇を篇中より抽出し附錄として了つた。校注の著者依田氏も亦之を他人の撰する所と見た。

余は初見秦は韓子の作でないと思ふが、存韓の方は李斯の駁論の部分は別として、其の他の部分は韓子の作でないと斷ずることを敢てしない。其の理由については本文講述の際に之を述べる。

（ロ）忠孝篇について

此篇に就いては、太田氏の翼毳、津田氏の解詁以來之を僞作なりとする人が多い。其の理由の主なるは篇中に「恬淡之學、恍惚之言」と曰つて老莊の徒を排撃して居り、老子を尊崇する韓子の意と合はないからといふにある。然し韓子は老子を無條件に尊崇してはゐなかつたし、老莊一派の或る者の隱遁的態度を惡んだことは屢〻述べた通りで、韓子が此處に之に言及したとて何等不思議ではない、寧ろ當然である。右の理由で此篇を疑ふのは誤である。韓子の自筆と認めて然るべきである。

（ハ）人主篇について

此篇には愛臣・二柄・孤憤・五蠹・和氏・備內・內儲說等諸篇の語が多く、後人の綴輯したものゝ如き觀が有つて疑ふに足るが、その論旨は他の諸篇と矛盾するものでない。

（ニ）飭令篇について

此篇は商子靳令篇と殆ど同じく、文字の小異有るだけである。加之其の論旨は他の諸篇と矛盾してゐる。卽ち「以レ粟出レ爵」の論は亡徵・五蠹等に於いて官爵賣買の害を述べてゐるのと合はないし、又重刑少賞論は韓子の持論たる厚賞重罰主義と合はない。是は後人の附益に相違あるまい。

(ホ) 結語

太田全齋は右の五篇全部を疑ひ、中にも初見秦・存韓は斷じて韓子の作に非ずとなして之を附錄とし、他の三篇は之を姑くそのまゝにして置くが、眞に疑ひのない作は五十五篇中五十篇のみと曰つてゐる。卑見に依れば、積極的に韓子の作でないと言ひ得るのは初見秦と飭令との二篇だけであつて、存韓と人主とは眞僞疑はしいもの、忠孝は韓子の自作として疑ひないものである。

其の他の諸篇についても疑ひを挿む者絶無ではない。現に津田鳳卿は心度篇をも疑つてゐる。然し一般には他の諸篇は全部韓子の作なりとして疑はれぬのである。

昭和六年五月十四日印刷
昭和六年五月十八日發行

第二十三回配本

【非賣品】

昭和漢文叢書
韓非子新釋
(卷下)

不許
復製

著作者　平澤東貫
東京市神田區北神保町十一番地
發行者　辻本卯藏
東京市牛込區西五軒町五十二番地
印刷者　白井祐吉

東京市神田區北神保町十一番地
發行所　弘道館
電話九段一三六八・一三六九番
振替口座東京八一一五番

印刷所　行政學會印刷所







